

平成 30 年

12月熊取町議会定例会会議録

平成30年12月5日開会

平成30年12月19日閉会

熊 取 町 議 会

平成30年12月定例会会議録目次

(12月5日)

出席議員	1
議事日程	1
議会議員政治倫理条例に係る文書の伝達	2
諸般の報告	3
町長挨拶	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
一般質問	5
1. 江川慶子議員	5
1) 住民の目線に立って働ける町職員の体制について	
①来庁者から見た町職員の姿を把握しているか、またその対応は	
②職員の「労働基本権」の活用、及び臨時職員等の対応について	
③職員の意見の活用について	
④災害時の対応における必要な人員の確保について	
2) 保育料の無償化について	
①給食費の取り扱いの違いによる負担の増加への対応、及び「補足給付事業」 の導入を検討と来年度予算への反映について	
3) 就学援助の所得「見直し」について	
①基準見直し及び予算削減の必要性について	
2. 鱧谷陽子議員	16
1) 精神障がい者支援について	
①「精神障がいにも対応する地域包括ケアシステム」の本町での取り組みに ついて	
②啓発事業への町民の参加が少ない原因について	
2) 池の上に設置する太陽光発電パネルについて	
①対象自治会への説明会について	
②台風や竜巻での破損の可能性について	
3) 災害対応について	
①災害ごみの引き取り期限及び業者が下ろした瓦の取り扱いについて	
②防災行政無線が聞き取りにくい場合の対応、及び個別受信機の導入につい て	
3. 二見裕子議員	28
1) 防災について	
①ため池ハザードマップにおける増水時の決壊の危険性について	
②マイ・タイムライン（避難行動計画）の策定の推進について	
③今後の大規模災害に備えた避難所の優先的な施設整備について	
④ひまわりドームにおける早い段階での避難所開設について	
⑤ポケベル波防災ラジオの導入について	
2) 賑わいづくりについて	
①スーパーホテルの建設スケジュールについて	
②スーパーホテルの完成に伴う、まちの賑わいづくりについて	

③スーパーホテル周辺の道路整備について	
④「くまとりやもん♪」は特産品に限ったブランド化なのか	
⑤「くまとりやもん♪」ブランドとして、町内の特徴のあるもののブランド化について	
3) 風しんの予防接種助成について	
①熊取町の助成について	
②助成の拡大について	
4. 文野慎治議員	41
1) 平成31年度予算編成の基本方針と個別課題の取り組みについて	
①公約実現のための新たな施策と重点項目について	
②組織改革の取り組みについて	
③「広報くまとり」リニューアルの考えについて	
2) 投票率の向上について	
①高齢者（交通弱者）への対応策について	
②投票所の見直しについて	
③若年層の投票率向上への対応策について	
5. 矢野正憲議員	52
1) 高齢者の見守り活動について	
①登録制度の登録数と民間事業者・各種団体との協力体制について	
2) ふるさと納税返礼品としての人的サービスについて	
①品物だけではなく高齢者の見守りなど人的サービスを追加するべきではないか	
6. 坂上昌史議員	59
1) 熊取町の鳥獣被害について	
①熊取町の直近5年の捕獲状況について	
②今後の予測と対策について	
③有害鳥獣捕獲の従事者の数と年齢構成について	
2) 英語教育について	
①町内の小・中学生の民間資格・検定試験の受験状況について	
②小・中学生の民間資格・検定試験の受験料の補助について	
 (12月6日)	
出席議員	65
議事日程	65
一般質問（続き）	66
1. 重光俊則議員	66
1) 高齢化対策と支援サービスについて（2018年～2040年）	
①町内の全人口、並びに65～74才の人口と75才以上の人口の割合予測について（表またはグラフで提示）	
②町内の自治会ごとの人口、並びに65～74才の人口と75才以上の人口の割合予測について（表またはグラフで提示）	
③町内の二人住まいと独居高齢者の世帯数予測について（表またはグラフで提示）	
④65才以上の在宅高齢者の安否確認システム利用を拡大するための支援事業計画について	

- 2) 町内施設のバリアフリー化とユニバーサルデザイン化について
 - ①公民館・ホールのバリアフリー化とトイレの洋式化について
 - ②公民館・ホール及び庁舎のユニバーサルデザイン化について
 - ③町内の施設でバリアフリー化やユニバーサルデザイン化が必要な施設の把握とその実施計画について
 - 3) 就学援助について
 - ①住民、議員への資料で認定基準額が異なる理由について
 - ②島本町の周知方法と対比してどう思うか
 - ③条例化の検討について
 - 4) 永楽ゆめの森公園の来園者の増加対策について
 - ①ひまわりバス停留所の移動について
 - ②駐車場の増設やスケートボード場の移設について
2. 河合弘樹議員 79
- 1) 老人憩いの家について
 - ①耐震診断の状況と今後の維持管理について
 - ②1階が老人憩いの家、2階が地区会館として施工する場合の補助金等について
 - 2) 通学路の安全対策について
 - ①ひまわりドーム下の交差点から久保六差路交差点までを、通学時間帯だけでも地区住民以外の車を通行禁止にできないか
 - ②久保地区六差路交差点の今後の安全対策について
 - 3) シルバー人材センターについて

登録人数、主だった仕事内容、近年の労働時間、及び労働人数について
3. 阪口 均議員 85
- 1) 下水道普及について
 - ①平成30年度の普及率と平成31年度の普及率について
 - ②平成31年度に工事をおこなうエリアについて
 - ③普及率が100%になる時期について
 - ④近隣市町の普及状況について
 - ⑤下水道整備後利用していない軒数と対策について
 - 2) 鳥獣被害について
 - ①3年間の熊取町の捕獲状況と近隣市町の捕獲状況について
 - ②被害状況で最近特筆することはあるか
 - ③檻の増設の予定について
 - 3) ブルーベリー農園について
 - ①ブルーベリー農園を将来どうしたいのか
4. 浦川佳浩議員 96
- 1) 子ども達の『学習意欲の向上』及び『自分への自信を育む』ための取り組みについて
 - ①「全国学力・学習状況調査」について
 - (1)教師と生徒の信頼関係の希薄化による子どもの自信喪失にかかる具体的な対応について
 - (2)小・中学校の先生たちの『1日あたりの学内勤務時間』について
 - ②学習塾について
 - (1)学習塾に通っている割合における大阪府下で比較した場合の捉え方につ

(1) いて (自治体間で比較できるデータがあれば表で提示)	
(2) 就学困難世帯に対する新たな支援としての学習塾費の支給について	
③ 読書について	
(1) 本町における「読書の時間」が少ない傾向にあることへの取り組みについて	
(2) 学校図書館司書の配置としているK P Iの目標値の見直しについて	
2) 「図書館活動報告書」から見る熊取図書館の今後について	
① 小・中学生の図書館利用及び年間有効利用者数の減少改善に向けた対策について	
② 図書館周辺の改修や整備、館内カフェ設置等の検討状況について	
③ 学習スペース利用件数の低下と平成28年度図書館アンケートの相関関係について	
④ 図書館の指定管理者制度導入における検討状況について	
5. 佐古員規議員	109
1) 地域活性化支援について	
① 本町ホームページについて	
専門分野の検索がしやすいような工夫について	
② スポーツによる地域活性化について	
(1) スポーツ大使の設置について	
(2) 地域スポーツコミッション等による地域活性化の本町の今後の考え方について	
③ ふるさと納税の今後について	
(1) ふるさと納税を「流行」で終わらせないためには	
(2) 寄附金の主な活用法について	
④ 永楽ゆめの森の収益事業について	
(1) 広告、駐車場収入以外の施策について	
(2) 旧羊小屋の今後の利活用について	
6. 渡辺豊子議員	121
1) さらに産後ケアの推進について	
① 産後ケア事業の利用状況について	
② 産後ヘルパー事業の取り組みについて	
③ 「祖父母手帳」の発行について	
2) 道路整備と交通安全対策について	
① 路面下空洞調査の結果について	
② 円形状の交差点ラウンドアバウトの整備に関する調査研究について	
3) 熱中症対策について	
① 避難所となる学校体育館へのエアコン設置について	
② 小学校への冷水機設置について	
(12月7日)	
出席議員	135
議事日程	135
提案理由説明	
議案第76号 平成30年度熊取町一般会計補正予算(第8号)の専決処分報告について、議案第77号 平成30年度熊取町一般会計補正予算(第9号)の専決処分報告に	

について、以上2件一括付議	136
質 疑	139
採 決	143
提案理由説明	
議案第78号 手数料条例の一部を改正する条例	143
質 疑	144
提案理由説明	
議案第79号 事務分掌条例の一部を改正する条例	144
質 疑	145
提案理由説明	
議案第80号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例	145
質 疑	146
提案理由説明	
議案第81号 土砂埋立て等の規制に関する条例	146
質 疑	150
提案理由説明	
議案第82号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例	150
質 疑	151
提案理由説明	
議案第83号 介護保険条例の一部を改正する条例	151
質 疑	152
提案理由説明	
議案第84号 指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）について	152
質 疑	152
提案理由説明	
議案第85号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド） について	152
質 疑	153
提案理由説明	
議案第86号 民事調停の成立について	153
質 疑	155
提案理由説明	
議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定について	156
質 疑	156
提案理由説明	
議案第88号 南部大阪都市計画道路熊取駅西1号線の区域外設置に関する協議につ いて	156
質 疑	157
提案理由説明	
議案第89号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第10号）	157
質 疑	162
提案理由説明	
議案第90号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議 案第91号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、以上2	

件一括付議	163
質 疑	165
提案理由説明	
議案第92号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）	165
質 疑	166
提案理由説明	
議案第93号 平成30年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）	166
質 疑	168
提案理由説明	
議案第94号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）	168
質 疑	170
提案理由説明	
請願第2号 義務教育就学援助の充実を求める請願	170
 (12月19日)	
出席議員	173
議事日程	173
委員会報告	174
議会運営委員会報告	174
議案第78号 手数料条例の一部を改正する条例、議案第79号 事務分掌条例の一部を改正する条例、議案第80号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例、議案第85号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）について、議案第89号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第10号）、以上5件一括付議	174
総務文教常任委員会委員長報告	175
質 疑	175
採 決	175
議案第81号 土砂埋立て等の規制に関する条例、議案第82号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第83号 介護保険条例の一部を改正する条例、議案第84号 指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）について、議案第86号 民事調停の成立について、議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定について、議案第88号 南部大阪都市計画道路熊取駅西1号線の区域外設置に関する協議について、議案第90号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第91号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第92号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第93号 平成30年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）、議案第94号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）、以上12件一括付議	176
事業厚生常任委員会委員長報告	177
質 疑	177
採 決	177
請願第2号 義務教育就学援助の充実を求める請願	180
総務文教常任委員会委員長報告	180
質 疑	180
討 論	180

採 決	181
提案理由説明	
議案第95号 工事請負契約の締結について（平成30年災第106号 普通河川雨山川 災害復旧工事）	182
質 疑	182
採 決	184
提案理由説明	
委員会提出議案第1号 議会委員会条例の一部を改正する条例	184
質 疑	185
採 決	185
提案理由説明	
議員提出議案第8号 認知症施策の推進を求める意見書、議員提出議案第9号 義 援金差押禁止法の恒久化を求める意見書、以上2件一括付議	185
質 疑	187
採 決	187
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について	187

12 月熊取町議会定例会（第 1 号）

平成30年12月定例会会議録（第1号）

月 日 平成30年12月5日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	南 和仁
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	
総 務 部 長	林 利秀	住 民 部 長	藤原 伸彦
住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔	健 康 福 祉 部 長	小山 高宏
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事		健 康 福 祉 部 理 事	
兼 子 育 て 支 援 課 長	木村 直義	都 市 整 備 部 長	泉谷 徹
都 市 整 備 部 理 事	大西 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷ゆかり
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	教 育 次 長	貝口 良夫
教 育 委 員 会 事 務 局	吉田 茂昭	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	林 栄津子
統 括 理 事		統 括 理 事	
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	野津 恵	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

一 般 質 問

議案第76号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告について

議案第77号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告について

議案第78号 手数料条例の一部を改正する条例

議案第79号 事務分掌条例の一部を改正する条例

議案第80号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例

議案第81号 土砂埋立て等の規制に関する条例

議案第82号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第83号 介護保険条例の一部を改正する条例

議案第84号 指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）について

議案第85号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）について

議案第86号 民事調停の成立について

議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定について

議案第88号 南部大阪都市計画道路熊取駅西1号線の区域外設置に関する協議について
議案第89号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第10号）
議案第90号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第91号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第92号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第93号 平成30年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）
議案第94号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）
請願第2号 義務教育就学援助の充実を求める請願

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。平成30年12月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会における諸議案の審議に当たりましては、厳正かつ公正を基本に、十分意を尽くされまして、ご審議をいただき、あわせて、議事の運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ここで、議会議員政治倫理条例に係る文書の伝達を行います。

平成29年11月6日付をもって熊取町議会政治倫理審査会に付託されました矢野正憲議員に係る調査の請求について、この間、12回にわたる審査会が開催され、粘り強い審議が行われました。

平成30年10月31日付で政治倫理審査会委員長から私に提出された調査報告書は、矢野正憲議員の政治倫理条例違反の認定と条例第11条に基づく警告の措置を求める内容であります。

条例に基づき、11月19日の議会運営委員会に諮った結果、報告書のとおり警告が相当と認められましたので、議長である私から矢野正憲議員に対し、警告を発することといたします。

平成30年12月5日、熊取町議会議員矢野正憲様。熊取町議会議長坂上巳生男。

警告文を読み上げます。

調査請求事項のうち、請求項目1、前回、平成26年の審査会で今勝の不動産取得に関してうその弁明をしたことについて、自身の会報に「私の記憶違いとして矛を収めさせていただいた」という記載をしたことは、政治倫理審査会の中での発言に全く責任を持たず、自己を正当化する行為である。また、自身の会報で「今勝の不動産購入は保証協会から持ちかけられたものであり、金額も保証協会から提示されたものです」と記載したことは、大阪信用保証協会の説明と異なるもので、町民に虚偽の説明をして自己を正当化する行為である。さらに、不動産取得に関して矢野正憲個人でなく、熊取町議会議員として、談合の損害賠償金を熊取町に支払うべき立場にある北川一彦氏と一体となって不動産買い取りの交渉を行っていたことに関して、熊取町及び町民に「債権整理・回収に協力すべく購入した」と説明していることは、町議会議員としては理解されない行為である。

これらの行為は、政治倫理条例第3条第1項、町民の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むことに違反していると政治倫理審査会で判断された。

請求項目3、町民の利益よりも私的な利益追求を優先したのかについては、矢野議員が平成29年8月に家族でアメリカへ旅行されたことは、その費用が多額であり、そのような財政的余裕を享受できたのは一彦氏と同居していたことによると住民から思われてもおかしくない状況である。この旅行は個人のプライベートなことではあるが、談合賠償金被請求人であった北川一彦氏の遺族としては自粛すべきであり、賠償金の請求人である熊取町の町議会議員としては、町民の利益よりも私的な利益追求を優先したと町民から疑惑を招く行為になったものと判断された。

したがって、同条例第11条に規定する議会の品位と名誉を守り、町民の信頼を回復するため、今後はこのような行為を厳に慎むよう警告するとともに、自身の会報などを通して誤った記載を訂正して謝罪することを求める。

請求項目2、談合賠償金の回収に尽力したのかについては、尽力したこと及び不作為に対する判断が困難という意見があり、条例違反とは認定されなかったが、このような審査請求が住民から出

された原因は、矢野議員の義父である北川一彦氏が一度も談合賠償金を返済することなく亡くなり、遺産相続も放棄され、結果として賠償金が回収できない事態になってしまったことにある。矢野議員はそのことを真摯に捉え、義父にかわって全町民へ誠意ある謝罪を条件として条例に抵触しないと判断するという委員の意見は、真摯に傾聴するべきものである。

したがって、本件に関して、矢野議員は全町民への誠意ある謝罪を行う必要があることを伝達する。

以上であります。

ただいま読み上げました警告文を矢野正憲議員にお渡ししたいと思います。

矢野議員は前のほうにお進みください。

(矢野議員に警告文を手交)

矢野議員。

10番(矢野正憲君)先ほど議長より、私の義父北川一彦の……

(傍聴席より野次あり)

議長(坂上巳生男君)傍聴者は発言を自粛してください。矢野議員。

10番(矢野正憲君)先ほど議長より、私の義父北川一彦の談合損害賠償にかかわっての町議会議員としての私の言動について、政治倫理審査会の審査の結果、政治倫理条例第3条第1項違反と判定され、4年前の政治倫理審査会に続き2度目の警告の措置を受けました。私は、町民の代表者として、品位と名誉を損なう行為を行ったことを真摯に反省し、この場で町及び全町民の皆様へ深くおわび申し上げます。大変申しわけありませんでした。また、4年前と今回の2回にわたり政治倫理審査会を開催させることになり、町議会の皆様にも大変ご苦勞、ご迷惑をおかけいたしました。この場より謹んでおわび申し上げます。まことに申しわけございません。

警告文にある請求項目1は、以前配布した会報ひとみ平成26年7月、8月の記事の「私の記憶違いとして矛を収めさせていただいた」「今勝の不動産購入は保証協会から提示されたもの」ですと記載したことは、政治倫理審査会の中での発言に全く責任を持たず、自己を正当化する行為である。大阪信用保証協会の説明と異なるもので、町民に虚偽の説明をして自己を正当化する行為であると事実と違う記載があると認定されました。このことを真摯に受けとめ、警告の認定事実に沿った訂正記事を記載したチラシを配布いたします。これにより、町民の皆様へ記事訂正とおわびをいたします。

請求項目3は、私が平成29年8月にプライベート、家族でアメリカ旅行をしたことについて、義父北川一彦に由来する資金を使用したのではないかと、談合損害賠償金被請求人であった北川一彦氏の遺族としては自粛すべきであったとの警告を受けました。疑惑を生んだことは私の配慮を欠く行動からであり、町民の皆様におわび申し上げます。

請求項目の2、義父北川一彦が一度も談合賠償金を返済することなく亡くなり、法定相続人全員が相続放棄し、結果的に賠償金が未払いとなったことにつき、親族の一人として、議員の一人としても大変心苦しく思っております。全町民の皆様におわび申し上げます。まことに申しわけございません。私は、本日でされた議長警告の措置を真摯に受けとめ、反省しております。今後は、警告を我が身に刻み、議員として町政発展のため精進してまいります。

以上、謝罪とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)以上で、議会議員政治倫理条例に係る文書の伝達を終わります。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年12月熊取町議会定例会を開会いたします。

(「10時12分」開会)

議長(坂上巳生男君)日程に入る前に、諸般の報告を行います。北川議会事務局長。

議会議務局長（北川雄彦君） それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査におきましては、平成30年9月熊取町議会定例会に報告をいたしました以降、9月18日、10月18日、11月21日に実施されまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、関係諸表と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということとでございます。

参考までに、平成30年10月31日現在における各会計ごとの現金預金残高を申し上げます。

一 般 会 計	20億 207万 367円
国民健康保険事業特別会計	3億2,637万4,112円
介護保険特別会計	3,686万2,518円
墓地事業特別会計	335万6,405円
後期高齢者医療特別会計	2,404万9,653円
水道事業会計	3億9,026万6,627円
下水道事業会計	2,996万5,789円
歳入歳出外現金	2,682万2,323円

となっております。

次に、定期監査でございますが、平成30年10月18日に総務部（総務課、人事課、人権推進課、税務課、収納対策課、契約検査課）及び住民部（住民課、みんなと協働課、産業振興課、環境課、美しいまちづくり推進課、環境センター）について監査されたということとでございます。

その定期監査の結果につきましては、皆様方のお手元に平成30年度第1回定期監査等結果報告の写しを配付しておりますので、内容の報告は省略いたします。

以上で報告を終わります。

議長（坂上巳生男君） 以上で、諸般の報告を終わります。

（「議長、休憩動議を求めます」の声あり）

（「すみません、賛成します」の声あり）

議長（坂上巳生男君） 休憩動議が出されましたので、ただいまより暫時休憩いたします。

（「10時15分」から「10時19分」まで休憩）

議長（坂上巳生男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。重光議員。

2番（重光俊則君） 先ほど休憩動議を提出しました趣旨は、本会議の開催が「定足数に達しましたので、本会議を開催します」と言う前に矢野議員の通達が行われたということで、議会の成立ができていいのかどうかということで確認をいたしました。

確認をしたところ、従来から熊取町では、定足数に達する前の発言等については、議長の開会挨拶の後には議会議事録に載ると、正規の議会議事録の内容であるということを確認いたしましたので、先ほどの矢野議員への警告の通達は本会議の中でされたということで、議事録にも載るということを確認いたしましたので、先ほど休憩動議をいたしましたけれども、議事の進行に異議はないということで私自身理解いたしました。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君） 皆様、おはようございます。議長のお許しを賜りましたので、平成30年12月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中ご参集

いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、ことしも残すところ1カ月を切り、本町の冬の風物詩でありますくまとりイルミネーションナイトも1日から始まっております。今月25日まで煉瓦館や熊取駅前広場がイルミネーションで飾られ、幻想的な雰囲気の中、クリスマスコンサートなどさまざまなイベントが行われます。議員の皆様方におかれましてはぜひ足を運んでいただければと存じます。

では、本定例会にご提案申し上げます議案でございますが、専決処分報告につきましては平成30年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告についてほか1件、条例の制定につきましては土砂埋立て等の規制に関する条例、一部改正条例につきましては手数料条例の一部を改正する条例ほか4件、指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター、熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）について、その他、民事調停の成立について、土地改良法に基づく応急工事計画の策定について、南部大阪都市計画道路熊取駅西1号線の区域外設置に関する協議についてでございます。また、補正予算につきましては、平成30年度熊取町一般会計補正予算（第10号）ほか5件をそれぞれご提案申し上げます。

何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席8番 渡辺議員、議席9番 服部議員、以上2名の方を指名いたします。よろしくお祈りいたします。

議長（坂上巳生男君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会委員長の報告を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君） 去る11月29日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、平成30年12月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日12月5日から12月19日までの15日間といたします。

次に、本会議の日程であります。本日12月5日、6日、7日及び19日の4日間といたします。

次に、委員会の開催についてであります。総務文教常任委員会を12月13日に、事業厚生常任委員会を12月11日に開催していただきます。

また、第2回目の議会運営委員会を12月11日に、議員全員協議会を12月13日に開催いたします。

次に、議事日程についてであります。議案書に記載の議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

これをもって、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（坂上巳生男君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日12月5日から12月19日までの15日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日12月5日から12月19日までの15日間と決定いたしました。

議長（坂上巳生男君） 続きまして、日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、江川議員。

13番（江川慶子君） おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長のお許しが出ましたので、私から一般質問をさせていただきます。

まず、住民の目線に立って働ける町職員体制をお聞きます。

憲法の規定する全体の奉仕者たる公務員、住民の目線に立って公正・中立で効率的な行政運営を行うことが求められております。

まず、1つ目に、来庁者から見て町職員の姿がどのように見えているか把握しているか、また、その対応についてお伺いします。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）おはようございます。

それでは、住民目線に立って働ける町職員の体制に関するご質問についてご答弁申し上げます。

1点目の来庁者から見て町職員の姿がどのように見えているか把握しているかというご質問でございますが、職員対応に関しましては、町長からも住民目線で日々業務に当たるよう指示を受けているところでございまして、従前から、職員研修や指導により、接遇等について適切に実施するとともに、日々効率的な業務を行っていくよう努めているところでございます。最近では、住民の方から職員対応についてお礼のお手紙やお褒めの言葉をいただくこともございます。

また、反対に厳しいご意見をいただくこともございますが、その際には常に真摯な対応を心がけ、ご理解をいただいているところでございます。

このように、職員につきましては総じて住民目線に立った、よい対応をさせていただいているものと考えておりますが、今後も、住民の方々のさまざまなニーズに応えることができるよう、職員研修や指導を継続し住民サービスの向上を行うとともに、より効率的な業務を進めていくよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げ、答弁といたします。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁を今いただいたわけですが、住民から見ての感想というものほどのように把握されているんでしょうか。何か連絡箱とかそういうので聞いているのか、直接お話を伺って聞いているのか、その点はいかがですか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）さまざまなケースがございます。直接担当課にお申し出いただいたりとかあったりとか、今の時代ですからメールで内容をいただいてあったりとかということで、いろんな場面でいただいているというような状況でございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

直近でどのような改善をされていますか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）直接人事のほうに苦情というか、そういう厳しいご意見も1件あるんですけれども、職員対応に対する苦情ということで、その中ではいわゆる説明不足という部分が起因いたしましてなかなかご理解をいただけなかったということが原因でございましたので、改めまして上司等も含めて真摯に説明を細かくさせていただいて、ご納得いただいたというケースがございます。以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。それは内容のところですね。面談したときに説明不足が起こったということですね。

先日、父の通院でりんくう市民病院へ連れていったんですけども、事務の職員の制服、医者の方の制服、看護師、それから介護士、服を見て、その方がどんなお仕事をされているか、何をその方に聞いたらいいかというのが一目瞭然でわかるんです。熊取の町職員の場合は、制服を廃止してからの方がどういう役割でどういうふうに使われているのか、また正職なのか嘱託なのか非常勤なのか、非常に見ていてわかりにくい。そういう中で、来られた方が職員が多いなど、熊取町は必要

以上に職員が多いんじゃないかなというような声をお聞きします。

そういう中で、今つけている、皆さんのぶら下げている名札です。つけてはらへん人もお見受けするんですけども、見たところ皆さんぶら下げているので、おへそのあたりに名札がこられていると思うんです。ぱっと見たときに名札がひっくり返ったりしていると、その方がお名前も役職もわからないというのが実際のところなんです。お聞きすると色分けしているんですよ。それについて、一般の住民は色分けについてご存じありません。その色分けについて人事はどのようにされているのか、まずご説明をお願いします。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）先ほど議員がおっしゃっていただいた正規、非正規の区分けで色分けをさせていただいています。

（「色」の声あり）

総務部長（林 利秀君）何色ということですか。正職は緑なんですけれども、たしか嘱託は紺色か青系の色だったと思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）臨職は。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）先ほども申しました正職は緑、非正規、いわゆる嘱託と臨職は青系の色で表示してございます。たしかピンクもあったと思うんですが、すみません、今のところ非正規がないような中で整合が図れないですけれども、正職と色分けはしているということでございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかる方、ちょっと助けてあげてくれませんか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）すみません、今情報をいただきました。

ピンクが嘱託でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ピンクは臨時やと思うんやけれども、そうですね。向こうでうなずいてくださっているんで。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）失礼いたしました。今情報が参りました。

嘱託員は紺色、臨時職員がピンク色ということでよろしくをお願いします。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）こういったことが起こるんですよ。名札というので色分けしているということ、制服はないんやけれども名札で色分けしているということをお聞きしていたんですけども、その色というものは職員間の連絡のためにあるのか、住民にはその色分けについては必要ないと思っはるのか、その辺です。名札というもので区別しているのであれば住民にもそのことを周知していただくように、例えば役場の入り口にその明記をするだとか広報にそのことを書くだとか、職員はどんな方がいるのかというのを明確にすべきだと思うんですが、今先ほど聞いたときも色分けのところ定かではないと、それも人事が定かでないところがちょっと驚いてしまったんです。

そこをしっかりと、まずは制服がないんですから、名札はおへそのあたりでぶらぶらさせるのではなくて、今見たら胸につけてはる人もいてるんですが、お話しするときには、胸のところにつけてもらって、色も確認してもらいながら対応するということとはとても大事なことだと思うんです。その辺はどうお考えですか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）正職であっても非正規であっても住民に対しては同じ職員でございますので、住民に対してはどちらであっても真摯に対応するという姿勢は変わりません。色分けは、どの身分かというのが明確になるようにとりあえず分けていますけれども、住民対応は変わりませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

ただ、名札については、私もこんな胸から下げてぶらぶらしていますけれども、裏返っていたら極力気をつけて前にするようにしているんですが、その辺のやり方については、また今後いろんな方法があると思いますので、検討してまいります。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）胸につけるといのは選択肢の中にはないんですか。それは検討しなければいけないことなんですか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）名札につきましては、支給しているのはこういうスタイルです。ただ、やり方としたら胸にかけるという方法もございます。ですので、今のところはこうなさいという部分がございますから、そこはしっかり考えてやってまいります。

それと、名札については、最初交付したときに広報には載せさせていただきました。また、その辺は全部ひっくるめて広報の必要があるのであればまた掲載しますし、そこは前向きに検討していきたいと思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。その辺はご検討をお願いします。

ぜひ、住民の方が対応するときに、相手がどなたであって、その方が真摯に全員対応するんであっても、そうであっても責任を持ってやってられる方なのか嘱託の方なのか臨時職の方なのか、それがわかるほうが住民にとってはいいと思いますので、ご検討をお願いします。

それから、休憩場所なんですけれども、仕事と休憩とのメリハリが見えてよくわからないんですよ。まず、休憩時間というものはどのようになっているんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）基本は12時から12時45分でございます。ただ、窓口等がある場合は交代でとって、少しずれたりとかということもしてございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）お昼休みの休憩ですよ。それ以外には休憩はないということですか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）午後の間で15分間という部分がございます。そこは明確には何時から何時というのはないんですが、職員独自でその分は休憩するというところで制度的にはなってございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

正職員は自分のデスクがあるから、そこで食事をとられるときもあるしお茶を飲むこともあると。そういった姿が一般の人から見て、勤務中に何してるんやというふうにとれる場合があるんですよ。多分職員も、デスクにいることによって気持ちよく過ごせていないと思うんです。その辺は、休憩と仕事ということのメリハリというのがとても大事だと思うんです。そういった休憩に使える場所というところが少ないんでしょうね、多分。福利厚生棟というものがあっても、その施設が2階であったり手狭であるということで、どうしても自分のデスクで休憩する姿が見えるんだと思うんですが、それはどのようにお考えなんでしょう。改善する必要だとか、そういうことは考えていないんでしょうか。

特に、病院なんかへ行くとちゃんと食堂とかありますよね、看護師だとか先生たちの。熊取町に

は職員食堂というんですか、そういうのがないということで、余計に何かさらされてしまうというか、そういうふうを感じるんですけれど、その辺いかがですか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）今お話に出ました福利厚生棟につきましては、食事するスペースはございますし、また別の部屋で休憩するスペースもございます。加えて、職員にはここでこうしなさいというのはないんですけれども、自席でゆっくりできるのであればそうしてもらったらいいいし、一定、職場スペースの自席ではないところで休憩している職員もございます。あと、庁舎の外に出てベンチに座ったりとか歩いたりとかという、自分でリフレッシュされている職員もございます。そういったことで、職員それぞれで休憩の方法というのは違ってまいります。

ほかの場所の大きなところが必要かということ、なかなか物理的なもので実現不可能な部分もございますので、そのところは現状は職員に任せているというような状況でもございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）そういうことなんだろうということは理解しているんですけれども、できることならばやはり職員食堂みたいな、何か食べるところが別の場所で、休憩も別の場所であって、それで地域の方もお年寄りの方も個食の世帯がふえているということで、子ども食堂に参加したいとかいう希望もあるぐらいなんで、そういうことも含めた、そういった職員向けの食堂的なものも将来的には考えていって、めり張りを持てるような環境づくりというのはぜひしていただきたいなと思い、質問させていただきました。

それでは次、2つ目の質問に入ります。

職員の労働基本権は生かされているか、また、臨時職員等の対応を確認させてください。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）お答えする前に、すみません、先ほどの答弁の修正をお願いいたします。

休憩時間のほうで午後から15分というふうに私、言ったんですけれども、以前にこれは廃止されてございまして、今現在お昼からの法的な休憩時間というのはもうないということで、修正をよろしくをお願いいたします。

次に、2点目の職員の労働基本権が生かされているかというご質問ですが、地方公務員の労働基本権につきましては、その地位の特殊性と職務の公共性に鑑みまして、一般の労働者とは異なり、制約が課せられているところでございます。具体的には、地方公務員の労働基本権として、職員団体を結成する団結権と職員団体が当局と交渉できる団体交渉権が保障されておりますが、ストライキなどの争議行為ができる争議権はございません。

本町におきましては、職員団体として熊取町職員組合がございまして、管理職職員を除く9割以上の職員が加入している状況でございます。この組合とは、職員の勤務条件などについて定期的に交渉を重ね、円滑な協力関係を築き、職員の福利向上を行っているところでございまして、職員の労働基本権は十分生かされているものと考えてございます。

また、臨時職員等の非正規職員につきましては、組合を結成してはございませんが、非正規職員の勤務条件について国からの通知に準ずるとともに、近隣自治体との均衡や必要な人材確保という観点を含めて毎年度、見直しについて検討し、必要に応じて改正を行っているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

組合があるということで、9割の方が入ってはって円滑に協力関係を保っているということなんですけど、9月議会でも同じような障がい者雇用のことでご質問したときに、障がい者雇用率が熊取町は一定保たれていて、それで差別的なことはされていないと。それと、先ほども労働条件については十分に生かされているということなんですけど、9月議会のときの答弁の中でも、賃金等の差別

は一切ございませんということだったんですが、福利厚生施設の利用だとか教育訓練の実施だとか、そういったことでその方の希望が生かされずに困っているという話をその後、お伺いしたんです。

あのとき林総務部長が一切ございませんと答弁されたんですが、この答弁に変更はございませんか。
議長（坂上巳生男君） 林総務部長。

総務部長（林 利秀君） そのときの内容ですけれども、今少しおっしゃっていただきました。具体的な例を挙げられまして、差別の具体的な例ということで何点か挙げられ、給与の体系であったりとか、今おっしゃいました休憩室の利用を認めないという、そういった例があるかという中で、私はないとお答えをさせていただきました。それはないわけで、ただ一定、うちの職員から相談は受けてございます。

ただ、相談につきましては今後もさせていただく姿勢でございますが、いつでも寄り添った形で行ってございます。全ての内容に対応できればそうするんですが、なかなか物理的に、次の答弁でもしませぬけれども、できないこともあるので、話は継続して聞いてまいります。そこで理解を求めていきますけれども、なかなか物理的な可能性としてはすぐには難しいところがございます。議員全員協議会の中でも少し答弁をさせていただきましたけれども、できる範囲でできる内容をしようということで、そこは姿勢としては変わってございませんので、よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君） 江川議員。

13番（江川慶子君） わかりました。9月の答弁の中では一切ございませんとすばっと答えられたんですが、そうではないと。やはり相談はあると。一定それは受け入れた中で、すぐには対応できないけれども、できる部分ではやっていくんだということで受けとめてよろしいですか。はい、よろしくお願ひしたいと思ひます。

福利厚生棟は2階にあるんで、どうしても足の不自由な方は使えない状態でありますよね。それから、その方から具体的にお話が私のほうにきています。車椅子の方ですので、おトイレの利用だとか着がえだとか、そういうことに対しても配慮が必要なんです。そういうことに対して、相談はしているのに人事まで話が行ってないのかな、町長まで話が行ってないのかなと思われるようなところを感じるぐらいなんです。

配置についても、ちょっとどうなのかなと思われるところを感じます。下手な言い方をすると、やめてほしいからここに配属したのかなというような、そういう捉え方までしてしまうような状況を感じてしまいました。やはり同じように、障がい者の方も対等に仕事をする環境づくり、配慮というのはぜひお願ひしたいなと思ひます。そういった答弁もいただいておりますのでお願ひしておきます。

それと、美しいまちづくり推進課におられる嘱託については、災害のときにお話を聞く機会があって、どういう勤務体制なのかなということをお聞きしましたら、長くやられている方はもう17年ほど続けられていると。ですが、勤務的には嘱託は5年ですか。5年で一旦切られて、それでまた次のときに契約というか、募集してまた5年つないでいく。そのつなぐ間に臨時職の仕事があれば、環境センターだとかどこかのところへ行って臨時職をつなぎながら、また嘱託職員をつないでいるという状態なんです。

たしか坂上議員が議員になったころですか、そういったところも行Ⅰ、行Ⅱとかありまして、正職員の仕事だったと思うんです。そこが不安定雇用の中で継続しているというのが、このままでいいのかなというのとはとても感じております。

その職員の方が数年前、民主党政権のときでしょうか、ボーナスが廃止になって、それで仕事量は相変わらずたくさんあるのに不安定雇用の中でずっと継続して雇用されているという現状の中で、本当に大変な仕事だなと。私たち議員のほうからここの草刈りをしてほしいとか道路補修してほしいとか、そういった要望が多分美しいまちづくり推進課のほうにいつているんでしょうね。それが大きな工事でしたら入札だとか民間業者が入ってくるようなものになってくるんでしょうけれども、小さなものはその人たちが手をかけてもらわなければいけない。とても危険な部分もあるし、特殊

な仕事だなど思うんです。そこを、誰が来てもすぐにはできるような仕事ではないので、やはりやる気が起こるような待遇、泥だらけになって帰ってくることもありますね。そういうときにシャワーをきちんと浴びられるのか、いろんな状況を想定して対応するような人事課であってほしいなというふうに思っております。まず、その点を述べておきたいなと思います。

次、3つ目ですが、職員の意見はどのように生かされていますかということでお伺いします。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）職員の意見はどのように生かされているかとのご質問でございますが、先ほども答弁いたしました職員組合と円滑な協力関係のもと、定期的に、場合によっては随時協議を行い、解決に向けて双方ともに協力して取り組んでおりますので、職員の意見は十分反映されているものと考えてございます。

また、これとは別に、職員自身から職場の上司を通じて、もしくは直接、相談や意見をいただく場合もございます。どちらの場合も、内容をしっかりと受けとめ、解決に向けて対応させていただいているところでございます。

ただし、どのような意見でも言えることではあります。その内容によっては物理的に解決が可能なものとそうでないものがございますので、そのことは職員にはしっかりと説明し、理解をいただいた上で対応していることを申し添えまして、職員の意見に関する答弁といたします。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

意見が途中でとまらないようにきちんと対応していただきたいなと思うんですが、ちょっと前にはきり賞とかありましたよね、職員の何か評価の。あれは今はないんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）ございます。ただ、毎年であったものが行革のもとで2年に1回ということにさせていただきました。今年度はございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

それから、本館にエレベーターがないということで、東館にしかエレベーターがないので、先ほどの障がい者雇用の方もそうなんですけれども、本館と北館に障がい者用トイレがないということと、大会議室が3階にあるということで、資料等重いものを運ぶときには東館まで荷物を持って行ってと動線的にととても回りにくい状態なんですよね、今。職員が使いにくいということは住民が来ても使いにくい環境であるということですよ。そういう部分では、これは無理な話なんですけれども、本館にエレベーターを設置するという案が過去にも職員から出ていると思うんですが、そういう意見というのは吸い上げられて検討されているんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）先ほども申しました職員組合からも一定、エレベーターのことではないですけれども、庁舎のバリアフリー化を推進していただきたいというところで項目としてはいただいております。それに対する回答ですけれども、可能な限り取り組んでいきたいということでお返しさせていただいているところでございます。

先ほど議員もおっしゃいましたように、庁舎にエレベーターがないのかといえば東館にはあることはあるんですけれども、やはり少し本館からすれば距離があるという部分は十分踏まえてございます。

ただ、館ごとに多目的トイレであったりとかエレベーターであったりとかということをつくれば一番いいとは思いますが、やはり費用面あるいは物理的な要素など難しい状況でございますので、将来的に例えば建てかえであったりとか、そういう部分ではしっかりとその部分は考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ここも改修したばかりなんで、今すぐに建てかえということは予定にはないので、遠い先の話になるんですけども、先日、職員の方とお話ししたときに、傍聴もここ、足の悪い方は上まで上がってこられないんですよ、車椅子の方とかは。ということであれば、1階の住民部と環境課の間ぐらい、あの辺に廊下をつくって奥あたりにエレベーターをつければここまで上がってこられるんじゃないかという案を話されて、私もそれを聞いてちょっと驚いてしまったんですけどね、ああそういう手もあるんだなと。そういったお話というのは聞いたことがございますか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）その件につきましては、具体的にはないです。

ただ、追加で言わせていただくと、傍聴席に上がってこられない、確かにそうです。階段でしか上に上がってこられません。ですので、庁舎改修のときにそういったことも考えまして、テレビ中継ということを考えて1階でもこういった状況が見られるようにということで配慮させていただいたというところでございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）その点は十分理解しております。ありがとうございます。

建てかえまで待たずにエレベーターを検討するという事は、住民が来て障がい者用トイレを使うときでも本館から2階に上がれば東館のトイレを使えるわけでありまして、1階で障がい者トイレがつかれないのであればそういうことも考えられるし、資料だとかも、車で来て横づけしてエレベーターに乗ることができれば簡単に上まで持っていけることも可能だなと。3階だけ、ここだけ大会議室にというのが、ここをぶち抜きみたいになるんで難しいのかなとかいうこともあるんですが、何か工夫次第で、そういうふうな意見を持っている職員がいてはるのにそれがうまく案のつてこないということがとても残念だなと思ったので、今回そこを言わせていただきました。

それと、保育所のお話なんですけれど、ここで保育所の話をするとややこしいんですが、3歳児加配加算というのが今回の新制度の中で出てきているんです。3歳児を20人に1人、今、熊取町は国基準で見ているんですけども、今、国は15人の子どもたちに1人の先生をつけるということで財政措置をしているんです。私立には加配加算で公立には交付税措置ということで出している。

子どもたちにとって20人に1人の先生がいいのか15人に1人の先生がいいのかというところで、現場の声としたら、保育士はやはり20人で1クラスよりは15人で1クラスのほうが子どもたちにとっていいと思うんです。そういった意見とかいうのは人事に上ってきたりしないんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）今、議員がおっしゃったような具体的な内容というのは、人事ではお聞きしてございません。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）議員おっしゃいますように、本町におきましては、お聞きのとおり3歳児につきましては児童20人に対して1人を配置させていただいてございます。

特に加配、その分についての毎年、各全体の正職員の数を新規採用を含めて人事部と協議させていただいてございます。当然その中には現場の意見も取り入れてやっているんですけども、ただ、児童20人に対して1人、それを15人に対して1人という議論は、そこまではしてございません。また、確かにそうすれば保育環境がよくなるという面があると思うんですけども、一方では保育士不足に対してどう対応していくのかという課題もございますので、その辺は総合的に勘案しながら検討していく必要があるんだろうなと考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）きょうは人事のほうでお聞きしてしまったんでこういう聞き方になってしまったんですけども、近隣でも和泉市なんかは3歳児は15人に1人なんです。岸和田市は12人に1人なん

です。こちら辺で言うと阪南市も15人に1人という、国基準とは違う配置基準でやっているんです。現場の人は、きっとそうであってほしいと、大人数を1人で、加配はついていますが、やはり少人数で保育を充実させたいという思いがあると思うんです。そういった思いを全体で把握できるようなシステムというのが、声が届くようなものであってほしいなということで、きょうは人事を通してそういう質問をさせていただきました。またそういう点も生かして考えていただけたらと思います。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）正職につきましては、先ほどもありましたように、担当課とは一定協議しながらもやってございます。また、嘱託員の方あるいは再任用の方につきましては、しっかりその辺を踏まえまして、必要の人数についても配置の場所であったりとかにしても保育所担当課としっかりと協議してございますので、その辺は踏まえましてやっていきたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。どうぞよろしくお願ひします。

それから、4つ目です。災害時の対応で、住民生活の安全・安心のため必要な人員は確保されていますかということで、ご答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、災害時の対応における必要な人員の確保について答弁申し上げます。まず、本町における災害時の職員体制につきましては、熊取町地域防災計画及び熊取町災害応急対策実施要領、職員行動マニュアルにおいて定めているところでございます。

具体的な体制につきましては、災害発生のおそれがある気象予報が発令された場合には、まず初動態勢といたしまして、私ども企画部を中心とした災害警戒本部、防災総括班体制により防災情報等の収集に努め、次の段階といたしまして、各部長級等を中心とした警戒配備態勢へと移行してまいります。その際に、必要に応じ避難対策総務班及び学校教育対策班の招集、また、水防活動が必要と判断した場合には土木・水防対策班等の各個別の防災活動部署の態勢確保もしてまいります。

さらには、災害発生のおそれが高まる事象や災害発生の状況により、全職員の4分の1、約70名を防災対策に配置するA号配備体制、次に、職員2分の1、約150名を配備するB号配備体制、さらには全職員によるC号配備体制など段階的に態勢を確保し、災害時の非常事態に対し適時適切な職員配備の対応をしてまいります。

また、本年5月、熊取町業務継続計画（BCP）を策定し、災害時等非常時におきましては、各部署の通常業務も縮小し、非常時における優先業務について明確にしたところで、適切な人員体制及び業務の対応が図られるものと考えてございます。

ただし、これら職員体制はあくまで現有職員が被災者にならない、また通勤手段が遮断されないという前提のものであり、多数の職員自体が被災者となった場合や交通機関等の関係で参集できない状況となれば、非常に厳しい局面となってきます。そのため、日常から職員には、自分の命は自分で守る自助の重要性を意識させるとともに、自治会や自主防災組織による住民間の共助の啓発にも、今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。体制としては整えておるということで理解しました。

今ご説明のあったA、B、C、これについては臨時職員、嘱託員はどのような感じになっているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）先ほどの体制の中には臨時職員、嘱託職員は入ってございませんが、災害時の応急処置対応ということで、臨時職員、嘱託職員にも本当にお力をいただいて、今回の台風21号の対応では倒木等の処理についてもお力をいただいているところでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。よろしく申し上げます。

ただ、ちょっと耳に入ったのは、臨時職がそういった対応のときに自分もちょっと大変なんで休みをとりたと言ったときに、それが許可されなかったというのを何人かお聞きしたんです。

今、共産党では私の願いを聞いてよアンケートを今とっているんで、そういう中でそういう声が、職員は事情があるんやから何かお休みになっているんだけど、臨時職は休めないような、そんなご意見が出ていたので、ちょっと気になりましたので質問させていただいております。やはり臨時職も同じ状況なんで、囑託もね。その辺の配慮は必要かなと思いました。来ていただいたほうが住民サービスにとってはいいんですが、その辺、対応を少し考えていただけたらと思います。

住民の命と暮らしを支える恒常的な業務は、できれば地方公務員法の原則にのっとり正職員でやっていただくべきだというのはずっと申し上げているところなんですけど、どうぞよろしく願いしておきます。

では、1つ目の質問はその程度にしておきます。

次、2つ目の質問に入ります。

保育料の無償化について。

来年度10月から保育料の無償化に向けて、給食費の取り扱いの違いから保育料より負担がふえる場合が発生してくるようです。どのように対応する予定でしょうか。また、親の負担を減らすために補足給付事業の導入を検討し、来年度予算に反映されたい。ご答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）それでは、保育料の無償化につきましてご答弁申し上げます。

まず、給食費の取り扱いの違いにより負担がふえる場合の対応についてでございますが、給食費につきましては、国の現行制度では、1号認定児童は主食費、副食費ともに実費徴収、2号認定児童については副食費は保育料に含めた主食費のみ実費徴収、3号認定児童につきましては、主食費、副食費ともに保育料に含むため別途徴収しないこと基本としております。なお、本町の保育所等では、2号認定児童の主食費の徴収は行っておりません。

また、現在保育料の無償化に関して国が示している方針では、3号認定児童については住民税非課税世帯を除き原則として無償化の対象外であるため、引き続き保育料に給食費を含むものとされておりますが、2号認定児童については、保育料は無償化となるものの給食費は実費徴収となります。

今後、この方針のまま制度化された場合は、現在実費徴収していない2号認定児童の主食費と新たに実費徴収となる副食費と合わせて実費徴収することになり、生活保護世帯など一部の低所得世帯では負担がふえることとなります。しかしながら、国の方針が決定していない状況であることから、現時点では具体的な対応についての検討は行っておりませんが、引き続き、国や他自治体の動向を注視しながら今後検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

また、実費徴収に係る補足給付事業につきましては、子ども・子育て支援法に基づく事業として、生活保護世帯等に属する児童を対象に、1号認定児童の副食費のほか、給食費以外の教材費、行事費等に係る費用の一部を助成する事業でございますが、先ほどもご答弁いたしましたとおり、給食費の実費徴収により生活保護世帯やひとり親世帯等の低所得世帯の負担がふえることから、国におきましても低所得世帯の負担軽減の拡充策について検討されており、あわせて実費徴収に係る補足給付事業の内容につきましても見直される可能性があることから、国の方針等が確定した時点で検討を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

1号認定、2号認定、3号認定、同じように全て対応して無償化になれば何も問題がないんですが、こういった給食に絡むことに関してでもいろんな問題が出てくるんです。国が今そこを検討しているところなんで、熊取町がそこをどうのこうのと対応できるところではないので、その辺は国のことを注視していただいて、対応を即時にできるようによろしくお願ひしたいなと思います。

補足給付事業、これについては、新制度においては特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第4項等の規定に基づき、日用品、文房具等の購入に要する費用及び食事の提供に要する費用等について、市町村の定める利用者負担額とは別途各施設事業者において実費徴収を行うことができることとされており、この実費徴収額について、低所得者世帯を対象に費用の一部を補助する事業を実施するという出されております。対象者は、生活保護世帯、現在のところは第1階層に該当する者で、基準額は、現在の案ですよ、これ。1人当たり月額、給食費は4,500円、教材費、行事費等は1号から3号認定を通じて同額2,500円、これはあくまでも生活保護世帯でありますので、ちょっと生活保護世帯よりも上の方は、この基準額の徴収が1号認定の方は4,500円発生してくるということですよ、給食を食べた場合。そういうことですよ。教材費も2,500円払わなあかんと。ということになると、4,500円と2,500円、単純に足しても7,000円になりますよ、月々の支払いが。それが今まで支払いしていたものよりも上がってしまうようなことが実際に起こるといって今検討されているわけでありまして、ぜひ、この辺も注視していただいて、対応できるようにお願ひしておきます。

そしたら、3つ目の質問に入ります。

3つ目は、就学援助の見直しについて質問させていただきます。

総所得370万円という金額が必ずしも経済的理由によって就学困難世帯とは言いがたい世帯までも対象になっているとの説明を、この間受けてまいりました。その中で、近隣地域よりもすぐれているから、だからわざわざ下げてまでも見直しをする必要があるのかなということはこの間、私はずっと言い続けているんですが、人数が、この前の11月29日の議員総会のとくにまた比較として第3案が出されました。当初は現行基準370万円を318万円に、そういう中で、今度は泉佐野市と同じぐらいにすれば認定基準所得322万円に、もうちょっと頑張って岸和田市並みで認定基準を343万円にということで、いろいろ案が出されてきているんです。徐々に認定基準所得の金額を上げることによって、受けられない子どもたちを減らしていつているという努力は認めます。大変認めますが、それでも、減らしてまで財政危機なのかということを非常に問題だと思うんです。

これから子どもたちも、学校の生徒の減少が起きますよね。少子化ですので。そういう中で、児童を大事にしていかなければならないということで子育て支援に取り組んでいるんですよ。見直しによる引き下げが、この熊取町は子育て支援に頑張ってきたんだと言っているのにとて悪印象を与えてしまう、そういうところでは、熊取町の姿勢というか政治的判断というか、そういうふうなところまで、今きていると思うんです。それでもやはり下げるといって意向なんですか。町長に聞いたほうがいいのかもわからないんですが、答弁を用意されていると思うんでお願ひします。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）就学援助制度の認定基準に係る所得水準の見直しに関するご質問につきまして、私から答弁いたします。

ご承知のとおり、市町村が担う準要保護世帯に係る就学援助制度につきましては、学校教育法第19条に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し支援するものとされており、この法の趣旨に基づき、各市町村においては独自の判断による認定基準により援助が実施されてきたところであり、本町の就学援助の認定基準については府内でもトップクラスであり、幅広く認定ができるものであります。

一方で、近年の厳しい財政状況のもとに平成30年度からの持続可能な行財政運営の実現に向けて策定された第3次行財政構造改革プランの中で、今後の教育環境や内容の充実を図っていくためにも今回の認定基準の見直しを実施することとなったものでございます。

これまでに説明させていただいた見直し案につきましては、議員ご指摘のとおり73名が不認定となると想定される基準であります。同時に、ひとり親世帯や急な失業あるいは罹災により収入環境が悪化する世帯にも配慮した制度設計とし、より一層保護者世帯の収入環境の実態に即した就学援助制度とするものでございます。

ただし、今回の見直しに当たり、議員の皆様や各方面からさまざまなご意見をいただいた中で、過日の議員総会でご説明させていただいたとおり、新たな見直し案のもとに、来年4月の小・中学校への入学予定者を対象とする新入学学用品費の入学前支給を実施させていただきたいと考えております。この新たな見直し案では、4人世帯のモデルケースで約343万円の所得のある世帯までを認定できる基準へと見直しすることと考えております。この基準では、従前の見直し案で73名が不認定となることを、その半数程度は引き続き認定にとどまるものでございます。加えて、ひとり親世帯及び失業や罹災世帯に配慮した内容とするものでもございます。さらに、スクールソーシャルワーカーや外国人英語指導助手の増員、パソコン整備を初めとする学校ICT環境の改善に取り組むほか、教室へのエアコン設置やトイレの洋式化改修など施設面の充実にも努めるなど、学校への充実した投資を行っていくべく、今回の見直しによって生み出される貴重な財源を活用していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、住民の皆様にご理解の内容について十分周知し、皆様のご理解を賜りながら対応してまいりたいと存じますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）議員総会でもお話を聞いている内容だったんで、もうちょっと早く言ってほしかったと思ったんです。

きのうの参議院の会議の中でも、消費税に関する辰巳孝太郎参議院議員の質問の中で、年間所得450万円未満の低所得世帯は消費が低下しているという答弁がありました。450万円未満の世帯でも低所得者世帯なんだという見方なんです。これは国の答弁の中の文言なんです。熊取町では370万円でも所得は多いということなんでしょうね、これ。だから343万円に下げるという見解なんですけれども、これはやっぱり改めるべきだと、もとに戻すべきだと思います。

それから、熊取町の特徴というのは、皆さん持ち家を持っている方が多いんですよ。持ち家を持っているということは、一定ローンをお持ちなんです。そういう世帯に転入していただいているところでは、家を購入して転入してきた人たちの暮らしというものも想定した上で実際に即したやり方、だから、現状維持は本当に必要不可欠なところなんです。それ以上をするかしないかというお話をこの場で論議するんやったら、とても熊取町は子育ての町だなというふうなイメージになるんですが、それを引き下げるとするのは、やはりおかしいなと感じております。

時間的にもうないんで、あとは次、重光議員が就学援助についてまた質問されますので、それも含めて頑張って、ぜひ現状維持でいけるようお願いしたいなと思います。そういうことを述べまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、江川議員の質問を終わります。

次に、鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）議長の指名がありましたので、私より質問させていただきます。

まず初めに、障がい者支援についてです。

私の資料を見てください。心のバリアフリーを考える会の広報です。

初めの質問ですが、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組むよう国は示しております。熊取町第5期障がい福祉計画では、32年度までに自立支援協議会などの活用も検

討し、設置に向けて取り組むとなっておりますが、今の取り組みの状況についてどのようになっているか、お答えください。よろしくお願いします。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） それでは、精神障がい者支援についての1点目、国は精神障がいにも対応する地域包括ケアシステムを求めています。町での取り組みはいかがですかについてご答弁申し上げます。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムにつきましては、平成29年2月のこれからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書におきまして、精神障がい者の一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する観点から、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムの構築を目指すことを新たな理念として、明確にされております。

このシステムの構築に向けた取り組みを円滑に進めるために、国においては障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定め、都道府県や障がい福祉保健圏域、市町村ごとに協議の場を設置するなどの目標が示されているところでございます。

本町では、この指針等を踏まえまして、熊取町第5期障がい福祉計画におきまして、平成32年度末までに、自立支援協議会などの既存の会議の活用などについても検討しつつ、関係者間の顔の見える関係を構築し、精神科病院からの地域移行や地域定着について課題検討などを行う保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置に向けて取り組むことを目標として掲げているところでございます。そのため、本町としましては、当該計画に基づき、前述の関係者による協議の場の設置に向けて取り組みを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 今のご答弁を伺いまして、顔の見える関係をつくっていくということで自立支援協議会などの活用ということになっているんですが、自立支援協議会のメンバーというのは大体何名ぐらいで、今、年2回ぐらいの協議をされているとお聞きしているんですけども、これからはそれでは足りてはいかなくなるのではないかというふうに感じるんです。その辺の自立支援協議会の内容と、それからどういうふうにされていくのかというところ辺についてお答えいただけますでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） まず、自立支援協議会の委員につきましては、学識経験者、大学の教授、住民代表としましては自治会連合会の副会長、また身体障害者福祉会の会長、知的障がい者相談員、精神障がい者相談員、また、行政機関としましては泉佐野保健所の職員の方、福祉等関係者としましては社会福祉協議会の会長、民生委員児童委員協議会の会長、大阪聴覚障害者福祉会の施設長様、相談支援事業所としましてそれぞれ3事業所の方、教育雇用関係者としましては岸和田支援学校、泉南支援学校の校長先生、進路指導の担当の先生、泉州南障害者就業・生活支援センターの職員の方等16名の各分野の方が委員にご参加いただいております、また、オブザーバーとしまして岸和田子ども家庭センターの職員の方も入っていただいておりますという状況でございまして、障がい者の方の自立支援に向けての取り組みにつきまして会議等を開催してございまして、年2回か3回行っているというものでございまして。

今、議員おっしゃっていただきました顔の見える関係ということで、今後、そういうケアシステムというところで取り組みにつきましては、自立支援協議会も一つの会議の場ということで、例えばここの中でまたそういう部会をつくっていくとか、方法はいろいろとございます。今後それは、この32年度に向けまして、こういう協議の場を設けていくというのが計画のほうで盛り込んでいるというものでございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）32年度ということはあと2年間ということですか。それとも1年間、32年度の4月にできるのとか、その間にできるのではかなり年数が違うんですけども、大体あと1年間ですってっていくことになるということですか。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）計画自身は3年間でございますので、32年度までの間に協議の場を設けていくというふうに目標を掲げているというものでございます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）わかりました。あと2年間かけてそういうところで話し合いをしていくということなんです。ぜひともまたよろしくお願ひしたいと思います。

現在、精神病院から退院された方というのは、そういう今ケアシステムというのがない中でどういふところに相談されて、どういふふうな感じになっているのかということはどうなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）退院される方というのは、情報としまして、個人情報もかかわってございますので、まずはそういう病院のほうから保健所等、そういったところに情報が入りまして、そういう情報から例えば市町村が関係するところであったりとか、あと病院のそういう対応をするような部署もございまして、そういう部署であったり、町では、そういう支援を行うサービスもございまして、そういうサービスの事業所であったり、もろもろの相談を受けていただく、そういう相談事業所というのもございまして、当然ながら町も入りますので、そういった保健所を中心とした関係部署が集まりまして、その方をどのようにフォローしていくのかというような、何度もそういう協議の場を設けた上で、その方が地域で生活できるようなサポートにつきまして協議を行うというような形で行っているものでございます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）今そういう形で相談活動は行っていらっしゃるだろうと思うんですけども、ケアシステムができるということは地域の中で受け入れられるような体制をつくっていくということだと思うんで、かなり個別的な相談ではなしに、その人一人を捉まえているんな方々がどういふふうにすればこういう地域でどういふふうな援助があれば暮らしていけるだろうということを考えられるような、そういう場所を各その方の住んでいらっしゃるところにつくっていくというのが国の方針やと思うんです。そこから広げていくということら辺の意味合いはわかるんですけど、どういふふうにそこをつくっていけばいいのかということら辺がすごく難しい問題であるんです。その辺についてお答えいただけますか。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）先ほど議員にご指導いただきました各そういうケースにつきましては、保健所等が入ってそれぞれのケースにつきまして関係者が寄って、どういふ形が一番スムーズに地域で生活していただけるかと、そういう協議を行っております。

今のケアシステムというのは、先ほど私がお話しさせていただきましたように、まずは市町村の単位の中で先ほどの自立支援協議会等のそういう場の活用も検討の中に入れながらそういう場をつくって、もう一つは保健所圏域です。この地域でしたら熊取以南3市3町という圏域になってございますが、そういう保健所が中心となったそういうところ、第1ステージとしては町、もう一つのステージとしては保健所圏域、その上になると大阪府という府域ということ、そこで例えば個別の事例を見ていく中で、地域で生活していただくのにどういふ課題が出てくるのか、そういうところをいろいろ抽出しながら、そういう課題について例えば保健所圏域で共有しながら課題はどういふふうにできるのかとか検討を進めていく。またそれが大阪府にも上がり、大きな課題であればそういうところをもっと上のほうに段階を上げていく。要は段階的に課題を抽出しながら、どういふ生活できやすい形に持っていくのか、それはいろんな制度の問題も出てくると思いますし、そ

ういものになれば国にも上がっていくという、ですから、そういう課題をいろいろ抽出しながらそれを上げていって、その課題を一つずつ解決しながら、その課題が解決できれば地域で最終的に皆さんが生活できるような形に持っていけないかというものがケアシステムというふうには私は理解しております、そういうふうな説明もごさいます。

ですから、そういうようなことを積み重ねていくことによって生活ができるような形に持っていくというものでございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）何かちょっと私のイメージとは違っている感じがするんです。仕事についてもらうとか、それからそういう相談するようなところの制度を変えていくとかということら辺は上へ上げていかなければならないと思さすけれども、今精神障がい者の方々が抱えている問題というのは、退院してきてもそこで生活できなかつたらまた入院してしまう、そういうところ辺が一番大きな問題やと思うんですよ。だから、そこで温かく見守られるような、そういう環境がなかなかできにくいというのが一番大きな問題だと感じているんです。

制度が変わっていくということも非常にあれなんですけれども、そこで生活していくときに何が一番大事なのかということら辺をつくっていくのが私はケアシステムやと思っていたんです。その辺はちょっと違うのかなというふうに感じます。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）今私がお話しさせていただきましたのは、上に上げていくのは、そういう制度というような大きなものになりましたらやっぱり上に上がっていかないと、町の中では解決できない問題であると。例えば町の中で解決できる問題であれば、先ほどおっしゃっていただきました生活する上で例えば生活に困る、生活保護を受けている方であれば、そういう生活保護の担当部局が寄り添って、どういうふうに手続をしてどういうふうにすればいいのかとか、生活に密着したところは各町の中でそういう支援員の方がついていろいろ調整をしたりとかいうことをしながら、生活が送れるような形のサポートをしていくということはやっていきますし、その中で解決できないような大きな問題については段階的に上がっていくということをご説明させていただいたものでございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）わかりました。

そのことでまた質問したいんですけれども、ここでも精神や発達の仕事のサポーターを養成していくということが絵の下のところに書いてあるんです。具体的に上がってきていると、国でも。だから、そういうサポート養成については熊取町としてはどういうふうに考えていらっしゃるか、お答えいただけますか。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）多分、議員おっしゃられているのは、厚生労働省が行っている仕事サポーターということで、私も少しだけですけども調べて勉強もしましたら、そういうサポーターの方というのは、例えば企業であつたら会社の中に障がいをお持ちの方が入ってきたり戻ってこられたりとかいう場面のときにその方がどのように仕事をしていくのか、身近にいる職員、身近な同僚がどのような触れ合い方、例えばサポートをすればいいのか、そういうところをいろいろ身につけて対応できるようにしていく、そういう方がサポーターと。そういうサポーターを厚生労働省が講座等を開きまして、そういうところに企業とか職員とかが参加した上でいろんな知識を持って、その方がしんどいなと、例えばずっとお仕事をされていて同僚でしんどいなという状況であれば、やっぱり一声かけて休憩したらどうか、周りがそういうサポートをしながらその方が仕事をしやすい環境をつくっていくものというふうには理解しております、そういうような講座は国なりそういうところで開かれているという状況でございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鯉谷陽子君）地域生活サポーターというのも国のほうで入っていますけれども、そちらのほうは町がということではないんですか。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）地域サポーターというのも、今、議員がお調べになられたのかどうか私にはわかりませんが、私自身も今調べているところで、まだ具体的にそれが制度としてできているものでなくて、まだ案として、それが多分地域ということであれば、これはすみません、私も十分内容をわかっているわけではないんですが、地域でそういうサポートできるような方のことではないのかなというふうに理解しております、そういうのも国で今進めているというところがございます。

議長（坂上巳生男君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）国からこういう地域サポーター養成講座を各地域で開きましょうというふうな話は、まだないということなんですね。これからそういうこともされていくんだろうと思うんですが、そういうことで理解していいですか。わかりました。

これからも、大変なお仕事やと思うんですが、障がい者の方が地域の中で暮らしていけるということは非常に温かい地域をつかっていかなければならないということになっていくと思いますので、またその辺よろしくお願ひしたいと思います。

2番目としまして、障がい者に対応する地域ケアシステムの構築も住民の理解と協力が本当に必要だと思われまふ。議会も昨年の6月に精神障がい者理解と啓発講座についての請願を採択しました。しかし、こころのバリアフリーを考える会の啓発事業への熊取町での参加者がすごく少なく、そのことについて会にとってはちょっと寂しい思いがあつたらしいんですが、その辺の原因をどのように考えていらっしゃるか。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）2点目のこころのバリアフリーを考える会の啓発事業へ町民の参加者が少ないと主催者は考えられている、原因はどのように考えますかとのご質問でございますが、このような場合、一般的に考えることとしましては、講座の企画内容や開催日時、また周知方法、これは一般的なことでございます。この講座がということではないんですが、町が行うにしても、例としてはこういったことが要因と考えられるかなというふうに考えてございます。ご質問の啓発事業につきましては、やはり当該団体が実施された事業でございますので、本町がその件についてお答えさせていただくものではないと考えてございます。

しかしながら、本町といたしましては、今後も講座開催等の周知につきまして、ご依頼等があれば町広報紙への掲載やチラシの配架について協力してまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）内容とかそういう日にちとかの問題もあるかと思いますが、町としての広報とか、それから関係団体へのお知らせとかは十分だったんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）町からも、今お話しさせていただきましたように広報紙であったりとかそういう周知もさせていただいておりますし、あと、この会の主催者の方も社会福祉協議会等にもお話をさせていただいたりとか、町では民生委員児童委員にもご案内をさせていただいたり、社協にもお聞きしましたら、校区福祉委員会の会議のときにタイミングが合えばちゃんとチラシ等も配布させていただいたりというような啓発はさせていただいたというふうに聞いてございます。

議長（坂上巳生男君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）いろんな原因があるかと思うので一概には言えないかもしれませんが、やはりこれからの少子化、高齢化の社会の中で地域と、それから町とが協力していくというのが大きな鍵だと思うんです。

熊取町協働憲章、町長にこの間、読んでいますかと言って私は聞かれたんですけど、本当にその中の行政の課題として行政の経験・認識不足、それから協働の内容に応じた方策の構築、これは行政側ですよ。縦割り組織の弊害、これなどが行政側のほうに協働していく上での問題点で、ほかの住民団体としての課題は人材不足や資金不足、それから情報公開や協力関係の強化が欲しい、それから事務的能力や拠点の整備が欲しい、新たな担い手や参加者の掘り出しなどが問題であるというふうに熊取町の協働憲章には述べられています。協働を進める意義としても、住民などと行政の相互理解が必要だということも述べられています。よりよいまちづくりの実現を目標として協力していくということは、住民などの自治能力を向上できますし、住民などの活動機能や効率性、専門性などを町政が活かしていくということもできます。また、住民の社会参加の促進を通じて自己啓発の機会を拡大できますというふうに述べられています。

私は、行政とこころのバリアフリーを考える会の中で協働ということの話し合いがちょっと不十分で、不信感が生まれているような感じがするんです。協働憲章があるということではなくて、このことが活かされてこそ価値があるんやと思います。

こころのバリアフリーを考える会の専門性というのは、活かされてこそ価値が出てくるんだろうと思いますので、また行政と協働の内容に応じた方策をいろいろとお互いに話し合っただけで構築してもらったら、もっといいケアシステムをつくるためのそういう一つの手だてにもなりますし、そこへいろいろな専門性を活かしていけるというふうなことも考えられると思います。ぜひ、一緒にやっという姿勢を行政もこころのバリアフリーの会も心を開いてきちっと話し合いをしていくと、できていくのではないかなというふうに私は考えます。

この間、議員全員協議会の中でも話しましたが、来年、みんなと協働課というのをなくす方向が示されました。しかし、これからの社会では住民の協力、理解を得ることが大切になってきます。いろんな地域コミュニティとの関係をさまざまな課で対応していくのはいいかと思えますけれども、団体の人材同士を結びつけたりとか担い手を養成したりする仕事というのは、そういう部署が私は必要じゃないかと感じます。ぜひみんなと協働課を残す検討をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）みんなと協働課については、先日も議員全員協議会で見ていただいたとおりでございますが、一定、機能的な部分については、なくすということではなくて部署を移行させていただくと。要は事務の効率化や業務見直しの中で考えた結果でございますので、しっかりとその機能は残すということでございます。一定その部分については廃止という部分ではございませんので、そこはすみませんがご理解のほど、よろしくお願いたします。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）先ほど、主催者の方、また行政、これまでも役場にお越しいただきましてお話も聞かせていただいておりますし、させていただいております。関係部署もそこに集まった中でお話もさせていただいておりますので、そういったところでは、今後もそういうお話はさせていただきたいなと思います。

それは、やはりお互いに理解をしていくという、先ほど議員がおっしゃっていただきましたように、我々も理解させていただいて取り組みについて検討させていただきますし、主催者の方もその辺のところは我々の意向もご理解いただきながら、その辺の意見のすり合わせとかいうところも大事なのかなというふうに、議員おっしゃっていただいたとおりかなと思いますので、その辺はまた今後、お話が当然あれば伺わせていただきたいと思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）なくす方向でなくて、どこかがそういうところを担当するというふうなことで、そういう結びつけたりとかと。そこはどこが担当されるという形になるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）住民部であったのを企画部に移行して、しっかりそこでやっていくということ
でございます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）人事のほうでやられる。ごめんなさい、聞こえなかった。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）企画部でございます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）企画部でそういうところをきちっとされていくということで理解していいんですね。
ありがとうございました。

これからも、私は大事だと思っていますので注視していきたいと思います。よろしく願いしておきます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員の一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため13時まで休憩といたします。

（「11時57分」から「13時00分」まで休憩）

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）引き続き、よろしくお願い申し上げます。

次の質問ですが、池の上への太陽光発電パネルの設置の件について、8月に対象自治会への説明会を
するとおっしゃっていましたが、いまだ開かれておりません。どうなっているのでしょうか。企業側
はどう町へ説明しているのか、ご答弁よろしくお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）ご質問の1点目、池の上への太陽光発電パネルの設置の件について、8
月に対象自治会への説明会をしようとしていたが、まだ開かれていない。どうなっているかについて
ご答弁申し上げます。

太陽光発電パネル設置に係る説明会を8月ごろに予定しておりましたが、7月豪雨及び9月の台
風21号における被災対応を最優先としたこと、また、台風21号の暴風により全国的に太陽光発電パ
ネル施設などに被害が出たため、事業者に対し、災害による太陽光パネル施設などの被害状況の確
認や弘法池に設置を予定している太陽光発電パネルが暴風による被害に対して対策がとられている
かなど、再度事業者への確認を行っているところでございます。このため、説明会の実施が予定よ
りおこなわれている状況でございます。

今後、事業者との協議が調い次第、対象自治会への日程調整を行い、説明会の開催を行う予定で
ございますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）経済産業省は、10月22日に太陽光発電価格の買い取り価格を22年に引き下げると提
示しました。企業にとって太陽光発電の魅力がなくなっているのではないのでしょうか。企業は、そ
のことにおいてやめるとは言っていないんですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）現時点では、やめるとは伺っておりません。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）今、熊取町も企業の太陽光パネルが多く設置されているんですが、企業としての太
陽光発電所というのは幾つぐらいあるんでしょうか。それはわかりませんか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）すみません、ちょっと把握してございません。申しわけございません。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君）わかりました。まだやめるとは言っていないということなので、またその辺のこともよろしくお願ひしたいと思うんですが、私の 2 ページ、3 ページの参考資料をごらんください。

これは、支持者の方からいただいた日本経済新聞11月1日号の新聞です。太陽光パネルが台風21号で飛ばされたり水没したと書かれております。また3ページ目には、太陽光発電パネルは壊れても発電するというので、感電するおそれがあると書かれております。竜巻や台風などで破損することはないのでしょうか。もしそういう危険があるようなパネルでしたら絶対に中止すべきだと思いますが、その辺についてお考えを教えてください。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）ご質問の2点目、太陽光発電パネルは壊れても発電するので、感電するおそれがあるとされている。台風や竜巻で破損することはないのかについてですが、事業者を確認したところ、今回ため池に設置する太陽光発電パネルにつきましては、水面にフロートを浮かせ、その上にパネルを固定させるもので、池底にアンカーを打ち込み固定させ、フロートとアンカーはワイヤーで固定させるため、計算上では風速毎秒58メートルに耐えられる設計となっております。気象庁のデータでは、熊取町の台風21号による最大瞬間風速は毎秒51.2メートルであるため、今回の台風の規模では飛散しないとのことでございました。

また、飛散物などによりパネルなどが破損した場合は漏電の可能性もあるとのことですが、モニターでの遠隔監視などにより、破損や漏電を感知した場合は2時間以内で現地へ赴き、人的対応により措置することが可能とのことでした。現在、台風21号の事象なども踏まえた対策や、被災時の対応について事業者を確認を行っているところでございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君）今までつけられたパネルでも破損するようなおそれがあったりとか、それから飛んで感電するようなどころがあるかもしれないので、その辺については調べるというふうな計画はありませんか。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）今回はため池にフロートを浮かべての事業ですので、同事例で今回の事業者、全国で何か所か実施しているケースもございます。そこらの状況も把握して、もし何か被災等あればどんな対応をしたのかとか現在確認中でございますので、そういったことがあれば当然、それへの対応策とかも必要であるというのは認識してございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君）そのことも大切なんですけれども、今現在、町で事業者がそういうつくっているところが何か所かたくさんありますでしょう。その辺について何メートルでというふうなところの辺のところはきちっと調べるという、そういうことはされないんですか。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）ため池に関してのソーラーパネルの件でございましたので、その件については検討してございません。申しわけないです。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君）またその辺も、ため池だけではなくに、太陽光があちらこちらたくさんできていて住人としては不安が広がっています。こういう風で飛ばされたりとか斜面を落ちてくるとかというようなことは起こり得ることなんで、またその辺もきちっと調べていただくようお願いだけしておきます。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）都市整備部で今、ため池の水面をお貸しするという事業をやっております。今、町内にいろんな、屋根の上にもございますし地べたにも発電所式というような大きなところも

ございますけれども、都市整備部ではその辺も把握しておりませんし、その辺の許可関係も私どもでは把握しておりませんので、またその辺が必要であれば町の担当と協議をさせていただきたいと考えてございます。都市整備部ではそこまで把握してございませんし、担当としてそういう手順もしておりませんので、その辺はよろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） すみません。そういう質問の予定はなかったんですけれども、でも、本当に不安があるということは確かやと思いますので、また調べられるところを調べていただけたらありがたいと思いますし、住民が安心して暮らせるようなところをよろしく願いしたいと思います。

経済産業省は設置基準を見直しまして、従来より最大で2.3倍の風圧に耐えられる能力を求めているとこの記事には書いてあるんです。でも、2.3倍のものの風力が何ぼかと書いていないので私はよう調べなかったんですけれども、この辺もきちっと、前の風力に比べて、今のところ58メートルには耐えられるとおっしゃっていましたが、前の数字と経済産業省が設置基準として今までよりも2.3倍の圧力に耐えられるように能力を求めているように基準を変えはったということなんで、その辺についてはご存じやとは思うんですけれども、きちっと調べてもらって、熊取町で建設されようとしているパネルがクリアしているのかどうか、それから、先ほどもフロートで下から引っ張っているから大丈夫やと言われるけれども、台風で回ったときに、上にぼっと水がかかったときに沈んでいくというようなことも反対に考えられると思うんですよ、大雨で風でかき回されたときに、沈んだときに耐えられるのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。そういうことで絶対起こらないようになっているんですか。引っ張っているだけですよ、浮力みたいな感じで。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君） おっしゃるとおり、フロートを固定するという目的でアンカーを打ち込んでるので、議員おっしゃるように、水がかき回されて沈まないのかという答えについては確認はとれておりません。

ただ、ちょっと常識的な観点から、沈むケースと申しますのが、例えば渦巻き状になって水中に引き込まれるとか、そういったケースでは想定できるかなと思うんですけれども、通常の台風の風では、主には沈むよりもやはり今回のケースで飛散する、そっちのケースがほとんどであるかなというふうに思われますので、水に巻き込まれて沈むという可能性としては非常に低いかなというふうに私自身では考えております。

議長（坂上巳生男君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） 今回、説明会をされると言うているところは1カ所とお聞きしているんですが、あと2カ所についてはどういうふうにおっしゃっていらっしゃるんですか。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君） 今回、太陽光発電事業を4つのため池で計画してございまして、今回の弘法池、それと免丸池という2つの池で業者を募集いたしました。ただ、免丸池につきましては12月25日に自治会より地元説明会を開催するのは非常に難しいというお申し入れがございまして、現在、説明会が開催できていないという状況でございます。それとあと、大池及び大谷池、これについては事業者募集に至っていないという状況でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） わかりました。

今度つくられようとしている池につきましても、これだけのいろいろな台風で飛ばされたりとかという被害も出ていますし、2.3倍の風圧に耐えられるかどうかというところ辺も調べてもらって、その辺も難しければ絶対につくらないでいただきたい。住民にとっては本当に不安ばかりが募っていますので、その辺よくお考えいただきたいと思うんですけれども、業者もいろいろなことで大変な状況になってきているかと思いますので、その辺はよく話し合っ、できればつくらないという

方向で話し合いをしていただけたらと思います。どうしてもというふうな感じであるのでしょうか。
議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）先ほどからおっしゃっている2.3倍に見直すという件でございますけれども、私が確認した時点では、現在そういった2.3倍にする方向で進んでいると。ただ、具体的にパネルを設置するというのは、箇所ごとによって地形の状況とかそういった具体的なケース・バイ・ケースの場合もあるので、現在それらについての具体的な数値を検討して、今後、具体的な例えば風速何メートルとか、そういうのは現在検討中で、今後示していくというふうに聞き及んでございます。そういう基準が設置された以降になりますと、当然業者もそれに見合った形での設置というのは必要になってくると認識してございますので、数値的な制約についてはそういう面で業者も適切な対応はしていくかなというふうに考えてございます。

先ほども申し上げましたとおり、まず住民説明会が必ず必要になってまいりますので、それを開催させていただいて、事業を続けていくか断念するかというのは説明会の状況が非常に重要なことになってくるかなというふうに認識してございます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）住民の反対が多かったり不安が多かったりということでしたら、ぜひやめていただくという方向で、していただけたらというふうに考えます。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）以前からの質問の答弁でも申し上げましたけれども、ただ、反対の理由というのはさまざまいろんな面あるかと思えます。当然、事業者を募集する際にも、例えば反射光があるとか、光害です。そういったことで対策として防げない場合は事業を中止することがありますよという前提を持って募集しております。中には、住民の意見で自然環境が悪くなるから反対とか、実害的には及ばないんだけどもそういった面で反対の主張の方もございます。ただ、そういったことだけに限れば、事業として断念するにはちょっと判断しがたいところもございます。やはり説明会を開催させていただいて、住民の率直な意見の中身を精査した中での判断になるかと思えますので、一概に反対があるからもうやめるんだというふうには現時点では考えてございません。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）わかりますけれども、不安というのが一番、今回の台風などを受けて大きいと思いますので、もし不安が払拭できないというのでしたら絶対やめていただきたいということをお願いして、次の質問に移らせてもらいます。

次に、災害の対応について質問いたします。

21号台風の被害で、屋根の上に今たくさん瓦が載っております。この処理は町が災害ごみとして引き取ってくれると言っているが、いつまでかということ質問書に書きましたが、12月広報によると12月末までとなっていました。いまだ災害ごみを排出できない方は28日までに相談くださいとありまして、今、ブルーシートの下にたくさんのがれきが残っているということは、災害ごみとして相談すれば出せるということでしょうか。お答えをよろしくお願いします。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）それでは、災害対応についての1点目、瓦の対応についてご答弁申し上げます。

まず、災害廃棄物の引き取りにつきましては、今月の町広報紙にも掲載させていただいておりますが、12月末をもって終了させていただきますので、まだ排出できていない方につきましては、環境課までご連絡いただければ回収にお伺いいたします。

なお、12月末までに災害廃棄物を排出できない事由がある方につきましては、その旨を12月28日までに環境課までご連絡いただきましたら年明け以降で回収に伺わせていただくことも可能でございますので、よろしくお伺いいたします。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）今、多くの屋根の上の瓦にひびが入ったり割れたまま、それをのけてしまうとブルーシートが傷んできたときに水がしみ込むというようなこともあるんで、そのままのけずにブルーシートをかぶせているところもたくさんあると思うんです。その人たちが工事するとき瓦をおろしたときにも回収していただけるということでもいいんですか。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）後段の説明になろうかと思えますけれども、業者が単におろした瓦についてでございますが、これはホームページでもアナウンスさせていただいておりますが、その瓦が台風で飛散、破損したものであれば、お電話いただけましたら町で回収し、当然ながら公費により処分させていただきます。ただし、台風により破損した屋根の修理を業者に依頼され、工事に伴い処分することになった瓦につきましては、廃棄物処理法の規定により施工業者が処理すべき産業廃棄物となるため、災害廃棄物、すなわち災害により発生した一般廃棄物として町で引き取ることができませんので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）今、屋根の上に乗っている瓦は絶対に災害で飛散した瓦です。それを直すときに自分たちでおろせば災害廃棄物ではなしに引き取ってもらえるということですか。業者がおろすと災害廃棄物になって、町では引き取れないということになるということですか。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）災害ごみの考え方でございますけれども、今回の場合であれば、台風21号の風によって瓦が飛散、破損したものであれば、災害ごみとして、それをおろすのが本人であろうがボランティアの方であろうが業者の方であろうが、飛散した瓦であれば下へ出していただいたら町が回収いたします。ただし、業者が屋根を修理するということになって今載っている瓦もあわせて処理するというのは、これは産業廃棄物ということで、災害ごみとは認められませんので、それは対象外になるということでございます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）業者がおろしても、そのときに工事が伴ってなければ災害ごみとして引き取ってもらえるということは、瓦を修理する1日か2日前に業者におろしてもらって前へ置いておけば、そのときと一緒にしなければいけないということで理解していいんですか。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）災害ごみの考え方でございますけれども、台風によって瓦の場合であれば飛散とか破損したものであれば、災害ごみとして収集はいたします。それが業者の方がたまたまおろしたものであろうが個人の方がおろしたものであろうが、それは災害ごみでございますので町で対応させていただきます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）わかりました。では、一緒にしなければ、直すのとちょっと日にちをあけてすれば、それはそれで通用するというので理解させていただきます。屋根の上に載っているのは全て災害ごみだと思いますので、業者がおろそうと住民がおろそうと、業者がおろして、そこですぐに直せば産業廃棄物になるということですよ。一緒にしなければいけないということで理解させていただいていいですね。今のご回答やったらそういうふう感じたんです。それでおいておいてください。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）もう一度説明させていただきますけれども、災害ごみというのは、業者がいつのタイミングで修理に入るとかそういうのじゃなくて、瓦の形態に着目して、それが台風によって破損、割れているもの、飛んできたもの、それにつきましては災害ごみの対象になるということでございます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）だから、産業廃棄物にならないように、工事とは違うときに瓦をおろすということ

を先にして、そういうことでさせていただくということだったら通用するということですよ。

本当に今、瓦がいっぱい屋根の上に残っているんですよ。その瓦というのはやっぱり重さであれするので、かなりの金額が産業廃棄物になったら要ります。処分料や仮修理などが保険で出ないというところもたくさんあるんですよ。だから、本当に処分料というのが何万円もかかってきたときに、瓦を修理したいけれどもこの処分料は払えないというふうな方も出てくると思いますので、その辺は今の考えで通していただけたらありがたいなと思います。

私の4ページ目の参考資料を見てください。産業廃棄物のあれですけれども、国庫補助50%で特別交付税40%で、市町村負担は10%負担で済みますので、28日までに、皆さんに瓦をふきかえる数日前にとりて来てもらえれば産業廃棄物で処理できますよというふうに伝えたいと思います。

まだちょっと残っていたんですけども、時間がなくなってきましたので次の質問にさせていただきます。

防災行政無線が聞き取りにくいという声がありますが、対応はどう考えていらっしゃるのか、また戸別受信機の導入はどう考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）ご答弁申し上げます。

こちらのご質問につきましては、これまでも議会等で多様のご質問をいただいているところでございます。確認も含めてご答弁申し上げます。

防災行政無線が聞き取りにくい場合の対応につきましては、本町ホームページや毎月号の広報くまのりの枠外を利用した紙面において、放送が聞き取りにくかった場合の対処として、放送後2時間は電話により放送内容が確認できる旨を案内しており、本年9月号広報本文におきましても記事を掲載したところでございます。また、台風第24号の際には、緊急速報メールにおきまして案内記事及び電話番号を記載の上情報発信し、周知に努めたところでございます。

ほかにも、防災関連情報につきましては、本町ホームページにおいて、携帯電話やパソコン等のメールにおける防災情報メールの受信方法や、地震、台風、各種警報、土砂災害情報や避難勧告、避難所の開設情報などにつきましても直接受信できる大阪府のおおさか防災ネットへの登録の方法などの案内を行っており、総合的に対応を図っているところでございます。

次にご質問の住宅用の戸別受信機の導入につきましては、府内では太子町や千早赤阪村で整備が見受けられるものの、近隣の自治体の導入はございません。今回、鱧谷議員のご質問を受けて再度岸和田市以南の7団体に確認したところ、本町と同様に、公共施設や指定避難所には戸別受信機を設置しているものの、住宅用の整備についての予定はないということでした。

本受信機の整備に関しましては、経費の面で当初の導入費用については特別交付税措置はあるものの、継続的な維持管理経費も必要となり、導入事例も周辺自治体にはないことなどを考慮しますと、現状ではすぐの導入は困難であるものと考えておりますが、6月議会での答弁のとおり、今後全国的に戸別受信機の導入が広がることで、戸別受信機の量産化による価格の低廉化の状況の推移や戸別受信機の受信エリアなどの確認などを行い、今後においても導入の検討を進めてまいりたいというように考えております。こちらについてはしっかりと調査、研究してまいりたいというように考えております。

今後も、災害等の情報等につきましては適時的確な発信に努めてまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）先日、23日やったかと思うんですけど、防災無線のテスト放送みたいなのが含まれる放送があったんです。何か放送が重なり合ってハウリングして、全然聞こえなかったんですけども、あれは調整してはったのか何なのか、ちょっとよくわからなかったんです。調整できたのかなというふうなことで感じていたんですけども、人の声のほうが機械音よりは聞きやすいので

はないかというふうに感じております。

家の中でいてましても、放送があるというふうなところは聞こえるんですけども、何を言っているのかわからないので、出ようと思ってごそごそして、出てしまうと終わってしまっていたというふうなことがあるんですよ。だから、そういうふうなときに、緊急のときなんかは戸別受信機があると家の中で聞くことができ、安心できるのではないかなということ、導入していただきたいというふうに考えております。

先ほどもおっしゃいましたけれども、聞こえないときには電話をかけるようにと広報の下に書いてあるんですけども、一番下のところで真ん中辺ぐらいで、何かわかりにくいんです。一番前のところに、下でもいいですから、ちょっと大き目に番号を書いてほしいということ、それから、こちらから聞こえないから仕方なく電話するんですから、フリーダイヤルにしていきたいということ、これを切にお願いしまして。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）いろいろとご質問、ご意見等いただいたんですけども、広報の工夫はまた凝らしていきたいなというように思っております。できるだけわかりやすいような形で掲載したいなと思っております。

それと、防災時の機械音という話でございますが、11月5日の議員全員協議会でもお話しさせていただいたように、防災時は職員の声でしっかりとお伝えしていきたいというように考えております。

最後に1点、フリーダイヤルですけども、これは前向きに導入するという事で職員にも伝えております。引き続き今、調整中でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、鱧谷議員の質問を終わります。

次に、二見議員。

7番（二見裕子君）それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、防災についてでございます。

ため池のハザードマップが8カ所作成されているのがホームページにも載っていますが、最近、豪雨が年に何回か起こりますので、増水した際決壊の危険性というのはどのくらいあるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、ご質問の防災についての1点目、ため池のハザードマップが8カ所作成されているが、最近、豪雨が年に何回か起こるが、増水した際決壊の危険性はどのくらいあるのかについてご答弁申し上げます。

本町が管理するため池につきましては、現在、永楽ダムを含めまして81カ所ございます。このうち、豪雨や地震などでため池が決壊した際に人家や公共施設などに被害が大きく発生すると想定されるため池24カ所については、大阪府により水防ため池として指定されており、大阪府において平成24年度より平成29年度までに永楽ダムを含む10カ所で耐震診断調査を実施しており、これとあわせて町がため池ハザードマップを国庫補助金の活用により、順次作成しているものでございます。

ため池のハザードマップは、耐震診断調査の結果耐震性を有していた場合でも、万が一ため池が決壊した際に想定される最大の浸水範囲、浸水深さ及び避難情報などを示したマップで、緊急時の避難行動の参考にしていただく目的で作成したものでございます。

ご質問のため池が豪雨により増水した際の決壊の危険性につきましては、これまで大阪府が耐震診断調査を実施しました10カ所のうち9カ所につきましては、耐震性もあり決壊のおそれはないと

の結果でした。また、残る1カ所につきましては、通常は決壊のおそれはありませんが、大規模地震時には満水面より堤体が1.6センチメートル沈下するとの診断結果から、満水面を常時15センチメートル下げる応急工事を実施し、現在は地震により池の水があふれ出すことはございません。また、今年度より堤体の改修工事を行うための実施設計を行っているところでございます。

そのほかのため池につきましては、本年度、大阪府職員と町職員との合同で堤体、取水施設などため池施設の点検を行いました。現時点では堤体の陥没、クラックなど決壊につながるような所見は見受けられないことから、決壊の危険性はないものと考えてございます。

このほか、日常管理としまして、台風の接近時など豪雨が予想される場合には、ため池の日常管理者である各水利組合に対し、事前にため池の水位を下げるとともに、余水吐や流出水路などに異常がないかの確認を依頼し、対応していただいております。

今後におきましても、大阪府と協力しながら、毎年ため池の点検を行うとともに、日常点検も含め、ため池の適正な管理に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）先ほどおっしゃってました10カ所中9カ所までは大丈夫で、残り1カ所についても地震では少し危険があるといったところも、今は改修というか、きちっとできているということですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）10カ所調査しまして、1カ所だけ地震時に堤体自体が揺れますと堤の一部分が最大1.6センチ下がるという結果が出ましたものですから耐震工事が必要と判断しまして、ただ、耐震工事はかなり規模が大きくなるとか、どういった工事をするとか、そういったことは設計を行って工事をする必要がございますので、とりあえず応急対策として、今の水面を15センチ常時下げるという応急の工事を既に28年度末に終わっておるというところでございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）じゃ、その1カ所に関しても、豪雨のときも今のところは大丈夫というふうに考えていていいということですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）大丈夫と考えてございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）ハザードマップが作成されている8カ所なんですけれども、これは防災の重点のため池になるんですか。町内には本当にたくさんため池がありますので、住民としてはいろんな不安を感じられている方とか、また豪雨のときはどうしてもため池から田んぼのほうに流していく水があふれて、おうちのところに水路があるところは水が流れてきてしまったりとかというご相談もいただいたりするんですけれども、8カ所は防災重点ため池になっているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）これを作成しています基準といいますのが、ご答弁で申し上げました大阪府が選定しました下流に人家とか公共施設とかがあって、万一決壊した場合被害が甚大だろうと想定される24カ所、これを水防ため池という名称で指定してございます。順次、水防ため池につきまして大阪府が耐震調査実施を進めていく、あわせて熊取町としましては国庫補助事業を活用してマップをつくっていくといった同時進行的なことで、現在、事業を進めていっているというところでございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）水防ため池ですか。防災重点ため池とかというのと同じことになるんですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）防災重点ため池という表現も確かにございます。防災重点ため池と申し

ますのが、水防ため池プラス本町では3カ所のため池を加えてございます。この3カ所というのは、比較的老朽化しているだろうと想定される3カ所を加えて、27カ所を重点ため池と指定してございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

西日本豪雨で決壊したのが小さなため池だったということもお聞きしていて、選定から漏れていたとかいうこともありますので、熊取町は本当のため池も多いですし、そこから流れてくるちょうど豪雨の時期、田んぼの時期とかに重なって、水が水路の辺にあってもうまく調節できなかった場合あふれているとかいう場合もあります。その辺も注意していただきたいなということと、熊取町は水防ため池、防災重点ため池の基準というのは何をもってやっているんですか。そこの都道府県によって基準が違うというのも聞いているんですが、熊取町はどういうふうな形でされていますか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）基準につきましては、現時点では大阪府の基準と合致した形でしてございます。ただ、細かい点で、最終的には点数的なこととか、下流に先ほど私、申しあげました人家がどの程度あるとか、公共施設がどの程度あるとか、そういったことを大阪府と協議しながら点数をつけていって、大阪府が最終的に重点ため池、水防ため池について指定していくということになるんですけども、先ほどおっしゃった今回の台風等被害を受けまして重点ため池以外のため池でも被害があったということも受けまして、現在、国では、そういった基準以外にさらに市町村で、あるいは大阪府で独自に必要と判断していくため池等あれば、見直しの対象にしていくというふうな方向性は確認できてございます。

それで、先ほどの重点ため池の指定ですけれども、平成27年11月に大阪府が大阪府ため池防災・減災アクションプランという計画を策定してございまして、この中で重点ため池ということで指定してございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

この7月の西日本豪雨で決壊が相次いだのを受けて、農林水産省がその直後から水位を下げて応急処置をしていくというふうなことも言われていまして、11月に新たな基準を定めて再度危険箇所 の把握を進めてきていると思うんですけども、熊取町としては、それを受けて大阪府から何か対策的なものはあったんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）大阪府へは、国から一定こういった考え方はおりてきているということ は聞き及んでございます。現在、それを受けまして大阪府の内部で再度検討して、今後、市町村に こういったことでという具体的な問い合わせとか協議とか、今後進んでくるというふうに考えてござ います。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

ため池ハザードマップはホームページに載っていて、見て、本当に決壊して何分でどこというふう なのがすごくよくわかるんですけども、27カ所の水防ため池、防災ため池については、どのた め池がというのは、わかるような何か資料はホームページに載っているんですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）ホームページに掲載させていただきますのはハザードマップを作成した ため池のみでございまして、今後も、先ほど申しました水防ため池を中心に、大体年間2カ所程度 を順次、残りの水防ため池については作成していきたいと思っておりますので、作成でき次第、順

次それに加えていくといった形で考えてございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

じゃ、27カ所、8カ所入れてですか。全部で27カ所ですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）水防ため池は24カ所でございますので、30年末で12のため池が完了してございます。永楽ダムは除きますので、残り11カ所が未作成の状況です。31年以降11カ所についても順次作成していくというところでございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）30年度までに12カ所のため池のハザードマップ、8カ所入れて12ということでしょうか。また違いますか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）30年度末まで、今年度末にはハザードマップが12カ所のため池で完了する予定でございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）じゃ、これから8カ所からどんどんとふえていくということではないということですかね。わかりました。

あと、今回調べるに当たってハザードマップもしっかりと見せていただいて、本当に皆さん、住民がどれぐらい周知しているのかなというふうにも思ったんです。自分のところにどんなふうにもし、今のところ決壊はないというふうにおっしゃっていますけれども、何分でどこ、何分でどこというのをやっぱり知っておくべきやなというふうにも思ったんですけれども、ハザードマップの周知についてはどんなふうにされていますか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）一応、作成した自治会、ため池の対象となる自治会全てにつきまして、昨年度まずは自治会長なり水利組合にご説明申し上げて、あとどういった形で住民に周知するかの協議をさせていただいて、ハザードマップを回覧板形式で住民に回覧する自治会とか、あとは、中には住民を対象にして説明会をしてほしいという自治会もございましたので、その自治会には住民を対象にした説明会も実施させていただいて、どういった形で住民に周知していくかは当然自治会長と調整させていただいて、中にはこのマップを全ての各戸に配付してくれという自治会もございましたので、そういった自治会にはそういった対応で住民には周知をしておるところでございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

自治会を通じて丁寧にしていただいているということで、なかなか、よその地域だったらわからないので、そんなのがつくられているのかどうかもわからなかったりするなというふうにも思ったんですけれども、梅雨時期ですとか台風時期には、こういうものは町としてつくっていますよというのを広報等で少しお知らせをしていただければ、住民もため池が危険なときの逃げ方みたいなものもあるんやなというのを周知していただけるかなと思うんです。その辺はどうですかね。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）毎年、梅雨時期前にあわせて土砂災害の啓発とかそういったことではさせていただけていますので、ため池のマップをつくっていますよと、参考にしてくださいよということにつきましても、そこらでホームページに掲載できないか検討してまいりたいと考えています。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。それはまたよろしくお願いします。

今、国が民間企業と提携して、ため池の決壊危険度を瞬時に予測してインターネットとかメールで関係者に知らせるため池防災支援システムを開発して、これの来年度から本格運用を予定してい

るというようなことをお聞きしたんですが、こちら辺は認識されていますか、町として。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）申しわけございません、ちょっと認識してございません。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

そういうふうな流れにもなっているということで、国としてお金を出していただけるのかどうかというのわからないんですけども、町としてもしっかりとこのようなものができれば、また運用できるようであればしていただきたいなど、本当にため池は多いですので、大きい小さいにかかわらず、決壊して水位が上がると避難もできないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そうしましたら、2つ目の避難するに当たって、高齢者だけでなくみずからの行動計画を時系列で定めておくマイ・タイムライン（避難行動計画）の策定を推進してはどうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、マイ・タイムラインの策定の推進につきまして答弁申し上げます。

マイ・タイムラインとは、住民みずからの避難行動計画で、自分たちが住んでいる地域の地形の危険要因や非常時における被害の想定、どのような状況においていつどこに避難するかなどを家族全員で事前に決めておき、家族の被害を最小限にするための事前防災行動計画と言えるものであり、非常に重要な取り組みであると考えてございます。

現在、本町におきましては、毎年9月の第1日曜日をくまとり防災を家族で考える日と定め、毎年8月広報にて、防災用具や非常持ち出しのチェック、災害発生時の行動、家族それぞれの役割、連絡方法や避難場所の確認など、災害に対する事前の備えについて家族で考えていただくよう啓発させていただいているところでございます。

議員ご提案のマイ・タイムラインの策定の推進につきましては、特に過去に土砂災害や洪水被害のあった自治体では、災害被害者ゼロ、逃げおくれゼロを目指し、住民の皆様は策定に係る啓発を精力的に進めているところでございます。本町におきましても、土砂災害特別警戒区域等が存在することを踏まえ、今後ともしっかりと調査研究に努めるとともに、自主防災組織連絡協議会等との情報の共有を図りながら、さらなる自助、共助の取り組みの推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

大阪で起こることではないかもしれないですけども、災害のたびに逃げおくれたという、大阪ではそんなに聞かないんですけども、逃げる気持ちがあっても人はやっぱり行動に移す難しさというのがあると思うんです。9月の第1日曜は防災を家族で考える日というふうになっていますが、なかなか考えていても、実際にそうなったときに、じゃ逃げられるのかなというのを考えたときに、逃げ地図というのをやっぱりつくるべきかなというふうに思います。

高齢者の方がお一人で暮らされていて、どこに逃げていったらいいかわからないと。小学校といっても、場所もどこやねんじゃないですけども、どうやって歩いていったらいいんやろう、何分かかるんやろうとか、また、体の悪い方は初めから福祉避難所のふれあいセンターに行きたい、そうなったときに、じゃ誰とどのようにして行くのか、どの段階で逃げるのかというふうなちょっと具体的なことというのは、自分の命は自分で守りなさいとは言っていますけれども、やっぱりそこは町もかかわって作成できるような方向を進めていってほしいなというふうに思います。

台風などだったら、予想される災害なので、本当に前もって逃げるということの想定があればいいのかなと思います。どうしても警報とか間接的な情報というのは人間、正常性バイアスが働いて、都合の悪い感情を過小評価して自分のところは大丈夫と、今までも本当に大阪は結構そういう

ので、今回の大きな台風があったときに今考えるべきやなど、今怖い思いをしたときに、じゃ皆さんどうやって逃げていきますかという投げかけというのはすごく大事やなどというふうに思います。

以前、防災士会の机上訓練というので参加させていただいて、気象情報を聞きながらシナリオを組んだグループワークをさせてもらいました。何人家族で、そこにはお年寄りがいて子どもがいて、じゃこの気象状況になったときにどうやって逃げるんやと、地域の川はどうなっているんや、土砂災害はどうなっているんやというのを入れて、いつ誰がどのように逃げるかというふうな想定をした勉強会をさせてもらったんですけども、味わったことがないからこそ机上訓練はすごく大事で、それによって、自分の住んでいる地域やったら自分はこうやって逃げていくなというふうなこともつながるのかなというふうに思うんです。

自主防災組織で、この前も避難所運営ですか、HUGの訓練ということで、していただきましたが、これと同じように、自分はどうやって逃げるんや、どんなふうに逃げていくという確認をそれぞれがしていただけたら一番いいかなというふうに思うんですけども、そこら辺はどんなふうにお考えですか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）マイ・タイムラインの重要性というのは私ども十分認識してございます。自主防災組織の訓練も年々活発になってきておまして、今年度ももう既に去年並みの訓練をしていただいているという状況でございます。

特に自主防災組織での訓練の際での危機管理からの啓発という意味では、これからマイ・タイムラインの策定についてしっかりと伝えていきたいと思っておりますし、そういったHUG訓練もことし一度、9月1日に行いしましたが、今後そういった場面、そういった訓練があればそういった啓発もしていきたいというように考えております。

自主防の訓練の際あるいは町の広報紙、ことし防災マップを更新する年でございますが、ご存じのように、防災マップのど真ん中にはくまどり家族で防災を考える日のイラストをどんと載せております。そこには今回のマイ・タイムラインのことについて少し触れるような、紙面があればそういったところでも啓発していきたいというように考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）タイミングよく防災マップが変わるということであれば、自分はどうやって逃げますかという投げかけをしておいていただきたいなど。きっと皆さん防災グッズは大体身につけていて、これとこれと要るなどというので、見ればわかるんですけども、じゃ自分はどうやって逃げようと、私はあの人ととかいうところもあると思っておりますので、そのところをしっかりと、逃げ地区は大丈夫ですかみたいなのを投げかけていただけたらというふうに思います。ここはよろしくお願ひしたいと思います。

次、3番目です。今後の大規模災害に備え、避難所の施設整備（空調、洋式トイレ）を優先にすべきであると思うんですが、これはどうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、ご答弁申し上げます。

ご質問の避難所となる町立小・中学校の体育館の空調設備のまず整備につきましては、避難所での居住性をより良好なものとするため、暑さや寒さへの対応として重要なものと認識してございます。しかしながら、現在のところ、町立小・中学校の体育館には空調設備はございませんし、その整備に関しましては多大な経費が必要となっております。

現時点では、中学校では昨年度、また小学校では今年度、既に全ての普通教室と特別教室に空調設備が整備されたところでございますので、災害の程度や避難者の状況、その時々々の温度環境等に応じ、特別教室等を臨機応変に活用することを検討してございます。避難者が少しでも快適に避難所生活が送れるように配慮してまいりたいと考えております。

次に、洋式トイレの整備につきましては、大阪府の基準に基づき、避難所生活者100人に1基、合計36基の簡易トイレを備蓄してございます。これは、地震災害による上下水道の損壊も想定し、排泄物を固形化して廃棄するもので、通常の洋式タイプの座って使用するトイレとなっております。

したがって、避難所でのトイレ設備に関しましては、基本的には簡易トイレの使用による対応となるところでございますが、避難所施設における洋式トイレの整備は、さきの質問にご答弁させていただいた空調設備と同様に、避難所での居住性をより良好なものとするために重要なものと認識してございます。

現在、学校施設のトイレの洋式化率の向上を議員各位よりこれまでのご意見等をいただいているところであり、教育委員会において順次、計画的に整備を進めてまいることとしてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

これ、体育館にトイレがあるということも南小学校ぐらいですか、横にあるのは。皆さん、ちょっと場所が……

（「東小とかそれぞれには」の声あり）

7番（二見裕子君）あるんですかね。

体育館で一定期間を避難されて、長い想定となった場合、やはり避難できる環境というのは整えるべきやと思いますし、高齢の方、避難したくないのの一つがそこやと思うんです。やっぱり行ったらトイレなんか困るし、何もなくて固い床でとか、いろんなことをおっしゃるんです。行きたくなるような避難所というのはちょっと言い方がおかしいかもしれませんが、何か災害があったときに最低限行きたくなるような、快適とまではいかないですけれども、過ごせる避難所づくりというのは大事じゃないかなというふうに思います。

先ほどのトイレも、基準100人に1基ということですが、これ実際、本当に何人の方が避難されたら、100人に1基と考えたらすごく時間がかかる。男性の方はそうじゃないかもしれないですけれども、高齢の方であつたりとかと考えたときに、やはり洋式トイレの完備、水道がだめになった場合は厳しいのかもしれないですけれども、でも固めてとかできるのであれば洋式トイレの便座をそのまま使うとかもできるので、これは早く進めていっていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それを受けて、4番目のひまわりドームの体育館のことですが、ひまわりドーム体育館は、避難所としての施設整備が整っているんじゃないかなというふうに思ひます。早い段階でひまわりドームの体育館に避難所を開設するというのはどうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、ご答弁申し上げます。

本町の避難所につきましては、各エリアごとにバランスよく配置され、かつ多くの住民の皆様方に認知されている、現在のところ町立小・中学校の学校体育館を指定避難所として位置づけ、運営しているところでございます。

ご提案のひまわりドームにつきましてはその他の避難所として位置づけており、基本的には、長期間にわたる避難所生活が想定される状況などにおいて避難所として利用、活用するものとなっております。

しかしながら、今回の台風第21号の教訓から、停電の長期化や季節等により厳しい気象状況下におきましては、一時避難的な状況におきましても、空調設備や特にシャワー設備等が調っているひまわりドームの活用について、指定管理者と教育委員会と協議を行いながらしっかりと検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）検討していただけるというご答弁をいただきましたので、本当にしっかりとやっていただきたいというふうに思います。空調であったりとか洋式トイレであったりとかスロープもありますし、台風なんかの早い段階であれば車でも乗ってこられるんじゃないかなというふうに思いますし、前回、21号の後の台風のとくにふれあいセンターにたくさんの方が来られて、ちょっと人があふれたというふうなこともお聞きしましたし、やはり怖い台風とかを体験すると少し皆さん早目に避難しようというふうに思われますので、ひまわりドームの体育館だったら会議室もあり、小さい部屋もありということで、全部をあける必要がなくても、やはりそこはしっかりとやっていただけるような段階で話をさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

あと、すみません、5点目……。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）先ほどの学校の体育館のトイレの若干補足、ちょっと機を逸して申しわけございません。

確認なんですけれども、中学校3校ともトイレ自体は体育館にございます。小学校は中央小のみなして、4校ともほかはあります。ただ、中央小はご存じのとおり中央校舎にすぐ行けますので、中央校舎のところ、10メートル、20メートルのところにトイレがございます。基本的にはそういう環境は整っておると。

先ほど、洋式トイレの不安と多目的トイレという形でおっしゃられたように、南小のほうだけございまして、あと厳密な話をすれば、熊中の体育館は2階にありまして、1階は校舎として使っているの、そこにあることはございますけれども、今申し上げたように若干補足させていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。

じゃ、5点目、ポケベル波280メガヘルツの防災ラジオの導入ということでお聞きしたいと思います。その辺はどうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、ご質問のポケベル波防災ラジオにつきましてご答弁申し上げます。

ご質問のポケベル波防災ラジオにつきましては、東京テレメッセージ株式会社が提供しているシステムで、280メガヘルツのポケベル波を利用し、専用防災ラジオから音声や文字で防災情報を伝達する無線システムとなっており、現在、全国で32の自治体で整備を進め、近畿圏では唯一、京都市が導入を予定しているというようにお伺いしてございます。

ポケベル波につきましては、屋内への電波到達性がよく、各戸に防災ラジオを整備することで戸別に防災情報を受信できるものですが、導入に当たっては、防災ラジオの購入費や、新たな送信局、また配信システムの整備に数億円を超える事業費が必要であり、かつ継続的に発生するシステム利用に係るランニングコストが毎年700万円程度発生するというようにお聞きしていることから、現時点では、費用面的な部分からでの導入については極めて困難であるというように考えております。

しかしながら、いまだ整備予定の自治体が極めて少なく、経費の低廉化も見込めない状況であるものの、導入自治体がふえてくれば価格も安くなるということも期待できるところでございます。今後、そういった費用面での推移をしっかりと見定めていきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

費用は多大というのわかりつつも質問させていただいたわけですが、何かしら調べていただいて、戸別受信機にかわるものは何かないかという調査を常にやっていただきたいなど。携帯

で一斉メールを流すからとかホームページに電話すればいいとかというところではなくて、やはりこれから高齢の方がふえられて、携帯電話であってもなかなか難しいかなというふうに思っておりますので、行政としてはしっかりと、ここら辺のことも含めて戸別受信機にかわる、これ、ラジオとしても使えますし、停電であっても単三電池を3本セットしておけば普通のラジオも聞けますし、停電であっても2、3日使用ができるということを踏まえた場合、こういうのもありかなというふうに思いました。

行政防災無線を設置した段階で費用的なものは国からいただいておりますので、これを次というのはなかなか難しいかなと思うんですけれども、何か手だてがないかというのをまた見ていただけたらなというふうに思っております。よろしくをお願いします。

次に、にぎわいづくりについてご質問をさせていただきたいと思えます。

1番、2番、3番、全部一緒のかかわりかなと思えますので、今年度、スーパーホテルの誘致が決まりましたけれども、建設のスケジュール、また完成に伴ってにぎわいで何か考えていることはないのかということと、周辺の道路の整備として何か考えていることはないか、あわせてお答えいただきたいと思えます。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、にぎわいづくりについて3点まとめて答弁申し上げます。

まず、1点目のスケジュールでございますが、これまでの経緯といたしまして、熊取駅北自転車駐車場跡地におきまして、本年4月1日から30年間を借地権の存続期間とする事業用定期借地権設定契約について、事業者であります株式会社スーパーホテルと平成30年3月30日付で締結したところでございます。

現在、事業者におきまして関係法令に係る許認可などの手続を進めているところでございまして、今後の予定といたしまして、年明けの1月以降に建設工事に着手し、平成32年春の竣工及び営業開始を目指すというスケジュールが示されてございます。

続きまして、2点目のホテルの完成に伴うまちのにぎわいづくりにつきましては、宿泊施設誘致条例の設置目的のとおり、当該宿泊施設の誘致自体が本町の観光の振興、町内のにぎわい及び雇用機会の創出をもたらす、そして、ひいては経済の活性化や住民福祉の向上につながるものと考えてございます。

ご質問の個別具体的な取り組みにつきましては、スタッフの地元採用や地元食材の使用のほか、宿泊者への積極的な情報発信など、さらなる工夫・検討も含めまして、今後、関係部署とも連携しながら、事業者との協議により、可能な限り実現してまいりたいと考えてございます。

また、ホテル完成に伴う副次的な効果といたしまして、例えば産業活性化基金を活用いただくことによる熊取駅周辺での飲食店の新たな出店など、さらなるにぎわいの創出や地域活性化といった相乗効果を期待するところでございます。

最後に、3点目の周辺の道路整備につきまして答弁申し上げます。

当該ホテル用地の周辺道路につきましては、熊取駅前土地区画整理事業におきまして既に道路整備が完了しておりますので、ご質問の今般のホテル竣工に伴う特別な道路整備につきましては現時点で予定はございません。よろしくお願いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）32年の春に竣工ということですね、わかりました。

にぎわいづくりとしてホテル、もう泉佐野市とかにかなり建っているの、本当に町としても力を入れていかないと、なかなか人がここに流れてくるのかなというのものもあるんじゃないかなと思うんですけれども、具体的に何かこのホテルを使ってにぎわいにしていこう、交流にしていこうというものは、まだ具体には考えてはないですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）今、現時点で議員がイメージしていらっしゃるにぎわいづくりというのがどのようなものかというのはちょっとあれなんですけれども、ただ、我々としては、議員もご指摘のとおり、泉佐野市が非常に交流人口が活発であるというところ、すみ分けとしては、我々熊取町はにぎわいも必要なんですけども静けさも必要やというところで、すみ分けとして静かにしっかりと休んでいただいてあすからの仕事に備えていただくといった、そういったまちづくりは基本であるかなと思っておるんですが、ただ一定、交流人口というのもしっかりとキャッチしていかなあかんという、そういった認識もございます。

したがって、我々はスーパーホテルの持っている特性、議員もご存じかと思うんですけども、非常に朝食にこだわったホテルであるということをございますので、熊取コロッケを朝食にぜひ取り入れたいというふうに事業者もおっしゃっていただいておりますし、また当然、地産地消ということで、熊取産の野菜も取り入れていきたいということ、また、将来的にはさきのブルーベリー農園、こういったブルーベリーも朝食のメニューの中に入れていくといったことで、まずは地場産業の活性化、交流人口の増加、そしてまた、答弁でも申し上げましたとおり、ホテルができることによって周辺に飲食店が張りついていただいて、さらなる相乗効果というんでしょうか、そういったところにもつながって、まち全体の経済波及効果、そういったものにつながっていければというふうに今現時点では考えているところをございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）これ、周りに飲食店ができるであろうというふうなことは何か上がってきていますか、今言われていましたけれども。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）今、現時点はございません。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

熊取の駅をおりても喫茶店一つないというのをよくお聞きして、待ち合わせするのにもという、スーパーホテルができたならスーパーホテルの隣に喫茶店があるわとか、何かそういう部分でされる方の声が上がっているのかなと思ったんで聞かせていただいたんですけども、またそういうふうに駅のほうの休んでいただく静けさににぎわいというのもしっかりとやっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。

4点目、今年度より「くまとりやもん」ブランド認定制度がスタートしましたが、これは特産品に限ったブランド化になっているんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）それでは、4点目、今年度より「くまとりやもん」ブランド認定制度がスタートいたしましたけども、これは特産品に限ったブランド化なのかのご質問にご答弁させていただきます。

「くまとりやもん」認定制度につきましては、熊取らしい魅力を備えたすぐれた産品をブランド認定し、町内外へ情報発信するとともに販売促進を推進し、ひいては熊取町の知名度向上を図り地域の活性化につなげることを目的に、産官学の民間の方々で構成された熊取ブランド創造会議において平成30年6月に創設されました。

認定に当たっては、熊取ブランド創造会議において熊取らしい魅力などの6項目の認定基準によりご審査いただき、第1回目の平成30年度は6産品が認定されたものをございます。

次に、「くまとりやもん」の認定対象となるものについてでございますが、1点目が一般消費者に販売可能な最終製品であること、2点目が熊取町内で製造・販売または加工された産品である

こと、3点目が他の特許・意匠登録など権利関係を侵害していないこと、また係争中でないこと、4点目が関係法令や安心・安全に関する基準を満たしていることなどが条件となっております。したがって、ご質問のとおり、基本的には産品を対象とした制度となっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）今回6品ということですが、これは今後も続いてブランド化を認定していくのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）ご指摘のとおり、今後も引き続き毎年1回募集をかけ、追加していき、最終的にはふやしていくというのが目標でございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

じゃ、5点目の「くまとりやもん」ブランドとして町内の特徴のあるものもブランド化していくというのも一つじゃないかなと思うんですけども、これは産品に限ったものと言われているんですが、例えば、熊取町の強みはトカイナカいうやっばり地域じゃないかなというふう思うんです。熊取町らしい魅力を備えたすばらしい産品を町のブランドとしてPRするなら、自然と親しむ場所もブランド化というふうにしたらどうかと思うんです。

ホームページを見ますと、観光情報として分野ごとに自然と歴史とか分かれているんですけども、熊取町としてここというのを場所においてもブランドにしていくというのも一つじゃないかなというふうに思います。永楽ゆめの森公園もそうですし、長池オアシス、また煉瓦館とかすばらしい場所がたくさんありますので、そこをしっかりと何か仕掛けていく、そして口コミによる推奨効果でリピート率をアップして、また定期的な仕掛けという形で、場所のブランド化というののもあってもいいんじゃないかなというふうに思うんです。その場所をブランド化することによって、その場所でイベントするときそこにいかかわるものも販売していくみたいな形で、両方を相乗効果にしていくのはどうかというふうに思います。

例えばということで長池オアシスを出ささせていただいたんですけども、長池オアシスは、平成6年10月に住民参加によりため池環境づくりの取り組みが始まって、4年間かけて平成12年11月に長池オアシスが完成して、今、管理会の方がボランティアで運営をされています。ため池百選にも2010年に大阪府内で3つの中にも入っていますし、9月には国土交通大臣賞の全国花のまちコンクール、花のまちづくり大賞団体部門というのもられています。ここも夏とか秋とかにイベントをされていて、ハスの実を使った和菓子とかぜんざいとか、最近ではハスの実でコーヒーをつくられているような、試作をされているというふうなこともお聞きしたので、やはり場所と産品の合致するものもブランドというふうにして出して、両方を相乗効果的に持っていくというふうなものもありじゃないかなと思うんですけども、その辺はいかがですか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）それでは、5点目の「くまとりやもん」ブランドとして町内の特徴あるものもブランドするのはどうかというご質問にご答弁させていただきます。

「くまとりやもん」認定制度につきましては、先ほどのご質問でご答弁させていただきましたとおり、一般消費者に販売可能な最終製品であることや町内で製造・販売または加工された産品を対象としている制度であることから、ご質問の例示いただいております長池オアシスについては本制度の対象とはなりません。

しかしながら、長池オアシスを初め、本町には町内外に誇れる施設や文化などが多数ございます。そのようなことから、平成21年度に創設されました大阪全体がミュージアムであるという大阪ミュージアム構想に参画し、現時点において長池オアシス、奥山雨山自然公園、煉瓦館、図書館などの施設を初め、くまとり太極拳フェスティバル、農業祭などのソフト事業も含めて本町関連の17施設

等の登録を行い、大阪府とともに大阪府内外に情報発信を行い、本町の認知度を高めているとともに地域の活性化にも取り組んでいるところでございます。

特に、長池オアシスに関しましては、1,200件余りの登録物の中から大阪ミュージアムを代表する61の「イチ押し」のベストセクション登録物の一つとして選定されており、本町のホームページのみならず、大阪ミュージアム構想の特別サイトからも積極的に情報発信していただくなど、オール大阪で取り組むことで、より効率的にPRできている状況でございます。

そのような状況を踏まえ、例示いただきました町施設等については既に認知度を高めるべく取り組みを行っていること、また、町の施設をみずから認定することの是非なども考慮いたしまして、「くまとりやもん」^ノとしての認定は現時点においては考えておりませんので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。なかなか町で認定していくというのは厳しいということですか。大阪の中には入れているがということですか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）そもそも認定制度というのは、第三者が認定いただいて、それによってそれを差別化するというのが基本的な考え方ではないかなと思います。したがって、町が自分のひまわりドームを「くまとりやもん」^ノという、例示ですけれども、認定して、実際にそれで価値が上がるのかというのは非常に疑問ですので、例えば先ほどおっしゃられた大阪府から認定を受けたとか、そういったものであればそれを全面にPRしていくことで、よりPR効果が高まるんじゃないかというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）そうなんですか。何かブランドって、自分のところでこれはブランドやと言うのが私はブランドかなというふうに思ったんですけども、ちょっと感覚は違いますか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）町がみずからブランド化といってPRするのは当然のことですので、今、私が申し上げたように認定という制度のくくりの中でみずからの施設をみずから認定するのはどうかということでご答弁させていただきました。当然、今でも長池オアシス初め、ゆめの森公園も全て町のすばらしい施設であるということで、積極的なPRを各部署で行っております。それはそれとして積極的にするべきであるということは認識してございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

そうしましたら、長池なんかは住民がボランティアでされているところもあるので、ハスの実の和菓子とかぜんざいとか、そういう製品に関してはどういった形でやっていけばブランドになるんだろうなというふうに思うんです。せっかく町のハスの花でそういうのをつくっておられるのに、今回挙がった6品に関してはそんなに町とかかわりのあるものでもなく、かかわりがあるやつもあるのかもしれないんですけども、そんなのを思ったらどんなふうになればこういうのも入っていくんですか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）今回の6品目の「くまとりやもん」^ノで、1点、ほろほろれんがというのがあった、これは煉瓦館をイメージしてつくられた商品、れんがということのキーワードで出されております。当然、このような各施設でつくっていくのは、事業者の方々がしっかりとそのような来場者に向けて発信する、商いとしていくという意味のもとでやっていただくのが基本になります。その中で、本町では先ほど言いました産業活性化基金というのを設けていますので、そういうのを活用いただいて、新たなブランド商品をつくる際にはきっちりとうちから支援し、事業者とともに一緒になって、新たなものをつくっていくというのが私どもの今の考えでございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）じゃ、産業活性化基金の補助金というのは一住民であってもいけるということですか、住民というか、これは住民ボランティアがやっているものなので、そこはどうですか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）あくまでも産業活性化なので事業者に限定していますので、一個人が何かつくって販売するというのは想定してございません。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。じゃ、NPOになってもだめということですか。何か事業者じゃないとだめということですか、産業なんで。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）まずは産業という、要は商いでやっているということが大前提になりますので、ボランティア団体であるとか個人というのは、この補助金の対象ということでは考えてございません。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

せっかくいろいろとやっていただいている住民がいらっしゃるので、何かそういうものもしっかりと町のイメージの中に入れていただくのもいいのじゃないかなというふうに思ったので、質問をさせていただきました。

時間がないので、最後の風疹の予防接種について、今、風疹がすごくはやっているんですが、熊取町としての助成についてはどのようになっていますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）風疹の予防接種助成について、本町における助成につきましてご答弁申し上げます。

風疹の患者数は、2013年の流行以降年々減少しておりますが、ことし9月、首都圏を中心に風疹患者が増加しており、大阪府におきましても患者が増加している状況でございます。

風疹の予防接種助成についてでございますが、風疹は、妊娠中の女性が感染すると生まれる子どもに難聴や心疾患、白内障などを引き起こすいわゆる先天性風疹症候群を発症する可能性があることから、本町におきましては、風疹抗体検査によって風疹抗体がない、あるいは抗体価が低いと判定された方のうち、妊娠を希望する女性及びその配偶者または妊娠している女性の配偶者を対象といたしまして、風疹ワクチン接種の場合は6,296円、麻しん風しんワクチン接種の場合は9,786円を上限に接種費用の一部を助成しております。

また、風疹流行の注意喚起や当該助成制度の周知につきましては、町広報紙やホームページに加え、妊娠届け出時にチラシを配布、さらには町内保育所等でもポスターを掲示するなど、接種勧奨に努めているところでございます。

なお、助成の実績につきましては、平成29年度が39件、平成30年度、10月末時点では32件となっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

2点目の助成の拡大はできないかということで、大阪府内、箕面市と寝屋川市が助成の拡大をされるようになっていっているんですが、熊取町としては31年3月31日までで終わった後どうされるのかということと、あと拡大はしていかないんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）助成の拡大につきましてご答弁申し上げます。

風疹ワクチン接種費用助成の拡大についてでございますが、風疹の患者数全体のうち、30歳から

50歳代の男性の患者が全体の3分の2を占めており、この年代は風疹ワクチンを定期接種として受けていないなど接種率が低いことから、現在、国においては助成の対象者を30歳から50歳代の男性に拡大した上で、抗体価検査費用の全額公費負担や風疹ワクチン接種の定期接種化の検討を行っているとの情報が新聞やネット等に掲載されてございます。そのため、大阪府に国からの情報について確認したところ、現時点では国からは何の情報も入っておらず、状況はわからないとのことでした。

しかしながら、本町といたしましては、国や大阪府の動向を注視することはもちろんですが、現在、大阪府においても患者数が増加している状況であることから、早期に風疹の拡大を防ぎ、先天性風疹症候群の発症を予防するため、本町の現行制度における助成対象者を30歳から50歳代の男性にも拡大するなどの検討を行っているところでございます。

しかしながら、今回の風疹の流行に伴いワクチンが不足しており、医療機関におきましても十分なワクチンの確保が難しい状況となっております。

今後におきましても、ワクチンの供給状況などを考慮しながら検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。一応、30歳から50歳の男性にも考えていただいていることでよろしいんですか。

寝屋川市は28歳以上の男女というふうには、個人負担はありですけども、されるということも言われていますし、やっぱり抗体がないと本当に広がっていくおそれもありますので、こちら辺はしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

うちの子どもたちも、いつか流行ったときに全部打ったんですけども、そのときも風疹のワクチンというのはすごく少なくて、やっぱりMRワクチンになったので9,086円というお金、そのときは助成がなかったので、そのままお金を払って抗体をつけられるように注射をしたんです。この辺の金額におきましても大きな金額になりますので、町としてもしっかりと大阪府、また国の動向を見ながらやっていただきたいなというふうに思っております。どうかよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（坂上巳生男君）一般質問の途中ですが、ただいまより14時50分まで休憩いたします。

（「14時33分」から「14時50分」まで休憩）

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、文野議員。

1番（文野慎治君）それでは、私の一般質問を始めさせていただきたいというふうに思います。

通告に従いまして、大きな項目1点目から質問を始めます。

平成31年度予算編成の基本方針と個別課題の取り組みについてご質問をさせていただきたいというふうに思います。

新年度予算は、藤原町政1期目の最終年度の予算というふうになってまいります。31年度予算編成に関しましては、去る11月14日、未来、熊愛の会2会派で新年度予算への要望書も提出してまいっております。そのこともしっかりよろしくお願いしたいと思うんです。

きょうこの時点で町長の4年目、最終的な1期目の公約を実現するための予算編成になるというふうに理解をするわけなんです、公約実現のための新たな施策と重点項目についてお伺いをしたいというふうに思います。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、平成31年度予算編成の基本方針と個別課題の取り組みについて答

弁申し上げます。

平成31年度は、議員ご指摘のとおり、町長の1期目4年間における総仕上げの重要な年でありまして、その予算編成の基本方針でございますが、平成26年度以降4年連続で財源不足を基金繰り入れて補わなければならない厳しい財政状況を踏まえ、第4次総合計画及び第3次行財政構造改革プランの2年目であることから、新年度予算編成については、引き続き第4次総合計画・基本構想でうたう「効果的・効率的なまちづくり」「協働のまちづくり」「地域特性の活用」の3つの基本的なまちづくりの進め方を念頭に組み、「全ての住民の日々が輝き、永く、楽しく、活気あふれるまちづくり」につなげていく方針でございます。

また、個別課題といたしましては、少子高齢化に伴う種々の対策やごみ処理などの広域連携対応、さらに、老朽化する公共施設への対応などの多くの経費を伴う課題や、また、次のご質問にもありますこれらの課題に対応する効率的な組織づくりなどがございます。

この予算編成方針や個別課題を踏まえ、ご質問の公約実現のための新たな施策と重点項目についてでございますが、具体的な施策内容につきましては、例年どおり、平成31年3月定例会におきまして、町政運営方針と予算案をセットでご提案する際お示しする予定でございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

ただし、現時点、想定しております新年度予算、施策の大きな軸の一つとして、未来、熊愛の会の平成31年度予算要望の一つでもあります安全・安心なまちづくりの一環として、今般の台風第21号の大災害の教訓を生かし、住民の皆様のもっと身近な基礎自治体である熊取町の最も大切な業務である住民の財産と生命を守るという観点から、新元号の元年を「熊取町防災元年」と位置づけ、ふるさと納税での寄附の活用も視野に、災害の予防、災害発生時の応急対策及び復旧に関連する施策と予算の充実を重点項目の一つと想定してございます。加えて、同じく住民の財産と生命を守るという観点で、防犯カメラの機能をあわせ持つ公用車へのドライブレコーダーの搭載を進めていく予定でございます。

その他の具体的な施策や重点項目につきましては、子ども、若者から高齢者まであらゆる人々が交流し、つながり、ともに歩むことでまちの活力を維持し、「住みたい 住んでよかった ともに つくる “やすらぎ” と “ほほえみ” のまち」の実現につながる施策として、具体的に3月定例会においてお示しさせていただきたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）現時点での考え方、そしてその中の具体的な政策としての、新元号になった年に熊取町として安全・安心なまちづくりを目指すんだということでもあります。

種々、町長の公約の中にはああいうことをしたい、こういうことをしたい、今までも実現している、着手している、そういう項目、特に漠々と集約すれば、やはり子育てしやすいまちづくり、教育のまち、そういったことを選挙戦でも打ち出しておられましたし、そういう形の施策をこの3年間、議会にも相談していただきながらやってきたというふうに思っています。

ちょうどこの時期というのは、年末から年始にかけて、先ほどご紹介し、我々のこの間の秋、11月14日の提案、要望に対してのお答的なことも一つ出たんですけども、それぞれ各種、住民の皆さん方の要求であるとかあるいは積み残しの課題、そういったことを取捨選択しながら先ほどおっしゃった31年3月議会で予算として出てくる、それを楽しみにしたいわけなんですけれども、まだまだ町長ご自身の思いとして、手がついていない点というのがあろうかと思うんです。それは関係部局に対しての指示はされているというふうに思うんですけども、今俎上にあるけれどもなかなか次の年度には無理かなというような、今紹介していただけるような具体的な施策というのはあるんでしょうか、手につかないなというのは。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）手につかないといいましょうか、どちらかといいますと、町長は選挙公約と

して30項目上げられたわけなんです、実際に町長になられた28年1月末から約1カ月間かけまして、マニフェスト30項目について我々事務方と調整を集中的に1カ月間しっかり行ったところなんですけれども、その中で、やはり项目的に財源的に厳しいものがあつたりとか、あるいは他機関との調整を要するデリケートなものがあつたりとかということで見送ってきたものがございます。

ただ、町長といたしましては、新たな外国姉妹都市の提携、これらにつきましても今のところ行革の観点で見送っていただいているというところではございますが、町長ご自身としてはぜひやりたいということで、しっかりと水面下ではうちのにぎわい観光大使の陳静さんと調整をしたりとかいうような、そういった下積みはしっかりとなされてございます。

あと、その他にも病児保育の充実であつたりとか塾代の助成クーポンであつたりとかというようなマニフェストを上げていらっしゃるんですが、これらにつきましてもやはり全国的に非常に多額の費用を要する、単費を要するということで見送っていただいているところはございます。ただ、達成してきた施策、いろいろございますが、これらの施策につきましてもしっかりと充実させていくんだという、そういったご意向も持たれておりますので、そういったところも含めまして今後も我々企画部としてもしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）国も同じような形で予算という国会の審議があると思うんですが、先ほど、新年度に向けてやっていく中で予算確保等の今、見通しとかいうのは原課でどのようにつかんでおられますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）予算確保につきましては、基本的には新たな施策、今もうまさに新年度予算の各所管課とヒアリングを行っている最中なんです、大原則といたしまして、単独予算で行うのではなくて財源はないのかどうかというのをまずはしっかりと各所管原課で見きわめていただいております。その上で、どうしてもやらなければならない施策というのはもちろん単独費用で行っていくという、そういった流れになるんですが、それらの分につきましても、皆様ご存じのとおり、ふるさと納税基金の活用というのも一方でございますので、それらをにらみながら、ただ、ふるさとにつきましても、お金があるからやるんだというスタンスではなくて、本当に真に熊取町の住民福祉の向上のために役立つかどうかという観点を見きわめてからその活用についてという、そういった取り組み順序、姿勢で努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）今ご答弁の中であつた、町長の思っておった中での項目として組織改革ということもあつたし、議会の中でも何度かやりとりをさせていただいている項目がございまして。その中で、この12月定例会の前の11月20日に議員全員協議会の中で、たくさんそのとき議題があつたんですけれども、1番目の項目で平成31年4月1日付組織・機構の見直しについてという、今のお考えが出てまいりました。

私もうちの会派もずっと言い続けているわけなんですけれども、組織をもっとスリム化して、町長のよく言う身の丈に合った組織、スリム化、そういうことを言い続けているわけなんです、その一つの具体的な動きがあつたんだなということで議員全員協議会の説明等は楽しみにしておつたんです。組織機構を変えていくという状況の話はあつたんですけれども、同時に、順次31年4月1日の機構改革をしていく中、そして34年が目標達成年度で、その時点ではこうなりますというような、部長級の数の問題とか、そういったことが出てまいりました。

きょうの2点目に組織改革についての取り組みはということで答弁を用意していただいていると思うので、後ほど、答弁を聞いた後で今ちょっと触れたような内容を深めていきたいというふうに思います。まずご答弁からお願いします。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、組織改革についてご答弁申し上げます。

組織改革につきましては、選挙公約におきまして、今後少子化による町人口の減少を見越し、適正な熊取町役場の規模を策定するよう位置づけるとともに、平成29年度に策定しました第3次行政構造改革プラン「アクションプログラム」におきましても、厳しい財政状況の改善のほか、組織・機構の見直しにより組織のスリム化を行い、より効率的な組織運営を行うものとしていく所でございます。

具体的な組織・機構の見直しにつきましては、今年度、全ての部署において業務内容や組織構成を精査し、検証作業を進め、見直し案を11月20日の議員全員協議会においてお示しましたように、今後は、部長級を初めとする管理職職員は最低限の人数とするよう削減を行っていくとともに、組織については、スリム化のため平成31年4月に一部の課、グループの統合を行い、その後も業務の委託化や広域化などにあわせて計画的に見直しを行っていく予定でございます。

このように、組織改革につきましては今後、業務量の削減を行いながら業務量に見合った人員数を考えていくことを基本とし、特に部長級を初めとする管理職職員のポスト数については、必要性を精査しながら最低限にとどめていきながら、組織のスリム化を行っていく予定でございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）今、部長からご答弁があったような内容が議員全員協議会の中で説明されて、ほぼその議案だけで1時間半ぐらいいったんですよね。今は触れられてなかったんだけど、それと同時に、31年から組織のスリム化をやっと重い腰を上げていただけるんだということはいいんですけども、31年のときに管理職手当を上げていくんだということも同時に考えておられる資料、説明がございました。そこはおかしいなということで、議論がかなり議会の感覚とは違って紛糾をしたんですけども、議員全員協議会の議論を通じて、今時点で予定どおり31年4月に一部組織を見直すと同時に管理職手当は上げていくということについての決断はもうされているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）管理職手当につきましては、引き上げる理由をそのときに説明させていただいたと思いますが、その後、いろんなご意見をいただく場もありました、私も申し上げたんですけども、そういったご意見をいただいて真摯に受けとめてということで今検討中でございますので、その案を引き続き3月議会に上程するというようなことは、今は考えてございません。今検討中でございます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）今時点では、組織改革は提案したままやけれども、31年4月から島本町に次いで府下の町の中では2番目になる、今は下位なんです。それを一挙に引き上げということは31年の予算案には出てこない、もう決断しているんですか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）いわゆる真摯に受けとめさせていただいてございます。要はそういう方向で今検討は進んでおります、正直なところ。

以上です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）信用しないわけじゃないんですけども、きょうのあとの時間、ちょっとそのことについて、議員全員協議会ではまだ言い足りなかった部分もございまして、後で調べた資料等もありますので、私ども、議員全員協議会の場で管理職手当も引き上げますよというて、その管理職手当を引き上げるかどうかという議案が議会の中に出てくるわけじゃないんですよ。あのときも確認したように、31年3月議会で31年度一般会計予算の中にすっと入ってくるんですよ。だから、それが通ったら管理職手当も上がってくるということになるわけで、自動的にね、議論のある中で。

ですから、そういう意味でかなり議員全員協議会も時間がかかったのかなど。その後、皆さん方の理事者側の中で、町長のご発言もあったかと思うんですけども、真摯に受けとめてという今時点でのご答弁やったというふうに思います。

この件に関しては、私ども平成29年9月の会派代表質問で重光議員から、先ほどもちょっとご紹介しましたが、町長は身の丈に合った行財政運営とよく言われている、今の財源規模に合った職員数の組織を目指すべきや、こういうことも言っていますし、その9月の決算審査特別委員会の中で、これは私のほうから、議会对応の理事者数が他市町と比較しても明らかに熊取町は多いんじゃないかと、当時熊取町は、きょうはまばらになっていますけれども、27人ぐらい毎回ずっと答弁席に座っておられるんですよ。これはよそに比べて多いということは、ただ数が多いということではなくて、答弁するそれぞれの担当がそうになっているから、それに関連する人が全員10時から5時までそこへ座ってはるわけなんです。それはおかしいでしょうということで、それを減らすという意味では、9月の最終日から副町長もご答弁があって、町長もそのようにいつも言うているということで議会のほうにも了解を求められたんですけども、質問事項に関係のない、部長はおられるけれども、理事であるとか部長級のほかの人は随時入れかわりますよということで、それ以来今みたいな状況に実はなっているんです。

これは議会对応の職員が減ったということであって、きょう皆さん方からの資料提供を僕、求めているけれども、部長級の事務分掌について別に変わったわけではなかったんですよ。ですから、見た目は減っていますけれども部長級の頭でっかちの組織であるということは、議員の僕の立場からいえば、これはよそに比べたらおかしいですよという思いはいまだに持っています。

それ以降、それぞれの議員が質問するたびに理事者席を僕ずっと控えているんですけども、大体15名とか18名とかそれぐらいの数字になっていることは、9月の決算委員会で言うたことをやっていただいているなというふうに思います。

質問の歴史でいえば、29年12月議会で任用のあり方についてポストをふやすより事務の効率化が本筋やということをおっしゃっていただいて、ご答弁として、業務量や重要度に応じて部長を初め各職員を配置している、業務の見直しや効率化を徹底し、業務量に見合った人員数を考え、部長級や課長級のポスト数については必要性を精査し、最低限にとどめ、業務の効率化を進めるというご答弁があって、要望として、部局間や組織の縦割りの壁を薄くし、風通しをよくして、職員の英知を集めた新年度予算を作成してほしいと、そのとき一般質問の中で言わせてもらっています。

その後、直近の平成30年9月の一般質問では、やはり身の丈に合った行財政運営の理想と現状はどうやという状況の中で、福岡県糟屋郡の類似町の例を挙げながら、その福岡県では部というものがない、課長が熊取町の部長の仕事をして、係も3割少ない、職員数は3割少ない。熊取町は部長と理事が多く、1人当たりの業務価値が低いんだと、こういうことを言っています。ですから、部という縦割りの中でまだそこに部長の仕事の縦割りして、縦割りをもっと細かくしている。これの弊害があるんじゃないですかということを、今まで議会の中で、熊愛の会としても文野個人としても一般質問の中で言わせていただいているんです。

それで、来年4月1日に、この前の提案では一挙に今の部長級の管理職手当5万5,000円を7万円に上げる、理事は4万5,000円を5万5,000円に上げる、それは、9つある町の中では島本町に次いで2番目になりますという数字が出て驚いたわけなんですけれども、そこは引込めた予算が出てくるんやろうなということは期待をしたいと思います。

それで、今度は議員全員協議会で貫かれた今後どうやっていくんかという話のほうに移っていきたいんですけども、30年、今、課の数が32あって、34年に課の数を28に10%減にする、グループの数を53を40、約20%減らす、そして、部長級の割合を管理職を魅力あるポストとして再構築するということが、結論はそこに管理職手当をそやから上げるんやということになっていたんやけれど、それが出来ないとしても、今の30年の現状は、部長が9人おって総括理事あるいは理事が15人おる。目標の34年には、部長が8人で総括理事、理事は部長と同数程度を目指しますと。34年の到達は、

部長と同じぐらいの数の横並びかそのちょっと下やと思うんですけれども、総括理事や理事を置いていきますと、これが4年かけてこういう形に持っていくというタイムスケジュールなんです。部長、これは提案どおりで今のところは考えていっておられるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）現時点での目標値ということで理解していただければいいかと思います。

ただ、今後については、いわゆる制度改革であったりとか移譲事務が出てきたりであったりとか、委託や広域化等々いろんな制度改革があると思います。それによって人数であったりとかというのは変わってくるものですので、現時点の目標であるということでご理解いただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）資料をお願いしておいて、部長級職員の事務分掌についてということで議員の皆さんのお手元にも配られていると思っているんですが、この考えについて、部長級職員のうち部長について、部を総括する立場として部の事業の総合的方針を立案するとともに、部内の各課の連携・調整をより密接に行い、課をまたぐ横断的な業務においてもスムーズな連携を行えるよう設置していると。理事については、各部署の業務が複雑化し、さまざまな重要な懸案事項などに、より迅速かつ適切に対応していく必要があることから、近年、部を総括する部長の負担が増大している中で、部長の負担軽減のため、部長の権限の一部を与えるとともに、よりスピード感を持って行政運営を行えるよう理事を設置していると、この文章に沿って今の現行があるということですよ。そうですね。

（「はい」の声あり）

1番（文野慎治君）今まで質問を何回かしたということがあって、それは、34年には部長の数と同じぐらいの今度は理事にしますというのは今の考えやということでもいいんですか、お答えください。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）そのとおりでございます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）そして、引っ込みはりましたけれども、島本町が人口は熊取町よりも1万ほど少ないんです。財政規模的にはほぼ一緒なんです。その中で部長級がどういう仕事をしているかということがわかっていただけるように私がつけさせていただいた資料を見ていただけますでしょうか。

30年10月1日現在、これは島本町のホームページからとりました。まず表を見ていただきたいんですが、ここにあります総合政策部、もう部長のお名前も入っています。総務部ということで、町長、副町長とラインが来て次のライン、5名、これが向こうの部長級なんです。7級が適用されています。全体の職員に占める割合は3.4%です。次の行を見てください。上に次長、危機管理室、次長、次長、次長、会計管理者、次長、次長、ここに8名が出ています。この方が島本町の給料表では6級が適用されていて、これが5.5%なんです。

同じように、熊取町のホームページの中で等級別職員数及び内訳（平成30年4月1日）を見ていきますと、7級の適用のところに「部長、局長、次長、統括理事、会計管理者又は理事の職務」、仕事の内容です。書いていて、人数が24名と書いていて、パーセンテージでいえば7.2%、その内訳の欄には部長6、局長1、教育次長1、統括理事2、会計管理者1、理事13、合計24で、これが部長級ですということになっているんです。

ついでに、表のさきに見ていただいた島本町の後ろを見てください。これは、島本町の町議会のホームページにこういう議席表が載っていました。手前が理事者側の席ですよ。議員の数は、ここと同じようにもっと議員が多かったんでしょう。ですから席が余っているんですが、14名の議員です。そこに理事者席、これももう名前が載っています、総合政策部長とかね。これだけです。町長とか副町長を入れて13、これで議会対応をしているんです。

何を言いたいかということ、熊取町のこれは組織やからピラミッドであって、そうだと思うんです。入ったら主事で、だんだん係長級とか課長級になって最後は部長。部長のところには到達したら、島

本町やったら6級で次長の次なんです。熊取町の場合は7級になるんです。そこに部長は1人やけれど、1人プラスまだ1人、プラス1人おる部もある。ですから、そういう意味合いの中では非常に何かちょっとおかしいなというふうに思うんですが、総務部長、今そういう資料を見られて、当然こういうよその状況も知っておられるとは思いますが、どういうふうに思われますか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）まず、島本町でございますけれども、議員おっしゃられたように7級の職員及び6級の職員が主に議場で対応しているというところで確認をしております。ただし、案件につきましては、いわゆる5級の課長級の方あるいは係長級の方までも議場で対応しているということの確認はしております。

いずれにせよ、他市町村ではさまざまな対応の仕方というのはそれぞれですので、一定そこはほかの市町村も参考にしながら、もちろん出していただいた島本町も参考にしながらこれまでも検討しておりますし、今後もまた研究していきたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）議会対応ではそういうこともあるというのはわかるんですよ。これは、熊取町で言えば理事が3人分のやつを部長が答弁せなあかんかって、正確さを欠いたらいかんから、熊取町だって27人、28人おった中で、ここにはそれだけおって、まだ裏で課長とかが待機していたでしょう。そやから、島本町に問い合わせたらそういう答えやというのはそういうことです。ですから、部長級の仕事の割り当てというのは、そういう意味合いでそのポストにいてはるわけですよ。熊取町の場合は、全部そこがもう7級の階段の一番上のところでいらっしゃるわけですよ。

それで、今回幸いなことに、管理職手当を上げると言うたら、これはさすがにあの議員全員協議会の雰囲気を確認いただいて断念されたことは英断やというふうに思うんですけれども、ただ気になるのは、町から出していただいた事務分掌についてという文章もそうやし、議員全員協議会のと看につけていただいた3ページ、管理職を魅力あるポストとして再構築、管理職員の人材育成の強化、②として管理職手当の引き上げと書いてきたところで、その①で、限られた職員数で行政サービスが低下しないよう業務を進めるためには、職員一人一人の能力を向上させる必要がある。そういった状況に、管理職職員には部下の人材育成能力や職場のマネジメント能力が今以上に求められたため、研修等により管理職職員の能力向上を行います、これをやってくれたらいいんです。

管理職手当の引き上げということでその当時出ていたのは、管理職職員の負担は今後も増大すると見込まれるところですが、管理職手当については現在、府内最低水準であり、管理職をより魅力あるポストとする手法として、先ほどの研修等に加え、負担増に見合うよう、さきのように管理職手当の引き上げを行い、職員の士気高揚を図っていきますと、こう書いてある。ですから、こういう形を、管理職手当を引き上げる意義の説明としては皆さん方の中でその文章をつくって載っているんやけれども、指摘している議員の立場からすれば、何言うてんのよという形になるということは理解してもらえますか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）議員のおっしゃったことは理解しております。

ただ、この場でもう少し詳しく上げた経過を申し上げますと、要は、本町の管理職というのは、いわゆる担当が超勤しているときには当然管理職は命令して超勤しますので、一定マネジメントという意味合いで最後まで残るところがベースでございます。それに加えて、土日のイベントなんかは一定、人件費を抑えるという意味合いもあって、各部署では管理職対応を最優先にしているという、そういうベースもあります。

今後、そういった実態もあって、ほかの市町村がどうかというところで、ほかの市町村と交流する場面も多々ありますけれども、そこまで管理職の方は対応されていないという実態もありまして、ほかの市町村と比べたときに、長年最低基準であるということと、今後部長級の部分を減らしていくという中で負担がやっぱりふえてまいります。当然、例えば理事職を減らすという方向で考え

てございますけれども、部長も残された理事も課長もやっぱり負担はふえてくると思います。そういったこともあって、一定、平均レベルまでモチベーションといいますか、そういった部分で上げさせていただければということで、上げさせていただいたという経過でございます。よろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）島本町のホームページのどこを見ても、そういう管理職についたら残業をつき合っている超勤が出えへんとか、そんなことまで書いてませんよ。それは役所はそういうルールになってるんやから、これは理解しますよ。

ただ、そのポストについているから、ますますそういう仕事が困難になってくるからまず上げましょうということではなくて、先ほど言ったように議会の中でも、この3年半の中でも、私どもの会派だけでもこういう形で指摘をしている状況を、まずよそ並みに減らしてから、まず31年に1つの部を減らします、だから管理職手当を、府下でも最低レベルやからそれを一番の島本町の次ぐらいに持っていくんですという議論は、これは今はもうないという理解をしていますけれども、そういうふうに安易にやるところがおかしいなということなんです。

ましてや、きょうの江川議員の一般質問にもあったように、今就学援助でも請願が出ていますけれども、そういう形で、就学援助で当初やったら680万円ぐらいの予算を行財政改革のプランの中で減らすんやと、それで議員全員協議会の中で、例えば管理職手当上げたら幾らという数字でしたか、700万円でしたか、それはやはりおかしいでしょうということなんです。

ですから、きょう質問してよかったなと思うのは、31年の一般会計の予算について、年末の時点で態度決定せんで済んだなというふうに、これは思います。もし管理職手当を引き上げるというんやったら一般会計は熊愛の会は反対しようと思っていましたから、それは、今度はもっと中身を精査して、3月議会の予算案を見たいというふうに思います。

ですから、ぜひとも町長、町長が議員全員協議会でもおっしゃったけれども、部長級の数と一緒にぐらいいにできたら、今で言うたら理事ですか、そやから部掛ける2ぐらいいが部長級のところやぐらいいにはしたいんやと言いますけれども、それはまだ世間のレベルから言うたら、まだその人が6級ならわかるけれど、7級にして同じ部長級や、そういうのを最後は目指すんやと。そやけど、34年の中では1と1で2やということの確定はないから、さらにそういう身の丈に合った組織というものを目指してほしいなというふうに考えます。

施策の中の話なので、次の項目に移りたいというふうに思います。

この3年半か、僕らの任期で言えば、藤原町政になって3年、「広報くまとり」のリニューアルの考えについてもお伺いをいたしました。

新年度予算編成の基本方針の中で広報くまとりのリニューアルについての町長の熱い発言も当時聞かせてもらったんですけども、具体的にそれは31年から実現するんでしょうか、今、現状をお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、広報くまとりのリニューアルにつきまして、これまで平成29年3月及び9月の定例会で文野議員の一般質問に対しまして、第3次行財政構造改革プラン及び同アクションプログラムの取りまとめの過程で、リニューアルの是非を含め、一定の考え方や方向性を固めてまいりたい旨の答弁をさせていただいてきたところでございます。

結論といたしまして、現在、既に平成29年度予算内での一部紙面のカラー化の実施、掲載記事の見直し、紙面構成の見直しによりまして、より読みやすい、読んでいただける広報紙の実現に向けて取り組んでございます。

議員ご質問のリニューアルの中でも、特に現行のタブロイド判からA4判への広報紙サイズの変更、広報紙のカラー化につきましても、これまでさまざまな側面からご意見等を伺ってきたところでございますが、現在、聖域なき抜本的な行財政構造改革に取り組んでいるということもあり、当

分の間は現行の広報紙のままで発行させていただきながら、住民の皆様にとって最も身近な情報誌として、読みやすい、読んでいただける工夫を凝らしてまいりたいというように考えてございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）カラーに表の写真をするというのは年4回でしたか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）今年度は4回ということで計画してございまして、もう既に7月号広報と10月号広報では表裏のカラー化をしたところでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）新年度はずっとカラーになるんですか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）今現在、予算の要求時期でございまして、私、財政の担当部長としてヒアリングをしているほうの立場でございまして。基本的には、予算ベースは現予算のままで、その中で工夫した中でことは4回計画しておるんですけども、その他の経費も落としながら、当然、5回、6回ということでふやすことができたかなというように現在のところ考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）今年度途中からやった経費の出し方は、何か紙の質を落とすとかいうのをうわさで聞いているんやけれど、それは本当なんですか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）実際に紙の質を若干変更してございます。ただ、読む分についての支障はないということでございます。紙の質もいろいろ改善されている中で、経費を抑える方法というのは幾つかあるわけでございます。その中で、できるだけ紙質を実際に見た目は全く落とさずに、利用勝手のいいような形で経費を抑えたというような形にしてございます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）平成29年3月議会の中で、一般質問で広報くまとりについてということで質問させていただいて、今、部長にご答弁いただきましたように、その3月議会の前日に和泉市から岬町までの広報紙を全部集めて回ったやつも持ってきて、皆さん方にご意見申し上げました。

A4判が主流になっていて、タブロイド判というのは貝塚市、岸和田市、熊取町だけやったんです。それで、ほとんどはカラー紙面、表紙、裏面、写真。2色紙面、白黒というのが当時、泉南市、阪南市、忠岡町、岬町、熊取町やったんです。だから熊取町は、俗に言うA4判のほうが保管もしやすいしあけやすいし、見たいときにさっととれるという利便があるから、主流はA4判やということを指摘させていただいて、ましてやカラーのほうが、まさに市役所や役場に来て、転入に来る人、熊取町に相談に来る人、そういう人がぱっとそういう広報紙がカラーで並んでいたら、子どもの顔がぱっと出たら、「ほほえみ 子育て 熊取町！」やというイコールで町のイメージも上がるし、ぜひこれはやりましょうよということで、このとき言わせていただいたんです。

やはり最低タブロイドからA4判にしましょうよというような形で、今はまだこの状況なんです。折って、僕、今まで家に積んでいたやつを持ってきて、輪ゴムでとめてこの状態やと。そやから、これが自治会から配られてきたら、我が家では大体賞味期限3日やと言うたんです。町長はご答弁で、いや1日やと思うているとおっしゃったんです。これも予算がかかっているんですよ。せっかく予算がかかっているんやから、常に何かの情報は町の広報のここに載っていたよということを見もらうために、A4判でカラー化にしましょうよ。これは町長のリーダーシップの中で熊取町のイメージアップのためにやりましょう。そして町長がよくおっしゃる、情報は全て公開するんやと、そういう姿勢から含めても、情報を公開している内容をインターネットでも見もらえる、議会も

中継して見てもらえる、紙ベースでもいつでも見られる、この状況をまずそろえてから町民の皆さんと協働しましょうという話になるのではないのでしょうかというツールが広報紙やという僕は位置づけを当時も言わせていただいたんです。その気持ちは今でも変わりません。

議会だよりを今回カラー化させてもらったんです。43号です、10年目。もうこれは予算がつかないから、9月議会は16ページ立てでしたので、これ1万7,000部発行させていただいているんですけども、白黒のときは1部当たり13円で作成していますという表現やったのが、議長にも英断いただいて全面カラーで出そうということで、広報委員会のみんなも熱い思いで、いい写真を探して、これで出したんです。13円が14円に上がったんです。その上がった分は、いただいている政務活動費で各会派から負担をさせていただいて出しています。次の12月議会も、今のメンバーでつくる最後の議会だよりになりますけれども、これを出していこうと。

9月議会が終わって、それぞれ3班に分けて議会報告会に各地を回っています。物すごく評判がいいんです。評判がいい中でちょっとショックやったのは、こんないつから出しているんですかと言われたんです。いや10年前から出していますよと、今まで見てもらっていなかったのかなと思って、ちょっとがっかりもきたんですが、若いお母さん方にもすごく評判がいい。それぞれみんないろんな反応、声を聞いているんですけども、よくなったなと言うてもらっています。ですから、やはり町の広報としては、こういう紙ベースのものが役場の受付のところにざっと並んでおる状況を早くつくってほしいなと、こういうふうに思っています。

ですから、熊取町のブランド、いろんな産品の話も先ほど出ていましたけれども、町として住民の皆さんにいつも目線を合わせて、情報は全て公開していますよということをおわかっていただけるツールが熊取町は広報紙なんです。ですから、こうやって折り畳まれたら、健診の日とかかなんとか、どこかの何月かに出ていたけれど、みんな引っ張り出してざあっと広げて見ていかなあかんとするようなことを回避するためにも、A4判にして、ちゃんと保管をしていて何回も見ていただけるようなものをつくっていく。このことは、4回だけ今回カラーにしたというだけじゃなくて、中途半端なんです。カラー化も、言うていたからカラー化したら、ちょっと議会で言われたけれど、これは実現したからいいじゃないんです。まずやっぱり形から変えていく、編集方針から変えていく、こういうことを、皆さん方が予算執行権も持つてはるんやから、そこに英断を振るってほしい。もしまだ4月から管理職手当を上げると言うんやったらもつきつ言うつもりやったんですけども、ぜひとも、このことも新年度予算ではよろしくお願ひしたいと思う。

町長、いろいろな姿勢でやれていないこと、理事からも紹介があったけれども、これこそ、どんな事業をした、こんな事業をしたことよりも、ああ変わったなと思ってもらえる、住民の皆さんに全てオープンにしているんやなということのあらわれになると思うので、優先順位の中で予算をやはり確保していただいて、ぜひとも新年度、そういう形で、今、業者もすごく、ですから昔であつたらカラーにしたらごつつう高くなると思ったけれど、さっき言うたように1万7,000部のこれをつくって1円なんです。上がるのは、14人で分担してね。総額が1万7,000円上がるだけやったんです。そういうことも踏まえて、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

先ほども言いましたけれども、年末にかけて新年度予算、いろいろ個別でつくっていくと思うんですけども、ぜひこの点についてはよろしくお願ひしたいと思います。

2点目の大きな項目の投票率の向上について見解を聞きます。

来年4月は統一地方選挙です。夏には参議院選挙が行われます。この間、我が熊取町においても低投票率が問題化しています。これは全国的でございます。平成28年3月定例会一般質問でも意見、要望を行いました。その後の検討状況について、そのときも3つについて検討を進めてくれと、それで進めますということでございました。1つ目は高齢者、交通弱者への対応策、2、投票所の見直し、3、若年層の投票率向上への対応策、この3点についてご答弁を一括でお願いします。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、投票率向について、まず近年の本町の投票率を見ますと、選挙

権が18歳に引き下げられた平成28年度の参議院議員選挙では52%、また、平成29年度の衆議院議員選挙では51.12%でございました。それぞれ全国平均、大阪府平均を見てみますと、参議院議員選挙の全国平均は54.7%、大阪府平均では52.23%、また衆議院議員選挙におきましては、全国平均が53.68%、大阪府平均は48.39%でございましたので、全国、また大阪府平均と比べ著しく乖離した数値ではございませんが、50%台という低い数値に、我々行政の立場においても喜べるものではないと認識しているところでございます。

そのような状況の中、まず、1点目の高齢者への対応策についてでございます。

さきの9月議会における決算審査特別委員会でも少しご報告させていただきましたが、交通弱者と考えられる高齢者である要介護認定を受けておられる方に対しては、投票所に行くことができる一つの方法として、介護保険制度における訪問介護（ホームヘルパー）をご活用いただけるよう、介護保険サービスの利用調整を行うケアマネジャーの連絡会でその旨ご案内し、対象者に対してご検討、ご活用いただくようお願いさせていただいたところでございます。

また同様に、障がいをお持ちの方に対しましても、障がい者相談支援専門員相談支援部会において、郵便等による不在者投票制度のご案内や通院等介助を活用した移動支援など、そういった説明をさせていただき、対象者へのご案内をお願いさせていただいてところでございます。

現在の取り組みといたしましてはご説明させていただいたとおりでございますが、今後も継続して、投票率向上の取り組みについてさまざまなことを検討してまいりたいと考えてございます。

2点目、投票所の見直しについてでございます。

まず、投票区の設置につきましては、法令等において、市町村を区域として、必要と認められる場合、区域を分けて数投票区を設けることができるとなっており、数投票区を設ける場合、明確な基準はございませんが、有権者数や地勢、その他事情等を考慮して決定すべきと示されてございます。このようなもと、これまで11の投票区を設定しているところであり、現在のところこれを見直す予定はございません。

また、投票所そのものの見直しについてでございますが、現在、各地区の老人憩の家や公民館、また学校の体育館を投票所とさせていただいております。投票所によっては距離があったり段差があったり、投票に来られた方にはご不便をおかけすることもございますが、それぞれ施設の性能上や構造上それを改めることは難しいことから、それぞれ投票所の実情に応じて適宜、投票に来られた方への必要に応じた配慮を行ってまいりたいと考えてございます。

3点目、若年層の投票率向上への対応策についてでございます。

平成28年度の参議院議員選挙から選挙権が18歳に引き下げられたところでございますが、その参議院議員選挙における本町の18歳以上二十未満の方の投票率は45.33%、また、昨年の衆議院議員選挙では37.95%となっております。参議院議員選挙の全国平均は46.78%、大阪府平均は46.8%であり、衆議院議員選挙では全国平均が40.49%、大阪府平均は36.3%でございましたので、こちらも全国、また大阪府平均と比べ著しく乖離した数値ではございませんが、投票率は顕著に低下しているところでございます。

こうした若年層の投票率向上への対応策につきましては、現在のところ、大学連携において選挙制度の説明や模擬投票を内容とした出前講座を設けており、平成28年度には大阪体育大学から依頼を受けて実施しているところでございます。また、成人式における配布物への選挙啓発物品の同梱を継続するとともに、誕生日を迎え、新たに有権者となった方に対し送付している啓発はがきについては、今年度6月から、選挙人名簿に登録した旨の連絡にあわせて、期日前投票制度や不在者投票制度、在外選挙制度などの案内も行うため、QRコードにより総務省ホームページにリンクさせることなどの工夫を行ったところでございます。

1点目の質問でも答弁させていただきましたが、投票率向上の取り組みにつきましては今後も継続して検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げまして、答弁いたします。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）答弁ありがとうございます。

これは、やっぱり僕らにも責任があるんですよ。議会にもっと関心を持っていただいて、投票に行こうと、1票しかない大事なものを、いい議員を選ぼうとかそういう雰囲気政治家というものは常に持っていかなあかんし、町長もそれは同じ考えやというふうに思うんですけども、そういうことで、前回、要望で宿題的に言っていた部分については若干前へ進んでいるなと思いました。

平成29年3月に総務省で投票環境向上に向けた取り組み事例集というのがホームページにも出ています。175ページぐらいあるんですけども、取り組みの事例として、共通投票所を設置している、あるいは大学や商業施設等への期日前投票所の設置、期日前投票の投票時間の弾力化、投票所等への移動支援等、大きく分けたら法律も変わっていて、今までできへんかったようなことができるようになっていきます。

4月が直近の統一地方選挙なんです。時間的にはどうかと思いますけれども、チャレンジを一遍してみてください。いろんな形でやはり関心を持っていただくこと、我々も含めて自己反省もしながら、この問題は大きな課題やというふうに思っていますので、またよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

議長（坂上巳生男君）以上で、文野議員の質問を終わります。

次に、矢野議員。

10番（矢野正憲君）それでは、議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目の高齢者の見守り活動についてでございます。

高齢者の見守りネットワークの構築を図るため、協力してもらえる民間事業者から届け出してもらい登録制度を立ち上げておられます。立ち上げから1年程度になると思いますが、登録数も含め民間事業者、各種団体との協力体制はどのようになっておられるのか、まず質問させていただきます。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、高齢者の見守り活動につきましてご答弁申し上げます。

まず、登録制度における登録数でございますが、平成29年9月に立ち上げました高齢者見守りネットワーク事業において、ライフライン事業者や介護事業所を中心に現在31カ所の事業所がご協力いただいております、たくさんの方々が見守り活動にご参画いただいております。今後におきましても、さらに登録事業者をふやすことにより、町全体で高齢者の見守りへの意識向上やその必要性の啓発を図り、ネットワークの充実に取り組んでいきたいと考えております。

また、本町におきましては、当該登録制度に加えて、緊急通報装置貸与事業や徘徊高齢者等SOSネットワーク事業、閉じこもり予防を含めた各種介護予防事業、地域包括支援センターにおける独居高齢者見守り支援事業につなげるためのみまもりアンケートの実施などに取り組んでいるところでございます。さらに、地域におきましても、民生委員児童委員による見守り活動やシニアクラブによる友愛訪問など住民同士の支え合いも行われており、セーフティーネットが幾重にも構築されつつありますが、引き続き、高齢者がより安全で安心して暮らしていけるようなまちづくりを目指して、地域、民間事業者にもご協力をいただきながら取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）登録数が31というふうなことですね。高齢者の見守り活動については、26年であるとか平成28年にこの議会で質問させていただいております。その中で、今、理事から答弁がありましたように、見守り支援策としては緊急通報装置の貸与事業であるとか、それから平成27年度から立ち上げられた徘徊の高齢者等のSOSネットワーク事業、これは地域包括支援センター等やっている独居高齢者の見守り事業と、大きく3つぐらいの事業を展開しておるといふふうなこと

になってございます。

前回の質問の中で、いきいきくまとり高齢者計画2015の期間内で立ち上げたいというふうなことを答弁されておりまして、その中でいろいろと、高齢者の見守り活動のあり方や協力体制について、コンビニであるとか食材の配達業者など、民間事業者と意見交換を行ってまいりますというような答弁もいただいておりますが、そのときの登録数の目標数と今現時点の31というのは大体合ったような数字になっているのか、まだもう少しふやしていけるような余地があるというふうに考えておられるのか、その辺はどういうふうに考えておられるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）以前ご質問いただいたときに、できるだけ、もうほんまに熊取町内の事業所の皆さんに入ってもらいたいんやというぐらいの勢いで私、答弁させてもらったと思うんです。現時点で31カ所ということで、多いか少ないかといいましたらまだまだ満足はしておりません。

当時のお話の中でも、登録制度という形で、まずは受け身で、ご参画いただく事業者の方々に来てもらうんやということで申し上げたと。協定ではなしに登録制度を選択したというのをこれまで言わせてもらいましたけれども、これより先は、1年たって31事業所ですが、たくさん事業所にご参画いただけるように積極的に皆さんにお声かけさせていただいて、たくさん事業所にまだまだ参画してもらえるように努力してまいりたいなと思っております。

また、ライフライン事業所、配食の事業所、わずかなんですけれどもご参画いただいている事業所もございます。主には介護事業所、そこは意識が深いのかというふうな分析をしているんですけれども、もっともっとたくさん事業所、いろんな場面でのいろんな業種での事業所にご参画いただけるように努力をしてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）わかりました。もう少しふえるような余地もあろうかなというふうなことだと思います。

今、31の事業所の皆さんが参画してくださっているんですが、その中で大体、主に意識の高いというのは、やはり福祉関係の皆さんが入ってくれているというのが31カ所でどれぐらいのパーセンテージになっているんですか。どれぐらいの数になっておられるのか、半分ぐらい占めてはるんですか。その辺どうなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）ちょっと数えるのが今難しいかなと思うんですけれども、半分ぐらいは介護関係の事業所かなと思っております。我々の持っているひまわりネットという医介連携の組織がございまして、そういったところは介護事業所、また医療機関、薬局の方々も来られます。そういった方々に対しても啓発をやっていたり、あらゆる場面で啓発をやっている影響かなというふうに思っておりますが、現時点では半分ぐらいかなというふうに理解しております。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）わかりました。

この質問、今回3回目ですけれども、いろんな、関東のほうで民間事業者を入れながらこういったことをやっていますよというふうな事例も紹介しながらのスタートなんですけど、熊取町は、協定ではなくて登録制というふうな形でやっていきますというふうな答弁をいただきました。関東のほうは、さっきも出ましたけれども、都市ガス、ライフラインの会社であるとか新聞配達であるとかというふうな形で、多くの皆さんに声かけをされているというふうに聞いてございます。この辺、大阪でいうたら八尾市のほうも一生懸命されているようで、600社ぐらいですか、参加をされておるといふようなことも聞いてございます。自治体としての規模が大分違いますが、そういうふうな形で、31という数がどんどんふえていくような、そういうふうな努力はしていただきたいなというふうに思っております。それがこれからの大きなテーマになってくるのかなというふうに思いま

す。

あと、さっき登録制度と協定の締結というふうな違いがあったんですが、これを見ていますと1年ちょっとぐらいですか、その中で変更であるとか辞退であるとかというふうな事業者というのは現実的にはあったのかどうか、その辺お知らせいただけますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 辞退というのは特に聞いてございません。お声かけさせていただいたら、この内容、高齢社会の中での見守り活動ということで、ほぼ賛同いただけるのかなというふうに思っています。ですので、やはりこれより先は我々の努力にもかかってくるのかなというふうに感じているところです。

また、先ほど八尾市の話もちょっとありましたけれども、例えばコンビニエンスストアであるとか宅配業者の方々の本社と大阪府が協定を結んだりしております。その枠組みもありますので、それをもとに熊取町内の事業所に対してアプローチをやっていくというようなところも考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）その辺、大変重要になってくると思います。大きなところと協定を結んでいただいて、それに付随するようなところはこういった形でやってもいいのかなというふうに思いますので、そういった意味ではもう少し広がりが出てくるのかなというふうに思っております。しっかりと対応してほしいなと思います。

それから、こういうふうな協定を、事業者を募集するというか、こういうふうな制度に賛同してもらって皆さんに登録してもらおうというふうな形を熊取町はとっておりますけれども、今31というふうな数字が出ましたが、そういうふうな事業者に対する簡単な研修等を実施しておられる市町村が出てきているんです。熊取町としては、気になるようなサイン等はこんなのですよというような、いつもと違う、新聞がたまり過ぎているとか宅配されたものがそのまま残っておるとか、呼びかけしても反応がないとか、そういうふうな簡単な研修みたいなものは今現在されているのか、されていないのか、その辺はどのようになっているんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）見守りネットワークという観点での研修というのは特段していないんですけれども、ご賛同いただく方にチラシというものをお配りするんです。そういったチラシの中にサインであるとかいうところを具体的に書かせていただいて、どういった観点で見守りをやっているのかということでは啓発をやっているような状況です。

また、徘徊高齢者等SOSネットワーク事業におきましては模擬訓練みたいな形のものをさせていただいております。これは、具体的なお声かけのやり方であるとかというのは地域に出向いて行って、年1回なんですけれども、取り組ませていただいているといった状況です。

以上です。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）先ほどご紹介いただきましたけれども、見守りネットワークの仕組みという形で、熊取町のホームページからでも「いつもと違う【気になるサイン】」というような形で出てきますよね。そういったものは、やはり知識として知っているか知っていないかで行動は変わってくると思うんです。熊取町は多分、今のところそういったことを積極的にされていないような答弁がありますので、今31というふうな事業者に参加をしてもらっていますから、まずはそこから、そういったことも踏まえて簡単な研修みたいなものをしていただきたいと思いますというふうに思っております。これも一つテーマになるんじゃないですか。知識として知っているのか知らないのかで、とる行動が必然的に変わってくるんだろうというふうに思っておりますので、今現状やられておられないのであればしっかりとやっていただきたい、そのように思っております。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）取り組ませていただきたいなというふうに思っております。

例えば、先ほどパンフレットのことを私、申し上げましたけれども、マニュアルをつくって配布させていただいたりというようなこともさせていただいております。また、サポーターの養成講座ということで、これは出前講座の中で、例えば薬局の方々が集まった中でさせていただいたりとか、できる範囲のことではありますが、出向いて行って研修等いろいろな知識を深める場は設けさせていただいているというところでございます。

見守りネットワークについての先ほど議員ご指摘の部分につきましては、また今後、積極的にさせていただけるように考えていきたいなと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）わかりました。一般の町民、住民向けには出前講座等されておるというようなことはしっかり認識させていただいておりますが、先ほど、徘徊高齢者等SOSネットワークでは訓練等もやっているんだというふうなお話がありました。結構、お声かけをするテクニックも必要だというふうなことも実は聞いたりしておりますので、そういったものを事業者の皆さんにも知ってもらおうようなことを続けていくべきだろうなというふうに思っています。これはちょっと投げかけをしておきますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

あと、徘徊の模擬訓練です。徘徊の模擬訓練等にも登録事業者は参加等していただいているんですか。その辺はどうなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）対象が、やはり一般の住民、地域の方々というところが重立ったところになります。また、認知症の関係のサポートチームがございまして、その方々にご参画いただいておりますとか、キャラバン・メイトの方々でありますとかサポーターの方々もご参画いただいて、事業所、また地域住民、行政、地域包括支援センター、こういったところの機関が集まりまして、ともにその地区というか、村に出向いてお声かけの実際の練習をやるという形で、そのときの感想などは、実際に声をかけるのは議員おっしゃるような難しいなと。目線の合わせ方であるとか声のトーンであるとか、いろんなところで具体的にやっぱりやってみないと難しいところはあるよねというようなことはいただいておりますので、今後は、見守りの登録事業所にもいろんな場面で具体例がいろんな地域ケア会議などで上がってくると思うんです。その中で情報収集できた知識というものを発信していければと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）わかりました。

では、情報収集を絶えずやっておられることだと思んですが、その収集した情報の共有、行政であるとか民間の事業者であるとか地域の皆さんであるとか、その辺の情報の共有というのはこれから肝にもなってくるのかなというふうに思ったりするんです。これはこれからどういうふうな形で進めていかれるのかなというふうなことを思ったりします。

この前も、ちょうど2週間ぐらい前ですか、そういうふうな徘徊で行方不明の事例があって、すぐに見つかったというふうなこともありましたけれども、この辺の情報の共有というのはどういった形でされているのか、その辺お尋ねしたいなと思います。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）先日の事例なんですけれども、幸い早い段階で見つけてよかったなというふうに思っております。そのときには、徘徊高齢者等SOSネットワークの情報網を活用しまして3市3町の中で情報共有したんですけれども、さらに、その方というのが小谷のほうの方でしたので、貝塚市、岸和田市という可能性もあります。こういう3市3町の枠組み外になりますと大

阪府を通して情報共有するという形になります。そういったところも、ご家族のご意向もあるので、その確認をしながら、やはり地域柄、貝塚市、岸和田市のほうにもお声かけしたほうがいいんじゃないかというようなアプローチをしていた段階で見つかったという一報が入りましたので、大事には至らなかったというようなケースです。

そういったように、できるだけたくさんの方々に情報共有できるようなネットワークを構築しております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） すみません、ちょっと細かいこと聞きます。

情報の共有というような形の中で、例えば登録事業者と熊取町の情報の共有はできているんですか。例えば、もう一つは登録事業者同士の情報の共有というのはできているんですか。その辺はどういった形でされているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 情報の共有といいますと、どういった方がその方かという格好であるとか年齢であるとか、そういったところというのはインターネットの配信を通じまして情報の共有をやっているという形になります。

それは、もともになるのが熊取町であるとか、あと夜間、週末になりましたら消防でお願いしている部分がございますけれども、そこがもともになって登録事業者、また個人に情報が発信されると、それは同じ情報が行くという形になっております。

こんな形の答弁でよろしいでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） もう一度、すみません。情報を熊取町は収集されています。そういうふうな収集された情報を、31の民間の事業者が賛同してくれて登録してくれていますよね、その登録してくれている事業者一社一社にそういうふうな共通したような情報が下におりるような、流されるような、そういうふうなシステム的になっておられるのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。その辺をお尋ねしたいと思います。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） ちょっと私、勘違いしていました。すみません。

高齢者の見守りネットワークにつきましては、登録制度では緩い感じの地域での見守りという形になります。私が先ほど申し上げましたのは、徘徊高齢者等SOSネットワークというネットワークの中で、徘徊される事案が発生した場合のその方の特徴を全員に情報共有するという形を申し上げました。

見守りネットワークのほうは、そういった情報の共有というのは今、現時点ではありませんで、おのおの、できる範囲で自分が行く先々の熊取町内の高齢の方々、またそのおうちの方々に異変がないかというところの視点で緩い感じで見守っていただくという、セーフティーネットでも物すごく細かくしようと思うところの緩い部分を担っていただいているというようなことで理解していただければと思います。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） わかりましたけれど、これもそういった形で、登録で緩いというふうな表現をされておりましたけれども、数もふやさないといけないだろうし、ある程度厚みを持たすためには、皆さん事業者それぞれがここの地域にはこんな人がおられるというようなこともわかってもらえるような、そういうふうなシステムを再度構築するようなことも必要になるのかなというふうに思います。そういうふうなことがあるから簡単な研修等もしないといけないんじゃないですかというふうな話で質問をさせていただいたつもりでおりますので、そういったことも、これからふやしていただくだけでなく、やはり質も上げないといけないのかなというふうに思ったりもします。その辺は

しっかりとやっていっていただきたいなというふうに思います。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）高齢者の見守りネットワークにつきましては、個人情報等の問題もごさいますので、緩い感じと私、言いましたのは、その介護事業所であったら、ケアマネジャーであったらケアマネジャーの持っている情報、例えば宅配業者であったら、いつも行くお宅のおうちの状況というのが多分それぞれ情報としてあると思うんです。その範囲内で見守っていただければと。そういった事業所がふえれば、緩くでも重荷にならんとご参画いただけるのではないかとこのところでもあります。コアな部分というたら、熊取町、また地域包括支援センター、あと地域の自治会であったりとか長生会であったりというのはいろんな目線で見守っていただいていると。そういった網目はたくさんある中の一番外枠を、それぞれ持っている事業所の情報の中で担ってもらうというところで理解しております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）わかりました。

少し温度差があるのかもしれませんが、ただ、これから高齢者がふえていくというふうな中で、こういった行政であるとか、あと民間、地域が一体となって見守り活動や支援策を講じていくということが大切になってきているんだらうと思います。こういった見守り活動の芽が出てきたところというふうなことでなっていますので、大きく育てていただいて、それが結果的に高齢者の皆さんに安心感を与えるというようなことにつながっていくのかなというふうに思っております。しっかりと今後とも頑張っていただきたいなというふうなエールを送って、この質問はこれで終わらせていただきます。

次なんです、ふるさと納税の返礼品としての人的サービスについてというふうなことでございます。

郵便局が、「離れてくらす家族をつなぐ」というキャッチフレーズで、みまもり訪問サービスを提供されてございます。ふるさと納税返礼品として、品物だけではなくて高齢者の見守りなど人的サービスを追加するべきではないのかなというふうな思いを持つんですが、熊取町としてどのように考えておられますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、2点目のご質問、ふるさと納税返礼品としての人的サービスにつきまして答弁申し上げます。

先ほど健康福祉部の答弁にもありましたとおり、ふるさと納税を所管しております企画部といたしましても、高齢者の見守りの重要性については同様の認識を持ってございます。加えて、本町を離れ、高齢者の親御さんの日常生活を心配されている方が、近年増加しているのではないかとこのふうにも考えてございます。

このような中、議員ご提案のとおり、郵便局が提供しますみまもり訪問サービスといった人的サービス型の返礼品につきましても、一定のニーズがあるものと見込んでございます。

また、今後もふるさと納税制度を活用して貴重な財源を確保する上で、品物だけではなく人的なサービスも含めた、より魅力的な返礼品の検討、追加が不可欠であることは言うまでもございません。

つきましては、今後におきましても、他団体の事例の検証やサービス内容の精査を初め、みまもり訪問サービスの調査研究を行うとともに、早期導入について積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）最後の答弁を捉えると、もう早期導入をするというふうな形で考えていいんですね。

（「はい」の声あり）

10番（矢野正憲君）わかりました。

郵便局のみまもり訪問サービスなんですが、もう既に商品として形になっております。月額2,500円というふうな形で、これを紹介させてもらおうと、月1回郵便局の社員などがご利用者のご自宅まで直接訪問されると。その中で、訪問時30分程度で固定の基本質問であったりとか、それにプラスして選択可能な質問項目3項目、全てで10項目の質問を実施されるというふうなことでなっております。ご利用者の生活状況というのは、ご家族などの指定された報告先へメールなどで連絡をするというような状況のようでございます。これで生活状況について把握をするとか、頻繁に帰省することができない人たちが使ってもらおうとか、人との会話で元気になってほしいというふうな、そういった皆さんがお使いになられるというふうなことであると聞いてございます。

いろいろ調べておられますと、大阪府下で今現在それをやっているのが2カ所、門真市と泉佐野市ですか。もう一カ所あるんですか。それはちょっとまだ見ていないんですが、全国でも64か65ぐらいの団体がふるさと納税の返礼品として活用しておるといふふうな状況になってございますので、こういうふうな商品、企業がされれば、これからもう品物だけではなくて、こういうふうな人的なサービスをふるさと納税の返礼品として追加するというようなことも大切になってくるのかなというふうに思ったりします。しっかりとやっていただきたいなと思っております。

いろんな事業者、これが例えばヤクルトであれば「愛の訪問活動」とかもこういうふうな制度になってくるかもしれませんし、そういうふうな制度が出たら積極的に追加していただきたいというふうに思っておりますが、何かあれば承って、終わりにしたいと思えます。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）先ほど議員から大阪府内で2カ所ということで泉佐野市と門真市が入れられているというところで、あわせて最近、大阪狭山市がまさに、この日曜日の朝日新聞に載っておりましたが、導入されたというところで、合計3カ所大阪府内で今上げられております。恐らく、今後もこのサービスにつきましてはどんどんふえてこようかなというふうな考えております。

熊取町としましても、町長とも今回、矢野議員からこういったご提案があったということで、早速導入の検討をという指示もいただいておりますので、速やかに入れてまいりたいというふうな考えますとともに、また、ご提案にありましたその他の業者の人的サービス、お墓参りサービスとかさまざまな人的サービスというのもございます。そういったところもバラエティーな、本当に高齢者の見守りという観点もございますし、また、外に出られている方が何らかの形で熊取町でやりたいことをできるといった、お掃除サービスであったりとかそういったものも今後しっかりと研究を積みながら、引き続き研究、検討を重ねていきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）今回、ふるさと納税の返礼品に郵便局のみまもり訪問サービスを追加されるというふうなことになるわけですがけれども、少子高齢化が進む現在ですから、物だけではなくて、やはり納税者の悩みを解決するようなサービスを提供するというふうなことがセーフティネットワークの拡充につながっていくのかな、それが結果的に地域の発展や課題解消にも結びついていくのかなというふうに思っております。

今後、先ほども言いましたけれども、民間業者がいろいろな知恵を出しながら、見守りサービス等も提供されていくことになると思います。そのときには、一つ一つそういった人的サービスをふるさと納税の返礼品に追加していくこともこれから大変重要なことになっていくのかなというふうに思っておりますので、対応をしっかりとお願いしまして、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）以上で、矢野議員の質問を終わります。

次に、坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、1つ目、熊取町の鳥獣被害について。

大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第3期）によりますと、イノシシの捕獲数は平成3年に増加に転じ、平成7年以降急増し、平成21年には有害鳥獣捕獲が狩猟による捕獲を逆転した。平成27年度には有害鳥獣捕獲が1,603頭、狩猟による捕獲数が828頭となっており、有害鳥獣捕獲は全体の65%を占めているとなっています。

1つ目、熊取町の直近5年の捕獲状況はどうなっていますか。

議長（坂上巳生男君） 藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君） それでは、熊取町の鳥獣被害についてのご質問のうち、1点目、熊取町の直近5年の捕獲状況についてご答弁申し上げます。

本町の直近5年のイノシシ捕獲状況についてでございますが、平成25年度は75頭、平成26年度は111頭、平成27年度は84頭、平成28年度は82頭、平成29年度は134頭の捕獲となっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 坂上議員。

5番（坂上昌史君） ざっと、増減しているもののふえているような気がしていますけれども、次の2つ目の今後の予測と対策の答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君） 藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君） それでは、2点目、今後の予測と対策のご質問についてご答弁いたします。

今後の予測についてでございますが、1点目の捕獲状況のとおり、直近3年間の推移を見ますと、平成29年度の対前年度比の捕獲頭数の増加が顕著な状況でございます。また、平成30年度の状況でございますが、11月までの捕獲頭数は前年度同時期までの捕獲頭数と比較しても5頭減の87頭であり、平成29年度と同程度の捕獲頭数になるものと見込んでいるところでございます。

一方、本町を除く岸和田市以南全体の有害鳥獣捕獲の最近3年間の推移を見ますと、平成27年度が557頭に対して平成28年度が対前年度比353頭増の910頭、平成29年度が対前年度比6頭減の904頭であり、直近3年間の推移では平成28年度の対前年度比の増加が顕著でございます。このように、地域別にも捕獲頭数の違いがあり、正確な予測は難しいところでございますが、総論的には今後も大きく減少することなく推移するものと予測しております。

次に、今後の被害防止対策といたしましては、昨年度と同様に、熊取猟友会のご協力をいただきながら、箱わなやくくりわなによる捕獲、また、みずからの農地はみずからが防御するとの基本的な考えのもと、実行組合を通じて農業者個人に対して農地への侵入を防止するための電気柵等の設置購入費の補助も継続し、被害の防止に努めていきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 坂上議員。

5番（坂上昌史君） 予測はしにくいけれども、対策はこれからもずっと今までどおり続けていくということやったんです。第二種鳥獣管理計画の第3期の中に、イノシシの狩猟者は、狩猟によりイノシシの数を調整する役割を担うとともに、有害鳥獣捕獲の従事者として重要な役割を果たしているとなっています。

そこで、関連して3つ目なんですけれども、有害鳥獣捕獲の従事者の数と年齢構成、これ、熊取町のことについてお答えをお願いします。

議長（坂上巳生男君） 藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君） 次に、3点目、有害鳥獣捕獲の従事者の数と年齢構成のご質問についてご答弁いたします。

有害鳥獣捕獲につきましては、熊取猟友会にて捕獲依頼を行っており、平成30年度有害鳥獣の捕獲従事者として従事者証を交付している者は、平成30年4月1日現在で13名となっております。年

年齢構成につきましては、30歳代1名、40歳代2名、50歳代1名、60歳代6名、70歳代3名、平均年齢62歳の構成員で活動を行っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 坂上議員。

5番（坂上昌史君） 平均年齢62歳ということなんですけれども、どっちかという高いのかな。動けるけれども、今後このまま、30歳が1人ということやったんですけれども、僕、この間入ったので、そのうち30代が2になるのかもしれないんです。

そこで、このまま進んでいったらどんどん平均年齢が上がっていくばかりなんですけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君） 確かに、ご指摘のとおり、このまま進んで高齢化するという事態は免れないということで、非常に懸念しております。これは本町のみならず全国的にも大きな課題でありますので、しっかり猟友会の方々の活動をふやしていただくということを期待しているところであり、坂上議員も入られたということで、非常に期待をしております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 坂上議員。

5番（坂上昌史君） 入ったのでよしとするのかどうかというところがあるんですけれども、要は30代が少ない。40代も2人いますけれども、もうちょっと若い人がふえていかないと、僕は狩猟免許を取ったんですけれども、さああしたからできるかと言ったら、そういうわけにもいきませんよね。要は知っている人に教えていただかないといけない。要はベテランの人がいるうちに僕らみたいな若い人が入っておいていただかないと、継続した有害鳥獣捕獲というのはできないんです。

部長にお伺いしたいんですけれども、狩猟免許を取るのに幾らぐらいかかるかというのはご存じですか。

議長（坂上巳生男君） 藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君） 環境省が発表している状況、登録とか事前講習とかを含めて1万5,000円ということでインターネットのほうでは確認してございます。

議長（坂上巳生男君） 坂上議員。

5番（坂上昌史君） そのとおりなんですけれども、ここに素人が行って、いきなりテストを受けて、勉強したにしても合格するかと言ったら、受けてみた感じでは合格しないんですよ。そこで要は講習を受けるんですけれども、大阪府の猟友会がやっている講習受講料が1万2,000円、テキストが2冊あるんですけれどもどちらも1,500円、これで1万5,000円です。あと、そこに講習に行く電車代だったりかかってきて、おおよそ3万円ちょっととかかかってくるんです。あと、試験を受けるのには診断書とかも要りますし、いろんな経費がかかってくる中で、若い人がいざ、農家の方が狩猟免許を取ろうというのは自分の仕事にかかわってくることなんですけれども、そのほかの人が狩猟免許を取ろうかというときに、3万円ぐらいかかってしまうようなものを積極的に取りに行こうかなとなるかといえば、ならないんじゃないかなと思うんです。そういった中で、町として受験料の補助とかをお考えではないですか。

議長（坂上巳生男君） 藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君） 確かに、目的は坂上議員と同じく、ふやしたいという思いは同じなんですけれども、免許の補助金をやっている団体は府内でも数団体でございます。その中で、今回豊能町が実際29年度から始めたので確認させていただいたんですけれども、それをしても全くないと。どれだけ免許取得の補助が猟友会をふやすためのインセンティブになるのかというところは、しっかりと検証していく必要があるのかなと思ってございます。

総論的に、補助することについては、私自身はふやす手段であるので非常に賛同はさせていただくんですけれども、やり方も、よそであれば猟友会に加入を前提、また有害鳥獣の駆除を前提とし

て補助を出していると。これが、任意の団体に対して加入を前提としてすることが本当に適切なのかというところは私自身少し疑問を持っていて、例えば、するにしても猟友会がみずからそういう会員を集め、免許取得の補助をした者に対して例えば報奨金的に出す方法であるとかいうのがいいのではないかなというふうの一つ考えているところです。

あと、先ほど農家の免許というお話がありましたけれども、狩猟期間については、農家が一定の条件のもとにわなを仕掛けることが可能になっています。わなを仕掛ける条件を少し緩和する、これは当然、町だけでは無理なので国策として考えていただく必要はあるんですけども、猟友会だけではなく、農家にもそういった資格を与えていくというんですか、ちょっと講習をしていって認めていくというのも一つの大きな方向性ではないのかなというふうに思います。

結論としまして、坂上議員おっしゃられた猟友会をふやすということについては、私自身も前向きに考えております。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）そういった任意の団体に入るのを前提に補助金を出すのはどうかということやっただんですけども、さっきも部長の口から猟友会に頼んでいますということやっただので、免許を取るのにもお金がかかる、取りに行くのにも自分の車で行ったりしたらガソリン代がかかるという中で、最初のスタートラインに立つのに免許の補助を頼んでいる団体に入るのであれば、してもいいんじゃないかなと思うし、するべきやと思います。やっぱり、取ろうと思ったときに、それぐらいかかるんかと実際、僕も思いました。受験料だけでしたら手数料5,200円やったりするんですけども、結局、やっぱり講習を受けなあかんとかそういった中でトータル3万円ちょっと超えるかなというぐらいの経費がかかってきますので、ぜひその辺は、猟友会に頼んでいるのであれば猟友会に入ることを前提に補助しますよというのは積極的に考えていくべきやし、若い世代に猟友会に入ってもらおうというのであれば早急にそういった制度を整備していくべきやと思っていますので、ぜひその辺は、ちょっと方向転換して補助金の制度を確立していただくようお願いします。

次の質問に移ります。

英語教育についてということで、2020年度から実施される大学入学共通テストでの英語民間資格・検定試験が活用されます。熊取町は、ALTの配置など英語教育の内容は充実していると思いますが、学習意欲の向上や英語の実践の場づくりとして英語の民間資格・検定試験の受験を推進してはどうか。

その1つ目で、町内の小・中学生の民間資格・検定試験の受験の状況はどうなっていますか。

議長（坂上巳生男君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）坂上議員の英語教育についての1つ目、町内の小・中学生の民間試験・検定試験の受験状況についてご答弁申し上げます。

小・中学生の英語4技能をはかる試験として、英検、GTEC等が挙げられます。それらの試験を受験している町立小・中学生の受験状況については把握しておりませんが、毎年実施される国による調査、英語教育実施状況調査より、中学3年生で英検3級以上を取得している生徒数については把握しております。過去3年間の3級以上の取得者数は、平成27年度は42名、平成28年度は54名、平成29年度は44名であり、中学3年生全体の約1割が取得している状況です。

以上です。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）英語を苦手にならないようにということで、そういった英語を好きになってほしいとかいう意味合いでALTを配置していただいているんですけども、この状況はその中では多いのか少ないのか、どう感じておられますか。

議長（坂上巳生男君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）取得の状況については、比較できるものがないので、多いのか少ないのかというのはなかなか判断しにくいなというふうに思っております。

ただ、毎年、国調査で、実際に試験を受けて取得した子とプラス3級相当の力を持っているであろうという子どもの数を報告する項目もあります。そこについては、例年熊取町においては4割から5割ぐらいの生徒が、大体、受けていないけれども3級を取得する力はあるだろうというふうに推定しております。これは、国においては大体昨年であれば全体で40%取得しているということで、国全体の力よりは少し力を持っているのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）文部科学省の資料とか読んでいても、「相当」という言葉がよく出てくるんですよ。

次の2つ目なんですけれども、小・中学生の民間資格・検定試験の受験料の補助ということで、要は補助したらどうですかということなんです。日本でも全体的には100を超えるような自治体が補助していたりしますけれども、熊取町ではどうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）2つ目の小・中学生の民間試験・検定試験の受験料の補助についてでございますが、子どもたちの英語に対する学習意欲や英語によるコミュニケーション力の向上を目指し、ALTの効果的な活用及び授業内容の充実をまず図ってまいりたいと考えているため、補助については現在のところ実施する予定はありません。

以上です。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）補助する予定はないということやったんですけれども、ぜひやってほしいんです。

大阪府の高校入学者の選抜試験にも民間資格が活用されています。TOEFL、IELTS、実用英語技能検定、英検です。この3つを活用されているようなんですけれども、英検については各級によってお金が違うんです。3級やったら3,800円とか、準1級以上になると8,300円、IELTS、余り聞きなじみのない試験なんですけれども、これについては2万5,000円とか、TOEFLも、これはドル建てなんですけれども235ドル、2万5,000円ぐらいです。高いんですよ。でも、これは実際、大阪府の公立高校の入試について活用されているということなんで、ぜひそういうのもチャレンジして受けてみようかというのはすごくいいことやと思うんです。

ALTも、こうやって配置している中で力試しもするという意味合いではしていったほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、教育委員会としては、それでも補助は要らないんじゃないかというお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）大学入試に民間試験が2020年から導入されるというふうになったというのは、何でそうなったかということも含めて少しお話しさせていただきたいなと思うんですが、今まで、皆さんご存じのようにセンター試験では英語はマークシート方式で、英語の4つの技能のうちの読むと聞くしか結局、はかるテストでしかなかったというところ。しかし、やはり実際の実践の場面で英語を使うという視点、あと、学習指導要領の改訂を受けて、聞く、話す、読む、書く、この4つの技能を総合的により伸ばしていくという視点がより重要になってきた。そこで大学入試についても、2つの技能をはかるテストではなく、4技能、要するに書く、話すも含めて、それをはかる試験、話すについては民間試験を使いながら、その力をはかるということになりました。

熊取町においては6名のALT配置していただいております。ALTを使って授業中であるとか休憩時間においてもALTの英語を実際に聞く機会、そして自分のことを英語で表現する機会、要するに話をする、そういった機会を多く設けられているというふうに思っております。それが、まさに今求められている話す、やりとりする力を育成するということにつながっているかというふうに思っています。

です。今求められている力、話す力、やりとりする力は、ALTを配置することによって、

実際その力をはかるためにそういった試験があるというところですので、その力を今つけていただいているALTを使ってALTの専門性の向上、あるいは英語の授業をより充実して子どもたちが英語をわかりたい、話したいというふうな気持ちになって、話せてうれしかったという気持ちになるような授業を展開していきたい、まずそこを大事にしていきたいというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君） 坂上議員。

5番（坂上昌史君） 説明を聞いていた中で、やっぱりそれやったらこういった民間の試験を受けるようにぜひチャレンジしてみたらというような方向に持っていくほうが客観的な評価をしやすんじゃないかなと思うんですけども、町長はどう思いますか。

議長（坂上巳生男君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 理事の申し上げたとおりに近い思いでございます。

議長（坂上巳生男君） 坂上議員。

5番（坂上昌史君） 熊取町は教育のまちということも打ち出している中で、ほかの自治体が英検の2分の1補助をやっているのにやっていない、でもALTは多く配置している。ALTを多く配置しているからいいじゃないかみたいなどころもあるのかもしれないですけども、さらにそれを超えて、ほかの自治体では英検だけ補助なんですけれども、今後、大学入試とか大阪府の公立高校の選抜試験にも使われています。さっき言った英検、TOEFL、IELTS、それに加えて大学入試でも活用されるケンブリッジ英語検定とかベネッセのGTECなど、こういったものを受検しようとする中学生、小学生に対してはぜひ半分でも補助していただきたいと思っておりますけれども、どうですか、まだ全然要らないと思うのかどうかというのは。

議長（坂上巳生男君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） 例えば泉南地区の状況で見ますと一つの町が全額補助をしているという状況、また府下全体、政令市も含めまして43市町村のうち14市町が英検であったりGTECの補助を行っている。14のうち半分が全額補助、半分が一部補助というような状況です。

当然、他市町の状況もしっかり情報を得ながら、また町の財政状況も踏まえながら考えていかなくてはいけないというふうに思っておりますので、現段階ではALTをやったり活用して、話したい、話せたという気持ちに子どもたちがなると、また、中学を卒業した後でもしっかり英語をより勉強したい、あるいは留学したいというふうな子どもが一人でも多く感じてくれたらいいなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 坂上議員。

5番（坂上昌史君） その説明を聞いていた中で、ますます補助したほうがいいんじゃないかなと思うんです。要は話したいとか英語を活用したいという中では、やっぱり学校以外のところから一定どういった評価が受けられるのかというのは、好奇心ある子どもとしてはすごく大事なことやと思うんです。実際、そういった多くの自治体が補助している中で、熊取町は教育のまちと打ち出しているにもかかわらず何の補助もしていないですよ。でもALTはすごくほかの自治体よりも配置しているところもあって、その辺が施策としてちぐはぐな感じもあるんです。

世の中の動きとしては、やはり民間資格を英語に関しては利用している、そういう流れになっています。財政のことも考えてということやったんですけども、やはり教育にはお金をかけるべきやと思うんですよ。お金がないからしゃあないという、そんなにお金がないのかとも思いますよ。結局、半分補助、そんな中学生全員が受けますと言うかどうかともわからないですけども、こういった試験、さっき言った6つの試験を受けると言った小・中学生に対しては補助していただきたいなと思います。検討の余地にも上がらないのかどうかということはどうですか、町長。

議長（坂上巳生男君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 先ほどは理事の考えと同感というふうなことでお話しさせていただいたんですけども、教育のまち熊取でございます。そういった面には力を入れていきたいというのは本心であり

ますので、これは検討に値しないということではなくて、検討していくということでご理解願えたらありがたいなと思います。

小・中学生、全児童・生徒に基礎のそういった英語に対するものを感じ取っていただきながら、それぞれの判断の中でそういった自分の成果がどういうものであるかというふうなことがその試験でわかるのであれば、これもまた本人の励みになっていくのかなというふうに思います。そんなことを思えば、向上心をはかるという意味ではそういうものがあったらいいのかなというふうに個人的には思います。検討しないということではなくて、前向きに検討していくような方向で進んでいけたらなと思います。

以上です。よろしく。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）前向きに検討していただけるということやったんですけども、その点については世間は民間試験の活用に進んでいっていますので、教育委員会としても研究を早くしていただいて、どれだけどういう試験に補助するというのを早くまとめていただいて、ぜひ実施していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）以上で、坂上昌史議員の質問を終わります。

議長（坂上巳生男君）お諮りいたします。議事の都合により、本日はこれで延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「16時50分」延会）

12 月熊取町議会定例会（第 2 号）

平成30年12月定例会会議録（第2号）

月 日 平成30年12月6日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	南 和仁
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	
企 画 部 理 事	北川 裕一	総 務 部 長	林 利秀
住 民 部 長	藤原 伸彦	住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔
健 康 福 祉 部 長	小山 高宏	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義	都 市 整 備 部 長	泉谷 徹
兼 子 育 て 支 援 課 長		都 市 整 備 部 長	
都 市 整 備 部 理 事	大西 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸
教 育 次 長	貝口 良夫	教 育 委 員 会 事 務 局	吉田 茂昭
統 括 理 事		統 括 理 事	
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	林 栄津子	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	野津 恵

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

一 般 質 問

- 議案第76号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告について
- 議案第77号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告について
- 議案第78号 手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第79号 事務分掌条例の一部を改正する条例
- 議案第80号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例
- 議案第81号 土砂埋立て等の規制に関する条例
- 議案第82号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第83号 介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第84号 指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）について
- 議案第85号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）について
- 議案第86号 民事調停の成立について
- 議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定について
- 議案第88号 南部大阪都市計画道路熊取駅西1号線の区域外設置に関する協議について
- 議案第89号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第10号）

- 議案第90号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第91号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第92号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第93号 平成30年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）
議案第94号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）
請願第2号 義務教育就学援助の充実を求める請願
-

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年12月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（坂上巳生男君）それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第3 一般質問を継続いたします。

次に、重光議員。

2番（重光俊則君）議長のお許しがありましたので、一般質問を通告に従いまして行います。

さきに、いきいきくまとり高齢者計画2018ということで、熊取町の将来の高齢者の増加とか、それに対する対応とかについての計画が示されております。そういう状況で熊取町が今後、高齢者の構成等はどのような状況になるのかということを理解して確認したいので、質問しているものがございます。

まず、1番ですが、熊取町内の全人口並びに65歳から74歳の人口と75歳以上の人口の割合ですが、2018から2040年までについて説明してください。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、高齢化が進む中で、2018年から2040年までにおける町内の高齢者数等につきましてご答弁申し上げます。

恐れ入りますが、提出させていただいております資料をごらんください。

まず、表1のところでございますが、1点目にご質問の町内の全人口並びに65歳から74歳までの人口と75歳以上の人口の割合予測についてでございます。2018年10月末現在の人口は4万3,821人で、65歳以上の人口は1万2,170人となっており、そのうち65歳から74歳までの人口は6,849人、75歳以上の人口は5,321人となっております。人口に占める高齢者の割合は27.8%で、そのうち65歳から74歳までの前期高齢者の占める割合は15.6%、75歳以上の後期高齢者の占める割合は12.2%となっております。

また、2040年までの人口推計等につきましては、本町独自では行っておりませんが、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に行った推計によりますと、2040年には、本町の10月末時点と比較して人口は8,470人減少し3万5,351人となり、65歳以上の人口は逆に1,004人増加し1万3,174人になると予測しております。そのうち65歳から74歳までの人口は1,183人減少し5,666人、75歳以上の人口は2,187人増加し7,508人となっております。また、人口に占める65歳以上の高齢者の割合でございますが、37.3%となっており、そのうち65歳から74歳までの前期高齢者の割合は16.0%、75歳以上の後期高齢者の割合は21.3%と、後期高齢者の割合が前期高齢者の割合を上回り、後期高齢者の割合が非常に高くなっていくものと予測しております。そして、このような状況は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年ごろから続くものと見込まれております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今、2040年までの熊取町の人口あるいは高齢者の割合等を説明していただきました

けれども、団塊の世代が今65歳以上になっているということと、それから2025年には団塊の世代が75歳以上になると。そして2040年には団塊ジュニアの世代が70歳以上になってくるということで、非常にこれから高齢化が進むということと、これから見ると、人口は減少して約4割の方が高齢者であるという、このままいくと。そうすると、熊取町の中で元気な高齢者がたくさんいるというのはいいんですけども、やはり若い人たちを熊取町に住んでもらうというまちづくりをどんどん進めていかないと、非常に大変な高齢化したまちになってしまう可能性がありますよね。

そういうところで、もう少し身近に、私は美熊台に住んでいますけれども、高齢化がかなり進んでいると言われていて。この近くといいますか、各自治会ごとの高齢者がどうなるかというような状況は、なかなか数値として示すというのは難しいかもわかりませんが、熊取町内での高齢者の構成がどうなるかという、現在の状況でも結構ですが、その辺について説明をお願いしますか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、ご質問の2点目の町内の自治会ごとの割合予測についてでございます。

恐れ入りますが、表2をごらんください。

自治会ごとの人口につきましては、介護施設のあるなしなどに大きく影響されることから、第7期計画のいきいきくまとり高齢者計画2018におきましても小学校区ごとの集計としております。また、将来予測につきましても行っておりませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。

それでは、この表でのポイントを少し申し上げますと、まず前期高齢者につきましては、北小学校区が18.5%、1,924人と一番高く、一方、東小学校区が12.6%、1,056人で一番低くなっております。また、後期高齢者につきましては、中央小学校区が12.8%、1,280人と一番高く、一方、東小学校区が8.1%、667人と一番低くなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今の町内のこれは各小学校区別に数値を出していただいているわけですが、南小学校区では団地があるところと住宅のところとかなり構成人口は違って、若い人たちがいるということで、例えば南小学校区は両方でも65歳以上で26.7%ということで、ほかの中央小学校とか北小学校に比べてもまだ平均的にはそういう若い人があるんやなという状況はわかります。ところが、中央小学校と北小学校区は全体的に非常に高い高齢者率になっているということで、本当は各自治会ごと、39の自治会がどういう状況になっているかというのを私たち自身が勉強しておく必要があるんじゃないかなと。その地区地区に応じてどういう対応をすべきか、課題が全然、若さの人口構成が違いますと対応が違ってくるということになると思うんです。

そういう意味で、今、町内のこういう現時点での高齢者の構成割合を示していただいたんですが、これは各自治会ごとに町としてはどういう構成年齢になっていて、それがあと10年とか20年先にどうなるかというようなデータ自体は町はありますか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）まず、先ほど私、後期高齢者の東小学校区の人数につきまして667人と申し上げましたけれども、申しわけございません、677人の間違いで、訂正させていただきます。

今回の自治会ごとの割合予測につきましては小学校区でお示しさせていただいており、計画でもそのようにさせていただいているんですけども、これを出すに当たって自治会ごとのやつは役場では集計させていただいておまして、外にお示しすることに対する影響等を考えると、介護施設のありなし、先ほども申し上げましたけれども、そういった影響で余り自治会ごとの傾向というのは、できるだけこちらのほうでもつかみながら、その地区に合ったサービスのことを考えていきたいと思っておりますけれども、提供させていただいているのはこのような形になっているということでご理解いただければと思います。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）そういう意味で、実情はよくわかります。

各自自治会ごとにどういう問題点があってというのは各福祉委員会等の活動の中でも把握されているかも知れませんが、熊取町がそれに対してどういう施策を打っていく必要があるのかという検討の勉強会ですか、そういうのをぜひまた今後提案していきたいと思います。そういうのは、いろんな人にデータを出す必要はないかも知れませんが、そういうものをベースに各特色ある自治会、高齢者が多いところ、若者が多いところ、いろいろあると思うんですが、それぞれがそれぞれの自治会の実情を把握して、それに対してどういう手を打っていけるかというところを検討する場をまた近いうちに提案していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それともう一つ、私どもの周りを見ても、やはり65歳以上の高齢の夫婦だけで住まれている方、それから単独で住まれている方がおられるわけですが、その方たちの熊取町の独居高齢者と高齢者夫婦のみの世帯という推計値は説明していただけますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、3点目の町内の2人住まいと独居高齢者の世帯数予測についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、表3をごらんください。

まず、2040年までのこれらの予測につきましては、本町独自では行っておりませんので、平成27年国勢調査における世帯数をもとに、こちらで国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に行った推計値の増加率を参考に算出した数値をお示しさせていただいております。

これによりますと、2018年における65歳以上の高齢夫婦のみの世帯は2,594世帯で、2025年には2,647世帯と約50世帯増加し、2040年には約100世帯増加の2,689世帯となっております。

次に、2018年における65歳以上の独居世帯でございますが、1,574世帯で、2025年には1,744世帯と約170世帯増加し、2040年には約500世帯の増加となり2,081世帯となり、特に独居世帯が大きく増加していくものと予測されております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今説明がありましたように、65歳以上のご夫婦のみの世帯と、それから単独の世帯の方を合わせると2025年には26.2%、2040年には30.4%と非常に高くなってまいりますよね。そういう方々が元気で暮らしていただけるというのは一番いいことなんですけれども、高齢者が安心して住めるという状況で熊取町がどのようなサービスを提供できるかということが重要なと思います。要支援、要介護の認定を受けた方というのは包括支援センターあるいは関連する医療機関等で十分なケアと実際の追跡等がされている状況ですが、元気な高齢者についてどういうぐあいに実際に安心して住んでいただけるかという検討はまだできていないと思うんですよ。

昨日、矢野議員から高齢者の見守りに関連して質問がありましたけれども、今、いろんな機械による、ロボットとかいろんな装置、携帯とかを使った見守りのシステムというのができているわけです。安否確認システム等があるんですけど、そういうものについて熊取町内で導入とか今後利用を促進してもらうような検討はされておりますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、4つ目の在宅高齢者の安否確認システム利用を拡大するための支援事業計画につきましてご答弁申し上げます。

まず、在宅高齢者に対する安否確認のための通信装置でございますが、本町では、ひとり暮らしの高齢者の方や寝たきりの高齢者を介護する高齢者のみの世帯等を対象に緊急通報装置貸与事業を行っております。この装置は、緊急時にペンダントや通報装置のボタンを押すと受信センターへつながり、そこから地域の協力員やご家族へ連絡が行くことになっております。また、必要であれば受信センターから救急搬送を要請することもできます。現在の申請者は平成30年10月末におきまして88件となっており、ここ数年の実績は90件前後で推移してございます。利用料につきましては、

通信料に加え月額896円の自己負担がございますが、所得に応じて免除制度も設けております。

次に、ロボットなどによる安否確認システムについてでございますが、電気機器の利用状況による見守りや、簡易な会話を通し高齢者に対するケアも行うコミュニケーションロボットの参入等、市場が多岐に広がってきており、ICTの活用も含め、日々進化していると感じております。少子高齢化が進む中、介護人材の不足も懸念され、将来的にはロボットによる介護ケアや安否確認が一般的になることも考えられます。

本町といたしましては、まずは現行の緊急通報装置貸与事業の利用者拡大に向け普及啓発を行っていくとともに、高齢者みまもりネットワーク事業など本町が実施している各種見守り支援事業の推進や、地域住民による支え合い体制の立ち上げ支援などに精力的に取り組んでいきたいと考えておりますが、加えて、ロボットによる見守り支援につきましても、これからの技術の進歩を注視しながら、情報収集しつつ勉強してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）昨日も話がありましたけれども、電気業者、ガスあるいはヤクルトの販売だとか弁当の配布だとか、そういういろんな業者がいろんな見守りをやっている、それはしかし顧客に対するだけであって、顧客以外は、だからばらばらのネットワークになっていますよね。

それから、地域福祉協議会とかいろんな民生委員の方々が高齢者に対してケアとか連絡とかされております。それは個人的にやられているところで、皆さんの状況をやっぱり的確にオンラインでデータ把握できるような方向というのは、今先ほどおっしゃいましたけれど、ロボットとかいろんなものの技術開発がどんどん進んでいます。この分野では物すごい勢いで技術革新が行われて、ロボットとかについても非常に安くなるし、携帯電話関係でもそのサービスをしようとしていますよね。そういう中で、そういうところをもっと手がけてというか、どういうやり方の安否確認システム等が望ましいかというようなことの勉強とか研修はされていますか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）まず、やはり最初には人の力、地域の力をかりましてというところで今まで力を傾注してまいりましたもので、ロボットについては、その情報というものは私らもアンテナを張っていきつつあるんですけども、実際に、議員ご指摘のように具体的に研修会に行ったりというのは、今まではございませんでした。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）たまたまインターネットで見ると、北海道の七飯町というのは人口が2万8,000人ぐらいの自治体なんですけど、小さなこれぐらいのロボット関係のその人の移動とか、それから実際に異常があったときの連絡とか、それが親戚、近隣の人、それから町、自治体、それに同時に情報が連絡できて、その人の状況が把握できるというシステムを自治体の補助でやっているわけです。ただ、それは自治体の補助でやっているだけじゃなくて、株式会社ソルクシーズというところがつくった「いマイルモ」という小型の端末をそこに設置してやっているんです。

こういうのは、自治体が積極的にそれに支援していくというのはもちろんなんですけど、やっぱりいろんな業者が機器を開発しているときに、その業者が将来ビジョンを含めて、例えばモデル地区としてそういう機器を開発していくようなところもあり得るんです。そういう意味で、今こういう施策の推進として重要なのはPPPとかPFIです。PPPはパブリック・プライベート・パートナーシップ、PFIはプライベート・ファイナンス・イニシアチブということで、PPPのほうは協定を結んでやるんですけど、PFIというのはそういう会社に企画から実施面まで、どこまでの範囲でもいいんですけども、そういうところに募集をかけて、そのアイデアを設計も含めて業務していただいて、機器開発とかそういうところに民間のお金を貸してもらうというシステムの、これはこの間仙台に行ったときに研修を受けてきたんですけど、非常に多くの自治体がそれを研究しているんです。これは平成22年ごろからどんどんやっているわけです。もう具体的にその展開をし

ているわけです。

そういうところへのPFIの事例、いわゆる役場だけの力じゃなくて、そういう民間の力を活用してやっていく、それもできるだけ早くいろんなところと接触して熊取町なりのシステムを安くやってもらうという、例えば今、月500円ぐらい、初期投資で3万円ぐらいかかる装置がありますけれど、そういうのでやっているところもあるわけです。だから、そういう意味で、PFIを進めている事例というのを勉強していただいて、そういうところを見つけていくというのは非常に重要な検討課題であって、有効な施策が見つかるものではないかと思うんですが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）まず、ロボットのご質問をいただきましたので、いろいろ私らも勉強し始めました。コミュニケーションを取り入れたロボットもありまして、そういったものであるとか、あとはセキュリティ関係が重立ったもののロボットもございます。全部で33件ほどの事業者がヒットしたんですけれども、こういった事業者とPFIの関係性の中でできるかどうかというのは、やはり一つ一つの事業所との関係性も考えながらやっていかなければいけないのかなというふうに思っておりますし、役場のほうからPFIで、見守りの事業に対して費用対効果が可能なかどうかということもひっくるめまして考えていく必要はあるかなと思います。

可能性としたら残っていると思います。民間資金の導入であるとか民間の技術の取り入れであるとかというところは非常に大きな可能性を秘めたことだと思っておりますので、質問いただきましたので、これからちょっと研究してまいりたいと思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）ぜひ研究していただいて、そういう民間の力を有効利用するということは非常に重要だと思います。それを進めていただきたいと思います。

もう一点は、この前、議員全員で柏市へ行きましたけれども、そこではサービスつき高齢者向け住宅、いわゆる高齢化が進んでいる団地の中に新たな小さな部屋の住居をつくって、その周辺に医療機関とか福祉センターとかができるモデル団地をつくっているんです。そういうのを考えていって、今から、独居の方とか夫婦の高齢の方ですけど、大きな家で住むのも大変だということも出てきます。そうすると、やはりそういう身近なところで、小さなところでたくさんのお友達と一緒に住める団地といいますか、アパートをつくる必要があるんじゃないかなと。それはターゲットとして、今までも言っていますけれども、長池の住宅、その運営自体を検討して、そこにそういうものをつくって、若い人たちのもちろんゾーンもありますけれども、新たなそういう高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりも検討していただきたいと思いますので、それはこの検討も含めて町長にも要望しておきたいと思います。よろしく願いいたします。

次、2番目の質問に入ります。

町内施設のバリアフリー化とユニバーサルデザイン化についてですが、熊取町内でユニバーサルデザイン化された施設は、僕はないと言っていると思います。公民館等のホールのバリアフリー化というのとトイレの洋式化について、これまでどういうことを考えてやられているかということと、現実について説明していただけますか。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）それでは、町内施設のバリアフリー化とユニバーサルデザイン化についての1点目、公民館・ホールのバリアフリー化とトイレの洋式化について答弁申し上げます。

公共施設のバリアフリー化につきましては、いわゆるバリアフリー法や大阪府の福祉のまちづくり条例などにより、障がい者や高齢者の方などが利用しやすい施設とするよう必要な措置が求められているものですが、昭和45年に建築しました公民館、ホールにつきましては、一部に車椅子での利用を可能とするバリアフリー化を実施しているものの、3階建てにもかかわらずエレベーター

ターが設置できていないなどバリアフリー化が整わず、利用者には不便をおかけしているところで、以前より要望をいただいているところでございます。また、トイレの洋式化につきましても、多目的トイレを含めまして約30%にとどまっている状況でございます。

こうした状況の中で、公民館とホールを含む町民会館につきましては耐震改修工事が必要なことや老朽化が進んでいることから、現在、重要施策として位置づけ、全庁的な取り組みにより、その整備方針を検討しているところでございます。

ご質問のバリアフリー化とトイレの洋式化につきましては、当該方針に基づく整備にあわせて実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 重光議員。

2番（重光俊則君） 公民館、ホールのトイレにつきましては、入って1階であれば車椅子も入れるようなところがありますけれども、ホールの中の右側のトイレというのは、私もあそこはなかなか使ったことがなかったんですが、和式しかないということで、それを高齢者の老人の方を連れていったら非常に困ったという状況があると。そういう状況は見て見ぬふりをしている状況にあるんじゃないかなど。熊取町自体がそうですけどね。小学校もトイレの洋式化なんか必要ないというのが前の町長とか教育長の方針で、そういうものは、子どもらは不便やったら不便で、やればええというところで、やっと町民グラウンドのトイレが洋式化になったのは藤原町長になってからですけども、そういうところでそういう不便なものを見て見ぬふりをするというか、バリアフリーで今から障がい者が暮らしやすい施設にせなあかんのに、全然それに手をつけない、金が要るからやらないとか、そういうのは基本的におかしいんですよ。だから、今言いました高齢者が使っている施設のトイレの洋式化というのはすぐにでもできるんですよ。

昔は、学校のトイレは狭いから洋式化はできへんのやとか、あるいはどこかのトイレは面積が狭いから洋式はできへんのやというのを一生懸命言われていましたよ。今は、小さくても洋式化できるトイレはどんどんできているわけです。そういう洋式化への推進は余りお金をかけなくてもできるのにやらないというのは、非常に大きな問題だと思うんです。そういう意味で、もう一つは次の質問をしてからにしたいと思います。

公民館、ホール及び庁舎のユニバーサルデザイン化というのはどのように考えておられますか。

議長（坂上巳生男君） 野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君） それでは、ご質問の2点目、公民館・ホール及び庁舎のユニバーサルデザイン化についてでございます。

ユニバーサルデザインとは、年齢や性別、国籍や人種、また障がいの有無等にかかわらず、さまざまな方が利用できる環境づくりを目指すものでございます。

まず、公民館、ホールにつきましては、ハード面におきましては、町民会館ホールでの車椅子利用を可能にするなど一部においてはバリアフリー化を実施しておりますが、建築年度が古い当該施設について、議員ご指摘のとおり、ユニバーサルデザイン化までには至っていないのが現状でございます。

公民館、ホールにつきましては、1点目のご質問で答弁いたしましたとおり、現在、今後の整備方針を検討中であり、この整備方針の策定に当たりましては、高齢化の進行や人口減少など社会情勢を考慮した今後の利用見込みなどを勘案しながら、最適な整備方法を見きわめるべく作業を進めているところでございます。当該方針策定後の整備に当たっては、設計年度が古い現状におきましては、大規模改修工事による場合は全体的なユニバーサルデザイン化を図ることは困難であり、建てかえ工事を実施することとなった際に設計段階から取り入れることがよりふさわしいのではないかと考えております。

まず、公民館、ホールにつきましては以上でございまして、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、私から庁舎についてご答弁申し上げます。

庁舎につきましても、公民館、ホールと基本的な考えは同様でございますが、ハード面の根本的解消につきましては庁舎の建てかえ時において全体的な改善を行うことになるところでございますが、今後、老朽化対策など長寿命化のための施設の改修を行う際には、可能な範囲でバリアフリー化を含め、ユニバーサルデザインを取り入れてまいりたいと考えております。

ただし、これまではソフト面におきまして一部ユニバーサルデザインを取り入れているものもございます。平成25年度、26年度に行いました耐震補強工事にあわせ行いました庁舎本館、北館1階のサイン表示については、それぞれ色を変えてわかりやすく表示するとともに、表記についても日本語のほか、英語や韓国語、中国語で表記を行うなど、ユニバーサルデザインを取り入れているところでございます。

このように、ソフト面におきましては、さまざまな方への優しさ、思いやりとして、今後もできるところは配慮してまいりたいと考えていますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁いたします。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）公民館、ホールにつきましては、今から耐震改修等も必要だということを含めて、全体的にどういう施設にするか、バリアフリー化にするかということは非常に重要な検討課題だと思うんです。それを十分に検討していただきたいと思えます。

庁舎につきましては、耐震化が大きな工事をやったばかりというものもありますけれども、江川議員の質問にもありましたけれども、まだまだ今エレベーターを設置する場所はあるんじゃないかとか、それからトイレ自体も障がい者用のトイレができるような、広げるような、設置できるような場所もあるということは、今この建物と建物の間の空間等を考えると不可能ではないと思うんです。そういうところを含めて、今、障がいのある方たちが十分に安心して使える庁舎にするということは、まずはユニバーサル化にしようと思うと全部建てかえになると思えますけれども、その前の段階として、やるべきことはやっていただきたいと思えますが、庁舎のバリアフリー化の推進についてはいかがでしょうか。先ほどおっしゃった内容で、やれるものやってみてくれるんですか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）先ほど申し上げたとおりなんですけれども、例えばトイレとかエレベーターでもそうですけれども、今の施設の中に増築してするということについても、いろいろ建築基準法で制約されることもございます。そういったところもしっかりと踏まえまして、先ほどご答弁した内容で進めていながら、また今回のユニバーサルデザイン化ということでの事業債も国では補填されてございますので、そこら辺もしっかり踏まえながらやってまいりたいと思えます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）3つ目ですが、町内の施設でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が必要な施設の把握とその実施計画の概要についてご説明ください。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、ご質問の3点目、町内の施設でバリアフリー化やユニバーサルデザイン化が必要な施設の把握とその実施計画についてでございますが、施設の状況把握につきましては、それぞれの施設管理部署において行っており、公共施設等総合管理計画下での庁内調整会議において適宜情報共有を行っているところでございます。

また、個別の施設計画につきましても、さきの9月議会で議員からのご質問でご答弁させていただきましたとおり、それぞれの施設管理部署において、把握している施設の状況をもとに、今後、平成32年度までのなるべく早い段階で各施設の実情に応じた個別施設計画の策定を行うところでございます。

個別施設計画の策定に当たりましては、もとなる公共施設等総合管理計画の基本的な方針にも記載のとおり、施設の適正な維持管理と性能確保として、バリアフリー化など求められる水準に合わせた対策を前提といたしまして策定することになるものでございますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）いろいろな施設をどう改善していくか、あるいは建てかえていくかというのは非常に熊取町にとって重要な課題なんですけど、先ほど言いましたけれども、PPP、PFIの活用ということで、いろんな自治体がもう平成10年ごろからどんどんやってきているんですよ。熊取町はそれが非常におくれている。そういうものを活用しようとしていないとか、検討もしていないと思うんです。PFIによって小学校の校舎の統合だとか図書館との連携、公民館・ホールの建てかえとか庁舎の建てかえとか、いろんなところがPFIを活用しているんです。こういうのを勉強して、活用できるPFIに乗っかって、どんな建物にするか自体も業者にアイデアを出してもらおう。業者に出してもらったアイデアで業者はどのようにその建物を運営していくかも含めて質問を出せば、職員がそういうところに精力を使って、どうせ建設会社に頼まなアカン。その頼んだ建設会社がそういうことも考えていないような建設会社というのは非常に惨めな施設になってしまうわけですよ。いろんなところを活用して、全国でこういうことをやっている業者がたくさんいるわけですよ。

それと、国のお金もそれは使えるわけです。補助が出るわけじゃないですけども、お金を企業に貸して、それを返すという状態で、保証するという状況があるわけなんで、そういうものを活用するということは、物すごく熊取町はおくれていると思うんですよ。そういうところのPPP、PFIをやっているところの実例をぜひ早急に勉強していただいて、専門家をつくらせていただきたいと思うんです。

今あるやり方で、今までの建物のやり方のような業者へ改修発注だとか、新しい新築にしてもちょっとした業者に設計見積もりをして、いわゆる職員のアイデアだけでそれをやろうとすると、非常にいいものはできない。全国にはいい考えを持っている専門家がたくさんいるわけですが、その専門家をいかに活用するかが熊取町の職員の方の仕事だと思うんです。そういうところをぜひ勉強していただいて、非常におくれています。全国から見たら、もう本当にそういうPFIを使っているところはたくさんある。実際のいろんな公共施設をやっているんで、これはPPP、PFIの事例集というので内閣府が出している、インターネットにざっと説明書があります。ぜひそれを勉強していただいて、そういうものを活用できるようにお願いしたいと思いますが、藤原町長、その辺は一言何かありますか。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）貴重なご意見ありがとうございます。

PFI、PPPにつきましては、一部検討している分野もあるんですけども、なかなかうちのそういったものに合うかというふうなところで、今とまっているというのが現状です。さらに研究を重ねて、そういったものが使える部分があれば使っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）使えるものがあるかどうか自身を考えるのも、プロの専門家に頼むことが重要なんです。設計費と企画費ということで、それを使って、いいアイデアを出してもらおう。今の職員の中だけで、いいものができるわけがない。全国でいろんないいものができるわけで、その人らを使って、いいものをつくらせてもらおう。ぜひそういう考え方を活用して、なじむもの、なじまないものじゃなくて、何でもなじんでいるわけですよ、全国で見れば。そういうところをぜひお願いしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）種々ご指摘ありがとうございます。

先ほどの公民館、町民会館の建てかえの件です。実は、かなり経費等もかさむということで、国と調整いたしまして、PFIの検討はいたしました。VFM、要は費用対効果を見る計算ソフトもお借りいたしましてやりましたけれど、やはり大改修をするか建てかえかの2つ。改修ではなかなか費用対効果は見込めないと。あと、じゃ建てかえということも検討の俎上に残ったんです。やはり20億円以上と、建てかえは要は規模がかなり大きくないとなかなか難しいということで、今のところそういう結論をいただいておりますけれど、今後、先ほどの検討方針をまとめてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）それは、効果的にお金を使うということを決断するというのがやっぱり町長あるいは議会のすべき仕事だと思いますので、その辺は将来、お互いに検討していければと思います。

次の質問に入ります。

就学援助について、これまで議員全員協議会等で就学援助についていろいろ議論されてきているわけですが、私から一般質問資料としていろんな資料を出しておりますけれども、小・中学校の就学援助の住民の周知について、住民、議員の資料で認定基準額が異なる理由をお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）まず、1点目として、住民、議員への資料で認定基準額が異なる理由を示されたいとのご質問でございます。

具体的には、住民向けの案内である平成30年度就学援助制度のお知らせでは、4人世帯のモデルケースでの認定基準所得額を300万円と表記し、その一方で、議員の皆様にお示ししている資料では、4人世帯の同じモデルケースで社会保険料控除等を70万円とした場合の控除前の所得額を370万円と表記していることの相違についてのご指摘やと認識しております。

これは、本町と他団体との認定方法の違いによるものでございまして、本町は、社会保険料控除後の所得金額と認定基準額とを比較して認定、不認定を判定することとしておりますが、その一方では、他団体では社会保険料控除前の所得金額で認定、不認定を判定しております。

住民向けの案内がそれぞれの世帯において判断するための表記としては正確な表現と考えておりますが、他団体との比較をよりしやすくするため、本町の認定基準額は、社会保険料控除相当額として70万円を加算し、他団体と同様に、社会保険料控除前の金額として370万円に置きかえて表示しておるものでございまして、基本的には同じ内容を示しておるものと考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）非常に複雑な資料をつくって、それぞれで人員構成が違ったりお金が違ったりという資料が、30年6月の教育委員会事務局の私たちに宛てた資料とか小学校の入学児童の記載とかまちまちの値を使っておられて、本当にこれは教育委員会のやっている仕事なのかと思うぐらい住民にはわかりにくい。

そこで、今、島本町の計算、インターネットでとった資料を添付しておりますけれども、これについて支給金額、対象者……。最後です。30年度の就学援助のお知らせということで、6番の認定基準のところでは生活扶助基準額等を書いて、328万240円という記載があります。こういう記載をしているのと、補助金での内容はこういうものですよと、こういうのをつくっています。この書類についてどう思われますか。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）次に、2点目の島本町の周知方法と対比しての意見をとのことでございます。

島本町の保護者宛ての平成30年度就学援助制度のお知らせの内容と比較したところ、本町の保護者向けのお知らせと大きく違う点は、認定基準となる所得の計算式が記載されているところかと存じます。

島本町の認定基準の算定における計算式は、生活保護の認定の際の計算式から一部簡略化したものを採用しております。したがって、保護者向けのお知らせに記載があるものも、簡略化された計算式であるため、保護者自身が計算できると記載されているものと考えます。

一方で、本町の認定基準の算定における計算式は、島本町に比べ、より国の生活保護認定の際の取り扱いに近似した制度設計となっております。本町といたしましては、保護者自身が計算を行える計算式を記載することよりも、より視覚的に捉えやすいように、世帯構成ごとの6つのモデルにより認定基準額を例示しているものでございます。

どちらの記載方法がよいかはそれぞれご意見のあるところと推察いたしますが、府内の各団体においても、本町のように世帯構成ごとの認定基準額を例示しているところも多く、本町においても従前よりモデルケースの例示パターンをふやすなど、よりわかりやすいものとなるよう配慮してきたところでございます。今後の保護者向けのお知らせについては、他団体の事例も参考にしながら、よりわかりやすいものとなるよう鋭意努めてまいりたいと存じます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）島本町は、そういう基準額を書いて実際に計算できる。それは簡略化しているから正確でないという発言がありますけれども、正確な基準を出すのか、自分たちが認定基準に合うのか合わないのかを大まかでも計算できるようなことができる、とにかく熊取町は持ってきてください、申請書類を出したら計算してみてあげますよと、自分らでは計算できないようなことしか知らせていないんですよ。実際に、就学援助を受けるときに、こういう基準で計算したらできますよ、住民はそんなにあほじゃないですよ。計算機を使って計算したらできるわけです。もちろん正確なことはできないところがありますけれども、そういうことを出さずに、この世帯で何歳と何歳やったらこうですよと、年が違ったらこうなりますというのはありますけれども、そういうものをちゃんと引用できるようなこともしないでこれをやっているというのは非常におかしいと思います。

それともう一点、今328万8,000円が島本町の1.5倍にしたときの基準ですが、この間議員全員協議会で示していただいた学校基準の認定額は362万円となっておりますよね。この差は何ですか。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）示された資料は、最近大阪府から示された資料、前回記載させていただいて議員総会で配らせていただいたんで、その差は承知しておりません。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）約32万円の差がありますけれど、この差は何ですか。なぜそれだけの差が出る値になるんですか。島本町の362万円というのは、何に対する計算値で362万円というのを出されているんですか。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）島本町の取り扱いですので、そちらのほうに詳細は確認しないと今詳細なことは申し上げられません。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）それから、今の議員全員協議会で示された値は、ただ値が書いてあって、どういう基準で誰に対する対象額かも書いていない。だから、これは一つの表になるのかどうかも疑問なんですよ。

もう一つ、なぜ熊取町は370万円に設定したんですか。370万円といたら府下でも非常に高い。和泉市が借家の場合368万円で、島本町が362万円ですけども、それに比べても370万円は突出していますよね。熊取町はなぜこれを設定して、これまで来ているんですか。その理由を説明してください。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）その当時の社会状況あるいは近隣等の状況を見て、その時点での総合的な判断で、当時担当課を中心に設定したものと推察いたします。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）貝口次長は最近教育委員会に行かれていますので、なぜというのをやるのは非常に酷なところはありますけれども、教育委員会が370万円に設定した事実は、それは就学援助を支給しましょうということを出しているんですよね。ところが、就学援助については、要保護世帯にはもちろん出ます。準要保護世帯というのは、要保護世帯に次いで就学のための経済的に困難であるということで就学援助をしているということで、前の貝口次長の説明では、そこまで就学に困っていないけれど、お金を出しているから今回やめてもええん違うかというような発言もあるわけです。

だから、370万円を何で熊取町が出してきたのかというたら、これは貝口教育次長の責任じゃないですよ。勘六野教育長も教育長になられてからすぐですから、その責任でもない。そのずっと前に370万円の設定をしているんですよ。その370万円の設定は、どう見てもこれは熊取町のやり方が間違っていたから、今回は下げさせてほしいというのが正直なところじゃないんですか。誰も、藤原町長もいないからわからんですけども、ほかのところは330万円ぐらいで我慢してもらっているんです。熊取町は370万円出して、非常にこれまでの政策が間違っていた、だから今回は我慢してくださいということで住民の方へお願いするののかということになるんですよ。

30年3月に附帯決議をしていますよね。平成30年3月に支給された就学援助の入学前支給は、準要保護就学援助費の認定基準の見直し前の基準で支給される。これより入学前に認定された一部の対象者は、平成30年6月以降には新基準により認定対象から外されることになり、支給認定者に混乱を起こすことになる。したがって、平成30年度に支給される就学援助以外の就学援助支給は従来の認定基準で実施できるよう、6月議会で補正予算を組むなど対応を検討する。これが一つ、これは30年の話です。平成31年4月の小学校及び中学校の新入生に対する就学援助に関しては、熊取町の新しい認定基準を周辺自治体の認定基準と題して、認定基準の変更理由について十分に住民の理解を得た上で実行することと書いているわけです。

十分に住民の理解を得るといっても、まだいまだに議員の理解は得られていない状況で、これでもそれで走ろうとされていると。今回、318万円をちょっとずつ上げていって340幾らになるから、まあまあその辺で手を打ってよというぐらいの値を出して、これはアクションプログラムに挙げている項目で、財政を逼迫しているからそれを下げさせてもらいますじゃなくて、これまでの就学援助費の支給が熊取町は間違っていた、すみませんでした、周辺自治体と同じぐらいの高さまで下げさせてくださいというのが本当のところじゃないですか。あたかもアクションプログラムで挙げて、財政が逼迫している折にやらなあかんとおっしゃっているけれども、そうじゃないでしょう。この時点で……

（「議長」の声あり）

2番（重光俊則君）議長じゃなくて、今しゃべっています。

そういう状況で今、就学援助を下げる。いまだにこの間の議員全員協議会のところで下げる状況は幾らの額になっているとはわかっておりませんが、そういうもので住民の理解を得た上で下げるといっているわけですから。そこが住民の理解を得られないまま、私がさっき言った発言に対して藤原町長が意見があるようですので、お聞きします。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）辛辣なご意見をいただいているわけでございますけれども、370万円と設定した当時の考え方、これは、いろいろとこれまで皆さん方への情報提供、また皆さん方からいただくそういったご意見の中で考えてみますと、それ以外に熊取町のまちづくりという観点から考えてみますと、当時の370万円という設定は間違いがなかったと私は確信しております。当時から熊取町は、教育のまち、教育を一番に進めていく、そういったまちづくりを進めてきたまちでございます。370万円といったそういった手厚い施策については、これは社会情勢、経済情勢、近隣と比較しな

がらでも、その意気込みを出していくというふうな判断によつての370万円設定だったと思います。重光議員はそれは間違いだったということをおっしゃっていますが、そうじゃなくて、その当時の社会情勢、経済情勢、そして先達の皆さん方が教育に込めるそういう思いを込められたものというふうに思っております。

ただ、その中で時代は変わったということもございます。教育環境についてのさまざまなニーズがある中で、経費もいろんなところへ出していかなければならない。そういった中で、平準化というふうな言葉がありますけれども、そういう考えの一つとして370万円を切り下げさせていただくという案はどうかということでご提出したものと考えてございます。

ただこれは、先ほど重光議員がおっしゃられていますように、住民の皆様方のそういったご意見を聴取しながら前へ進めていかなければならないのではないかとこのように思っているのも事実でございます。ということで、先達の考えが間違っているということについては、私のほうからそれは取り消しをさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）そういう意味で、住民の理解をどう得ていくかというのは非常に重要なところなんです。それをちゃんとやっていただきたいと思っております。

それと、就学援助について、熊取町は条例化していません。条例化している自治体もたくさんあります。条例化していないから予算の中に1行書くだけで実行されると、そういう弱点があります。そういうものは議会の中でもまた議論して、提案できればしていきたいと思っておりますけれども、時間がないので次の質問にいかせてもらいます。

永楽ゆめの森公園の来園者の増加対策ということで、ひまわりバスの停留所の移動と駐車場の増設、スケートボード場の移設というのを書いております。これをまとめてご回答いただけますか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、まず1点目のひまわりバスの停留所の移動についてでございますが、ひまわりバスの停留所の移動につきましては、4月に行いましたアンケートにおいて、永楽ゆめの森公園に自動車で来園される方々が全体の約94%であり、公共交通機関を利用する利用者については0.5%と最も少なく、また、自由記載においてもひまわりバスの永楽ゆめの森公園への乗り入れの意見もなかったことから、永楽ゆめの森公園の利用者の増加対策としてバス停留所の移動につきましては、現在のところは考えはございません。

続きまして、2点目の駐車場の増設やスケートボード場の移設についてでございます。まず駐車場の増設につきましては、現在の永楽ゆめの森公園の利用状況におきましては、気候がよい土、日、祝日の来園者が2,000人を上回るときには駐車場への利用待ちが生じている状況ではございますが、公園周辺には駐車場に適した用地もないことから、現在のところ駐車場増設の考えはございませんが、11月11日に開催しましたイベント時には、来園者の増加に伴い駐車場不足により渋滞を引き起こしている状況でございましたので、今後、イベントの開催時には臨時バスを出すなど、多くの方に来園していただき、交通渋滞が起これないよう指定管理者と協議してまいりたいと考えてございます。

続きまして、スケートボード場の移設につきましては、本スケートボード場は、永楽ゆめの森公園の計画時に町内在住の子どもたち1,284名の署名による要望書が議員を介して提出されたことから、その代表の子どもたちの意見を聞きながら整備を行ったもので、開園後3年が経過しておりますが、設置されているセクションや設備などにもふぐあいはなく、多くの方々に利用していただき、毎年、一般社団法人日本スケートボード協会公認の大会が開催され、皆様に喜んでいただいている施設となっております。

ご質問のスケートボード場の移設につきましては、利用者からも移設等の要望もなく、現在のところ考えてございません。

今後におきましても、永楽ゆめの森公園が安全で安心して遊べ、多くの方々に来園していただき、にぎわいが絶えない公園づくりを進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）スケートボード場は利用者から苦言はない、当たり前ですよ、そこへ行って利用している人はそこでいいわけですから。実際に小学生、中学生が、スケートボード場に行こうとして自転車で上がりかけてやめている子どもたちがいっぱいいるわけですよ。スケートボード場は、自転車で行けるような場所にないわけですよ。そういう現状を見ながら、利用者は今のところ車で来て使っているから不満足なことはないはずですよ。実際に子どもたちがスケートボード場を使えないのが実情なんです。小学生にアンケートをとってみてくださいよ。中学生にアンケートをとってみてくださいよ、スケートボード場はどうしたらいいですかという。それはぜひやっていただきたい。

そういう意味で、ここは駐車場が今イベントでいっぱいになるとトンネルのくぐって成合の途中まで行くんですが、大体300メートルぐらいなんですよ。ここの広いスケートボード場にやると、やっぱり45台ぐらいの車は入るわけです。そうするとトンネルの近くまでは渋滞はなくなるわけです、その分がちょっと上がってくるだけで。そういうところから考えたら、ここはスケートボード場にしていくのがいいのか駐車場にしていくのがいいのか、この辺はやっぱり検討すべきで、住民の方の声を聞いていただいてやっていただきたいと思います。

それと、ひまわりバスの停留所を移動しないというのはなぜなんですか。前は、高齢者等を考えて移動することを検討しますとおっしゃいましたよね。その理由は回転半径がないからやとおっしゃっていますけれども、今、墓園に入ると、入り口の右側は歩道みたいなものがある。だけど、その歩道に入るのに駐車場からわざわざ車が通るような場所も歩かなあかんような状況に歩道があるわけです。こういう右側のところを改善しないと、スペースが足りない。今の墓園のところではUターンできないようなこともおっしゃっていましたよね。ここにバスを入れるために何をしないといけないのかということと、そのためにどれだけの金が必要なのかということも含めて検討していただきたい。検討していません、やりませんというのは余りにも無責任な回答ではないかと思いますが、その辺はご検討を今後していただくことは可能なんですか。ただ、やるやらないは別ですよ。実際はこうしたらバスが回ります、こうしたらできますという案を提示していただいて、そこでどれぐらいお金がかかりますというのも説明していただいて、これで、じゃやりますか、やりませんかという選択肢を示していただきたいと思うんですが、その辺はいかがですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）まず、1点目のスケートボード場の移設の件でございますけれども、当初、永楽ゆめの森公園建設に当たりまして、我々事務方が勝手にこの場所にというふうじゃなくて、先ほども経過を申し上げましたように、要望いただいて計画書をつくって、当然議会にもお示しをさせていただいて、地元にもお示しをさせていただいてつくってきた経緯もございます。先ほど申しましたように、今の時点でアンケートをとるという方法もございますけれども、それまでには及ばないというふうに現在のところ私は考えてございます。

それとあと、ひまわりバスの墓園前への乗り入れでございますけれども、一定、夏の時期に墓園の担当者と、それと運行しているひまわりバスの担当課である道路課とも一定交えた中で協議を行いまして、こういった案でということでも検討を行いました。最終的には、当然経費もかかるというところもございまして、財政部局とも協議をさせていただいた中で、最終的には費用対効果が薄いだろうということで断念したというところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）だから、その説明を先ほど費用対効果について説明してくださいと言っているわけです。だから、それは自分らで決めるんじゃないで、私たち住民にも知らせてくださいよ。これだ

けのことをやったらこれだけの費用がかかります、だからできないんですというようなことをぜひ説明していただいて、なぜできないのかと。

それから、今の現状、このスケートボード場を設置したことについては私は文句は言いません。設置自体は先ほどの住民の要望でできたものです。だけど、実際に使っている状況を見て、これは本当にここで有効なのかということを見直す必要があるんじゃないかなということ提言しているわけで、これは1回決めてこれをつくったんやから、理事者側に落ち度はないからこれの変更は検討しません、そういうことじゃなくて、今ある施設をどう改善していったら住民の方に満足していただくか、常々考える必要があるという意味で提言しているわけでございまして、その辺の検討をお願いします。回答は要りません。

以上で質問を終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、重光議員の質問を終わります。

次に、河合議員。

12番（河合弘樹君）議長のお許しを賜りましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、初めの老人憩いの家について、現在の耐震診断の状況と今後の維持管理についてはどうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、老人憩いの家につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目の耐震診断の状況と今後の維持管理についてでございますが、老人憩いの家につきましては、現在、公民館の併設も含めまして、全地域を対象に38カ所で設置されております。そのうち、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された施設は26カ所となっており、まずは対象となる施設の耐震診断を複数年に分けて計画的に実施していきたいと考えております。

今年度におきましては、設置年度が古く、平成28年度に実施した公共施設等総合管理計画作成に係る耐震性能評価も加味した5カ所の地区において耐震診断を実施したところでございます。今後におきましても、順次耐震診断を実施していくとともに、その結果に基づき、また町の財政状況なども勘案しながら、耐震化を含めた施設の安全対策や長寿命化を計画的に進めていきたいと考えております。

また、維持管理につきましては、町と自治会で一定の役割分担を行っており、内容によっては双方協議しながら個別に対応しておりますが、大規模なものになりますと、町において、平成9年度から19年度までの10年間で、設置年度の古い施設を中心に屋根のふきかえや外壁塗装などの大規模改修を実施した実績がございます。今後におきましても、各自治会と調整しながら、利用に支障のないよう適切に施設管理を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）順次耐震診断を行うということでありまして。今回の補正予算でも上がっていますが、9月の台風21号で被害があった憩の家というのはどこなのでしょう。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）今回の台風21号で細かい被害等はたくさんの箇所が発生しておりますが、補正予算に上げさせていただいておりますのは、東和苑の屋根が一部、瓦の素材のものが吹き飛んだということで、全面的に古さもありまして、それとやはり一部飛んでおりますので、全体的に改修が必要やということで補正予算を上げさせていただいております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）わかりました。

先ほどの答弁の中でも老人憩の家と地区公民館が併設しているとありますが、大原集会所に当たっては、担当課が憩の家は多分健康・いきいき高齢課と思うんですが、まちづくり計画課とあるん

です。これはどういったあれなんでしょう。これは集会所がまちづくり計画課の担当ということでいいのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）老人憩の家ということで、そちらは健康・いきいき高齢課で担当させていただいております。あと、地区集会所となりますと、そちらはまちづくり計画課で担当ということで聞いております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）わかりました。

それでは、次の質問になるんですが、地区公民館と併設している地区もあります。今後、新設及び増築等で、1階が老人憩の家で2階を地区会館として施工する場合、補助金等はどうなるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）2点目の1階が老人憩の家、2階が地区会館として施工する場合の補助金等についてでございますが、老人憩の家につきましては増築や建てかえなどへの助成制度はなく、また、公共施設等総合管理計画の中でもお示しさせていただいておりますとおり、現状の施設を今後も継続ご活用いただく考えの中で、現在、耐震化や長寿命化に取り組み始めたところでございます。したがって、現時点では原則、建てかえ、増築等の考えはございませんので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

なお、地区会館部分につきましては、地区集会所等施設整備事業補助金があり、100万円以上の本体工事で補助率が2分の1、補助金額は、新設、増築、また建てかえの場合600万円を上限とした制度となっておりますので、地区集会所の整備や増築等がある場合はこの制度をご活用いただけるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）わかりました。ありがとうございます。

集会所として建てる場合は補助金が出るということで、よくほかの地区でも併設して、五門の会館や紺屋、野田とか、1階がそのようにして老人憩の家、2階が公民館、逆の場合もありますが、そういった今後、特に新興地区の老人憩の家が現在では手狭になって、2階を集会所として建てかえとか増設したいとかいう声も聞くんです。現在ではそのようなことをしているところはございませんが、今後、そういった計画等、相談等あると思うんですけれども、また新たに現在の憩の家が立地条件が悪くて違う場所に移転するとあって、そのときに地区の公民館と老人憩の家を、今言いました1階と2階を合同として移転するという話もあるんです。今後、そういったことに関して町としてどのようなお考えがあるか、現在ではないと言っていますが、今後そういう話が多々出てくると思うんで、お考えをしていただきたいと思うんです。それについてどう思いますか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）ご指摘のところなんですけれども、公共施設等総合管理計画の中で一定、人口動態等もお示しさせていただいていると思います。それに伴って施設が老朽化していく経費とかの大きな流れの中で、老人憩の家につきましては、やはり全体的な人口動態が減少していくと。現時点では、高齢者の方の人口動態につきましては微増となっております。この先、まだ20年ほどは微増もしくは横ばい状況が続くものと考えておりますが、今後はまた減少に転じていくところがございますので、やはり我々は中長期的なビジョンに立って施設のことも考えていくところを思っております。そういった意味では、現時点で新築、また増築というところは慎重に考えなくてはいけないのかなというふうな結論に達しております。

個別で相談に乗らせていただきながらになります。できるだけ地域の方々には、老人憩の家に

つきましては工夫しながら現状の施設を大切にさせていただいて、現にたくさんの地域で大切に使用させていただいておりますけれども、こういった考えの中で、安全対策、長寿命化は計画的には取り組んでいきますけれども、協力してもらいながら活用していただきたいという思いで今はしております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）集会所の補助金の関係で、担当してございますのが総務部でございますので、そういった老人憩の家との複合化ということで将来そういう相談があるのであれば、集会所については補助が今申し上げたとおりでございます。総務部に来ていただければと思います。内容につきましては、今申し上げましたけれども、新設あるいは増築、建てかえについては上限600万円というところでございますが、いずれにいたしましても、1階が例えば老人憩の家、2階が集会所という場合になりましたら平方メートル割というような形で積算させていただきますので、集会所については総務部に相談していただければと思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）わかりました。ありがとうございます。

先ほどの山本理事の答弁にもありましたが、自治会と要望等、利用者が安全で安心して利用できるような施設としてこれからもできるように、要望としておきます。よろしくお願ひします。

それでは、2点目の質問に移りたいと思います。

通学路の安全対策についてですが、ひまわりドーム下の交差点から久保六差路交差点までを、通学時間帯だけでもその間に住んでいる住民以外の車を通行禁止にできないかという要望を耳にしたんですけれども、それについてどう思われますか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）それでは、ご質問の通学路の安全対策についての1点目、ひまわりドーム下交差点から久保六差路交差点までを、通学時間帯だけでも地区住民以外の車を通行禁止にできないかについてご答弁させていただきます。

通行禁止等の通行規制につきましては警察の所管となりますので、条件等について警察に確認を行いました。条件としましては、その道路を利用する地元の方々全ての同意が必要となり、一人でも反対があれば不可能とのことでありました。

また、当該箇所につきましては、平成24年度に通学時間帯の通行規制について警察と協議を行った経緯がございますが、地元の総意が得られず通行規制については困難であったことから、代替案といたしまして30キロメートルの速度規制をかけていただいた経緯もございますので、通行規制については難しいものと考えてございます。

また、交通安全対策として、路側帯のカラー化や路面標示、警告看板の設置などを実施し、交通安全対策を図ってございます。

今後におきましても、交通安全対策について鋭意取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）通行禁止にするのはなかなか難しいということで、この場所以外にもほかにそういった危険な場所というか、そういう指摘があったところというのはございますか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）このほかにいろんなご意見をいただきました。通行規制をかけたらどうやという意見をいただいておりますのが、ちょうど役場の横の外環から弁当屋のほうに抜けてくる細い道があるんですけれども、あそこの道につきましても野田区と協議をさせていただきましたが、

やはり地元の合意が調わなかったということで、全体的にはやはり警察が全ての方の同意ということと言われてございますので、なかなか交通規制をかけるというのは、現時点ではどの路線についても難しい状況でございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）その路線というのは一方通行とかにできないかとか、そういったことですか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）一時的にお子さんが通学される時間帯について通行どめとかいう話もございましたし、その中には一方通行とかいう話もございましたけれども、それらの規制について、やはり合意が得られなかった状況でございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）わかりました。ありがとうございます。

現状、通行どめとか一方通行にするのはかなり難しいと私自身も思いますけれども、学生の安全面を考えればそっちのほうがいいのかなとも思います。今後もそういった対応をしていただきたいと思えます。

それでは、次の久保地区の六差路交差点の今後の安全対策として、今月の4日から速度抑制対策として町道五門久保小谷線で実験するというのを聞いているんです。そういうことも踏まえて詳しくお聞かせできますか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）ご質問の久保地区六差路交差点の今後の安全対策についてご答弁申し上げます。

久保地区六差路交差点におきましては、これまで路側線やゼブラゾーンの標示変更、町道久保高田線の時速30キロメートルの速度規制、熊取町通学路交通安全プログラム等に基づく路側帯のカラー化並びに当該交差点及びその前後の「交差点注意」の路面標示のカラー化や啓発看板の設置を実施し、交通安全対策に取り組んでいるところでございます。

さらに、現在、当該交差点直近の町道五門久保小谷線において、この12月4日から26日にかけて可搬型タイプの設置による通過車両の速度抑制対策に係る実証実験を行っているところであり、その効果を検証の上、さらなる交通安全対策の検討の参考にしてまいりたいと考えてございます。

また、今後におきましては、当該交差点の交通安全対策について、関係機関と協議しながら調査研究を進め、事業化の検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

今後におきましても、交通安全対策について鋭意取り組んでまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）実証実験の結果で、よければ常にそれを設置するという事なんでしょうか、今後。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）先ほど私、可搬式ハンプをタイプと言ったみたいなので、すみません。

それで、可搬式ハンプについては今、実証実験で26日までの約3週間やる予定でございます。これが効果が出れば、これを交差点の中で速度が落ちるようであれば常時設置したいと考えてございますけれども、付近の地区の方々のご意見も聞くということと、あとだんじりの曳行コースにもなってございますので、その辺も含めて、今後永久的に設置するのであれば、その辺の地元の意見を聞きながら、警察とも協議しながら進めていきたいと考えてございます。

ただ、なかなかこの交差点を改修するには費用もかかりますし、今後どういう形でやっていくかという検討も必要ですので、まず即効果がもしあれば、できるだけ設置の方向で検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）泉谷部長、可搬式ハンプについて説明が必要ではないかと思います。議員の中に理解できていない方もあるかもわかりませんので。

泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）可搬式ハンプと申しますのは、今仮設でやっておりますので可搬式、取り外しが可能なハンプということで、六つ割になっているものでございます。それが今、国土交通省からそのような実証実験をするためのハンプとして貸し出しを受けてございます。これはもう全国的に国土交通省が、特に交差点の多い生活用道路でできるだけ速度を抑制するというので、ハンプというのは、2メートルで10センチメートル上がる坂がございまして。上に平らな部分が2メートル、そして2メートルの坂ですから、ちょっと10センチメートルの突起が出てくるということで、勾配的には5%上がって水平になって5%下がるというようなものでございます。ですから、車が来たときに速度を出していると跳びはねますので、やはりその手前で車は速度を落としてゆっくりと突起を越えるというようなものでございます。それで今回の場合、六差路の交差点に入る速度を抑制すると。特に今回の場合は、小谷区のほうから来るとずっとなだらかな坂で下がってきておりますのでやはり速度が出るということで、交差点の小谷側に今設置して、この3週間、速度がどれだけ抑制されるかということで、可搬式ハンプを設置する前と可搬式ハンプを設置している間に警察署に来ていただいて速度を測定していただける。うちのほうは、そのときに何台車が走っているかとかという計測をしまして、それらをもとに検証しまして、効果があるかないかということは今後警察とともに研究していきたいと考えているものでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）そのハンプの設置の、歩行者や自転車は横を通って、普通の今までどおりの道を通れるということなんですか。車だけが。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）ハンプにつきましては、視覚的に幅が4メートルしかございません。それで、道路をポールで絞って行って、それが視覚的に道路が狭くなっているという印象を与えて、それも速度抑制の効果がございまして、それでハンプをつけてやっております。ポールを1メートルから1.5メートルぐらいの間隔で今、立てているんですけれども、路側帯のところは通れるようになっているんですが、やはりポールがありますのでちょっと通りにくい感じはするんです。一定、実験中はそのすき間を歩いていただいて、路側帯はしっかりとってございまして、路側帯を通っていただきたいと考えてございます。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）乳母車でも通れるぐらいの幅はあるということですか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）乳母車は、一緒に道のほうを通っていただくということになってございまして。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）わかりました。ありがとうございます。

あそこの久保の六差路の交差点は、以前からもたくさん質問等があると思いますけれども、町内でも一番複雑な交差点かなと思うんです。なかなか対策としては難しいと思うんですけれども、それが実験結果がよければ、そうしていただけたら多少は変わると思いますので、またよろしく願います。この質問に関しては、また後ほど渡辺議員も同じ質問をしていますので、これで終わらせていただきます。

それでは、3つ目の質問として、シルバー人材センターについて、登録人数と重立った仕事内容

と、近年の労働時間や労働人数はいかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、ご質問の3点目、シルバー人材センターにつきましてご答弁申し上げます。

まず、シルバー人材センターの登録人数でございますが、平成30年度当初における会員数は202人となっております。また、主な仕事内容でございますが、植木の剪定、草刈り、障子・ふすま・網戸の張りかえ、施設の管理、工場や介護施設での清掃、個人宅での家事援助、簡単な大工仕事などとなっております。

なお、家事援助につきましては、介護保険制度における要支援者などへの生活支援を行うサービスや、独自の生活支援サービスとして30分以内のちょっとしたサービスなど、新たな仕事の開拓にも取り組んでおられます。

次に、近年の労働時間及び労働人数についてでございますが、シルバー人材センターに問い合わせたところ、平成27年度における就業延べ時間は7万5,631時間、延べ人員は2万640人、平成28年度は8万5,730時間、2万3,285人、平成29年度は9万783時間、2万3,996人となっており、ともに年々増加している状況であるとのことでございました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）登録人数というのは202人であって、実際これ、年間フルで202人が仕事しているというのは把握できますか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）年間を通して、途中で退会されたり途中で入会されたりという方々もありますので、私は30年度当初と言わせていただいたものでございます。この方々につきましては、事務局にもちょっと問い合わせたんですけども、満遍なく公平・公正に仕事の割り振りをさせていただいているということでございました。ただ、会員の方々には、やりたい仕事といいましょうか、そういった希望を聞いておられるみたいで、それと依頼が入ってくる内容とのマッチングをするということもありますので、100%かといったら希望に沿わないというようなケースもあるようですが、できるだけ、会員の方々には会費も払っておられますので、仕事は皆さんに行き届くようにということで努めているということでございました。

以上です。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）今、山本理事が言われたように、登録しても仕事が回ってこないとか、職種によると思うんですが、そういった声も聞くこともあり、また逆に、熊取町は植木屋が多いということで、シルバーの仕事として植木の剪定とかが多いということで、逆に植木屋から、シルバーばかりにあって、うちに仕事が回ってこないとかいう声も一部なんですけれども聞く。どちらの意見もあると思うんですけども、登録している人にアンケートなどをとったりして、できるだけ需要と供給のバランスも考えて皆さんが要求して、要求に応えられるようにしていただきたいと思う次第でございます。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）シルバー人材センターは公益社団法人でございまして、事務局も独立して運営等に務めているというところでございます。

私らも補助金を出しているという立場であり、また私自身も監事という立場でいろいろ経営状況等の確認をさせていただいたりしております。そんな中で、こういう意見があったということで伝えたいと思いますし、やはりシルバー人材センターがやるテリトリーの、例えば草刈りであったら場所があるかなど。事業所で専門的に、ちょっと危険を伴うようなところであればお願いしたいなというところのすみ分けも若干やっていきながら、うまく融合できるように、高齢者の就労支援

という立場ではシルバー人材センターが物すごく重要な位置づけでありますし、しっかりと今後も取り組んでいてもらいたいなという思いもありますので、そこはうまくバランスを図りながら取り組んでいてもらえるように、私ども提言をやっていきたいなと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）わかりました。それでは、よろしく願いいたします。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）以上で、河合議員の質問を終わります。

次に、阪口議員。

4番（阪口 均君）それでは、通告に従いまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、1番目です。

下水道普及についてということで、毎年1回私はこれ確認させてもらうんですけども、ことしも住民の20%を代表して、このことについて触れさせていただきます。

平成30年度の普及率、それと31年度はまだ予算もわからないでしょうけれど、目標とかそういうのでも結構ですけども、そこら辺の前置きの状態で普及率がどうかというところについてお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、阪口議員ご質問の1点目、下水道普及についてご答弁申し上げます。

まず、1点目のご質問の平成30年度の普及率と平成31年度の普及率についてでございますが、平成30年度末の人口普及率につきましては、町政運営方針でもお示ししておりますとおり81.3%を予定しており、平成31年度末の人口普及率につきましては現在82.0%と試算してございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）そしたら、30年度は距離にして何メートル、31年度はどれぐらいの計画か、それとあと、補助金が何ぼ入るのか、下水道使用料がどうなるか、この3つについてご説明いただけますか。

議長（坂上巳生男君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）平成30年度の工事延長は約1.1キロメートルだったと記憶してございます。平成31年度については、まだ今設計段階ですので明確なお答えはできませんので、地下埋設の状況とか施工状況だけでは、夜間工事になりましたり他の埋設物等々がございまして、平成30年度、正確に予算で1,154メートルさせていただいております。

なお、国庫補助金につきましては、社会資本総合整備計画に伴いまして通常の布設をさせていただくものが8,000万円、防災安全が1,000万円、翌年度以降、平成31年度についても、これをベースにさせていただきたいと。あとプラス他事業に伴いまして工事がある分につきましては、その辺をプラスで府に要望をさせていただきたいと思っております。

もう一点、平成31年度の使用料につきましては、調定ベースでいきますと約5億1,000万円程度と見込んでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）30年度の使用料というのはどうなりますか。

議長（坂上巳生男君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）申しわけございません。予算では5億2,000万円程度と見込んでおりましたが、若干下がってきておまして、30年度につきましても、約5億1,000万円程度の決算見込みになるのではないかと考えております。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）わかりました。大体29年度の数字も聞いてわかっているんですけど、ほぼその推移です。それほど変化なくというふうな状況で、31年度まで予測されているということだと思います。

そしたら、次に31年度はどのエリアの工事を計画しているのかというのは。

議長（坂上巳生男君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）2点目のご質問の平成31年度の工事予定でございますが、現在整備を進めております小垣内、大宮、久保地区の上流域において引き続き工事を実施するとともに、朝代地区におきましても、工事を実施する予定としてございます。また、大阪府施工の大阪岸和田南海線道路改良事業の進捗にあわせた工事を実施する予定としてございます。

なお、平成31年度の下水道工事予定箇所につきましては、来年6月号広報にて住民の皆様にご周知させていただきますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）そしたら、次の質問になりますが、この状況ですと続くとして、全部下水道が完備しましたと言えるときがいつになるのか、どうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）3点目のご質問の普及率が100%になる時期でございますが、市街化区域約925ヘクタールに対しまして現事業認可区域が843ヘクタールとなっており、認可区域外の下水道施設計画がございませんので明確な年数をお答えできませんが、現時点で数字をお示しできますのが、本年3月に策定しました熊取町第4次総合計画に掲載しております2027年の目標を90%として鋭意整備を進めてまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）それでは、次の質問です。

近隣の市町、そこら辺の普及率というのは今どれぐらいになっていますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）4点目のご質問の近隣市町の普及状況でございますが、岸和田市以南の市町の平成29年度末人口普及率が高い順番にご答弁申し上げますと、田尻町が97.5%、岸和田市が95.6%、熊取町が80.4%、岬町が76.8%、貝塚市が62.8%、泉南市が57.1%、阪南市が51.3%、泉佐野市が38.7%となっております。岸和田市を除き、同時期から公共下水道事業に着手しました他市町に比べ、本町は高普及率を確保しているところでございますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）泉佐野市だけ聞き逃したんですけど、30……。

議長（坂上巳生男君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）泉佐野市は38.7%でございます。ホームページにも、大阪府の部分を見ていただきますとグラフで全て載っておりますので、また確認をよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）ちょっとピンポイントで1カ所お聞きしたいんですけど、熊取町に泉陽ヶ丘という、線路の向こう側にありますよね。あそこは泉佐野市と隣接しているんですけども、あそこはまだ整備されていない地区でよろしいですね。

議長（坂上巳生男君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）熊取町域で整備せなあかん部分につきましては、全て100%整備完了してございます。ただ1カ所、1段低い泉陽ヶ丘地区と申しますか、泉陽ヶ丘から一旦離れたと申しますか、1段低い川に囲まれた地区だけ、いろいろ個人地等々の問題がありまして積極的には……。何年かには一遍にはお答えを聞きに行かせていただいているんですけど、それ以外は、今、阪口議員が

言っている泉陽ヶ丘地区としては、熊取町域全て100%普及済みでございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4 番（阪口 均君） そうですか。わかりました。

そしたら、次の質問ですが、下水道の設備が整っているにもかかわらずまだつないでいない家、それが熊取町に今何軒ぐらい……。

議長（坂上巳生男君） 永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君） 5 点目のご質問の下水道整備済み区域内の未水洗化軒数とその対策でございますが、平成29年度末現在の下水道整備区域内人口が3万5,305人で世帯数が1万4,393世帯、水洗化人口が3万3,151人で世帯数が1万3,382世帯となっております、1,011世帯の方々が未接続となっております。

参考までにですが、平成29年度末の岸和田市以南の市町の水洗化率についてご答弁申し上げますと、泉南市が94.4%、熊取町が93.9%、岸和田市が91.7%、泉佐野市が90.8%、田尻町が87.9%、阪南市が87.5%、貝塚市が86.3%、岬町が81.8%となっております。

次に、未水洗化世帯への対策につきましては、昨年6月議会での阪口議員のご質問でもご答弁いたしました。本町では水洗便所改造助成金制度を設けており、1年以内に改造された世帯には上限を5万円、2年以内の世帯には2万円、3年以内の世帯には1万円を助成金として交付することとしてございます。

この助成金制度につきましては、毎年4月号広報とともに配布しております下水道特集号に掲載するとともに、町ホームページや未接続地区の広報掲示板にて周知しているところでございますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4 番（阪口 均君） 1,011世帯が、接続しようとするればできるのにまだしていないと、そういう話ですよ。1年間の1世帯平均が多分3万7,000円ぐらいの使用料というふうに私は理解しているんですけど、それに1,011世帯を掛けると3,700万円になると。全部接続していただくと、今の下水道使用料収入が5億2,000万円ですけれども、プラス3,700万円上がってきて5億5,700万円になるというふうな、そういう理解で間違いないですか。

議長（坂上巳生男君） 永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君） 昨年6月の議会のときにも阪口議員が数字をお見せしていただいたんですが、実は、それから一体どんな方が接続されていないのか、単純に1,011世帯の方のうち今、阪口議員が計算していただいているのはあくまでも総枠ですので、料金には逡増度がございまして、一番安い料金の方と一番高い料金の方は今3倍、110円と330円ございまして、大体2人世帯の方、ある程度高齢者の方とかが接続されていない。たな子で大家からお借りされて、されていない方とかもおられますので、大体約2人のご家庭が多いのではないかと計算でいきますと、約2,000万円程度の増収になってくると思います。単純に三千何百万円というのは、なかなかそこは苦しいのかなという状況で試算してございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4 番（阪口 均君） そして、これらの方々に接続を促しているというのは、広報を通じてされているということが今メインのアプローチの仕方やということですよ。

やはり2,000万円の町への収入がこのことによってされていないということは、もっとその人らに切りかえてもらうという作業をやっていかないといけないと思うんです。個人個人の事情がおりやと思いますけれど、そこら辺はどうですか。

議長（坂上巳生男君） 永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君） この点につきましても、昨年の6月に阪口議員が何かもっと有効な方法はないのかという形で、実は、工事を始める前に、お使いになる前に必ず工事担当が2回寄せてい

ただいて、全て改造とか、下水は水洗便所だけではなく公共用水域の保全、水がきれいになりますよとかのPRと助成金のきっかけづけにもさせていただいておまして、各戸訪問全て、工事のときには2回、受益者負担金の賦課のときには必ずお知らせを入れさせていただいて。以前ですと、去年も各戸訪問を2回、2地区に分けてさせていただきましたら、やはり高齢化による、お住まいは今不便がないんですとか、料金がどうしても上がってしまいますとかというお答えで、助成金5万円のきっかけづけにはなっていくんですが、何分経済事情等、近々子どものところへ移りたいんやというご家庭もあります。やっていただけたところは住民の理解も高く、普及率の高い中でこの水洗化率は多分、泉州地域でトップだと思っております。泉南市は水洗化率は高いんですが、普及率はまだ50数%という形になっておりますので、僕らのPRプラス、やっぱり住民も生活環境を上げていきたいとかいう形で、なかなか今の人員の中で、これから先阪口議員が言われた、各担当レベルでもどんなことをしていますかというのは聞くんです、会議に行きますと。そうしますとみんな私たちと一緒にようなところで、ただ、特集号もタブロイド判で4月号見開きで、あれもかなりうちも有効になっておるとお思いますので、今の時点で、これから先というの、ご近所もやっているというきっかけづけにはなっていくぐらいしか、これから先プラスというのなかなか、すみません、ちょっと考えてみたんですが、お答えとしてこのような形になると思います。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） わかりました。精いっぱいやられているということです。

多分この意見は否定されると思うんですけども、例えば浄化槽でくみ取りがありますよね。くみ取り料金が上がっていく、水洗にしたほうが圧倒的にその差がつくというふうな、そういう方法で水洗のほうにどんどん動機づけになるというふうな、そんな方法もあったりするのかなと思ったりもするんです。ちょっと乱暴な意見になりますか。

議長（坂上巳生男君） 永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君） し尿の担当窓口の環境課とも今確認して、料金の差がどれだけあるのかという研究はさせていただいて、そこにも幾ら上がるんやという、今、普通のため槽ですと1人110円でしたか。お二人のご家庭ですと月220円でいけるんですが、下水道使用料になってしまいますと、2人家族で14立方メートルですと1,680円要ったのかなと今記憶しております。月1,460円増額になります。

ただ、くみ取りの部分で公共下水道から言う立場でもございませんので、ちょっとその辺のご答弁は申しわけございません。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） わかりました。

インフラ整備がどこまで進んでいるかというのは地域力にもつながってきますし、そういう意味では熊取町は高いレベルにあるというふうなことは理解します。ただ、私がさっきから言っている部分だけがちょっと物足りないなと思うんで、せいぜいそこら辺についてもアピールし、加入者がふえていただけるような、今後も引き続き努力をお願いしたいなということを思います。この件についてはこれで終わっておきます。

次の質問よろしいですか、時間。10分までかけます、12時10分まで。いきますか。

議長（坂上巳生男君） どうぞ。阪口議員。

4番（阪口 均君） そしたら、続きまして鳥獣被害についての質問をします。

捕獲状況、これはきのうの坂上昌史議員の質問と重なりますので、私はイノシシ以外のアライグマ、それも含めてお聞きしたいなと思います。これについて答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君） 藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君） それでは、2点目、鳥獣被害についてのご質問のうち、1点目、3年間の熊取町の捕獲状況や近隣市町の捕獲状況についてご答弁申し上げます。

本町の3年間の捕獲状況でございますが、平成27年度はイノシシが84頭、アライグマが24頭、平

成28年度はイノシシが82頭、アライグマが52頭、平成29年度はイノシシが134頭、アライグマが65頭の捕獲となっております。

次に、近隣市町の捕獲状況でございますが、岸和田市以南の有害鳥獣捕獲件数につきまして、まずイノシシでございます。岸和田市が平成27年度は118頭、平成28年度は175頭、平成29年度は151頭、貝塚市が平成27年度は9頭、平成28年度は38頭、平成29年度は41頭、泉佐野市が平成27年度は63頭、平成28年度は95頭、平成29年度は76頭、田尻町は捕獲がございません。泉南市が平成27年度は33頭、平成28年度は121頭、平成29年度は74頭、阪南市が平成27年度は27頭、平成28年度は15頭、平成29年度は23頭、岬町でございますが、平成27年度は307頭、平成28年度は466頭、平成29年度は539頭の捕獲となっております。

続いて、アライグマでございますが、岸和田市が平成27年度は61頭、平成28年度は120頭、平成29年度は92頭、貝塚市が平成27年度は46頭、平成28年度は115頭、平成29年度は74頭、泉佐野市が平成27年度は38頭、平成28年度は75頭、平成29年度は79頭、田尻町が平成27年度は2頭、平成28年度は捕獲なし、平成29年度は2頭、泉南市が平成27年度は50頭、平成28年度は82頭、平成29年度は90頭、阪南市が平成27年度は27頭、平成28年度は65頭、平成29年度は43頭、岬町が平成27年度は7頭、平成28年度は29頭、平成29年度は53頭の捕獲状況となっております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） わかりました。

きのう坂上昌史議員が質問した内容で1点ちょっと再質問したいんですけども、農家の人は狩猟免許がなくてもとれるというふうになったんですか。

議長（坂上巳生男君） 藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君） もともと法律の中で定義されまして、ちょっと条件が厳しいんですけども、狩猟期間に限り自分の敷地内におりを設置するというのがオーケーです。それとあと、他の田んぼの地域の場合は囲いわなというんですか、囲う場合にはオーケーですという例外が認められているというところがございます、通常、今捕獲しているような状況であれば、やはり狩猟免許が必要であるというのが基本的な考え方でございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） わかりました。それは最近ですか。

議長（坂上巳生男君） 藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君） 多分、以前からだったと思うんですけども、最近変わったということでは認識してございません。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） そしたら、2番目になります。最近の熊取町の被害状況、特に変わったことがあるのか、田んぼを荒らすぐらいは今までどおりなんですけれども、特筆すべきようなことがあれば教えてください。

議長（坂上巳生男君） 藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君） 2点目、被害状況で最近特筆することはあるかについてご答弁させていただきます。

イノシシにおきましては、例年と同様、高田、成合、和田地区など山手地区を中心に農作物の被害が多く出ている状況であり、特に成合地区の農家の方から水稻の被害について多くの情報をいただき、熊取猟友会と連携して捕獲おりやくくりわなの設置など、その対策に当たっているところでございます。また、10月には高田地区におきまして白昼の目撃情報もあり、熊取猟友会や泉佐野警察署とも連携し、地域住民や小学生の警戒対応もしたところがございます。

次に、アライグマにつきましては、町内全域、市街地にも生息し、特に春から夏にかけて農地に出没し、捕獲頭数も多い状況でございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4 番（阪口 均君） わかりました。

最近、テレビ報道でも、福岡の市街地で男性が襲われたり、きのうのニュースでは兵庫県でご老人が指をかみちぎられたというふうな、そんな話がありました。さっき部長がおっしゃったように、高田でも堂々と出てきているという状況があります。それも私、いろいろ耳にしますけれども、警察が来てえらい騒動になったという話ですよね。

イノシシというのは本来は夜行性ですから、昼間に出てくるというのがちょっと異常な状況です。それはもう人になれ切ってしまうから出てくるんであって、そのときに、イノシシは基本的に人を恐れますから逃げるんですけども、逃げる場所が市街地に来たときに、何かネットがあって網があって逃げられへんというときに、パニックになって逆に襲い返すというふうな状況になるんです。そういう意味では、高田地区の市街地に出てきているということは、もうこれはいつ人が襲われてもしようがないよというふうな、そういう時期がもう迫ってきているというふうな、そういう解釈をしないといけないと思うんですよ。それが例えば子どもの通学の時間帯であったりすると、子どもですからそれこそはね飛ばされたらどうなるかわからんような、そういう危険性をもうはらんできていますよということは、町も意識をしないといけないというふうに思います。

坂上昌史議員が猟友会へ入って、私も実は入ったんです。坂上昌史議員は平均年齢を落とすことをしましたけれども、私はそういう作業はできていませんけれど、実は今週の月曜日に初めて猟友会の会長に連れていってもらって、おりを回って餌を入れて、入る直前やとか、ここはまだ全然やとか、いろいろそんなことも教えてもらいながらちょっと活動してきました。そのときに会長いわく、農家の人の要望を聞いていると、おりの数がまだまだ足りない。最低どれぐらい足りないんですかと言うと10基ぐらいは不足していますというふうな話がありました。

3つ目の質問につながるんですけども、今後おりの数をふやしていくという、そういう考え方はあるのかどうかというのを。

議長（坂上巳生男君） 藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君） 次に、3点目、おりの数をふやす必要があると思うが予定はについてご答弁させていただきます。

まず初めに、現在のイノシシおりの設置状況についてでございますが、山手地区を中心に、箱おりを43台、くくりわなを18カ所設置しております。おりの増設につきましては、平成29年10月に新たに15台を購入し、設置いたしました。

箱わなを設置することについては一定の効果があるものと考えておりますが、箱わなを管理するための餌づけや見回り活動、さらには設置場所等の課題等もございますので、捕獲業務を担っている熊取猟友会と継続的に協議しながら状況を見守っていきたくと考えております。

また、みずからの農地はみずからが防御するとの基本的な考えのもと、実行組合を通じて農業者個人に対して農地への侵入を防止するための電気柵等の設置購入費の補助も継続し、被害の防止に努めていきたいと考えております。

次に、アライグマのおりにつきましては、農作物被害の軽減を図るため、各農業実行組合が購入するアライグマのおりに対して購入費用の2分の1を補助しているほか、町から15台の捕獲おりの貸し出しも行っているところでございます。

引き続き、農業実行組合への支援を通じて適切に対応してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員の一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため13時まで休憩いたします。

（「12時00分」から「13時00分」まで休憩）

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続します。阪口議員。

4番（阪口 均君）それでは、午前中に引き続きまして一般質問を継続します。

先ほど、おりの数について聞きましたけれども、あと町外の人が熊取町に置いているやつとか個人が置いているやつとか、そういった数というのは把握されていますか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）基本的におりを設置する場合は許可が必要となりますので、無許可で勝手に置かない限り、うちで今申し上げた43以外は基本的にはないというふうに感じております。ただ、無許可で勝手に狩猟でどこかで置かれれば、確かに現実的にはわからないところはございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）そしたら、先ほどの町のイノシシのおりが43というのは、個人で許可を出しているものも町外の方が許可を受けてやっているものも含めた43ですか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）43の内訳を申し上げます。

まず役場、産業振興課で所管しているのが20台、猟友会でお持ちの分が5台、そして猟友会のそれぞれの個人の方がお持ちの箱わなが18で、合計43台ということになっています。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）わかりました。

それと、先ほど猟友会に入会したんやという話をしましたけれども、我々はことし試験を受けて、許可とか登録証をもらっているんです。大阪府下で狩猟ができるという、そういう状況になっているんですけれども、ただし、熊取町でも活動はできるんですけれども、猟友会のメンバーとして熊取町が認めるのは来年の4月以降ということなんです。それは、何でそんなタイミングにするんですか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）狩猟期間につきましてはご存じのように11月から2月15日までですので、その期間は自由に各免許をお持ちの方はできます。有害鳥獣の場合は許可をそれぞれ従事者に与える必要がありますので、毎年4月1日で申請をいただいています、それに基づいて各従事者の方に許可証を与えているという関係で、4月1日にとりあえず限定させていただいています。ただ、途中でできないんかといことであれば、それは可能でございます。許可申請をいただければ、猟友会のメンバーの方であれば許可はさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）今の話ですけれど、当然11月15日から解禁になって、さあとりに行くぞという気持ちがあつてことし試験を受けたりしているわけですよ。そういう人らには許可を熊取町として出してほしいなと思うのは、私は体験してそう思う部分であつて、ぜひそうしてください。そういう制度にしてください。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）狩猟に関してはご自由にとれますので、そういうことでなしに有害鳥獣ということですね。

（「そうです」の声あり）

住民部長（藤原伸彦君）それについては、前向きに検討させていただきます。また猟友会と共有もさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）ぜひ、その点についてはよろしくお願いします。

猟友会と検討ということは、猟友会とこの話についてはされるということですか。はい。

さっきも言いましたけれども、やりたいという気持ちを持ってやる人がその期間で熱が冷めてしまうと、せつかく町のためにとか思ってやろうとしている人の水を差してしまいますので、ぜひここら辺は改善願いたいというふうに思います。

それと、さっきのオりの数をどうしていくかというところでの答弁で、これも猟友会と話をしながら検討していくというふうなことでしたから、私は猟友会の会長の口からそういう言葉を聞いていますので、ぜひ前向きに話をしてもらって、ふやす方向で話を進めてもらいたいと思います。やはり未然にとっていかないと、ふえるほうが今多いんですから。そして市街地に、人家に出てくるとさっき言いましたような事故、事件が起こりかねないですから、そうなるからどうのこうのという遅いものですから、ぜひとも未然に防ぐような、そういう対策を講じてほしいなというふうに思います。

それともう一点、昨年、狩猟頭数が結構多かったんです。イノシシは今1頭当たり8,000円ですか、出しているということなんですけれども、去年はもう予算が天井に来てしもうて、途中で1月で切れてしもうたと、それが。というふうなことも聞いています。やはり町のために活動してもらって町のために働いてもらっているわけですから、予算がないからもうとつてもあかんよみたいな話になるとこれはおかしいことであって、翌年回しになったとはいうものの、ここら辺は町単費であるか、そういった対策を講じてほしいなというふうに思います。その点について。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）途中で切れたというのは予算の関係ではなくて、国の補助金がたしか1月で一定区切りをつけて、その分までをお支払いしますという形態になっています。残った分については翌年度のお支払いとするということで、通常は年度払いの補助金になるんですけれども、捕獲頭数と整理の関係で今おっしゃられた途中で切られたというようなお話になっているんです。現実的には次の年になります。

ただ、ちょっとまた複雑になるんですけれど、現在、うちと猟友会の委託契約の中でそれを一括しているんですが、その場合、国からその補助金、例えば3カ月分が先払いされていると、要はもし委託契約の場合。それはおかしいということの指摘がありましたので、平成30年度からは鳥獣地域協議会というのを新たに立ち上げて、そこで国から直接補助金をいただくような形になります。したがって、結果的にとつたイノシシの数は、国から補助金は満額おりのような仕組みになってございます。

あと、金額につきましては、今8,000円ということなんですけど30年度から7,000円に国の補助金が引き下げられていますので、それも猟友会の方にご説明させていただいて、一定ご納得いただいているものというふうに思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）わかりました。そしたら次の質問に移っていきます。

3番目としてブルーベリー農園についてという項目にしておりますが、この前、農園のことについて2枚、3ページの資料を頂戴しましたけれども、大きく、ブルーベリー農園を将来どうしたいのかということについてご答弁いただけますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）それでは、3点目、ブルーベリー農園についてご答弁させていただきます。

ブルーベリー農園につきましては、11月20日の議員全員協議会で説明させていただきましたとおり、野外活動ふれあい広場周辺の活性化策として、特定非営利活動法人グリーンパーク熊取が実施主体となり、町がブルーベリー農園の整備運営に必要な経費を補助するものでございます。

この農園の将来についてでございますが、開園による相乗効果として、野外活動ふれあい広場や和田山パークへの集客、にぎわいの創出の新たな仕掛けとなり得るものとし、また、永楽ゆめの森公園や奥山雨山自然公園などの集客効果をもたらし、周辺の地域活性化にもつながることを想定し

ております。

また、栽培したブルーベリーの生食については、駅下にぎわい館やショップひまわりでの販売を初め、町内スイーツ店舗にもご協力いただき、ブルーベリーを使った商品開発や、2020年春熊取駅前に開業するスーパーホテルの朝食やお土産などの活用や、さらにブルーベリーの苗木の販売も手がけていただくなど、熊取町からブルーベリーの発信にも期待しているところでございます。

このように、ブルーベリー農園の開園により、周辺地域の活性化はもとより町の特産品として定着できるよう、グリーンパーク熊取の活動をしっかり支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） この前配付いただいたブルーベリー農園管理運営支援事業についてという資料を見ると、今の内容については大方ここに記載されております。

それで、私からの提案というか提言なんですけれども、私の周りには農業従事者の方とか全く農業にかかわっていない人とか、このことを耳にしたときにどういう感想を持ったかということ、農業に携わっている人は100坪ほどで120本植えてどうするつもりというふうな、そういう意見が多かったです。それと、そこら辺のことがわからない一般の人は760万円もかけてどうするのみたいな、そういう意見が多いんです。

私は、今回の質問でこれを否定するものではないです。しっかりと成功することを願いながら質問するんですけれども、この前の議員全員協議会のときにも一言申し上げました。これを育てる人はグリーンパークの方ですけれども、グリーンパークのどんな人がするか、それが一番大切なことだと思っています。植物を育てた経験のある人はこの中にいっぱいいらっしゃると思いますけれども、機械を動かすようなものではないんですよ。朝と夕方に油を差したら機械は摩耗しない限りずっと動いてくれますけれども、朝と夕方に水を上げておいたら思うように育つか育たんのかというたら、植物というのはそんなものではないんです。人間と同じように風邪も引くし、いろんな病気もします。それをわかって、泥臭く、根気よく、しつこくやる人がここには絶対必要なんです。そういう点では、グリーンパークの方の中の人選をどうするのか、そこら辺に成功か否かの割合は7割、8割占めると思います。それをちょっと肝に銘じて、まず1点目として提言をさせていただきます。この点についてはどうですか。何かコメントありますか。

議長（坂上巳生男君） 藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君） グリーンパーク熊取と、ここへ来るまで何回か調整はさせていただいております。現在聞いておりますが、7人でプロジェクトチームをこのために立ち上げていただいたということでお聞きしています。

また、グリーンパークの方々も非常に熱心で、行政と一緒にいった、和歌山の参考にしたブルーベリー農園を独自に視察し、その農家の方々ともいろいろ日々勉強というか研修をされているようですし、また、先ほどおっしゃられました町内の農業者でブルーベリーに詳しい方がいらっしゃいますので、その方のアドバイスを受けてしっかり今、前向きに考えていただいておりますので、確かに農業者ということではないんですけれども、やはり将来的にはしっかり頑張っていただけということだと思っております。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） そこが最大のポイントですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、地域活性化構想、6次産業化構想、もう一つはブランド化構想というふうな話があります。地域活性化構想、非常にこれはいいことだと思いますし、熊取町らしい自然を生かしたすぐれた魅力のある地域として、あの場所を永楽ゆめの森公園ハイキングコース、いろんなものをあの場所に集められているわけです、現状。そこら辺が連携してエリアを強化していくということについては当然やっていくべきことだと思いますし、この文書を見る限りではそういう気持ちは幾らか伝わってくるんですけれども、本気でこれに取り組んでもらいたいなという思いがあります。

この前、公園のアンケート調査がありましたけれども、バーベキューがしたいとかハイキングに行きたいとかいうふうな、近くにあるにもかかわらずそういうことを言っている人が大部分あったんです。それは告知不足であったり、町がせっかくそういう資源を持っていながらそのことに触れ切れていないという部分に大きな問題があると思いますから、これを機会にみんながタッグを組んで、例えば町のホームページでも野外活動ふれあい広場と入れたら今度からはブルーベリー農園も出てくるような、そういった誰でもがすぐわかるような形のホームページをぜひつくってほしいなと思います。

私、9月の会派質問の中で野外活動ふれあい広場のホームページのことを触れたんです。思い浮かぶ人、いらっしゃいますか。野外活動ふれあい広場をたたいて検索したら、物すごく静かな建物がまず出てくるんです。ふれあい広場と言っているのに何でこんな静寂感を売っているかのような写真1枚なんやというのが私の印象です。いまだ直っていません。直す気持ちがないのか、それで十分やと思っているのか、そこら辺のことについて、この場ですから、ホームページに誰が携わっていらっしゃるのか、そこら辺のコメントができる方。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）野外活動ふれあい広場を今、指定管理でしていただいているわけでございますけれども、一応ホームページの担当課として答弁させていただきます。

確かに第1面、非常に静寂感があると。あれは、完成した当時の人のいない状況を建物をメインに表示しているわけでございますけれども、今後、阪口議員にご指摘いただいた点を踏まえまして、再度ホームページの再構築等を検討してまいりたいと考えてございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）この際ですから私の思いをもっと言うてみますと、例えば、案内のところをクリックすると宿泊施設の案内とかあるんです。でも、言葉だけなんです。宿泊できる場所の写真も何もないんです。町外、もちろん町内の人もそうやと思いますけれども、こんな場所があつて、ここで宿泊もできてバーベキューもできて山遊びもできるんやなというときに、連想するものが、どんなことで遊べるのかというのが一切伝わってこないんですよ。そんなホームページやったら僕はないほうがましかなと思うぐらいです。

それと、ハイキングというところをクリックすると、山の上から海の方を写真1枚撮ったやつと階段を下から写したやつを合計2枚載せているだけなんです。何の魅力もないんですよ。あそこのハイキングコースを山歩きた人は、何とすばらしいと言う人が多いんです。それは写真の撮り方でもいっぱい伝わると思いますし、ぜひ人の心を打つようなものにやりかえてください。

さっきも言いましたけれども、ブルーベリーも連携してしっかり熊取町、自然の豊かさのすばらしさを訴えかけるようなものにやりかえてほしいなというように思いますので、これは多少お金をかけてやってもいいんじゃないでしょうか。というふうに思います。それが1点。

だから、もう一回言いますと、本気で取り組んでくださいねと。ブルーベリーを植えるんですよということだけじゃなくて、みんなで寄ってたかってこのエリアを、これを熊取町の名産としてやっていくんやという、その取り組みの力の入れ方を誰にでもわかるようにやってほしいなというふうに思います。

それから、6次産業化構想というところにジャムの加工体験というのがあります。これはふれあい広場ですという前提なんです。よろしいですか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）現在のところ、場所はどこというところまでは煮詰めていない。将来構想としてこういう体験工房をできればと。野外活動を使う場合、また都市整備部と協議も必要になって、まだそこまで詰められていないという状況です。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）もう1年ない事業です、お客が来るまでに。ですから、ここら辺は早急に、走りな

がらどンドン動いていかないと、どの場所でジャムの加工体験をしてもらうのか、どれぐらいのスペースが要るのか、ブルーベリー狩りに1日最大何人来てもらえればよくて、何人以上来てもらうと今度逆に困るのかとか、そんなことも全部含めて早く煮詰めてもらう必要があるのかなというふうに思います。

私は、ジャムの加工というのは物すごくポイントになるのかなというふうに思っています。ブルーベリー狩りをしただけで、そこで食べて、あるいは持って帰って、それでまた来ようかというのは、なかなかそんなにリピーターは続かないはずですよ。やはりジャムの加工工房、そういうものをつくって、ブルーベリーというのは、実は400種類ぐらいあるんです。ちょっと調べてみますと、高槻市にブルーベリー農園があって、あそこは40種類植えているらしいです、800本。だから、熊取町は最初120本ですから、何種類もそんなにいかんと思います。それでもやっぱり10種類ぐらいは植えなあかんように僕は聞いています、つくるためには。

例えば、種類ごとに大粒であったりとか酸味が強いであったりとか、甘いであったりとか生食に向いているとか、何かいろいろ特徴があります。だから、ジャムをつくるのにその特色を生かして、スーパーに行ったら売っているようなジャムをつくるんじゃなくて、酸味が6割、甘みが4割のジャムをつくりましたとかここにしかないものをつくるような、そういうものをつくって提供するという、これこそがブランドにつながっていくと思うんです。だから、ただ単にジャムをつくりますでは、これはもう絶対ブランドになりません。

だから、ブランドにしようとするならばオンリーワンなのかナンバーワンなんですよ。そのことをしっかりと気持ちに持って、ぜひやってほしいなというふうに思っています。だから、「オーダーメイドのジャムができます。熊取町のジャム工房は」と、それを打ち出したら、恐らくそれにどんなものかなと思う人が寄ってくるかもしれません。でも、ブルーベリーの農園があります、ジャムを販売していますではスーパーで買うほうがましだというふうなことになるんです。だから、講釈を垂れられるようなつくり方をしていますよとかいうふうな特徴づけたものをぜひつくってください、やる以上は。それは絶対お願いしたいと思うし、そうじゃなかったらブランドにはならないし、人は来ません。それをぜひ勉強して、やってもらいたいなというふうに思っています。

最後に、ブランド化構想というのがありますけれども、今もブランド化については言いました。岸和田の包近の桃というのは今もう確かにすごいブランドになりました。これは誰でもがわかると思いますけれども、糖度22度以上ということで、16度以上あったら物すごくおいしいという桃が一般的なんですけれども、それをさらに超える22度の桃をつくって売り出しているものが、包近の桃なわけです。ギネスに認定されて、もう日本一、世界的なブランドに育っています。だから、一番理想的にはそういうところまでいかないと、ブルーベリーは育たないと思います。ということです。

それともう一つは、1年365日のうちの45日間ブルーベリー狩りができるんですけれども、残りの320日をどうしますかということ、これもちょっと頭を絞ってほしいなと思います。イチゴが3カ月あってイチジクが何カ月かあってキウイがあってとかいうふうな、できるだけ365日を埋めるような作業をしていかないとコストは見合っていないです。そんなことは先の話でもいいんですけども、頭に入れてそこら辺も取り組んでいただきたいなというふうに、私はブルーベリー農園についてを見たときにそう感じましたので、よろしくお願いします。

藤原町長の思いの詰まった農園になろうかと思うんですけれども、私がこんな思いつきで言っていることをどういうふうに受けとめられているのかわかりません。何か感想あればお願いしたいと思います。

議長（坂上巳生男君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） まず、お礼申し上げたいと思います。私以上に熱く語っていただいたかなというふうに思います。

まずは熊取町の情報の発信の仕方、目に訴える、耳に訴える、全体的に訴えるといったところがまだまだ未熟なところがあるのかなというふうに思っています。常々広報公聴課とそういった話も

させてもらっている中なんですけれども、さらに、皆さん方の耳に、目に訴えられるような、そういうホームページであったり広報であったりというふうな方向へ向けていきたいというふうに思っております。

ブルーベリーにつきましては、岸和田の包近の桃、和歌山のミカンとかキウイとかもいろいろあって、果物に憧れている私にとりましては、地元の一部個人で桃なんかを栽培されているところがありますけれども、熊取町の代表になるものが今までなかったような思いで過ごしてきたのが事実です。お年寄りも手軽に収穫できるというふうなことを考えたわけなんですけれども、それがブルーベリーであれば粒も小さく、これは回数は要りますけれども、子どもから高齢者までが農園で一緒になって楽しめるものであるかなという思いがありました。それでブルーベリーも栽培できたらなというふうな思いでやってきたところでございます。

ブルーベリーを核としてどこまで広げられるかというのは、これはまだまだ不透明なところがありますけれども、これはもう本気でNPOグリーンパークと、名前を出しますと中尾さん、私も含めて本気でもって前へ進めていきたいというふうに思っております。ブランド化をつなげる中で熊取町から情報発信の大きな柱として、これは大げさですけれども、出していきたいなと思います。

平成32年、2020年には駅の北側にホテルもオープンします。ホテルの営業も成り立つような、そういうサポートも熊取町としては考えていく必要があるかなと思う中で、お客様に対してのサービスの一環としてブルーベリーが出せたら、またお客様の感情も若干違ってくるのではないかと、そんな単純なことを考えながら、熊取町のブルーベリー、熊取町はブルーベリーやというふうなところへ持っていったら、これはもう本当にやりがいがあるなというふうに思っている次第です。

議員の皆様方にも、先行投資で760万円というお金がかかります。これは小さな夢ですけれども、夢として熊取町のまちづくりの一環として考えていただければ幸いです。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） ありがとうございます。

先ほど私、ホームページのところちょっと強目に言ったんですけれども、あのホームページからグリーンパークがクリックできるんです。そこをクリックすると、さっき静寂な写真だけと言いましたけれども、グリーンパークは結構いっぱい写真を載せています。動画も載せています。だから、そこまで行くとあそこの野外活動ふれあい広場、その魅力はもっと伝わってくるということを私、言い忘れましたので、このことを補足しておきます。

以上で一般質問を終わります。

議長（坂上巳生男君） 以上で、阪口議員の質問を終わります。

次に、浦川議員。

3番（浦川佳浩君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

今回の私の質問は、大きく2点であります。

1つ目は、先日いただきました小学生、それから中学生を対象とした全国学力・学習状況調査の分析結果をいただきましたので、そちらの中から気になる点について議論していきたいと思っております。

そして、もう一つ目は、毎年12月議会で議論させていただいている熊取図書館、こちらの利用者がやはりずっと減少傾向が続いているといったところで、質問させていただきたいなというふうに思います。

では、質問の1点目、熊取町の小学6年生と、それから中学3年生を対象に全国学力・学習状況調査があったわけなんですけれども、先日来その分析結果をいただきました。そこでちょっと気になる点がありましたので、質問させていただきたいと思っております。

今回、私の添付資料で抜粋させていただいたんですけれども、資料を見ていただきますと、一般質問の質問番号1の①の参考データで、子どもたちに「先生はあなたの良いところを認めてくれていると思いますか」という質問がありまして、そこで結果が、肯定意見として「当てはまる」、ま

た「どちらかといえば当てはまる」、この割合の合算値をここに記させていただきました。これは単年度で見るとなかなかちょっと気がつかないんですけども、直近3カ年を抽出して見ると、やはり全国と比べても非常に私は少ないのではないのかなど。というのは、小学生でおよそ8割の子どもたちは認めてくれていると思っている。中学生でいくと、75%の子どもたちが認めてくれていると思っている。ところが、2割とか25%の子どもたちは先生には認めてもらえていないと思っているということがここに反映されているわけで、まず、この点についてどういったことなのかということを経験させていたいただきたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）浦川議員の子どもたちの学習意欲の向上及び自分への自信を育むための取り組みにかかるご質問の1つ目、全国学力・学習状況調査についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の教師と生徒の信頼関係の希薄化による子どもの自信喪失にかかる具体的な内容についてでございますが、今年度の全国学力・学習状況調査の質問紙結果を見てみますと、「自分には良いところがあると思いますか」に対して8割弱の児童・生徒が肯定的回答をしており、小学校では全国より5ポイント低く、中学校では全国とほぼ同じ結果となっております。また、「先生はあなたの良いところを認めてくれますか」に対しては、7割5分から8割程度の児童・生徒が肯定的回答をしており、小・中学校とも全国より6から7ポイント低い結果となっております。

各校においては、子どもたちの持っている力を十分に伸ばすことができるよう、従前よりさまざまな取り組みや研究を進めてきております。わかる授業、主体的に考える授業を通して、全ての子どもが、わかる喜びを味わったり、授業・行事等全ての活動を通じて、仲間と協力する大切さや達成感を感じたり、先生や周りの大人や友達に認められることで自分に自信を持ったりできるよう、各校において子どもの現状や課題に応じた取り組みを進めております。しかし一方、十分に子どもの実感や成果につながっていない面もあるとも考えております。

今回の質問紙調査の結果を受けとめ、その要因を探るべく、教育委員会及び学校の取り組みをしっかりと振り返り、どの子どもも大切にされていると感じるよう、引き続き子どもに丁寧にかかわっていく必要があると考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）今答弁でもいただいたように、やっぱり子どもたちの自信につながってくる非常に大きな問題だと思うんですよ。毎日の日々の中で先生と接する時間がすごくいっぱいある中で、そのいっぱいある時間の中でもいいところがあると認めてもらえていない子どもが残念ながらいるというところが、すごくもったいないというか、どうしてこういうことになってしまうのかなど。私も子どもがいてるので、帰ってくると、きょう学校どうやったみたいな話の中で、先生からこうやって褒められたとか、学校の代表に選ばれて何か認めてもらったみたいな話をすごくやっぱりうれしそうに語るんですよ。一方では、そうではない子どもたちが25%いるというところで、そういう自分の自信にもつながっていくというところが非常にもったいないなど。

個人的に、やはり先生も子どもたちを見たいというふうに絶対思っていると思うんですけども、残念ながら時間が足りないのかなという、子どもたち一人一人と向き合っていけるだけの先生の時間というところがなかなか確保されていないのかなというところで、質問に書かせていただいたんですけども、小・中学校の先生たちの1日当たりの学内勤務時間について、お調べでしたら答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）では、2つ目の小・中学校の先生たちの『1日当たりの学内勤務時間』についてお答えします。

教職員の勤務時間は、熊取町府費負担教職員勤務時間等規則で、午前8時から45分の休憩を挟んで午後4時30分までの7時間45分となっております。また、各小・中学校では、同規則第2条第2

項の規定により、それぞれの学校運営の状況等により勤務時間の割り振りの変更を行い、おおむね小学校は8時25分か30分、中学校は8時15分を勤務開始時間とし、終了時間は5時前となっております。しかしながら、勤務時間は以上のように定められていますが、時間外においてもクラブ活動や教材研究等を行っている状況でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）先ほどの添付資料の裏面、教員勤務実態調査、平成28年度分析結果についてということで、ちょうど文部科学省が出された資料がありましたので添付させていただいたんですけども、これでいくと、教員の1日当たりの学内勤務時間というところで、11時間を小学校、中学校ともに超えていると。2018年10月8日の日経新聞にちょうどクラブ活動の件についても触れられていたんですけども、やはり職員室でクラブ活動が嫌だと思っている先生が割といるというような実態調査がここに、これは名古屋大学の准教授がおっしゃっているコメントなんです。文部科学省の教員勤務実態調査の中から、時間外労働が月80時間を超える先生が小学校で33%、中学校では57.7%といったようなことがわかったと。これは文部科学省調べだと思います。その中で、実態調査によると、クラブ活動は教育課程外であるということを確認している先生方は56%いるけれども、教育課程外かどうかかわからないが14.3%、教育課程内であるというふうに認識されている方が24%ということで、クラブ活動に対しての、これは教育課程外なのか内なのかというのも非常に線引きがあやふやになるぐらいクラブ活動に対して時間を使っているというような内容が新聞の記事に書かれていたんです。

だから、年々子どもたち一人一人と接する時間というところが、やはりクラブ活動をすることによって実はそういう形で減ってきているんじゃないか。結果的に子どもたちと向き合う時間がとれない、全国的に見ても、熊取町の子どもたちは残念ながら2割とか25%が先生に認めてもらえていないというような実態がここに出てきたんじゃないのかなというふうに、私の勝手な推測なんですけれども思っています。やっぱり先生たち一人一人は子どもたちと向き合っていきたい、けれども日々の業務に押されてなかなかそういうことができないんだというのがこういったデータに出てしまっているのかなと。しかも、これが単年度だけじゃなくてずっと同じような、これは3年間でしかデータをとっていないんですけども、もしかしたらその前から出ていたかもわからない。そういったところで今回ちょっと質問させていただきました。

この議論は、この間の6月議会で、学校の先生たちの負担を減らすために、リタイアした住民の方であったりとか大学と連携して、クラブ活動の一部の時間をそういった方たちにやっていただいたらどうかというような話をさせていただいたときには、やっぱり責任の問題があるので難しいというような答弁をいただいているんですけども、ただ、今具体的にこういった「先生はあなたの良いところを認めてくれていると思いますか」であったり「自分には良いところがあると思いますか」という、これは直接関係していますので、こういったデータになってしまうのであれば、学校の先生たちの時間を確保してあげるといってもこれはもうちょっと前向きに検討すべき検討項目に入ってくるんじゃないのかなというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょう。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今ご指摘ありました先生がよいところを認めてくれるかというポイントが低いことに関しては、我々もなぜそういう結果になっているのかなというのは日々感じているところです。

ただ、一方で、学校訪問をし、学校の先生方と話し、先生方の教育活動を見てみた中では、子どもたちとしっかり向き合っている姿が日ごろ見えている状況の中で、なぜこの結果になるのかなというのが非常に気になっております。

あと、勤務時間の件でございますけれども、勤務時間につきまして我々の解釈は、遅くなって時間がないということよりも、勤務時間が遅くなるのは子どもと向き合う時間を確保しようと努力し

ているがために遅くなっているというような認識も一方では持っておるというのが現実でございます。

今後のクラブにつきましては、議員おっしゃってくださるとおり、先生方の負担軽減をどうできるかということをやはり我々も考えていかなければならない。その中で今現在、クラブ活動の指針をつくっているところでございまして、中身についてはまだ検討中ですが、例えばクラブ活動をしていない日をつくりましょうであるとか、クラブ活動をするに当たっても時間に制限をかけていきたいと思いますといったようなことを熊取町で教育委員会として指針を出し、学校でそこをしっかりと守っていただきながら、先生方の子どもと接する時間であるとか勤務時間の短縮につなげていきたいと思っております。当然、外部指導者のことも研究していくのと加えて、そういう指針をつくって先生方の軽減、これも図っていく必要があると思っておりますので、現在、鋭意努力しているところでございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

これはパーセンテージの問題でどうこうというわけじゃなくて、やっぱり子どもたち一人一人いいところがあるので、先生たちもそれを見つけようとしてくれていると思いますし、子どもたちの自信につながるように一人一人の先生方の時間の確保という意味でも、しっかり前向きに検討していただけたらなというふうに要望したいと思います。

次の質問に移ります。

学習塾に通っている割合についてなんですけれども、教育委員会の調査によると、平成29年度では小学生が44.8%、中学生が74.1%ということです。この割合というのは、全国とか大阪府下で比較した場合どう捉えたらよいのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）それでは、ご質問2つ目、学習塾についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の学習塾に通っている割合における大阪府下で比較した場合の捉え方についてでございますが、大阪府下の自治体ごとの通塾率がわかる資料は持ち合わせていないため、自治体間の比較はできない状況でございますが、大阪府全体及び全国との比較でいいますと、まず小学校では、平成29年度は大阪府より6ポイント低く、全国とほぼ同じ割合となっております。平成28年度及び27年度は、大阪府より2ポイント程度高く、全国より7ポイント程度高くなっております。一方、中学校では、平成27年度から29年度の過去3年間は大阪府より4から7ポイント高く、全国よりも15ポイント程度高くなっております。平成30年度の調査ではこの質問項目が削除されたため、今年度の状況は把握できておりませんが、中学校では例年、通塾率の割合は大阪府及び全国よりも高い傾向にあります。

以上です。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）これは、全国学力・学習状況調査から拾ってきた、その平成29年度ということですか。わかりました。

文部科学省が同じように平成29年12月22日に子供の学習費調査の結果についてということで報道発表されている分がありましたので、これを見ると学習塾の傾向というか、大ざっぱというか大きなデータなんですけれども出ていまして、そこで、世帯の年間収入別の学校外活動費の支出状況ということが統計で出ています。世帯の年間収入別に学校外活動費を見ると、多くの学校において、世帯の年間収入が増加するにつれて学校外活動費が増加する傾向が見られる。いわゆる所得が高いおうちにいる子どもたちは塾に通っている傾向が高いと、そういったようなことだと思うんですけども、塾に通える世帯年収が高い子どもたちは問題ないと思うんです。先ほども申し上げましたけれども、小学校で約45%の子どもたち、中学校では74%の子どもが塾に通っているといったような現状の中で、就学援助費の認定基準の見直しが今検討されています。カットされる見直しの枠に

入ってしまった子どもたちの中に塾に通っていた子どもがいた場合に、そういった人たちの子どもたちにしわ寄せが行くのではないのかなというのが一番気がかりなんです。

質問の通告にも出しているように、新たな支援として学習塾費の支給を検討いただきたいが答弁をお願いしますということで、お考えをお聞かせいただけたらと思います。

議長（坂上巳生男君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）続いて、2点目の就学困難世帯に対する新たな支援としての学習塾費の支給についてでございますが、全国的に見ましても数例の実施にとどまる状況であります。

本町においては現在、小学校放課後子ども教室及び中学校放課後自習室の事業を実施し、児童・生徒の方に無料で学習支援を実施していることから、学習塾費を支給する制度を新たに設ける考えはなく、今後につきましては近隣市町、また国や府の動きを注視しつつ、既存事業を有効に活用していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）難しいというところですよ。

この間の議員総会でいただいた11月29日付の就学援助の認定基準の見直し案というところでいくと、行革の効果額から対象となっている子どもたちをざっと人数で割ってみると年間約8万3,000円ぐらい、大体、月にして7,000円を見直しに伴ってカットされるというようなことだと思うんですけども、実際、塾はどれぐらいかかっているのかなというのを統計的にいろいろ調べたんです。ちょっと持ち合わせてなくて、ベネッセ総研が学校外教育活動に関する調査2017というところを出してまして、学習塾に行っている子どもたちはどれくらい使っているのかという費用でいくと、小学生で6,200円、中学生で1万3,600円というのが統計として出されていたので、それでいくと月々7,000円、就学援助の認定基準の見直しによって、案の比較3のところ結局は33人の子どもたちが認定基準の見直しの枠の中に入ってしまうというようなことになってしまっているわけです。7,000円今までもらっていた世帯の人たちが、7,000円もらえなくなった、何を始末してこのお金をどこから捻出しようとなってきたときに、さっきの子どもの月平均の塾代6,200円というところ、中学生では1万3,600円ですけども、やっぱりそういうところにもしも入ってしまった場合に、なかなか親の経済力によって子どもたちの格差ということにもつながってくると私は思っています。

そうやって親の経済力の格差によって子どもたちに学力の格差が広がらないように、今、数例ということで、私もいろいろ調べたんですけども何点かしかなくて、ちょうどこれも新聞に載っていましたので、これは去年の12月の日経新聞なんです。親の経済力によって子どもの学力の格差が拡大する懸念は一段と強まるというところで、大阪市が大きく出ていたんです。大阪市は、2012年度から中学生のいる世帯に学習塾代など、習い事の費用を1カ月1万円を上限に補助します。また、東京都文京区も、2018年度から低所得世帯の中学生に塾代として最大年10万円を給付、静岡県川根本町は2018年度、町内の中高生なら誰でも通える公設塾を始める、町の施設を使って民間に運営を委託する、こういったところで、親の経済力によって子どもの学力格差が広がっていくのをとめようといったような動きも各地で徐々に出てきているわけです。

そういったところも踏まえて、町長の選挙公約でも塾代の助成クーポンというのが上がっていたと思います。町長のマニフェスト30項目の中で、町長の一つの塾代の助成クーポンという思いもあったと思うんです。低所得世帯に対して子どもたちの学力向上をというような内容だったかと思うんですが、それについては今後どういうふうに見ていったらいいのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明企画部理事。

企画部理事（明松大介君）先日も町長の文野議員からのご質問で答弁させていただきましたとおり、30項目の中から17項目、まずは所信表明に選ばせていただきました。その残りの項目から外れたものの一つがこちらの塾クーポンでございます。

昨日も申し上げましたとおり、基本的には現在の財政状況、それとあわせて全国の導入状況、それらを踏まえて、町長は選挙公約でございますのでぜひ上げたいというお気持ちは十分持っていたらいいんですが、そういった事情から断念していただいたという経緯でございます。

こちらにつきましては、わかりやすくほかにもありました例の子ども医療費助成18歳までというもの、ほかにもあったんですけども、それと同じく、どこまでやるんだと。消耗戦になっているというところの最たる例が子ども医療費助成、大学生までいくところも実際でございます。

それと同じくして、塾代のクーポン、バウチャーと言われるものにつきましても一定どこまで公で補助していくべきものなのかどうか、今あるすばらしい熊取町の小・中学校ですので、まずは授業の中でしっかりと学力を伸ばしていただくといい、こちらに力を入れていくという、そういった現状の選択肢でございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）1点補足ですけれども、先ほど就学援助費に関連しての塾代というご指摘なんです。もともと就学援助費は、国のほうで例えば給付を給食費に充てるとか新入学学用品に充てるとか修学旅行費に充てると、全て目的が決まっております、結果は、申し上げました国が示す対象費目として塾代というのはもとより入っておらず、もらわれた方がちょうど塾代に充てるという、結果してはそれは理解できる場所なんですけれども、基本的には目的外の使用ということになりますので、この点だけご留意いただきたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）一部、答弁の繰り返しになる部分もございまして、本町におきましては生涯学習の分野におきまして、中学生、小学生もあわせて放課後子ども教室であったりとか放課後自習室という形での独自事業と申しますか、実施しております、これは生徒・児童の学習支援という立場で取り組んでいる事業でもございまして、これは無料で実施しているということでございまして、そういった点からも、いわゆる議員がご指摘の貧困と申しますか、生活の苦しい家庭に対して無料で学習支援しているということとをさらにPRして、こちらのほうも活用を進めていきたいということでご理解いただきたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）制度が違うのはよく理解しています。

当然ながら、就学援助費を塾代に充てる云々というところはもちろんその中には入っていないということもよく理解しています。ただ、受け取る側からすると、7,000円というのはやっぱり同じなんです。

先ほどの町長の公約の件でいくと、財政難というところで諦めるというような発言もあったんですけども、私は今のタイミングじゃないのかなとやっぱり思うんです。ちょうど町長が町長選挙に出られて、公約として30項目の中の一つに就学困難の世帯に対して塾代の助成クーポンを発行する、ここに胸を打たれた子どもたちであったりお母さんたちもいると思うんです。そういった胸を打たれたお母さんたちは、もしかしたら就学援助を受けている人たちかも知れない。そういった人たちの中に、今、就学援助の見直しでいろんな議員からいろいろなご指摘というか議論があったわけですけども、33人カットされる、見込まれる子どもがもう見えているわけですから、じゃ、取るだけじゃなくて、別に何かかわりになるものを、ぜひとも「教育のまち熊取」とうたっていく熊取町で塾代の助成クーポンというものを発行していただきたいというのが今回の趣旨です。

なかなか難しいということも重々承知してはおりますけれども、やっぱりそこに町長の思いが僕はあったんじゃないのかなというところなんです。なので、ぜひとも、そういった子どもたちの33人の顔が見えていて、もう7,000円入ってけえへんようになったからあんな塾代ごめんなど、もしそんな状況が生まれていたら、やはりこれは非常に熊取町としてももったいない、それが本当に今なんですかというのを私は今回言わせていただきたいなというふうに思っています。

なかなか難しいということですので、次の質問に移りたいと思います。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）私の胸が張り裂けんばかりにちょっと動揺してしまして、すごい言葉だなと思っております。

初心忘れるべからず、町長選挙に出た折には、経済格差によって学びの場が差別されることのないようにというふうな思いが確かにありまして、今も持っているわけでありましてけれども、外から見ると中へ入って見るのとでは若干状況が違って来たというのも確かにございます。ただ、バウチャーということについては、私自身諦めたわけでもなく、いろんな施策がある中でどういう形が公平性で児童・生徒の皆さん方に提供できるかというふうな観点を考える中で、これから就学援助、要保護援助、学習支援のことについても絡めて考えていきたいというふうに思っておりますので、ご了解をよろしくお願ひしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

奪うだけじゃなくて、やはり何かしらの形でフォローできるような体制づくりというところもしっかりご検討いただけたらと思います。

再度、私がつくった添付資料の1の③を見ていただきたいと思います。

これは、子どもに質問した内容で、「ふだん1日当たりどれくらいの時間読書を読みますか」という質問に対して、子どもたちが平日、読書を全くしないといったような割合が書かれています。

これ、ちょっと私はびっくりしたんですけども、突出して大阪府、それから全国平均と見ても、熊取町の子どもたちは本を読まないといったようなデータが30年度だけじゃなくて29年、28年度でも同じように出ています。それについて今後どういう形で取り組んでいくのかについて答弁をお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）浦川議員の全国学力・学習状況調査にかかるご質問の3つ目、本町における読書の時間が少ない傾向にあることへの取り組みについてご答弁申し上げます。

浦川議員ご指摘のとおり、平成30年度の全国学力・学習状況調査の質問紙調査で、学校の授業時間以外に、ふだん1日当たりどれくらいの時間読書をしていますかの質問に対して、小・中学校とも読書時間が短い傾向にあります。しかし一方、学校の授業時間以外に、ふだん1日当たりどれくらいの時間勉強していますかの質問に対しては、2時間以上学習している児童・生徒の割合は小・中学校とも全国、大阪府より高い傾向にあります。さらに、放課後の過ごし方を見ると、習い事や放課後子ども教室や放課後児童クラブの参加割合が全国、大阪府よりも高くなっています。このようなことから、学校の授業時間以外は勉強等に時間を費やす児童・生徒の割合が高く、そのため読書時間が短い傾向にあると考えられます。

また、平成30年度調査からは削除されていますが、平成29年度の調査で、昼休みや放課後、休みの日に本を読んだり借りたりするために学校図書館や地域の図書館に行く割合は、大阪府よりも高く、全国よりもやや高い傾向にあります。これは、KPIで示しているとおり、小・中学校全8校に学校図書館司書を配置し、学校図書館の環境整備を行っている成果だと考えております。

放課後等の過ごし方については、児童・生徒の家庭生活やライフスタイルによりさまざまですが、読書については議員と同様、大切であると考えております。このことから、今後も学校図書館司書と連携を図りながら、授業時間等において読書活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）よくわかりました。

添付資料の1の③、それから1の②で見ると、若干私の話と理事の話とでは差があるなというのは、やる子はすごくやると。読む子はすごく読む。でも読まない子は全然読まない。勉強も1日当

たりどれくらいの時間勉強をしますかといったような中でも、全国と比べてもやっぱり低いと。1時間以上の割合ですね。だから、やる子はすごくやるし、やらない子は全然やらない。だから、すごく2極化しているんだということが今、理事の答弁でよくわかりました。

やる子はすごくやるんで、本を読む子はすごく読むというところで、すごくいいことだと思うんですけども、それが確かに図書館司書を全校に配置した成果だとおっしゃることもよくわかりました。一方で、1日当たりの読書で全く読まない児童の割合が非常に全国と比べても特出して熊取町の子どもたち、特に中学生なんかはすごく多いわけで、そこをほっておくわけにはやっぱりいけないので、どうしていくかということが重要なのかなと。

じゃ、KPIについて見直したらどうかといったような質問に対しても先に答弁をお願いします。
議長（坂上巳生男君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） 2つ目の学校図書館司書配置のKPI目標値を見直してはどうかについてでございますが、先ほどご答弁させていただいたとおり、全校配置の目標を維持し学校図書館の魅力づくりを行うことが、児童・生徒の学校図書館利用につながると考えております。このことから、目標値については適切であると考えております。

今後も豊かな教育環境の充実に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） KPIの数値について、これ29年度、28年度、2冊持ってきたんですけども、目標が全校に配置することとなっていますので、府内トップレベルで自己評価Aというところで、28年度も全く同じ紙がここに挟まっているわけです。28年度も29年度も全校配置できているから、府内トップレベルとして全校配置できているので自己評価Aというところで、確かに全校配置することが目標になっているのでAだと思うんです。図書館司書については坂上昌史議員がよくいろいろ議論を教育委員会としていて、司書を配置することによってどういうふうにしていくかということがやっぱり重要だと思うんです。希望とすれば、全校配置することによって熊取町の子どもたちはよく本を読むようになった、全く読まない子も読むようになった、いわゆる不読率とかというのいろいろ文科省で調べたら出てくるんですけども、それは全国的にはすごく改善されてきているというようなデータが出ていますよね。小学校、中学校ともに当初の予定からずんずん読まない子どもたちの割合は減ってきて、非常に改善された。でも、熊取町の場合は残念ながら不読率、全く読まないという児童が減っていったいないんじゃないのかなと、このデータを見る限り。だから、ここが多分、会話のミスマッチが起こっているというふうに私も思います。

なので、図書館司書を全校配置してくれている熊取町では、ならではののところを持って行ってほしい。そこを目標にしてほしい。だから、不読率も熊取町の子どもたちは改善されている、みんなが本を読むようになった、そこに持って行ってほしいなというところで、KPIの目標値を見直したらというところで書かせていただいたんです。

それはそれでKPIの目標値が全校配置するということですから、それはそれでいいのかもわからないんですけども、最終、その次のステップです。配置したから子どもたちの読書をどれだけ推進させていけるかが力の見せどころなのかなというふうに私は認識しているんで、その辺はどうなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 先ほど不読率というお話をいただきました。あくまでこの調査は授業時間等以外での読書の時間数ですので、いわゆる普通、昼休み等は本を読んでいる子もいてたら、外で一緒に友達と遊んでおいでよとか、話をしておいでよというようなことでしますので、なかなか昼休み、休憩時間に本を読めという指導はしないとなると、今回の結果は放課後、学校以外の場所でなかなか本を読まない子の数だというふうなことだと思っています。

一方で、先ほど申し上げました本年度の調査ではなかったんですが、昨年度、学校図書館等へ行

く割合というのが、全く行かないという割合を大阪、全国と比較したときに、熊取町は全く行かない割合、小学生が23.5、大阪が39.1、これ15.6ポイント、行かない子が多いんです。全国も32.4、熊取町と比較したら8.9ポイント、行かないという子が多いんです。中学校については、熊取町は行かない子が56.0、これはやっぱり小より多くなっています。大阪府は66.1ポイントなんです。10.1ポイント高く、大阪のほうは行かない子が多い。国も58ポイント、国全体でも2ポイントぐらい熊取町よりも多いということで、となると、これは行ったから読んでいるというわけではないんですが、やはり図書館というのが非常にある意味、入りやすく行きやすく魅力ある場所、先日、ミルデューラへ行ったときの写真等も司書がすぐに張ってくれて、ミルデューラへこんなふうに行きました、みんなもどうですかみたいな形で、すぐに展示もしてくれていると。我々行って本当に感心しているというのか、ありがたく思っているという状況です。だから、そういった意味で、司書がいてることのメリットというのはここにあると思っています。

ただ、じゃ図書館に行く子の割合をふやしましょうというのをKPIにすることがどうなのか。やっぱり、行きたい、行きたくないと考えるのは子どもであって、教育委員会という学校のまだ指導助言する立場の上にある組織がその数値を達成しましょうと言ったときに、結局その数値にこだわってしまつて実際の大事なところがどこかへ行ってしまうのかなというのが、常々やっぱり我々が気にかけているところです。

ですから、例えば全国学力調査の話が出ていますので、全国の学テのある一部の話では、トップレベルの都道府県なんかは結局、得点を維持するために、順位を維持するために、練習等に時間をかなり費やして先生方が疲弊しているという話も一方では聞こえてくるんです。文部科学省はそれに対して、得点じゃないんだよ、そういうものじゃないということで通知も出しているんです。だから、それを考えたときに、余りにもパーセンテージや得点にこだわるのではなくて、やはり環境を整備しながら子どもたちに、我々はパーセンテージが上がったらいいと思っています。上げたいと思っています。本をいっぱい読んでほしいです。でも、それを数値として目標にしてしまうことがどうなのかというのは常々お答えさせていただいているところで、我々もたくさん本を読む子をつくりたいというのは同じ考えですので、あくまでKPIの数値という点で我々がなぜ司書にしているのかというのは、そういったところにあるというふうなことでございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）図書館司書の方がいてくれてよかったという話は本当にいろんなところから聞くんです。なので、そういった意味では各学校に配置していただいているというのはすごくありがたいことだなというのは十分わかっています。

子どもに読書をさせることがいいことなのかどうかということと、私もちょっとわからないところはありますけれども、やっぱり本を読む力というのはこういったところ、いろんな質問にもかかってくると思うんです。

例えば、課題解決に向けて自分で考え、自分から取り組んできたと思いますかとか、相手の話を聞いて自分の考えを深めたり広げたりすることができますか、いわゆる読解力であったりとか相手に話す力であったりとか、そういうことが全国よりも低くなってきているのはそういうところにもつながってくるんじゃないのかな。これは私の勝手なもちろん推測で、これイコールではないのでわからないんですけれども、やっぱり何とかしていろんな仕掛けを使って図書室に足を運ぶ子どもをふやしていく、本を読む子どもたちをふやしていくというのは何かしらの形でして欲しいなというのが、これは答えはなかなかすぐ見つからないと思います。司書が頑張っていただいているのもよく聞きますし、非常にありがたいなと思うんですけれども、やっぱり府内トップレベルで全校配置できている熊取町だからこそ、子どもたちがたくさん本を読めるんだというようなデータとして全国学力・学習状況調査テストの結果、やっぱり全国よりかは上がってほしいし、本を読む子どもたちをふやしていただきたいというのを、これは私からの要望です。

ちょっと時間がないので、次にいきたいと思います。

次の質問も大きく同じような形になっているんですけども、図書館活動報告書について議論していきたいと思えます。

添付資料で、3枚目の資料に平成23年から29年度の直近7年間の有効利用者数の推移をデータでお示しさせていただいています。有効利用者数というのをあらかじめ補足すると、熊取町内の熊取図書館の登録者のうち1年間で実際に貸し出しした人ということで、その推移を記載させていただいています。見ていただくとすぐわかるんですけども、やはり小・中学生も合わせて全体的に利用者が低下しています。これについて、改善していく取り組み等についてお聞かせいただきたいと思えます。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）1点目の小・中学校の図書館利用及び年間有効利用者数の減少改善に向けた対策についてということで、答弁申し上げます。

図書館活動報告の平成29年度の実績のうち、1年間に1回でも図書館の資料を借りたことがある人を集計した町内年間有効利用者数を見ると、小学生に当たる7歳から12歳までの有効利用者数が1,348人で、平成28年度と比較して2.9ポイント減少し、中学生に当たる13歳から15歳まででは358人で、2.4ポイントの減少となっております。有効利用者数全体で見ますと平成28年度と比較して2.1ポイントの減少となっております、小・中学生の利用減はより多くなっています。

小学生の減少理由については、平成28年2月に行った図書館アンケートで、「図書館を利用していない」「行ったことがない」の理由として「忙しくて利用する時間がない」と回答された方が最も多く、図書館に子どもを連れてくる大人の方が忙しく、それに合わせて子どもの利用も減少しているものと推察され、平成29年度においてもこうした状況が進んだものと考えられます。また、中学生の減少理由については、クラブや塾で忙しいこと、家でテレビやビデオ、DVDを見たりゲーム、インターネットをしたりしている人が多いことや、スマートフォン等で手軽に検索できることが影響していると推察され、来館して資料を借りる人が減っていることが考えられます。

こうした状況の改善の対策としまして、まずは来館してもらうために、今年度は小学生向けに親子で参加できる親子金融講座、JICA関西との共催による世界の食べ物に関する展示・ワークショップ、コミュニティ助成を活用した絵本作家のワークショップ・関連展示を行うなどの事業を新たに行ったところです。

また、小・中学生に来館してもらえる機会をふやすため、今年度も中学生から本のPOPの募集及び展示を行うとともに、来館時の資料検索が容易になるよう、子どもの本のコーナーやヤングアダルトコーナーでの本の展示に工夫を重ね、中学生の調べ学習で活用できるガイドブックの作成なども行っています。

今後とも、来館のきっかけになるような事業を企画し、利用促進を図ってまいりたいと考えています。

加えて、図書館では、第3次子ども読書活動推進計画に基づく子どもの読書環境整備への取り組みとして学校図書館への支援を行っており、子どもたちからのリクエストや調べ学習用資料などを各学校に団体貸し出ししています。熊取図書館で作成している新刊案内を学校図書館にも掲示し、子どもたちがそれを見て学校図書館を通して熊取図書館の資料を予約したり、調べ学習に関しては、学校図書館で資料の種類や冊数が不足しているときは熊取図書館から貸し出ししています。

このように、学校図書館と熊取図書館が連携して学齢期の子どもの読書活動を推進しており、図書館活動報告の年間有効利用者数には反映されないものの、学校図書館を通じて熊取図書館の本が子どもたちに利用されているということもあわせてご理解くださいますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）いろんな社会情勢というか、スマートフォンの普及であつたりとかそういったところでなかなか利用者が伸び悩んでいたり、あと、大人の事情というか、一緒に連れていくお母さんたちも共働きがふえてきて忙しくなってきたというようなこともよくわかります。

図書館についても、私も3年ぐらい前からずっと毎年議論させていただいて、本当にその中でもいろいろな取り組みをふやされたりとか、特にヤングアダルトコーナーを設けてというところで、そういったものがあるから実はこれだけの利用者の減に済んでいるのかもわからないですし、ちょっとその辺はわからないんですけど、いろんな取り組みをされているというのは本当にいつも感心させられるというか、すごく頑張らせていただいているなどというのはよくわかっています。

私も毎年、どうやったら利用者はふえていくのかなというのを本当になかなか悩みながらやっているんですけども、全国的に見た場合に、利用者がふえている図書館というのもありますよね。そういったのは例えばどういったことで成功しているとか、何かそういう研究とかは進んでいるんですか。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）我々と同様の規模の自治体であっても、さまざまな工夫を重ねて利用者数がふえているというところが確かにございます。そこには、次の質問にかかわるような部分もあるかとは思いますが、そういった取り組みによって読書以外のある意味憩いの場としての活用も広げる中で利用をふやしている場合、あるいは地道に子どもたちへの働きかけ、住民の皆様への働きかけを通じて利用の窓口を広げているところもございます。これらについては常々我々も研究を進めておまして、図書館協議会等の館長の諮問機関がございましたけれども、こういったところで先日も活性化についてさまざまなご意見も頂戴したところでございまして、引き続き、より活用が広がるように、進められるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

じゃ、次の質問にも入っていかうかなと思います。

いろんな世代の方の利用が徐々に減ってきているというところで、いろんな方が図書館に集えるような環境を整備していただきたいという意味でも、館内カフェの設置を従来から要望してまいりました。この設置について、現在の検討状況などがありましたらぜひお聞かせいただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）続きまして、2点目の図書館周辺の改修や整備、館内カフェ設置等の検討状況についてでございますが、まず、図書館周辺の改修、整備につきましては、本町のまちづくりの大きな拠点づくりとなるものと捉えており、全庁的に取り組む課題の一つとして、大原衛生公苑の廃止等とあわせて検討の必要があるものと考えております。

また、館内カフェの設置につきましては、熊取町図書館協議会において図書館の活性化についてご審議いただくこととあわせ、現在、館内のレイアウトなどを見直して、中庭側に簡易な休憩スペースを設け、コーヒー等の飲料サーバーを設置するなどの方策について、商工会への相談なども行いながら検討を行っております。加えて、そとみせ用のカフェテーブルセット数点を中庭に設置し、館内の休憩スペースと一体的に利用を図るとともに、館外ではありますが、そとみせについても引き続き実施するなど、地域住民の交流の場づくり、親しみやすい環境づくりにつなげてまいりたいと考えております。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）レイアウト変更も含めたところで、いろいろカフェも非常に前向きに設置しようというふうにいただいているということはよくわかりました。

次の質問にも関連しているので、学習スペースの利用件数の低下について、平成28年度図書館アンケートの相関関係をどう捉えていますでしょうかということで、答弁がありましたらお願いします。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）続きまして、3点目の学習スペース利用件数の低下と平成28年度図書館アンケートとの相関関係についてでございます。

平成28年度において館内や郵送で行った図書館アンケートでは、学習スペースの認知度は低いわけではないものの、図書館のほかのサービスと比べて利用率が低く、図書館の学習スペース利用者は、平成28年度までの増加から平成29年度は減少に転じました。

一方で、現在、図書館のほかに煉瓦館にも学習スペースを設けており、煉瓦館の利用者は増加傾向にあって、図書館と煉瓦館を合わせた学習スペースの利用者数は年々増加していることから、利用者がそれぞれの利用環境に合った施設を使い分けしているものと考えられます。今後とも、それぞれの施設を有効に活用し、利用者が学習しやすい環境を整え、相乗効果で利用促進につながるよう努めてまいります。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）よくわかりました。やっぱり煉瓦館に移っているのかなというところも私もちょっと想像していたんです。

これも多分、2016年かその前かもわからないですけども、図書館アンケートの結果報告書の中に住民からの要望として、勉強できる場所をふやしてほしい、コーヒーが飲めるところをふやしてほしい、学習スペースの充実、独立した自習コーナー、喫茶スペースがあればうれしい、喫茶スペースをつくってほしい、学習スペースがあると告知してほしい、簡単な軽食・コーヒーなどの販売サービス・持ち込み、たくさんカフェについての要望であったりとか学習スペースの場所、それから椅子をふやしてほしい、そういった要望が非常に多くここに書かれているわけです。これを受けて、学習スペースコーナーの充実であったりとか椅子をふやしてほしい、カフェを設置していただきたいということを私も要望させていただいているんですけども、レイアウト変更というのは、前の議会か、芝生広場に面した形で学習スペースが今置かれていると思うんです。そこを一体型にして、そこに雑誌コーナーとカフェを持てるような、コーヒーを飲みながら雑誌が読めたりとか、普通の文庫本とかは難しいとしても、雑誌というところは、非常に語弊があるかもわからないですけども、多少汚れてもどンドンと新しいものが入ってくるものなので、そこを飲めるようにして欲しいなというふうに思うんです。

これは、具体的にレイアウト変更とかそういうのは、もう時期が大体決まってきたりするんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）今、議員からご提案いただいたようなことも含めて、カフェの設置ということにつきましては、まずはレイアウト変更での対応が可能なかどうかというところを検討に入りたいと。あるいは、飲料のサーバー等を置くに当たってもさまざまな整理すべき部分もございまして、これは、図書館のアンケートでも一定そういった声もあるということでございまして、改めて利用者の方に対して具体的に提示した上で再度アンケートをとるとか、さらには、先ほど申し上げた図書館協議会であったりさまざまな図書館を主になって活動いただいている団体の方々ももういらっしゃいますので、そういった方々のご意見も丁寧にお聞きして、進められるところから進めていきたいということでご理解いただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）よくわかりました。

先に最後の質問に入りたいと思います。

アクションプログラムによりますと、平成31年度に向けて図書館の指定管理者制度導入というのが今検討されているかと思うんですが、現在の検討状況についてお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）4点目、図書館の指定管理者制度導入における検討状況についてでございますが、平成29年度策定の第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」におい

て、改革項目の一つに指定管理者制度導入の検討（図書館）が平成30年度、31年度の検討項目として位置づけられております。このことを受けまして、平成21年度に直営で行うことが望ましいとしました熊取町教育委員会の方針について、約10年間の経過し、社会情勢や公共図書館を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、この10年間の図書館活動についての検証及び指定管理者制度導入の是非を軸に今後の管理運営等について検討することとし、平成30年11月開催の第2回図書館協議会において、館長から同協議会に対し諮問を行ったところでございます。今後は、同協議会において立ち上げた小委員会で調査、検証を重ねまして、平成31年度中に答申をいただく予定となっております。

いずれにいたしましても、図書館がまちづくりの情報拠点としての機能をより一層高めていけるよう努めてまいり所存でございますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたしまして、答弁いたします。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）私は、指定管理者制度について、いろいろ今出ている資料なんかも探して読むと、やはりデメリットのほうが多いかなと思っています。私自身も、指定管理者はなかなか図書館には難しいのかなと。

図書館協議会はどういったメンバーで構成されているんですか。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）協議会委員のメンバーにつきましては、教育関係者ということで大学の教授ですとか小・中学校の代表の先生ですとか、社会教育関係者ということで、これは図書館にずっと携わっていただいている文庫連ですとか読書友の会、それから公募の委員もございまして、家庭教育の向上に資する活動を行うという団体の方ですとか、その他、学識有権者の方として数名入っていただいているような構成でございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ぜひ、熊取図書館というのはいろんな世代が使っていて、本当に熊取町のシンボルというか、非常に素晴らしい施設ですので、例えばワーキンググループとかをつくる場合というか、今後、そういう学生とか企業経営者であったりとかいろんな多様な人たちを、そういう分科会みたいなものをもし立ち上げていただければ、いろんな方から意見を聞いていただいて、ぜひ、レイアウト変更であったりとか今後カフェの云々のアンケートをとるとか、そういったことも含めて、いろんな方が利用しますので、今までずっと図書館を運営されてきたのがあって今の図書館があるわけですがけれども、その方たちも含めていろんな世代が集まるような協議会というようなものもぜひ検討していただきたいなと。

最終的には、指定管理者の制度に位置づけられないような、いろいろ熊取町は理事者の皆さんも含めて図書館運営に携わる人たちが自分たちで図書館をつくっていくんだという、自分たちで利用者をふやしていくんだ、自分たちでこの図書館を活性化させていくんやというような気持ちで、アンケートをとるところはどんどんアンケートをとって、こういうことがあるから皆さんと一緒にこれを進めていきましょう、だから我々は指定管理者なんかはもうそんな全然位置づけないよというところまで、自信を持って皆さんでぜひ議論をしていただきたい。なので、そうすることで、やはり図書館というのは住民主体で僕はあるべきかなというふうに思っていますので、いろんな方たちの知恵をそこに集結させて、みんなで図書館を運営していくんだというような機運をぜひとも皆さんでつくっていただきたいなと思ひまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、浦川議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより14時50分まで休憩いたします。

（「14時31分」から「14時50分」まで休憩）

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続します。

次に、佐古議員。

11番（佐古員規君）それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回は大きく1点だけ、地域活性化支援についてという項目について、いろんな観点から各項目について質問させていただきたいと思います。

昨今、人口減少、高齢化社会を見据えた問題というのは、我がまち熊取町も同じ問題を抱えております。そんな中、今後、熊取町独自の自主財源確保に向けた地域活性化施策というのが大変重要ではないかというふうに考えております。本町は地域活性化について今後どのようにお考えか、その観点から次の項目についてお聞きしたいと思います。

まず、1つ目、本町ホームページについて。

イベントナビ！など専門分野のサイト構築について、専門分野の検索等がしやすいような工夫、それとリニューアルも含めてどのようにお考えなのか、見解をお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、地域活性化支援についての1つ目、本町ホームページについてご答弁申し上げます。

イベントナビなど専門分野のサイト構築について、専門分野の検索がしやすいような工夫はとのご質問でございますが、現在の本町ホームページにおいても、トップページにございますイベント情報や公共施設案内のメニューからイベントに特化した情報を検索することが可能となっております。ただ、情報の検索方法につきましては人それぞれでございまして、イベントを例に挙げますと、イベント名や開催日で検索するのかイベントが開催される場所から検索するのか、人の目的によるところが大きいと考えてございます。

全ての情報が一目で確認できるのが理想ではございますが、ホームページの構成上物理的に困難であり、またパッケージによるASP（アプリケーション・サービス・プロバイダー）というインターネットを経由してサーバー上のアプリケーションを利用するサービスでの利用であるため、町独自仕様の改修となりますと別途費用が必要となることから、現時点では改修の予定はしてございません。

しかしながら、できるだけ画面展開が少なく検索しやすいホームページ構成であることは利便性の向上につながるため、次のホームページのシステム更新の際には、他の自治体のホームページも参考にしながら、より使いやすいシステムの更新に努めていきたいというように考えてございます。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ホームページが今の形式になったのはいつごろからでしょうか。それから、今度更新するというのはいつごろお考えなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）現在のシステムでございますが、平成22年度に導入を進めていまして、平成23年3月に導入完了したところでございます。利用についてはそれ以降、現在のシステムを利用しているということになっております。したがって、既に7年が経過し、ことしは8年目ということになっております。

リニューアルの計画でございますが、もう佐古議員はご専門ですのでよくご存じやと思いますけれども、一つのシステムを8年目ということになれば保守期間もそろそろ到来するというような状況になっておまして、そういったことも見据えてどのタイミングで保守というか、完全な更新をしていく、リニューアルということで、今、担当が広報広聴課になるわけですが、そちらで検討中というように考えております。

ただ、ほかの自治体もほぼ同時期にASP、スマートバリューの製品ですけれども、入れたという経過も含めまして、先ほど答弁にありましたように、他の自治体の状況もしっかりと見据えながらリニューアルを図っていききたいというように考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）他の自治体の状況とかそういったのも見るということですけども、どこか思い当たるところというのはあるんでしょうか、参考にしたいところとか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）ちなみに岸和田市以南5市3町、本町も含めましてですが、スマートバリューのASPを活用して利用しているところが本町を含めて岸和田市以外は全部うちと一緒のシステムです。ですから、参考にするとすれば当然、一つは岸和田市ということになると思います。あと堺市とか、やはりスマートバリューのシステムを使っていないところを参考にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）出なかったの、ほっとしていますけれど、実は大阪市のホームページ、これは自治体ホームページの中でもランキングで1位に上がっていたほどすごく見つけやすくてわかりやすいという、それが平成29年1月10日に大阪市はリニューアルしております。これ、全面リニューアルしています。このホームページと一度熊取町を見ていただくと一目瞭然で、なぜこの質問をするかという、単にイベントをどんなことやっているかなと熊取町のホームページを仮に携帯で見ます。そしたら、なかなかやっぱり探しにくいし、どこで何をいつやっているかというのは見つけにくいんです。日にちがわかっていて場所もわかっていてといえ狙い撃ちもできますけれども、何も知らずに来てどんなイベントをやってるのかなと探そうと思うとかなり難しいというのが実感だったんで、そろそろこれはもう更新の時期を迎えているなということから更新時期を早うやってやという意味です。

大阪市のホームページ、これ何がいかといいましたら、まず見つけやすいということ、要は自分が何を検索したいか、見たいかという情報、これは市内の人も市外の人もそうです。すごく見つけやすくなっています。どんなふうになっているかという、まずここが大事です。モバイル機器で閲覧されることを基本に考えたホームページ、いわゆるスマホとかタブレットで見ることを前提に考えてそういう設計をされていると。ですから、ホームページで見ればもちろん画面がでかいですから詳しい情報が出てきますけれど、いかに小さな画面に欲しい情報がピンポイントに見られるかという工夫をすごくされています。ですから、それをぜひ一度参考にさせていただきたいと。

こういったことをモバイルファーストとか、もしくはレスポンシブウェブデザイン、要するに利用機種の種類やサイズに応じて大きさであったり、出るものが最適化されたものが表示されます。そういった技術を使っているわけです。

これ、何を使っているかといいましたら、ユニバーサルメニュー、先ほど重光議員からもユニバーサルデザインという言葉がありましたけれど、優しい、使う側に立った考えのもとででき上がっているユニバーサルメニューというのを導入しております。ちょっとユニバーサルメニューというのがどんなものかというのをご紹介したいと思います。

まず、自治体サイトの評価をするというのは、大体例えば子育て主婦であったら出産手続でトップページに出産、妊娠、赤ちゃんとかわかりやすいページがあったりイラストがあったり、そういったことが高評価につながったり、児童手当、こんなのもいつ申請すればいいのかとか、そういう検索しやすいというのが評価につながってたりします。

片や、今度は仕事もしたい元気なシニア評価ということで、そういった方については、例えば高齢者の仕事について調べる、そういったものも簡単に調べられるようにつくられています。

今のホームページというのはなぜ使いにくいのか、わかりにくいのか、これは熊取町だけではなくて、ほかの自治体も全て言えることかもしれませんが、まずトップページにそもそもメニューというのがないとか言葉が難しい、わかりにくい、専門用語であったり。画面の位置がわかりにくい。今自分がどこまで進んでいっているというのがわかりにくいとか、アイコンの活用の工夫がないとか、そういったことで利用者のやりたいメニューを探せない。

それから2つ目、メニューからたどり着いてもわからない。要は、そもそもその情報が入ってなかったり情報の過不足が激しい。読ませる努力のない1次情報のみ、そういった感じで、こっち側から一方的にこれを読んでくれと言わんばかりに、読む方の立場になったつくりにはなっていないよと。

ユニバーサルメニューというのがどういうものかという、アスコエという団体が主婦の方とか皆さん、こういう一般的につくられている方での共同体だと思わんでも、その方たちが自治体サイト向けの共通標準メニューの体系でそれをこしらえています。デザイン面、コーディング面での標準化のユニバーサルデザインに対して、内容面、メニュー面での標準化ということをやっています。主婦とかシニアなど市民の手で実現しようという取り組み、これがユニバーサルメニューというのを開発されました。大阪市はそのメニューを使っております。

見ていただくと一番簡単にわかりやすいんですけども、あと、それを導入するメリットというのはどうかという、利用者、市民にとっては探しやすい、理解しやすい、サイトが利用可能、それから欲しい情報が必ず見つかる、網羅性のあるサイトが利用可能とか、そういうメリットがあります。自治体にはサイト構築・運用の効率化、要はこれが標準化というふうになっている関係上、すごくコストも抑えられるというメリットと、自治体独自のサービスの明確化もできますよということで、そこのホームページへいけば自治体サイトの担当者は、導入前はウェブのことがよくわからなかった、専門知識のある職員に聞かんとわからんということやったんですけども、それがデザインの構成というのもメニューに沿って、ある決まった法則を使ってやるだけでちゃんと使いやすいホームページが構築できると。そういったものなので、ぜひ今度、次に更新するときにはASPも含めてこういう検討をお願いしたいというふうに思っております。その辺について何か情報等、ご意見等あればお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）さまざまご提案ありがとうございます。ユニバーサルメニュー、モバイルファースト、新しい私も聞きなれないような用語だったんですけど、しっかりとこういったところを押さえながら、特に大阪市のホームページを一度見させていただいて勉強させていただきたいというように考えております。

担当も日々、ホームページはわかりやすい、見やすいということできざまな工夫をしてございます。ただ、システム上制限というものがどうしても出てきていますので、若干そういったところでストレスを担当も感じているところがあるかもわかりません。しっかりと今から調査研究をさせていただいて、リニューアルのタイミングにしっかりと対応できるようにやっていきたいと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）実際に携帯のホームページで見ると一目瞭然です。熊取町のホームページというのは、まあ言えば文字ばかり。だあっと文字が並んでいます。しかも小さい文字になっているんです。大阪市のページを携帯等スマホで見ると、読みたいページとか向こうがお伝えしたいこと、安全・安心に関するお知らせが一番ばんと上に来ていたりであったりとか、トピックスが来て、そのずつと下にいくと今度はサイトナビというのがあります。それでいわゆるイベントナビ、スポーツナビとか空き家ナビ、僕はこれ勝手にこんなあったらなと思って言うんですけども、そういった感じで暮らしとかイベント・観光であったり産業・ビジネスとか市政とか、そういったのが簡単にば

んぱんとアイコンであらわれているわけです。自分が何を見たいかというのを選んでいただけなんです。キーワードを入れるというのは多分、お年寄りの方も難しいんです。だから、これであればぺんぺんと選んでいだけで自分の見たい情報が読めるよというようなものになっていますので、ぜひこれは参考にさせていただきたいと思います。

それぐらいでよろしいでしょうか。そしたら次へいきます。次へってよろしいですか。

議長（坂上巳生男君）はい、どうぞ。佐古議員。

11番（佐古員規君）2つ目で、スポーツによる地域活性化についてということで、まず地域活性化という言葉ですけれども、地方創生と違って地域活性というのは、地域にいかにか経済効果をもたらすかというような観点からそういったものを何かできないかという、そういう視点で捉えております。自主財源の確保であったり地域への経済効果であったり、そのことで交流人口をふやすことができたりとか、もっと言うと今度は最終目標というのが地域情報プラットフォームの構築ということで、要はいろんな情報を携帯、これからは、パソコンというよりは全部スマホになると思います。お年寄りの方も、昔のガラケーを使っていた方もだんだんスマホになってきているんです。なぜかというと、LINEという便利なものがあるって、周りみんながLINEでいろんな情報交換しているのに自分だけ仲間外れにされているみたいなそういったのもあって、かなり便利で簡単になってきております。だから、そういったことを見据えると、携帯でいろんな防災情報であったり空き家情報であったり観光情報であったり、そういう発信ツールに必ず使えます。ですから、そういったことをやっていきたいというのが目標です。

そんな中で、スポーツという切り口で今回質問させていただきます。

まず、1つ目でスポーツ大使の設置、これは何回か質問させていただいているんですけど、そんな中で本町出身のプロサッカーの室屋 成選手、それから野球では村田選手も日ハムにいらっしやいます。そういった方の任命についてのお考えはどうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）それでは、スポーツによる地域活性化についての1点目、スポーツ大使の設置について答弁申し上げます。

議員ご指摘の室屋 成選手は、現在FC東京に所属するプロサッカー選手であり、日本代表にも選出され、ことしの国際試合最終戦となったキリンチャレンジカップ2018のキルギス戦における勝利に貢献するなど、極めて有望な選手として知名度が高く、今後も日本代表としての活躍を大いに期待するものであります。

室屋選手は熊取町の出身で、かつ本町で活動する熊取町スポーツ少年団のゼッセル熊取フットボールクラブでサッカーを始めて、日本を代表するアスリートにまで成長されました。2016年のリオオリンピックには日本代表として出場され、本町もひまわりドームにおいてパブリックビューイングを実施し、郷土の誇りとして応援を行ったところでございます。

本町としましては、町を挙げて同選手の活躍を改めてたたえ、応援する機会を設け、あわせてその全国レベルの知名度を生かし、本町のPRにつなげていくことも有意義と考えるところであります。

また、同選手のほかにも本町にゆかりのある全国区のアスリートが活躍していることを勘案しますと、議員ご指摘のスポーツ大使のような制度を創設することは有用な施策と捉えることができます。

一方で、本町には世界的な太極拳の大家である陳静老師及び渡邊俊哉老師を熊取町にぎわい観光大使に任命して、武術・スポーツの分野から地域活性化にご尽力いただいているところで、また本年4月には切り絵文字作家のじょじょすけ氏が同大使に加わり、9月には新たにくまどりPR大使としてヒナタユウ氏及び零氏を任命し、こちらも町のPRにご尽力いただいているところであります。

したがって、町としましては、室屋 成氏を応援するとともに郷土の知名度アップにご尽力いただくべく、大使に任命する方向で調整を行っているところでありますが、その方法につき

ましては、にぎわいづくり・町のPRを担うという基本となる役割が重複していること等を踏まえ、既にある大使への任命あるいは同大使を結集した新たな枠組みによることも視野に、全庁的に調整してまいりますので、ご理解賜りますようお願いし、答弁いたします。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。

今現在、にぎわい観光大使が3名いらっしゃいます。その3名の方も、スポーツにゆかりのある方もいらっしゃいますし文化的な方もいらっしゃいます。そんな中で今回の提案は、スポーツに特化しているといえば特化しています。ですから、そういった意味でスポーツという部分を別で大使ということで作るという意義は十分あると思うんです。今の制度上でにぎわい観光大使しか今はないから、それに1人プラス、2人プラスとするのももちろんいいかもしれませんが、できればそういった感じでスポーツに特化したような、スポーツ健康大使でもいいです。スポーツ親善大使、そんな感じのものをつくっていただければ子どもたちの励みになるかなというふうに感じていますので、ぜひ、これは室屋選手に限ってですけど、私どもの地元の先輩の息子になります。その息子も、もう間もなくですけども、今回日本代表で頑張っています。ですけど、もうそのうち海外に行くであろうと言われているぐらいなんで、そうなってくれば、そのときに「なってよ」と言ってもなかなかこれはもう「いやあ、ちょっと」という可能性が出てくるので、早い段階で手を打っておくべきかなと。手を打っておくとしたらちょっと語弊がありますけれども、早い段階でアプローチしておかないと、熊取町はこういうふうには思っていますということだけでも伝えるというのも大切かなと思います。

ですから、それが別に来年になろうが構わないですけども、また12月に戻ってくるという情報も聞いていたんで、ぜひその日にうまいこと合わせてできたらなというふうに感じておったんです。いろんな事情もあります。ですから、それはそれとして、できるだけ熊取町がそうやって思っているんあれば早目にオファーしてそういうふうを考えておりますよということは、本人には私の口からも伝えたことはないんで、お父さんには伝えてはいますが、「そんなこと熊取町は検討してくれてんねん、まだどうなるかわからんけど」というのは言うてはいますが、「それはええこっちゃやな」とお父さんは言うてくれています。ですけど、息子は「うん」と言うかどうかはわかりません。ですから、早い段階でこれはもうアプローチしていかないと、いやそんなもう熊取なんか目じゃないよと、うち育ったのは青森山田やとかどこどこや、明治やとかと言われたら、もうそれこそ、ちょっと待つてよとならんとあかんようになってきます。

だから、サッカーをやっている子どもたちはすごく憧れになっているんです。だから、もう今現在雲の上の存在の感じで、目指せ室屋みたいな感じで頑張ってくださいっています。

それで、ちょっとまた質問したいのが、今現在のにぎわい観光大使もしくはPR大使も含めてですけども、熊取町の今現在の期待と今度どのように効果としてご活動してもらおうのか、その辺についてどうお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）にぎわい観光大使につきましては、先ほど佐古議員よりご提案がありました3名の方に就任いただいております。陳さん、渡辺さんにつきましては、平成23年9月にご就任以来、みずからの活動の中で積極的に熊取町のPRに努めていただいているということで認識しております。また、じよじよすけさんにつきましても平成30年4月に任命いたしまして、今回の農業祭でも一つのブースでご活躍いただくなど、今後も非常に期待しているところです。また、じよじよすけさんは福知山市のほうでみずからそういう出店というんですか、イベントにも積極的に参加されていまして、そのような中でも熊取町の観光を中心にPRに努めていただいているところでございます。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）ただいま住民部から熊取町にぎわい観光大使の内容のご説明がございました

が、我々企画部では、後段で先ほど野津理事が答弁しましたくまとりPR大使を所管してございます。こちらにつきましては、大使自身の発信力を生かしての本町の知名度向上を目的に、本年10月にヒナタウウさんと零さんを任命したというところでございます。

先ほどの住民部の熊取町にぎわい観光大使とのすみ分けなんですけれども、これは、わかりやすく言いますと全国的な知名度ということかなというふうに考えております。熊取町にぎわい観光大使は、もう既に完成された知名度の高い方と。一方、我々くまとりPR大使のほうはこれから頑張っていこうという、この間のさきの農業祭におきまして若い2人のミュージシャンの方が披露されたと思うんですけれども、お互い相乗効果というんでしょうか、町は町で彼女たちの発信力でPRしていただきまして、また逆に彼女たちは熊取町の名前でもって活躍していただくといった、そういうすみ分けで対応しているといったところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）今の状況は各部局からの報告のとおりです。

やはり来年、大使というなお話、またスポーツ大使もということで、お話を実はいただいて、もうすぐに町長とも複数回実はすり合わせており、企画部、もちろん住民部とも。何らかの形で整理はする方向で、二極化するのか、あるいは何か別につくるのかとか、そういう検討というのは進めておることと、全国的に見まして、例えばふるさと親善大使とかそういう形でやっておるところも多いんで、いずれにしても再度、早急に精査してまいりますので、ご協力等よろしく願います。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ぜひ早い取り組みを期待しております。

一つ紹介したいことがあって、これは辛口のコメンテーターというか、そういった方の観光大使についてのコメントがあったんでご紹介したいんですが、観光大使というのはタレントがなったり芸能人とか芸人がなったり、いろいろします。そういったことでの効果ということで、その方が訪れたところ、あ、自分らも行ってみたいとかいう感じで旅行客がふえたよとか、そういう効果というのはすごくあったというのがあります。ですので、こういった効果があるためには、ある程度の条件が必要ではないかというのをその方が提言してございますのでご紹介するんですけれども、必ずこれがそうだと僕も思っていません。起用する有名人やタレントがもしいらっしゃれば、そういった方は旬であること、それから本業での活躍が一定メディアで取り上げられていることとか、地域の持つポテンシャル等、例えば全国に誇れる魅力的な場所やご当地グルメがある、それから都道府県単位の観光大使と地元市町村単位の観光大使が連携をとれていること、こんなことが条件かなということ述べられていました。

ある意味、うちでいうと地域の持つポテンシャル、これを宣伝するというのは、例えば熊取町であれば子育てであったり、そういう教育のまちであったりスポーツが盛んなまちですよということ宣伝してもらおうという意味では、全国に誇れる魅力的な場所ということでは何とかなるのかなという気はします。だから、そういったことをどんどん発信してもらえるとということも一つ視野に考えていただけたらと思います。

あともう一つ、これはご提案ですけれども、大阪体育大学には山本 篤選手、銀メダリストがいらっしゃいます。それは障がい者のパラリンピックの選手ですけれども、この方についてもオファーを出してもええんかなというのをちょっと思ったんです。ただ、大阪体育大学におるというだけで、熊取町にある大阪体育大学、かすっているのかどうかわかりませんが、そういったのも一つ視野に入れてみてはどうかと思います。その辺についてはどうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）先ほどの冒頭でも村田選手のご提案等もいただいておりますし、また南野選手なども熊取町にゆかりのある有名な選手ということもございます。その辺につきまし

では、先ほど部長が答弁いたしたとおり、いろんな整理をする中で、どういう範囲で大使としてお願いできるのかということも含めて調整してまいる部分かなというふうに認識しております。ありがとうございます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ぜひ、早い段階でのアプローチを期待しております。

それでは、2つ目、次の項目にいきたいと思います。

地域スポーツコミッション等による地域活性化について、本町のお考えはについてご答弁願います。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）次に、2点目の地域スポーツコミッション等による地域活性化についてご答弁申し上げます。

地域スポーツコミッションにつきましては、スポーツツーリズムの推進、イベントの開催、大会や合宿・キャンプの誘致など、スポーツと地域資源をかけ合わせたまちづくり、地域活性化を主要な活動とする組織であり、スポーツ基本法に基づき文部科学大臣が定めた第2期スポーツ基本計画にスポーツを通じた地域の活性化がうたわれ、そのための具体的な施策として地域スポーツコミッションの拡大が位置づけられております。

地域スポーツコミッションには、地域におけるスポーツ振興、スポーツツーリズム推進のため、地方公共団体、スポーツ団体、スポーツ産業や観光産業などの民間企業、各種団体等が一体となり組織を形成し、または連携、協働して取り組むことが要件の一つとなっております。

本町における地域スポーツコミッションに係る現状でございますが、熊取町体育協会、熊取町スポーツ少年団、熊取町スポーツ推進委員協議会の3団体等の関係者が中心となって、こちらの主体的な状況で当該コミッション設立に向けた準備を進めているところでございます。本町においても、その準備の支援に資するため、既に活動している地域スポーツコミッションの現状について、その組織、運営状況等の調査研究を行っているところでございます。

スポーツを通じた地域活性化の必要性、重要性はもとより認識しており、本町における地域スポーツコミッションの設立に当たっては、設立要件であるスポーツと地域資源をかけ合わせたまちづくり、地域活性化への取り組みをいかに推進していくかが重要と認識しております。とりわけ、くまとりロードレースや町民総合体育大会を中心とした既存事業について、当該コミッションの活動に対するスポーツ庁の補助金活用も視野に入れながら、これまで携わってきたスポーツ関係者のみならず、民間企業なども加わった当該コミッションによる新たな視点での抜本的な見直しなど、その設立による成果を期待するものであり、そのためにはスポーツ関係団体、観光・スポーツ産業関係者等による適切な役割分担のもと、町行政も一定の役割を果たしながら協働により取り組みを推進していくことが重要と認識しております。

以上、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）スポーツコミッションという名前も、もう2年前に出させていただいて、地域活性化支援事業ということでスポーツによるまちづくりのそういった事業がありますよということも、これはもう26年ぐらいからずっと提案してきたわけです。

言うばかりじゃだめやということで、ことしに入って、私はたまたまスポーツ少年団なんですけれども、体育協会の会長とスポーツ少年団の本部長、それからスポーツ推進委員の会長と話をしまして、こういう熊取町スポーツコミッション準備会というのを立ち上げませんかという提案をさせていただいて、今回、今10回目の会議を持つぐらいまでになってきました。その前身である我々スポーツ団体というのが今までばらばらで動いていたんです。よく理事者側の答弁で、各種団体との連携を密にとかいう答えは何ほでももらっているんですけど、一向にそんな気配がなくて、我々が動かんとしようがないかなというぐらいで、いや頼っていてもあかん、自分らでできること

は自分らでやりましょうということで、それでお声かけさせていただいたところ、皆さんご理解いただいて熊取町スポーツ推進連絡協議会というのを立ち上げました。

その中には、今言った体育協会であったりスポーツ少年団、それからスポーツ推進委員で構成される団体ですけれども、そこにオブザーバーとして体育大学のスポーツ局の方、それから関西医療大学の講師の先生、大阪観光大学の講師の先生、商工会の方、熊取町にぎわい観光協会の会長、あと企業としてそういうスポーツのことをやっているような会社であったり、それから事務局の方、教育委員会にもオブザーバーとして入っていただいている、そんな団体です。

それで、この方向、要はスポーツによるまちづくり、国がなぜこんなことを提案してきているかという、スポーツによるまちづくりの地域スポーツコミッションの大きな狙い、これは、まず地方公共団体やスポーツ団体等が一体となって、いわゆる地域スポーツコミッション、要はいろんな団体のまとまった集合体です。その集合体がスポーツ合宿・キャンプの誘致であったり、通年を通していろんなスポーツを集客であったりとか、そういうことをすることでスポーツによる持続的なまちづくり、地域活性化へつなげたい。その結果、地域への経済効果であったり地域への社会的効果、要はスポーツ交流人口のかさ上げであったりそういう関心層を拡大したりと、そういったことが狙えると。もしくは従事者の雇用安定ということも視野に入っています。

そんなので、地域スポーツコミッションというのがスポーツ庁は今現在でもう90ぐらいある団体を2021年までに170団体に上げたい。そういういろんな地域に根差した活動をしている団体には補助金を出しましょう、これは100%補助の金額です。300万円から大体800万円ぐらいの予算であります。前年度は3,300万円程度の予算が、こっちはスポーツ庁の31年度予算概算要求は4,000万円になっています。

そういう金額が出ますので、ぜひスポーツコミッションというのを立ち上げたら、熊取町で今も言われていた例えばくまどりロードレース、これも人数がだんだん減ってきております。前回、阪口議員も質問してくださっていました。それも、我々スポーツ団体も喫緊の課題と認識して活動しているわけですが、そういったところも、これは熊取町から340万円の補助を実行委員会に出しています。予算規模では700万円から800万円になっているんですけれども、その分に充てられないかと。ただ、既存のものであったらだめなんで、それをいかにコースを変更するだとか、スポーツ選手をどなたか呼んでくる、もしくは大学の陸上部、プロというか、ほんまものの陸上選手と中学生を一緒に走らせてみるとか、そんないろんな企画をやっていききたいなど。それとあわせて、子どもからお年寄りまで健康を考えた中でそういった取り組みをやっていかないといけないということで、例えば子どもからお年寄りまでできるようなスポーツのイベントをするであったり、そういったことをスポーツコミッションが主となって企画、運営できたらなというふうに考えております。

7月18日には体育協会の会長とスポーツ庁、それからスポーツ振興センター、t o t oの助成金を出してくれるところです。そういったところにも話を聞きに行って、どうやったら補助金をもらえるんやろう、どうやったらこういう運営ができるんやとか、そういったことまで聞いてきました。t o t oの助成につきましては、例えば芝生化であったり体育館の床面張りかえ、それも5分の4補助が出ますよとか、そういったことがあります。ですので、そういったもらえる補助金はうまく活用して、スポーツを地域活性につなげるような取り組みをしたいというふうに考えているわけです。

という中で、スポーツコミッションというのに対して、実際に我々はそれを目指してスポーツ団体が動いてくださっているわけですが、それに対して本町は要はスピード感をどのように考えているか。スピード感というかスケジュール感ですか、それをお答えいただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）ただいま議員からいろいろと今までの動きについてのご紹介をいただいたわけですので、我々もそれについては当然オブザーバーという形で関与しながら進めてきて

いる部分でございます。ただ、今、議員からご紹介ありましたように、スポーツ庁のいわゆるスポーツコミッションに対する補助というのは、設立すればもらえるというのではなくて、要するにスポーツコミッション自体がどういう活動をするか、その活動する事業に対しての補助金ということでの300万円から800万円の補助ということでございます。そこは議員おっしゃったように、同じものをやっても対象にならないということがありますので、ここが非常に大事な部分かなというふうに我々認識しております、答弁の中でもロードレースであるとか町総体についてスポーツコミッションの活動を通じてリニューアルを図って、これに対して財源としてスポーツ庁の補助金を得ていきたいという思いは我々としても思っております、そこはただ、スポーツ庁の補助金の申請の時期というものもあります。町の予算編成のタイミングというものもありまして、もう既に今年度作業に入っている中で、来年度の予算編成についてはもう作業に入ってきております。

今の進捗状況を見ますと、来年度の31年度のロードレースに対してこれが充てられるのかということ、今だんだん厳しくなっている状況なのかなということは思っております、そこを今後の作業いかんで予算編成の中でつなげられるものであれば、それは一つ検討したいというふうに思っておりますし、それが無理であれば次年度の予算編成に向けてリニューアルを、ちょうど20回大会等も見据えながら図れるようなスケジュールで動いてまいればなというふうに、今我々としては認識しているということでご理解いただきたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）今、オブザーバーという立場でこういう会議に出させていただいているのでなかなか発言できないので、しっかりぜひ一度会議の場をもちたいなと思っております。町としてはどういうスケジュール感でいるのかということと、スポーツ団体でどういうふうに考えているのか。スポーツ団体からも要望等を出しております。夜間照明を設置してほしいというのを3団体から連名で出ささせていただいたり、芝生化についてもt o t oの助成金を使えば、泉佐野市もそれを使って新しいグラウンド、あそこの分も4,800万円とか、t o t oの助成金をもらって活用してやってございます。そんな中でどんな活動ができるのかなというのを一緒に今言われた協働という形で、ぜひスピード感を持ってやっていきたいと思っておりますので、その辺のご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

スポーツコミッションを立ち上げる目的というのが、この間の会議の中でも高齢者とか障がい者にも優しい、緩いスポーツ。今現在、ボッチャとってペタンクみたいなものですが、それとかソフトボールではスローピッチ、60何歳以上対象のそういうソフトボール競技がございます。これも体育協会の中のソフトボール連盟がやっていたりとか、ボッチャについては支援学級の先生がそういったのをやっていたりとかで、その方たちが困っているというのは、大会を招致できる場所がないということで、そういったのは熊取町がそしたらやろうやないかと。競技スポーツというのはあちこちでいろいろやっています。熊取町が独自でやれるといたら、そういう緩いスポーツのメッカにしようかという話で一応終えたんですけど、そういった意味でいえば、タピオ体操も熊取町は今盛んにやってございます。そういったのとあわさった形で緩いスポーツ、いつまでも健康長寿でおられるような、そういう方向を目指しませんかということで話がだんだん煮詰まっております。そういった意味で人とのつながりを大切にするような、そんな団体にしていきたいと思っておりますので、ぜひご協力をお願いしたいと思っております。

スポーツに対する考え方、町長、ぜひ何かアドバイスとかありましたら。ご意見とかありましたら。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）町長をご指名でしたが、町長から私のほう、南部長を向いて私のほうを向いたんですかね。送りがありましたので。

スポーツによるまちづくりは、今、3月にDASHプロジェクトを締結させていただきまして、熊取町の特性であります大阪体育大学を有するまちということで、大学連携という枠組みをさらに上回る形で今一歩前進ということで、大阪体育大学DASHプロジェクトをつくり出している。

その中で3次総計では、先ほどの佐古議員の緩やかなスポーツじゃないんですけれども、誰もが気軽に楽しめるスポーツということで掲げておまして、その内容を受けて4次総計では、タピオ体操等々で住民の健康につながる運動スポーツと。スポーツというだけではなくて、前に運動というのをつけて、運動スポーツということでちょっとさま変わりをさせた上で、住民の健康につながるというそういった政策に、転換という大げさなものじゃないんですけれども、さま変わりさせたというところがございます。

いずれにしても、先ほどのスポーツ大使ではないんですけれども、熊取町から着々とスポーツのできる優秀な子どもたちも輩出されているというそういった背景も踏まえて、その時代時代に応じた適切なスポーツまちづくりというのを、佐古議員はスポーツに精通されている議員でございますので、しっかりと教育委員会等にもお知恵をいただきながら、また我々にもいろんな情報を与えてもらいながら、スポーツまちづくりもしっかりと進めていきたいというふうに考えております。こんなものでよろしいでしょうか。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）企画部から今申し上げたとおりで、あとスポーツ主管の教育委員会としても同感でございます、やはりスポーツを中心に、先ほど議員みずからおっしゃられたように、地域活性、産業活性、それが転入・定住のそういう人口誘引にもつながると、大きな役割を私は果たす可能性のある組織づくりだと思っております。

まず地盤を固めていただいて器をとるところから、将来的には広域的に、今一方で以前からのお話のようにDMO、K I X泉州ツーリズムビューローとかもございますし、ああいったところでもK I X泉州国際マラソンであったり、サイクリングロードのああいった事業もスポーツにつながるものとかもありますので、将来的には町外を出て広がりを持つ、あるいはそういったところとの連携とか、一方では先ほどおっしゃられたようにスポーツ推進協議会、スポーツ団体の関係者でそういった要望等もされたりと、一つでも何らかの住民ぐるみで一丸となって実現してまいりたいと思いますので、倍旧のご支援のほどよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）時間の配分を大分間違っているんで、あともう10分ほどしかないんで、今のはぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移りたいと思ひます。

ふるさと納税の今後について。

ふるさと納税を今のはやりでは終わらせないために、何か検討されていることがありましたらお答へください。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、地域活性化支援についての3点目、ふるさと納税の今後につきまして答弁申し上げます。

まず、1点目のご質問でございますふるさと納税を流行、はやりで終わらせないためにはにつきましては、流行、はやりで終わらせないために、議員が冒頭で表現されているのをかりさせていただきますと、品物というような「モノ」売りだけではなくて、熊取町で何かを体験していただくというような「コト」売りの視点、これも含めまして魅力的な返礼品が必要不可欠であると考えておりますので、昨日の矢野議員のご質問にありました人的サービス型の返礼品も含めまして、今後におきましても魅力的な返礼品の検討、追加を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）すばらしい答弁でした。

今言った内容で、今現在はアマゾンとか楽天みたいな通信販売と変わらんような、こんな商品が

あるからここに寄附したらこれがもらえるという大特産品展みたいになってきております。ただ、そうではなくて、末永くふるさと、我々熊取町を愛してもらうためには今言われたことが大切かなと思います。だから、金銭的なインセンティブを求めるというのではなくて、感情的なインセンティブをいかに与えられるかということが大切かなと。

ですから、モノを売るのではなくてコト、要は何々することとかそういったもの。電動ドリルを電気屋に買いに行きました。これは電動ドリルを買いに行った、物を買に行ったのではなくて、穴をあけたい道具を買うため、穴をあけることのためにそういうものを買っている。であれば、電動ドリルでなくてももっと違うものがあったりするかもしれへんという意味で、コトを売りにしていかないといけないんじゃないかなというふうに考えています。

例えば、今、熊取町におった息子らがもう東京に住まわれて、もうこっち側には親御さんしかいらっしやらないと。そういった方が、息子さんが例えば熊取町に何かできないかな、それなら、それを例えば子どもからのサプライズサービスで、ご両親にブードルで食事をとって犬鳴温泉で宿泊して記念品を贈呈するとか非日常的な時間を過ごしてもらうという、そういうこととか親孝行サービスみたいな、そういったものもあってもいいのかなと。または、応援してくださった方には準町民として熊取町のいろんな活動に参画してもらうようなきっかけをつくるであったりとか、そういったこともぜひ考えていただきたいなというふうに考えています。

もう時間の都合で次、2番目に、寄附金の主な活用方法というのが何か決まっているのであればお答えください。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、次に2点目の寄附金の主な活用方法についてでございますが、これまでお答弁してまいりましたとおり、まずは施策、事業実施の適否をしっかりと検討の上判断し、その上でふるさと応援基金も貴重な財源の一つとして活用していくという姿勢で取り組みまして、公共施設の維持、更新に伴う経費を初め、住民ニーズに即した効果的な活用を今後もしっかりと心がけてまいりたいというふうに考えております。

また、一例としまして、昨日の文野議員の答弁でも申し上げました防災や災害への備えの取り組みの財源の一つとしての活用も検討しているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）もちろん、あるから使うというのはそれもどうかというふうに町長もおっしゃられていたと思うんですけど、そうではなくて、やはりこれが必要や、それにはこの投資が今は必要やというときには、しっかりとした助成とか、そこに投資するという格好でしっかりと用途、活用方法を検討していただきたいと思います。

そしたら、次にいかせていただきます。

4番目で、永楽ゆめの森公園の収益事業についてということで、どのように検討されていますか。まず、広告や駐車場収入以外の施策というのは何かあるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、ご質問4点目、永楽ゆめの森公園の収益事業についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の広告、駐車場収入以外の施策についてですが、現在、広告、駐車場収入のほかに自動販売機の占用料収入、公園使用料収入がございます。加えて、指定管理者の自主事業としまして、出店、タオルなど地場産品や遊具の販売、各種イベントを実施しているところでございます。また、今後はスケートボード教室やヨガ教室などの比較的小さなイベントや、11月11日に実施しました永楽ゆめの森公園開園3周年記念イベントと同様の大きなイベントを開催することにより、より多くの方々に永楽ゆめの森公園の魅力を発信し、利用者の増加や出店者の増加を図り、収益の増加につなげてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）イベントをどんどんしていくということは大変いいことだと思います。それに対して2つだけご提案がございます。

I T活用してのイベントのPRという観点からで、ライブ中継というのを導入してリアルタイムに情報が見られると。今現在どれぐらいの人間が来ていてとか、それからお客が来ているとか、それでどういうイベントをしているんやとかが何か携帯で見られたら、あ、何かおもしろそうやな、行ってみようかとなるような、そういったものの導入の検討はどうでしょうかという提案が一つ。

それからもう一点は、先ほどの、これも重光議員でしたか、駐車場です。これ、前回とか以前、あそこにジップラインを通したらどうやと提案して業者に来てもらったときに、あその駐車場を段々になっているのをうまく利用して立体駐車場にすれば、もう少し台数を稼げるよという話をいただいたんです。そういう立体駐車場というのも指定管理者とかで検討していただくということもいかがかなと思います。どうでしょうかという、その2点についてももし何かご意見があれば、お聞かせください。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）まず、1点目のライブ中継でのそういったメディアを通じての活用の提案をいただいたんですけど、それにつきましては今後検討してまいりたいと考えてございます。

あとの立体駐車場設置の件につきましては、さきの重光議員でのご答弁でも申し上げましたが、今後の利用状況等を踏まえて、現時点では駐車場の増設というのは非常に難しいかなというところもございまして、そういった駐車場が必要となった時点での一つの手法としてということでは、お聞きして参考にさせていただきたいなと思っております。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）立体というのは、高く立体にするのではなくて、平地を段になったところを伸ばして、平地の面をふやすという意味です。それで安く上げて駐車場を確保できるという格好で、それはもうほかの地域でもやられているそうなので、ぜひ一度検討していただけたらどうかなと思います。立体駐車場にきっちりとしたものをつくると思ったらこれは莫大な費用がかかりますので、そうではなくて、段々をうまく利用して平地を伸ばすという位置づけです。そういったもので一度検討をお願いしたいと思います。

2つ目で、旧の羊小屋というのかヤギ小屋というのか、その小屋の今後の利活用についてお答えください。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）2点目の旧羊小屋の今後の利活用についてでございますが、これまで旧羊小屋のエリアは、平常時には家族連れの昼食場所としての利用を、単発的な利用としましてはイベント時でのオープンカフェや、先日の永楽ゆめの森公園3周年記念イベント時ではタオル投げ会場として利用を行ってまいりました。今後におきましては、ウサギなど小動物と触れ合え、餌やり体験のできるイベントの場所として利用するなど、指定管理者と協議し利活用に努めてまいりたいと考えてございます。

今後におきましても、指定管理者と協議を行い、積極的にPRやイベント誘致などを実施し、永楽ゆめの森公園が安全で安心して遊べ、多くの方に来園していただき、にぎわいが絶えない公園づくりを進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）タオル投げとか昼食時に利用されているということで、まあまあ有効活用されているのかなと。ご提案したいことは、例えば要はグリーンパークがよくやっているような竹細工とかクリスマスツリーの製作であつたりとか、こういったのを材料費500円であれば500円、指導料も入

れて700円にするのか、その辺は別として、そういう自然体験できるような小屋にしてみてもいいんじゃないかなというのが1点です。

もう一点は、白浜のエネルギーランドにあるようなマジックハウス、斜めに向いたものとか、そういう目の錯覚を活用したもの、これは一部有料になるかもしれへんですけれど、そういったものも活用する材料にしてはどうかと思います。その辺についてはどうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）まず、さきの質問の竹細工とか、現在グリーンパークの協力も得まして指定管理と協議をして、イベントとして何回か実施しているところでございます。それを小屋において活用するというところでございます。

次のマジックハウスにつきましては、実は私も小さいころというんですか、大分前になるんですけども、一度体験したことがございます。ただ、この小屋につきましては補助金事業で建築したものでございまして、法的に処分までに15年が必要というところになってございまして、改造するのにどういった制約があるのかとかは多々あるかと思っておりますけれども、できるだけ今の状況で活用できる方策というのは検討できるところでございます。ご提案いただいたことにつきましてはこれから調査研究していきたいなと思っております。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。ぜひ前に進めて、検討を深めていただけたらと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（坂上巳生男君）以上で、佐古議員の質問を終わります。

次に、渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）トリを務めさせていただきます。町長もお疲れかと思いますが、どうぞ最後までもうしばらくお付き合いのほど、よろしく願いいたします。

議長よりお許しをいただきましたので、項目に従い一般質問させていただきます。

まず、1項目めは、さらなる産後ケアの推進についてです。

全国の児童相談所が2017年度に対応した児童虐待件数は、過去最多で13万件を超えたそうであります。厚生労働省のまとめによりますと、2016年度に虐待死した子どもは77人に上り、0歳が最多で、3歳以下が8割を占めたとのことでした。

また、別の調査ですが、国立成育医療研究センターの研究チームの発表によりますと、2015年から16年の2年間に死亡した妊産婦のうち、自殺は102人で全体の3割を占め、その要因として、経済的な困窮や高齢出産、産後鬱などと指摘しております。

本町は、妊娠中から切れ目のない子育て支援、産後鬱の予防や新生児の虐待予防等、安心して子育てができる環境づくりとして、産婦健康診査事業や産後ケア事業を今年度より実施していただいております。

そこでまず、産婦健康診査で支援が必要と判断された産婦に対してサポートする産後ケア事業の利用状況についてお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）産後ケア事業の利用状況につきましてご答弁申し上げます。

産後ケア事業につきましては、今、議員からご紹介いただきまして、繰り返しになりますけれども、退院直後の母子に対しまして心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる体制の確保を目的に、産後に心身の不調や育児不安などがある方で家族などから家事や育児などの援助が受けられない方を対象といたしまして、本年4月より本町以南の3市3町の広域で実施しているところでございます。

事業内容につきましてはショートステイやデイサービス、短時間デイサービスがあり、産科医療

機関等におきまして育児相談や休憩の確保などの母へのケアや、乳児の発育、発達の確認などの乳児へのケアを行うものでございます。

利用状況についてでございますが、本町におきましてはショートステイの利用が1件のみとなっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。今現在ショートステイが1件だけというところでございますね。そしたら、それはそれで1件だけというところなんですけど、利用された後の状況、その辺のところは、産後ママの心のケア等そういった状況等、育児の不安の解消等効果が出ているのか、後のフォローについてはどうなっていますでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）今回、1件の概要といいますか、余り詳細のことは申し上げられないんですけども、まず、きっかけはこんにちには赤ちゃん訪問事業でございます。こちらで助産師と保健師が一応訪問させていただきました。その中で、やはり母の育児に対する負担感が非常に強いということで産後ケア事業をご紹介して、ショートステイサービス、1泊2日でご利用いただいたと。病院よりその状況といいますのは、やはり産後鬱というところで、産後1カ月が一番しんどかったということと、あともう一つは授乳、母乳とかそういったところでの負担がかなりきつくて、そういったことに対しての助言とかを行ったということで、一旦はショートステイのサービスは終了してございます。

次は、4カ月の乳幼児健診、当然その間は個別に保健師が支援を行うんですけども、基本的には次の乳幼児健診でまたその後の状況を確認するといった流れに今のところはなっております。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。今のところ1件というところで、しっかり対応していただいているというところでございますが、実際に1件しかなかったという実態を見たときに、利用を希望しているのに利用できなかったということはなかったのでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）まず、利用できる方の条件というのがございます。その中に、先ほども答弁で申し上げましたように、やはり産後に心身の不調、育児に不安のある方で、かつ家族などのサポートが得られない方という条件になってございます。それとまた、これは母子でご利用いただくということになってございますので、1件あったのが子どもだけだめなのかとかいうお問い合わせがありましたけれど、やはりここは母子でご利用いただくという大原則がございまして、そこはそういった形でお断りしたケースはございます。条件が合うのに利用できないということは、本町の場合は今のところ発生してはございません。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。産後ママの心のケアですので、子どもだけというのはやっぱりちょっと条件が違うかなというふうに思うわけですが、利用を希望しているのに利用できなかったということはないというところですね。

あと、スタートしたばかりですのでしっかりとフォローしていただけるように、せっかくの……。どうぞ。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）大きく間違えていました。子どもだけじゃなくて母親だけでございました。母だけが子どもから少し、離れてという言い方はおかしいんですけど、やっぱりしんどいから母親だけ利用したいだったと思います。すみません、私、大きく間違えていました。申しわけございません。訂正させていただきます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）母親だけというのはだめなんですか。お母さんのケアというものが必要やと思うんですけども、無理なんですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）そこも一応、近隣の3市3町で取り組んでいる事業でございますので、その点につきましては近隣にも一応確認いたしましたけれども、やはり産後ケア事業の趣旨のもと、そこは母子で、要は利用して子どもへのかかわり方とかそういったことも一緒にケアすると。これは母子のケアになってございますので、そこは切り離してはできないということで判断させていただいております。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。その辺のところはまた課題として捉えていきたいなというふうに思います。

今、そういうふうな形で取り組んでいただきまして、本当にありがたいかと思います。産後ケア事業に取り組んでいるところ、またこういう広域で取り組んでいるところは全国でも珍しいということで、そういった子育て関係の冊子でもこの取り組みを紹介していただいております。ですので、またしっかりと、そういう取り組みをやっているということも熊取町の特色としてPRしていきたいと思っております。しっかりよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、2点目ですが、出産後6週間程度は産褥期と呼ばれ、妊娠、出産によって疲労し変化した体の回復のためにできるだけ体を休めることが必要な時期とされております。また、出産後は体のホルモンバランスが崩れることもあって、精神的に不安定になる人が多くおります。それが、先ほどもありましたが、産後鬱の要因かと思われまます。

昔は、お産といえば実家に戻って産後1カ月を実家で過ごすのが一般的でしたが、最近は実家に帰らず、親も働いている等のさまざまな事情で、里帰り出産をしたくてもできない人がふえてきております。そこで、産後ケア事業とともに産後ケアの推進として、産後の家事や育児をサポートする産後ヘルパー事業を実施している自治体もあります。本町も、さらなる産後ケアの推進として産後ヘルパー事業の取り組みを求めますが、いかがお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）産後の家庭の家事・育児をサポートする産後ヘルパー事業の取り組みにつきましてご答弁申し上げます。

産後ヘルパー事業につきましては、出産後の体調不良や家族などの支援が十分ではないなどの理由で家事や育児が困難な家庭にヘルパーを派遣し、サポートを行うものと認識してございます。

本町におきましては、出産後の母子へのサポートを保健師が中心となり訪問や相談を行うとともに、必要に応じてファミリー・サポート・センター事業やホームスタート事業、つどいの広場事業などへつなぐなどの支援を行っており、ホームスタート事業につきましては、家庭を訪問し母と一緒に離乳食をつくるなどの育児サポートも行っております。

今後におきましても、これらの子育て支援事業を活用しながら、保健師を中心とした母子支援に努めるとともに、議員ご提案の産後ヘルパー事業につきましては、他団体の状況を注視しながら調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。

本町はホームスタート事業も先進的に取り組んでいただいているわけなんですけど、今私がお願いしていますのは家事支援です。やっぱり育児とともに子育てしながら、赤ちゃんの面倒を見ながら家事、お料理したりお洗濯したり、お片づけしたりお掃除したりとか、そういう家事支援につきましてやっぱり負担になってくる。それがまた産後鬱につながってくるかと思うんです。そういった面で、家事支援についてはホームスタートでは行っていないかと思うんです。ですので、心のケア

とあわせて、ホームスタートは離乳食を一緒につくったりとか子育てについての相談を聞いてくださったり寄り添ってくださる、そういった大事な事業であります、それとあわせて家事支援というものもやっぱり必要かと思えます。

今、資料の中で家事支援、周辺自治体の動向を見てというふうにおっしゃってられましたが、取り組んでいるところの資料をつけさせていただきました。

産後ヘルパー事業ということで挙げさせていただいているのは藤井寺市の分なんですけれども、去年から実施しております。生後1年以内の方が対象で、事業内容は書いてあるとおり、食事の世話や住居の清掃、身の回りの生活必需品の買い物、医療機関等の連絡等さまざま、育児支援につきましても授乳、おむつ交換等、沐浴の援助、上の子どもがいてお風呂に入れるときにやっぱり援助が必要やというところで、そういった援助等をしているというようなことで家事支援というものが内容としてあるわけなんですけれども、これが、次のページをめくっていただきますと、自己負担が300円ということで、藤井寺市に聞きますと、委託料として、これはシルバー人材センターに委託しておりまして、1時間2,000円、そのうちの300円は利用者負担になっているというところで、市は1時間1,700円負担しているというところで、年間予算としては13万円とってやっているというふうなことを聞きました。

そしてまた、愛知県のみよし市でもやっています。産後ホームヘルプ事業ということで、そこはNPOに委託しているんです。同じような感じで、ここは利用者負担がちょっと高くて700円になっているんですけれども、同じような内容でやっております。

ホームスタートでできない部分について、産後ママの育児支援、家事支援という形で取り組みを検討していただきたいと思うんですが、どうでしょうか、もう一度お尋ねいたします。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）議員からご提供いただいた資料、我々も藤井寺市にいろいろ状況を聞かせていただきました。確かに利用者は産後が多いということでお聞きしております。実施がシルバー人材センターということで、本町におけるシルバー人材センターでは一体どうなのかということで、本町のシルバーにもお聞きしました。そういった人材の登録があれば、例えばおむつかえであるとか当然家事というか料理、沐浴、そういったことも含めて、実施できる人材があればそれはもう実施させていただきます。これは当然有料でございますけれども、時間当たり大体1,000円ちょっとぐらいの金額というふうに聞いてございます。調理も当然入っていますというシルバーからは回答が得られている状況でございます。そういった中で、藤井寺市は一部を市で委託として負担されているということでございますので、その辺の状況につきましても今後、調査研究は進めさせていただこうかなというふうに思っております。

確かにホームスタート事業、議員おっしゃるように、こちらもまさしく育児支援でございます。家事支援でございまして、おっしゃるとおりでございます。育児支援にしましても、特に家事支援におきましては本当に行政の手が届かない分野でございますので、そこをどう民の力を活用して届けるかというところは、そういったことも含めて調査研究というところで考えているところでございます。

産後ケア事業も、先ほどの答弁のとおり、この4月にスタートしたばかりでございます。まずそこに必要な方に1件ということでございますので、本当に必要な方に必要な支援を届ける、そこを最優先で取り組んでいきたい。周知の方法、そういったことも含めてより一層取り組んでいきたいというふうに思っております。事業評価というところも含めて、議員も先ほど私の答弁の中で利用の資格でありますとか条件、そういったところを含めていろいろ研究も進めていきたいと思っておりますので、まずは産後ケアのほうを我々としては進めていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。

私たち、広域で各首長に要望させていただいたときに、産後ケア事業の一つの中にそういったショートステイやデイサービス等ができる、そういったものも要望しておりましたが、それとあわせて家事支援、ホームヘルプサービスの事業についても要望させていただいておりました。同じ産後ケア事業の一つ、同じその中のくくりとして考えていっていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

シルバーにつきましては、家事援助講習のご案内という形で、こんなチラシが先般広報とともに入っていたんですけど、シルバーも本当に力のある、そういった子育てで等もしてこられた方、家事のベテランがいてはりますので、シルバーのお力をかりるといことも本当にシルバーのお仕事、働く場が広がるということで生きがいつくりになるかと思ひます。お力をかりられるものならかりていただけるように、また進めていっていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

次、3点目へいきます。

3点目は、産婦をサポートするために、祖父母世代の子育てに役立つ情報を掲載した祖父母手帳を発行している自治体があります。私たちの年代の育児と今の育児方法が時代とともに環境も変わり、変化してきているようでもあります。

さいたま市の祖父母手帳を拝見いたしますと、「知っておこう！子育ての新常識」とか、「ここが変わった！子育ての昔と今」というページが大変勉強になりました。育児への手助けを求める子育て世代は多いと思ひます。その思いに伝えられるように、祖父母としても必要な育児書かと思ひます。

さいたま市では、地域における子育ての担い手となるきっかけにするために祖父母手帳を発行したようでもあります。子育て支援に力を入れている本町も発行してはいかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）産婦をサポートするために、祖父母世代の子育てに役立つ情報を掲載した祖父母手帳の発行についてご答弁申し上げます。

核家族化や少子化、地域のつながりが希薄になっていることなど子育てを取り巻く状況が変化している中、子育てに不安や疲れを感じる親も少なくない状況があり、地域全体で子育て中の親を支えていくことが必要です。

このような状況の中、祖父母が子育てに協力する上で、祖父母世代が子育てを行った時代とは育児環境や育児の内容も大きく変わり、現在の育児方法や世代間の意見のすれ違いにより、孫育てに不安を抱く祖父母が見られることから、議員ご指摘のとおり、現在の子育ての常識や父母や孫とのつき合い方などの子育て情報を掲載した祖父母手帳を配布する自治体がございます。

本町としましては、祖父母と親子をつなぐ方法といたしまして、現在実施しております乳幼児の保護者を対象といたしました子育て学習会や離乳食講習会、また、妊婦を対象といたしました学習会などの各種事業に、祖父母の方にも一緒にご参加いただき、子育て支援の情報や育児に対する考え方などを学んでいただくなど、既存の事業を活用して親と祖父母が協力して子育てができる環境がつかれるよう検討してまいりたいと思ひます。

あわせて、祖父母手帳の発行につきましても、導入に効果など調査研究を進めてまいりたいと思ひますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）調査研究ばかりで、ここが変わったというところを参考にさせていただきたいんですが、資料をつけさせていただきました。

すごくこれを見て勉強になったんですけども、昔と今、子育てはこんなに違うんやなど。私ももう祖父母の世代になっておまして、これを見たときに、昔は抱いたらあかん、抱き癖がつくという感じで言われていたのが、今は抱っこは自己肯定型でしっかり人への信頼感を育てるために必要やとか、あと授乳につきましても、3時間おきに授乳するのがいいと言っていたのが今は赤ちゃんが欲しがったら授乳するんだと。そしてまた、うつ伏せ寝につきましても、頭の形がよくなるか

らうつ伏せ寝がいいと言っていたのが今はだめだとか、日光浴につきましても、昔はよくおむつを外して日光浴させていたんですけれども、それはよくないと。母子手帳から日光浴の記述は消えてしまったというふうに、こういうふうに書いていて、本当に昔と今は全然子育てが違うんだというのを拝見させていただいて大変勉強になったんです。こういう昔と今が違うというのをやっぱり祖父母も勉強せなあかんと思うんです。もう自分たちはそれで来たからそれで正しいと思って、孫を預かったときとか、また嫁と話をするときとかに口論になってはいけませんよ、育児の違いによってというところで。やっぱり祖父母も勉強しなければならない。そういったために参考書、祖父母のための育児書になるかと思います。

先ほど講習会があると言っていましたけれども、その講習会に行かないといけないでしょう。そんな講習会に行ける人ばかりじゃないですよ。この冊子があれば手元でいつでも見られるわけなんです。だからこういったものも、これからやっぱり祖父母世代のほうにふえてくるんです。ですので、本当に子育てを社会全体でしていくためには必要な育児書かと。みんなで子育てをしていくために必要かというふうに思っております。

先般も読売新聞に載っていたんですけれども、今、預ける方が結構多いんです、祖父母に。産後鬱や虐待が社会問題化する中、育児の支援者として祖父母への期待が大きいと。第一生命経済研究所が孫のいる男女に聞いた調査では、孫の母親から頼まれて孫の面倒を見た経験がある人は66%で、同居や30分未満の距離に住む場合に限れば8割を超えたと。だから、もう近くに住んでいたら8割の祖父母は子どもを預かっているんです。やっぱり預けたいと思っている若い親も66%は親に見てもらいたいと思っているという、そういう実態があるわけなんです。その中でちゃんと孫育てもできるようにしていくためには、こういった冊子は本当に必要じゃないかなというふうに思っております。

そして、その冊子の中には、孫ばかり預けられて自分の時間がなくなるわという祖父母の不満もあるわけなんです。その不満のストレスの解消にもこの冊子はなるらしいんです。そういった情報交換もできるというふうに、そういった内容にもなっております。ですので、本当に社会全体で子育てし、また孫育てをとともにしていくために、熊取町の子育てを本当にしていくためには必要な冊子かというふうに思っております。

3世代同居支援をしているのであるならば、やっぱり近くに住んでもらうためには、祖父母に当たるそんな親にこういった冊子が必要やというふうに思っております。どうでしょうか、3世代同居支援としても必要だと思いませんか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）議員おっしゃるように、今定住促進ということで実施しております。議員ご紹介いただきましたように、読売新聞ですか、出ておりました。確かに今、社会問題化してございます産後鬱でありますとか児童虐待、こんな中でも育児の支援者として祖父母の存在というのが非常に期待が大きいというのも書かれているのも十分認識してございます。

そういった中で、答弁の繰り返しになるんですけれども、既存の事業ですので、まずは今もそういう祖父母の方が事業に参加されているというのも聞いてございます。もしそういうご要望があれば、お断りせずどんどん積極的にご参加いただいているという状況もございます。そういった状況をもう少しさらに周知していきたいなというふうに、まずはそこから取り組んでいきたいなというふうに考えてございます。そういった中で、またいろいろお声も聞かせていただきながら、こういった議員ご提案の祖父母手帳にかわるようなものになるかもしれないんですけれども、そういったことも含めて調査研究していきたい。

もう一点、祖父母に今の育児をこういった形で知っていただくというのは重要だと思うんですけれども、やはり今の子育て、パパママも祖父母とのかかわりの力というんですか、関係づくりというんですか、そういったことの力もつけていただきたい。うちの保健師は、そういう視点でもパパママにいろんな機会を捉まえて話をしているというのは現場の動きとして聞いてございます。そう

いったことも含めて、議員ご提案の祖父母手帳、また今後、繰り返しになりますけれども、調査研究してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）最初の参考資料の3ページのところにも、それぞれの孫育てに対するパパママのメリットも書いています。パパママについても祖父母に孫を見てもらうことへのメリット等も書いておりますので、大変参考になる育児書になるかと思えます。よろしく調査研究をしっかりとっていただきたいと思えます。

ちなみに、さいたま市は1冊243円だそうです。さいたま市は人口も多いのでたくさん、1万部つくったということですが、熊取町はそんなにたくさん要らないと思うんです。二、三百冊あったらいいかと思うんです。それも、それぞれの公共施設のところに別に一件一件配布しなくていいんです。公共施設のところに置いておけばいいんです。欲しい人が持って帰って見てもらうという、そういう形で進めていって、足らなくなったら増部する。その印刷代は1冊243円もかからないそうです、印刷するだけなんで。そういうところ、またしっかりさいたま市の取り組みを調査研究していただき、前向きに取り組んでいただくことを要望しておきます。よろしく願います。

では、次に2項目めへいきます。

2項目めは、道路整備と交通安全対策についてです。

1点目は、本年実施した路面下空洞調査の結果についてお聞かせください。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） それでは、渡辺議員ご質問の2点目の道路整備と交通安全対策についての1つ目、路面下空洞調査の結果についてご答弁申し上げます。

路面下の空洞調査につきましては、平成29年度より事業着手しており、まずは1、2級町道約33キロメートル、延べ延長約66キロメートルに対して計画的に調査をすることとしてございます。平成30年度におきましては、町道小垣内川田七山線を含む6路線、区間延長約6キロメートル、延べ延長約12キロメートルの調査を実施しました。調査の結果、17カ所の空洞を発見し、発生深度及び空洞の広がりから危険度の高いもの3カ所、その他のものが14カ所となっておりまして、危険度の高い3カ所については緊急に掘削し、実際に空洞を確認した後に埋め戻しを行い、応急対策は既に完了してございます。また、その他の14カ所につきましては緊急対応の必要性は低いことから、今後も道路パトロールを実施するなど経過観察を行うとともに、必要に応じ対応してまいります。

なお、平成29年度におきましては、町道五門七山線を含む11路線に着手し、区間延長約12キロメートル、延べ延長約24キロメートルの調査を実施いたしましたが、調査の結果、路面下の空洞は確認されてございません。

路面下空洞調査は、道路の陥没による事故を未然に防止する手段として重要なものと認識しており、引き続き、残る約15キロメートル、延べ延長30キロメートルにつきましても計画的に調査を行い、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） ありがとうございます。

路面下空洞調査をしていただいて、実際、30年度は危険度の高い空洞が3カ所見つかったというところで、結果、その確認をして穴埋めしたというところでしたが、原因等はわかっているんですか。空洞があった原因等という調査はしていないんですか。まず、どれだけの空洞があったか教えてください。大きさです。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） 大きさですか。

発生深度と申しますのが、表面から空洞のところまでの距離をいいます。発生深度が1つ目が18センチ、深さが40センチ、縦方向が90センチの横方向が50センチの空洞でございます。そして2つ

目が、発生深度が40センチ、深さが1メートル24センチ、縦方向が2メートル、横方向が2.2メートルとなっております。

もう一つにつきましては、横でその当時に上水道工事をやっておられまして、そのときに同時にもうその空洞も掘削していただきまして直していただいたので、ちょっと私どもでは確認していないんです。その空洞というのは小さい空洞でしたけれども、発生深度という深さが10センチ程度のところでありましたので、すぐに陥没するおそれがあるということで、上下水道部でそのときに一緒に空洞も埋め戻しをしていただいたという経過がございますが、2点につきましては私のほうで発注させていただきましてやったところ、実際の計測ではそのような形になっていたと。今の状況の大きさであったというものでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 結構大きい空洞ですね。2メートル掛ける2.2メートルとすごく大きな空洞があって、だから調査してよかったかなというふうに思うわけなんですけれども、その原因とかいうものについてはわからないんですか。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） 大きな箇所につきましては地下埋管がたくさん、水道の管とかガス管、下水道管とか道路の柵からの取り付け管とかいろんなものが入ってまして、担当も中をのぞき込んでいろいろ調査したんですけれども、明確にこれという原因がございませんでした。どこかが漏れているとかどこかの取り付け管に穴があいているとか、ずれているとかいうようなところも全て調べたんですけれども、これという原因の究明には至っていないということで、多くは横に側溝が走っているとか、下に雨水管とか走っているとか、それが古くなってきてジョイントのところでも少しずれが生じているとかいうのでよく陥没という原因を言われるんですけれども、今回の場合はこれといって明確な原因がありませんので、道路課で補修をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

今回、30年度はそうやって3カ所発見して穴埋めできたわけなんですけれども、30年度は6路線で、総路線距離が12キロで29年度は11路線、その倍ですよ。長さも24キロということで倍やっています。確認がなかったという報告やったんですか。それは調査の仕方が違うんですか。それをどう考えたらいいですか。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） なかったという報告です。ですから、ないというように私どもも思っています。

もともと業者選定をする段階で、大阪府下に営業所または本社のある業者で、全国的にどこかでこういうふうな路面下の空洞調査の実績がある業者を選んでいますので、基本的な調査レベルというのは私どもは変わっていないと考えてございます。

どの業者も、まずは大きな車でマイクロ波というのを下に当てまして一旦は走ると。それで空洞があれば、あると思われるところに今度は2次調査と申しまして、手動式でゆっくりとはかっけられる。そのときにもまた空洞があるというような結果になりましたら、今度は5センチ程度の穴をあけまして、中にスコープを放り込みまして調査をするという、1次調査、2次調査というんですけれども、そういうやり方をされます。

29年度におきましても、1次調査では14カ所あるであろうというところで、14カ所のところに手動式で一旦は全て見ております。確認はしております。ただ、そこには手動式でやったときには穴の情報もなかったということで、29年度はそれで、なしということで報告も受けていますし、その当時の調査資料も全ていただいておりますので、私どもとしましては調査にはそんなに差はないと。

基本的にはよそで実績のある業者を選んでおりますので差はないということで、たまたま29年度の路線と30年度の路線でこれだけの違いが発生したのかなというところで考えてございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

同じ調査の仕方で行っているのであるならばそういう結果というところは理解できるんですけども、最初に1回目にやるところという一番のやっぱり町のメイン道路というんですか、主管道路をまず最初にやったかと思うんです。そこは全然なかって、2番目にやった候補のところは3カ所あったというところについて、やっぱり何か調査の仕方が違うのかなということも考えました。ですので、あと残りまたやるというところですけども、あと30キロやる分につきましては今回の実績とかもしっかりと考慮しながら、同じお金をかけるのであるならば、しっかりと調査してくれる業者に検討していただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そういった業者選定というのはプロポーザルですか。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） 業者につきましては、契約検査課に依頼しまして選定していただいております。ですから、先ほどご説明させていただいたように、大阪府下に本社または営業所があり、全国的にそこそこ実績を持っておられるところから抽出しまして、10者または15者を抽せんで上げてやりまします。入札ですので、どこか1者に随契というのはなかなか難しいところもございますので、今は、たくさん業者がおりましたら抽せんで金額によりまして10者ないし15者を抽出して、そこで入札をしていただくというような形に今はやっております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

指名競争入札というところはわかるんですけども、こういった実績等を見たときに、同じお金をかけてするならばちゃんと実績のあるところというのも、やっぱり自己評価というんですか、プロポーザル方式とはそうですね、実績評価を見てという形でのあれになるかと思っておりますので、またそういったことも、同じお金をかけてするところで検討していただきたいと思います。

次、2点目なんですけれども、町道五門久保小谷線の久保地区変電所前の交差点で私、大体毎朝ほとんどですが、登校の見守りをさせていただいております。その交差点につきましては、本当にあらゆる方向から車が走っておりますので目が回るぐらいなんですけれども、車の交通量が大変多くて大変な危険な交差点というところで、スクールガードリーダーも町内で一番危険な箇所だと。スクールガードリーダーは全ての校区を回ってはるんですが、ここが町内で一番危ない交差点だなというふうに言っておられます。

そういった意味で、このたび先ほど河合議員も質問されたところでございますが、検討されたと思うんですけども、12月4日から26日の間で速度抑制対策実証実験が実施されております。その町道五門久保小谷線にある変則6差路の交通安全対策について、平成27年3月議会の予算委員会で質問させていただきましたとき、円形状の交差点、ラウンドアバウトに整備できないか調査研究しているのご答弁でしたが、どのような調査研究結果が出たのか、お聞かせください。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） それでは、ご質問の2点目の円形状の交差点、ラウンドアバウトの整備に関する調査研究について答弁申し上げます。

先ほど河合議員のご質問でもご答弁させていただきましたが、12月4日より実施しております町道五門久保小谷線の久保地区交差点付近での速度抑制対策実証実験につきましては、国土交通省より借り受けました可搬型ハンプを使用し、道路を起伏をつくり出し、通過する車の速度を抑えよう

とするもので、当該交差点付近における通過車両の速度抑制効果を確認するため、12月26日までの期間行い、その効果を検証の上、さらなる交通安全対策の検討の参考にしたいと考えてございます。

ご質問の円形状の交差点、ラウンドアバウトの整備に関する調査研究につきましては、平成27年度に本交差点のラウンドアバウトの概略検討を実施しましたが、結果といたしましては、当該交差点に合流する道路を全てラウンドアバウトで処理する場合、交差点面積が大きくなり、広範囲の用地買収や支障物件補償が必要となる結果となったことから、他の対策についても検討し、費用比較や効果も含め検証が必要と判断したことから、事業実施に至っていないのが現状でございます。

今後におきましては、当該交差点の交通安全対策について関係機関と協議しながら調査研究を進め、事業化の検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

今後におきましても、交通安全対策について鋭意取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） まず、最初に可搬式ハンプのところなんですけれども、設置するに当たりまして、4日も私は見守りしていたので、状況を見ていろいろと担当課にはここはこのほうがいい、この看板は邪魔になるんじゃないかとか、いろいろ意見を言わせていただいているわけなんです。国土交通省のそういったモデル事業を実証実験としてしていただき、スピード抑制に取り組んでいただいていることを大変評価したいと思います。

その中で、やっぱり午前中の会議も言っていましたけれども、赤いポール、道を狭く見せる狭窄という形で赤いポールを立てている分、私はあれは必要ないかなと。これは国土交通省が決めていることだから仕方ないんでしょうか、警察が決めているから。あれがあるがために、やっぱり子どもたちは通りにくい。横に側溝があるから歩きにくいし、そして今言われたようにバギーとか杖をついた人とか車椅子の方とか、側線を通られへんです、ポールがあるがために。ポールを外すことはできないんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） 国交省というよりも警察の指導で、狭窄とハンプは一体としてすることになってございます。河合議員のときにもちょっとご説明させていただいたんですけれども、やはり4メートルしかございませんので、広い道から絞り込んで4メートルのハンプの幅に車を通行させるということで、やはり狭窄とって道を狭くすることによって、一つは速度を落とすという効果がございます。全国的に見ていきますと、狭窄と可搬式ハンプをやった後に、可搬式ハンプはとるんですけれども狭窄だけを残して速度抑制をしていくというパターンもございます。それで速度抑制の効果が出ているという実験もございます。いろんなタイプがございまして、ただ、道に可搬式ハンプをとんと置きますと、あそこで5.5メートルぐらいの幅員がございまして、やはり狭窄をやって車をそこに導いていく。ということは斜めに入っていくんで、目視的には狭く道がなっていますので、それによってまずは速度を落としていただく。それでハンプを乗り越えていただくということで、狭窄とハンプというのはセットで設置するものということで警察からは指導を受けてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 時間がないからもうそれ以上あれなんですけれども、警察の指導はそうかもしれませんが、その地域の実態に応じてやっぱり検討すべきかなと。それで結局、赤いポールより外側を歩くことによって危険ですよ、車椅子の方とかがその間を通れないので。これ今回実証実験だから、結局どうなるかはわかりませんが、スピードが抑制されて効果があるとなればその形になるということになるんですよ。そうなったときに、車の速度は落ちるかもしれないけれど歩行者の安全が守れるのかなというところを心配したいと思います。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）議員もおっしゃられるように、今実証実験中ということで、約3週間やらせていただいております。これで速度を抑える効果、抑止効果が実証できれば、本設も先ほどもご答弁させていただいたように考えていくということになってございます。そのときには、今そういう子どもたちが歩きづらいつらいつらとか、子どもを乗せ、かごを押していくのはなかなか道側に行かなあかんとか、いろんな課題はございます。それらも含めまして警察とまた協議をしたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。そのときには協議をしていただきたいと思います。

今、ラウンドアバウトについては結構場所をとらないといけないということで、研究したけれど無理ということでしたが、事業化を検討するというふうに答弁がありました。あれはどういう意味でしょうか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）この交差点につきましては、先ほどから議員からもご説明がございましたが、やはり危ない交差点であるというのは町も認識してございます。あと、今の道路整備計画におきましても優先順位はどんどん上がってきてございます。そんな中で、私どもこのままほっておくというわけにはいきませんので、今後ここの交差点をどのように改良していくべきなのか、何が一番効果的なのかというのは研究して行って、ここの交差点改良というのは進めるべきであると現在は考えてございますけれども、何分お金もかかることでございます。町全体の財政の中でどのタイミングで進めていくか、それも含めまして今後検討していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）町長にお尋ねしたいんですけども、町長も朝の登校の状況を一度現場検証に来ていただいたということで、同じように見守りをしている方から町長はその状況を見てどのように感じたのか、町長の意見を聞いてきてくれと言われたんですけども、どうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）一度拝見させていただきました。本当に小谷のほうから緩やかに下っていますのでスピードが出やすいという、それにつけても変則な交差点ということもありまして、安全対策には十分配慮しないといけないというふうなことは思っております。地元の皆さん方の要望を聞きながら、改善すべきところは改善していきたいというのがあります。

提案していただいたラウンドアバウト、ロータリー式ということだと思っておりますけれども、そういうのがつけられる面積があれば、これは考えるべき一つの手段かなというふうに思うんです。ミルデューラなんかでもロータリー式の交差点がありましたよね。そこでは確実にスピードが落ちます。だから、そういったものがつけられればそれにこしたことはないんですけども、用地と経費といったものが当然考えられますので、それらを含めて、ただいま部長が申し上げましたとおり、いろんな安全対策を考えていきたいというふうに思っております。ご了解のほどよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）町長も危険な交差点だと認識していただいておりますので、よろしく願いしておきます。

では、3つ目へいきます。

3項目めは熱中症対策についてです。

1点目ですが、ことしの夏も大変暑く、猛暑日が続きました。総務省消防庁の報告によりますと、平成30年5月から9月の全国における熱中症による救急搬送人員数の累計は9万5,137人で、昨年の同期間の5万2,984人と比べると4万2,153人増となったそうであります。学校現場においても、

児童や生徒が熱中症とみられる症状を訴え、病院に搬送される事例が相次いだようであります。

愛知県豊田市で、校外学習に参加した小学1年生の男子児童が熱射病で亡くなりました。そういったことも踏まえ、国は2018年度補正予算に、熱中症防止に向けて全国の公立小・中学校の全普通教室にエアコンを設置するための費用として822億円を計上しました。また、体育館や特別教室への設置については、各自治体の執行状況や要望を踏まえて対応する方針のようであります。

本町においては今年度、小学校全ての普通教室にエアコンが整備完了します。中学校は28年、29年度の2年間にわたって整備し、全ての小・中学校普通教室にエアコンが設置されることとなります。

そこでお伺いたします。クラブ等で利用し、また避難所となる学校体育館についても熱中症対策としてエアコンが必要と考えますが、どう取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）熱中症対策についての1点目、学校体育館へのエアコン設置についてのご質問でございます。

ご承知のとおり、各小学校の普通教室及び特別教室へのエアコンの設置につきましては、このほど整備工事が完了し、今月から暖房の運用を開始できる状況となったところでございます。これにより、全ての小・中学校の普通教室等へのエアコン整備が完了です。

ご質問の災害時の避難所となる学校体育館への熱中症対策としてのエアコン設置でございますが、これについては、昨今の夏場の暑さを考えますと、今後検討を深めるべき課題であるものと認識しております。しかしながら、その設置費用については、体育館の施設の容量から多額の経費を要するものであり、他団体の先進事例を確認したところでは、おしなべて約4,000万円程度、それ以上の経費を要しているところでございます。

一方、学校におけるエアコン整備に活用できる補助制度として、学校施設環境改善交付金では補助基準額は1平方メートル当たり2万2,500円で設定されており、おおむね700平方メートルである体育館では約1,500万円が補助対象額となるものであり、その差額である約2,500万円は単費で賄わなければならないものです。

現状においては、設置に際して多額の一般財源を要するものであり、すぐに設置することは困難と考えておりますが、補助基準額が引き上げられるよう国及び大阪府への要望活動等実施し、財政的に整備可能な環境が整った時点で本格的に設置の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。

国の補助基準額を上げてもらうように、また私たちもしっかりと要望していきたいと思っておりますので、そうなったときにはしっかりと設置に向けて取り組んでいただきますようお願いしたいと思っております。

ちょっと時間がないので、次、2点目へいきます。

2点目ですが、熱中症予防対策として一番に挙げられているのは小まめな水分補給です。また、効果的に予防するには5度から15度の冷水が適切とされています。児童を熱中症から守るために、また避難所機能の強化として、小学校に冷水機を設置してはどうかと考えます。冷水機があれば、大きな水筒を幾つも持っていかなくても、水筒の水がなくなれば継ぎ足すこともできます。適切な水温で水分補給ができます。小学校への冷水機設置を求めますが、いかがお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）次に、2点目の児童の熱中症対策として小学校に冷水機を設置してはどうかのご質問でございます。

学校の熱中症対策については、先ほども触れましたが、今年度、普通教室及び特別教室への小学校でのエアコン設置が完了し、来年度以降の夏場の学校環境が大きく改善するものと考えております。また、各小学校においては、熱中症計等による計測により危険度の把握を行い、適切な対応に

努めているほか、家庭から水筒とタオルを持ってくるよう指導し、適度に水分を摂取できるよう配慮するなど、熱中症予防に最新の注意を払っているところでございます。

当面はこのような対応を継続していきたいと考えており、ご指摘の冷水機の設置につきましては、エアコンの運用後の状況を確認した上で学校現場の意見も聞きながら今後検討してまいりたいと存じます。

以上、ご答弁とさせていただきますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） エアコンにつきましては、国が設置補助をして、本当に全国の小・中学校の普通教室にエアコンは設置という形になります。その中で大阪府内の中でもエアコンが設置されていなかったところも設置されるわけで、条件はまたみんな一緒になるわけなんですけど、泉南市は昨年度、冷水機、ウォータークーラーを全小学校に設置しております。全小学校10校あるんですが、全ての学校に1台ずつ冷水機を設置しております。その中で子どもたちは本当に水筒の水の補充もできて水分補給ができていっているところで、冷水機は5度から15度というのが体内の臓器の温度を下げるのに一番いい体温なんです。ですので、熱中症を防ぐ、ただ単に冷気だけではなくて、やっぱり水分補給も必要なんです。そういった意味で冷水機も必要やというところで要望させていただいているわけなんですけど、状況を見てということなんです。

ふるさと応援寄附金というのがあります。それは、学校教育関係にも寄附したいと、子どもたちのために寄附したいという、そういった方のお声もあっての寄附金かと思うんです。泉南市はどれだけ費用がかかったのかと聞きましたら、10台設置するのに280万8,000円ということでした。ですので、熊取町は5校なので、半分の140万円で設置できるわけなんです。どうですか。ふるさと応援寄附金を活用して子どもたちのために、また熱中症対策として使うことは、寄附された方の思いに応えられることかと思っておりますので検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君） ふるさと応援寄附金は、用途の指定等が学校のこれこれにお使いくださいとあれば、またそれはもちろんご指摘のとおり優先的に使用すべきものと考えます。あと、全体的に今回かなりの額をいただいたというふうに聞いておりますので、このあたりはまた担当部局とも検討を進めていきたいと思っておりますし、あと実績としては、今、額おっしゃられましたけれども、ちなみに南中で1台昨年度設置したときは16万円程度、だから額ももう少し安く、可能性はあります。いずれにいたしましても、先ほど申し上げたように、まずはエアコンの運用状況を見て学校現場の状況も伺ってということで、早急に検討は進めていきたいと思っております。ご理解をよろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） じゃ、大いに期待しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 以上で、渡辺議員の質問を終わります。

これもちまして、一般質問を終わります。

議長（坂上巳生男君） お諮りいたします。議事の都合により、本日はこれで延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「16時54分」延会）

12 月熊取町議会定例会（第 3 号）

平成30年12月定例会会議録（第3号）

月 日 平成30年12月7日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	南 和仁
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	東野 秀毅
総 務 部 理 事	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 章
住 民 部 長	藤原 伸彦	住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔
健 康 福 祉 部 長	小山 高宏	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義
兼 子 育 て 支 援 課 長		兼 子 育 て 支 援 課 長	木村 直義
都 市 整 備 部 長	泉谷 徹	都 市 整 備 部 理 事	阪上 敦司
都 市 整 備 部 理 事	大西 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸
教 育 次 長	貝口 良夫	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	野津 恵

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第76号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告について
議案第77号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告について
議案第78号 手数料条例の一部を改正する条例
議案第79号 事務分掌条例の一部を改正する条例
議案第80号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例
議案第81号 土砂埋立て等の規制に関する条例
議案第82号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第83号 介護保険条例の一部を改正する条例
議案第84号 指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）について
議案第85号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）について
議案第86号 民事調停の成立について
議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定について
議案第88号 南部大阪都市計画道路熊取駅西1号線の区域外設置に関する協議について
議案第89号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第10号）
議案第90号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第91号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第92号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第93号 平成30年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）
議案第94号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）
請願第2号 義務教育就学援助の充実を求める請願

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年12月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（坂上巳生男君）それでは、本日の日程に入ります。

次に、日程第4 議案第76号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告についての件及び日程第5 議案第77号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告についての件、以上2件を一括議題といたします。

本2件について説明を求めます。東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、議案第76号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

この専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして平成30年9月28日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、台風21号による被害の復旧、災害対策に係る経費及びくまとりふるさと応援寄附などに関する経費でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

予算書の1ページをごらんになってください。

第1条です。歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億4,077万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ149億9,607万6,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては繰越明許費、第3条につきましては地方債の補正でございます。順次ご説明させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表繰越明許費でございます。

款 災害復旧費、項 農林水産施設災害復旧費、林道施設災害復旧事業1,242万8,000円でございますが、これは7月豪雨により被災した林道松尾線の災害復旧事業であり、災害査定等の手続により年度内の工事完了が見込めないため、翌年度に繰り越すものでございます。

次の項 公共土木施設災害復旧費、河川災害復旧事業1億4,916万1,000円です。これは7月豪雨により被災した普通河川雨山川、美熊台地区の災害復旧事業であります。災害査定、要議決契約案件となり年度内の工事完了が見込めないことから、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、5ページをごらんになってください。

第3表地方債補正でございます。

1、追加でございます。住宅災害復旧事業620万円につきましては、町営住宅災害復旧工事の財源として借り入れるものでございます。充当率につきましては補助裏の100%でございます。

次の社会教育施設災害復旧事業4,550万円につきましては、総合体育館等災害復旧工事の財源として借り入れるものでございます。充当率につきましては起債対象事業費の100%でございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、表に記載しているとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページは総括ですので、省略させていただきます。

8ページ、9ページをごらんになってください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 災害復旧費国庫補助金の公営住宅災害復旧費補助金620万1,000円の増額につきましては、町営住宅の災害復旧工事に係る国庫補助金でございます。

次の款 府支出金、項 府負担金、目 土木費府負担金のみなし仮設住宅使用料負担金82万5,000円の増額につきましては、みなし仮設住宅使用料に対する府の負担金でございます。

次の款 寄附金、項 寄附金、目 一般寄附金のくまとりふるさと応援寄附金15億7,392万4,000円の増額は、歳出補正額と同額を計上したものでございます。

次の款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金1億812万3,000円の増額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

最後に、款 町債につきましては、第3表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをごらんになってください。

款 総務費、項 総務管理費、目 企画費のくまとりふるさと応援寄附事業、謝礼金14億円の増額につきましては、所要見込み額の増によるものでございます。次の通信運搬費414万8,000円の増額につきましては、同じく寄附受領証明書等の郵送に係る所要見込み額の増によるものでございます。その下のクレジットカード等決済手数料2,721万6,000円の増額につきましては、寄附金の決済に係る所要見込み額の増によるもの、最後の公金支払システム使用料1億4,256万円の増額につきましても、ポータルサイト使用に係る所要見込み額の増によるものでございます。

次に、款 衛生費、項 保健衛生費、目 環境衛生費の町営斎場運営事業、燃料費9万4,000円の増額につきましては、非常用発電機用の燃料費でございます。その下の修繕料699万5,000円の増額につきましては、斎場に設置しております非常用発電機本体の取りかえ修繕に係る経費でございます。その下、電気保安業務委託料1万2,000円の増額につきましても、非常用発電機に係る保安業務委託料でございます。その下、機械器具借上料48万6,000円の増額につきましては、非常用発電機の修繕が終わるまでの間、代替発電機を借り上げる費用でございます。

続いて、項 清掃費、目 塵芥処理費の災害ごみ対策事業、ごみ・不燃物収集業務委託料1,112万2,000円の増額につきましては、災害ごみの収集業務に係る委託料でございます。その下の災害廃棄物処理等委託料2,138万4,000円の増額につきましては、災害ごみの処分に関する委託料でございます。

次に、款 農林水産業費、項 林業費、目 林業振興費、林業施設管理事業、倒木撤去委託料26万9,000円とその下の町有林管理事業、倒木撤去委託料113万1,000円の増額につきましては、台風21号による倒木撤去委託料でございます。

続いて、款 土木費、項 都市計画費、目 公園費、公園維持管理事業、倒木撤去委託料770万7,000円の増額につきましても、台風による倒木撤去委託料でございます。

続きまして、12ページ、13ページをごらんになってください。

項 住宅費、目 住宅管理費、被災者住宅確保事業、みなし仮設住宅使用料165万円の増額につきましては、被災者に対して提供する府営住宅等に支払う使用料でございます。

次に、款 消防費、項 消防費、目 災害対策費の災害対策事業（人事）、非常勤職員報酬150万円の増額から超過勤務手当1,000万円、休日給100万円、管理職員特別勤務手当100万円、臨時雇賃金20万円の増額につきましては、災害対応に必要な人件費等でございます。

その下、災害対策事業、謝礼品費6,000円の増額につきましては、台風21号の対応のため緊急的にブルーシートを受援いただきました町への謝礼品を購入する費用でございます。その下、消耗品費754万6,000円の増額につきましては、災害対応時の配布及び備蓄用のブルーシートや、罹災証明のための現地調査に必要となる消耗品の経費でございます。その下の修繕料222万6,000円の増額につきましては台風により被災した防犯カメラや防災行政無線を修繕する経費で、その下の防災行政無線管理委託料24万3,000円と防犯カメラ点検委託料37万8,000円の増額につきましては、台風21号通過後において被災状況を早急に把握するため、点検調査を行うための経費でございます。その下、有料道路通行料等1万9,000円の増額につきましてはブルーシート調達のために高速道路を通行するための経費で、その下の機械器具費3万円の増額につきましては、罹災証明発行のための現地調査用デジタルカメラの購入経費、その下の災害時相互応援経費負担金68万円の増額につきましては、茨城県東海村から応援いただいたブルーシートについて、協定に基づき費用負担をするものでございます。

次に、款 教育費、項 社会教育費、目 図書館費、図書館施設管理事業、倒木撤去委託料35万円とその下の目 熊取交流センター費の熊取交流センター管理事業、倒木撤去委託料22万円の増額につきましては、台風による倒木撤去委託料です。

次に、項 保健体育費、目 体育施設費の社会体育推進事業、修繕料12万9,000円の増額につきましては、台風により被災した公用車の修繕費用でございます。その下、体育施設維持管理事業、倒木撤去委託料150万円の増額でございますが、これも台風による倒木撤去委託料でございます。

続きまして、14ページ、15ページをごらんになってください。

款 災害復旧費、項 公共土木施設災害復旧費、目 道路災害復旧費、道路災害復旧事業、災害復旧工事費789万円とその下の諸資材費77万円の増額につきましては、熊取駅自由通路のパネルやロータリーの照明及びカーブミラーが台風により被災したことに伴う災害復旧経費でございます。

次に、項 公共施設災害復旧費、目 住宅災害復旧費の町営住宅災害復旧事業、調査委託料52万円とその下、災害復旧工事費1,240万2,000円の増額につきましては、町営住宅の被災状況の調査費用と町営住宅2棟屋根の災害復旧工事費でございます。

次に、目 学校教育施設災害復旧費の小学校災害復旧事業、災害復旧工事費1,052万3,000円の増額につきましては、中央小学校の渡り廊下風雨防止パネルと北小学校の防風ネットの災害復旧工事費でございます。その下、中学校災害復旧事業、倒木撤去委託料43万2,000円の増額につきましては台風による倒木撤去委託料であり、その下の災害復旧工事費140万4,000円の増額につきましては、北中学校の防球ネットの災害復旧工事費でございます。

次に、目 社会教育施設災害復旧費の文化財災害復旧事業、調査委託料150万円の増額につきましては、台風により被災した中家住宅表門解体格納のための調査委託料であり、その下の災害復旧工事費450万円の増額につきましては、その表門を解体格納する費用となります。その下の体育施設災害復旧事業、修繕料347万2,000円の増額につきましては町民グラウンド及び中央公園テニスコート防風ネット等の修繕料であり、災害復旧工事費4,555万9,000円の増額につきましては、ひまわりドーム、町民グラウンド及びテニスコートの外周フェンスの災害復旧工事費となっております。

続きまして、16ページ、17ページをごらんになってください。

補正予算給与費明細書でございます。

16ページの1、特別職の最下段、比較の行の報酬の列に、先ほど事項別明細でご説明しました災害対策事業の報酬150万円の増額となっております。

17ページの一般職（1）総括の三分割の上の表、比較の行です。職員手当1,200万円の増額がございましたが、その内訳として、中段の表の比較の行に超過勤務手当1,000万円、休日給100万円が、最下段の表の比較の行の右端の管理職員特別勤務手当100万円の増額となっております。

次に、18ページをごらんになってください。

こちらの（2）給料及び職員手当の増減額の明細の表におきましても、職員手当1,200万円の増

額の明細となっております。

最後に、19ページの地方債調書につきましては、第3表でご説明したとおり、増額した災害復旧債5,170万円の補正を加えたものとなっております。

以上で、議案第76号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告の説明とさせていただきます。

それでは、引き続き議案第77号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告についてご説明申し上げます。

この専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして平成30年11月19日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらるるものでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、くまとりふるさと応援寄附に伴う関連経費でございます。それでは、内容に移らせていただきます。

予算書の1ページをごらんになってください。

第1条です。歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億2,152万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ161億1,760万円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括となっております。

6ページ、7ページをごらんになってください。

まず、歳入でございますが、款 寄附金、項 寄附金、目 一般寄附金のくまとりふるさと応援寄附金11億2,152万4,000円の増額につきましては、歳入補正予算額と同額を計上させていただいたものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをごらんになってください。

款 総務費、項 総務管理費、目 企画費のくまとりふるさと応援寄附事業、臨時雇賃金127万4,000円の増額につきましては、寄附金受領証明書の発送業務等に従事する臨時職員に係る経費でございます。その下の謝礼品費10億円の増額につきましては、所要見込み額の増によるものでございます。その下の消耗品費42万4,000円の増額につきましてはプリンターカートリッジや事業に必要な各種消耗品費、その下の印刷製本費24万8,000円の増額につきましては寄附金受領証明書等の送付用封筒に係る経費となっており、その下の通信運搬費293万8,000円の増額につきましては、寄附受領証明書等の郵送に係る所要見込み額の増によるものでございます。その下のクレジットカード等決済手数料1,944万円の増額につきましては寄附金の決済に係る所要見込み額の増によるもの、最後の公金支払システム使用料9,720万円の増額につきましても、ポータルサイト使用に係る所要見込み額の増によるものでございます。

以上で、議案第77号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本2件は、議会議事規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本2件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。重光議員。

2番（重光俊則君）ふるさと応援寄附に関する補正があるわけですが、これは何月何日時点で締めたも

のに対するものなんでしょうかということと、今年度のその次の補正といいますか、またあると思うんですが、その実際の見込み、いつごろされるのか、その辺も教えていただけますか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、重光議員のご質問に答弁させていただきます。

まず、8号補正でございますが、こちらは9月28日に専決させていただいてございます。一方、後段の9号補正ですが、こちらは11月19日付補正予算ということでございます。

こちらの流れでございますが、まず当初予算で謝礼品を1億円計上させてもらっていたわけです。その後、6号補正ということで、寄附金額を12億円に見込んだ補正予算を組ませていただきました。これが6月26日でございます。続いて、今般の9月28日の8号補正につきましては、年間の寄附総額を40億円と見込んで組ませていただいた今回の所要の補正予算でございます。続きまして、その後の11月19日の9号補正というのは、さらに20億円上積みの60億円を見込んで補正予算を組ませていただいているというところでございます。

11月19日に60億円を見込んで組ませていただいたわけなんですけど、11月末時点で既に50億4,400万円、寄附の実績を現金ベースで上げてございますので、9億5,600万円ほど予算が残るわけなんです。ただ、最近の実績を単純に残り月数から計算いたしますと、ありがたい話なんですけれどもショートして出てくる可能性というものを見込んでおまして、ただ、寄附金というのはあくまでも依存財源でございますので、余り多く見積もるといこともいかなものかというところで、どちらかといいますと60億円ですが若干控え目の予算で計上させていただいております。

ただ、意気込みとしましては予算以上をいただけるように課員一同取り組んでございますので、ショートした際には適時適切に補正予算を計上して、また議員の皆様には今回のような形できちりのご報告させていただきたいというふうに思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。佐古議員。

11番（佐古員規君）8号議案も9号議案についてもふるさと納税の支出のところの公金支払システム使用料というのがあるんですけど、これ、ポータルサイトの使用料云々と今ご説明がありました。

これの計算の仕方というんですか、1件幾らとか、幾らやから幾らとか、何かそういうのがもしわかりましたらお答えください。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）こちらの公金支払システム使用料につきましては、今年度から新たなポータルサイトと契約いたしましたところなんですけれども、そちらからの申し込みが全体の9割程度を占めるというふうに見込んでおまして、当該ポータルサイトの使用料が寄附額に対して5%ということになります。したがって、8号補正は40億円見込んだものに対しての5%、それから9号補正はさらに上積みの20億円を追加した分のポータルサイトの使用料ということで、実績掛ける5%というふうに見込んでいただければ結構かということでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）これ、クレジットカードの決済手数料も5%か7%か、それぐらいだったかなと思うんですけど、それも同じような感じでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）クレジットカード手数料は寄附金の1%ということになりますので、先ほどの公金支払システムと同様に実績額の1%という計算をしていただければ、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）11ページだけではないんですけども、今回、台風21号被害によりまして災害ごみ対策事業、また、いろいろ倒木の撤去費用とか災害にまつわる経費が歳出としてあるわけなんです。その分につきましては、今のところ一般会計でというところで町負担になってはいますが、災害ごみ対策にしてもそうですが、収集委託料とかそういった分につきましてはこれは国からの補助等が今後あるのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）まず、災害ごみの費用につきましては国から補助金が出るようになっております。内容につきましては、補助率が2分の1で、つかない部分の80%が特別交付税の対象になるということで、市町村の全体の持ち出しが実質10%になるというふうに示されております。ただし、国といたしましては災害ごみに限って最低の費用に対して補助をするという考え方がございまして、査定につきましては極めて厳しいということをお知らせしております。

実は、たまたまなんですけれども、私、和歌山県のある市のごみの担当者の方とお話しする機会がございまして、その市では、少し前に豪雨によりまして川の氾濫によってかなりの災害が出たと。そのときにこの補助の申請をしたわけなんですけれども、写真であるとかそういった書類の不備とかというので補助率のところはかなり減らされていったんだということで、実際、事務手続きにかかった超勤の分とかそういったことを考えたら、今回の台風21号による申請を出すかどうか、その時点でございまして、まだ迷っているところなんだということを知ったのがあります。それは災害の起こった直後でございましたので、その市がどのような対応をされるのかはその後確認しておりませんが、本町につきましては申請をするつもりでございまして。

以上です。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）倒木についてなんですけれども、今回、公園とか林道等の倒木の予算を上げさせていただいてございます。倒木については、林道のほうはございません。公園のほうも一定の基準はあるんですけども、本町のレベルでしたらそれらが乗らない、基準に満たないということで、今回は補助対象に基本的にはなりません。その辺は府とも協議をしまして、いろんな倒木の場所、量等も府に報告しましたけれども、やはり対象にはならないということで一旦判断されているところでございます。

この中でも、住宅につきましては補助金もございまして施設の保険もございまして、それらを活用して直していくというところでございます。

それと、15ページの災害復旧費の道路災害復旧事業、これらにつきましても、カーブミラーにつきましては補助金はございません。施設につきましても、道路事業としての維持管理の補助金というのはございません。これらで、施設で町の保険の対象となるものは町の保険を活用していくというところで、このような道路の維持管理に対する災害の補助制度というのは、今のところは聞いてございません。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）予算書の15ページなんですけど、社会教育施設に関連する分として文化財の災害復旧事業ということで、委託料と工事請負費、計600万円の今回補正を上げさせてもらっています。今回ここには財源という形では出ておりませんが、この後、12月補正という形で改めてまたあわせてご審議いただく分になるんですけど、中家の表門に係る事業につきましては財源、これは重要文化財ということでもございまして文化財建造物修理事業補助金というのがございまして、これについては今回、災害復旧工事ということで、本来、50%の補助率に対して20%の加算がございまして70%という形での裏の財源がございまして、今回の600万円にもこれを充てて復旧に当たるということでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）引き続き、学校教育施設の関係です。

基本的には先ほど泉谷部長からもありましたように保険適用、町の施設に入っている施設で基本的には2分の1がめどというふうな扱いになりますけれど、基本的には、今申し上げた2分の1は、保険適用になる分はまず保険を充てると。それ以外の方は国費の国庫負担がございまして。例えば、エアコンとかああいう分でしたら環境改善交付金というのは3分の1の補助なんですけれども、こういう災害に関して公立学校施設災害復旧費国庫負担法等々がございまして、3分の1の通常の補助率が3分の2の補助を受けられると。あと、補助裏の残りの3分の1についても起債を100%させていただいて、また、起債の95%が基準財政需要額に算入されると。あくまでも需要額の算入ですけれども、国の目安としては、実質的な地方負担は1.7%程度にとどまるというふうな見方をしております。

また、ご承知のとおり、今回、南中学校がかなり1億円超えて、これは12月補正で今回工事費等を上げさせていただいております、これも再来週の月曜日、火曜日で、国の文部科学省と大阪府の職員等に入来いただいて災害査定を再来週予定しております、それで明確な額等は確定していくと、そういう運びとなっております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。もう全部100%は国が見てくれないというところの厳しい査定もあるという分がわかったんですけれども、国の文化財とかいうのは本当に100%持ってほしかったんです。

また、ごみの収集費につきましては、申請してその結果どうなるかわからないというところなんですよね。申請は一応するというところでしたけれども、その辺は、一応2分の1は出してくれるというのは決まっているんですか。その辺も全然わからないんですか。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）率は2分の1で間違いはございません。ただ、申請を出した部分が全て認められるかどうかというのが非常に厳しいというふうに伺っております。

例えばどんなふうな書類が必要なのかと申しますと、今回11ページの専決で上げさせていただいておりますごみ・不燃物収集業務委託料1,112万2,000円、この中には、環境センターの処理が追いつかなくて一旦仮置きした形になったやつを、下の委託料なんですけれども、和歌山県内の民間の処理施設へ運び出したわけなんです。これにつきましては10トンダンプを延べ200台余りで運び出したものでございまして。そのときに、運び出したという証明が必要になってきますので、1台1台運び出す前の空の状態のダンプ、それがナンバープレートの写った形で黒板といいますか、日付とかそういうのも写した写真を1台1台撮って、和歌山のほうで処理施設へ運び入れているときの状況の写真、それから毎日毎日の日報、それは計量器ではかったレジスタの写しとかそういう日報とかも全て調べていかなければ認められていかないという状況でございましたので、我々といましては、補助の制度を事前に研究いたしまして、書類とかはできる範囲はやったつもりでおるわけなんですけれども、国からはまだ申請の依頼というんですか、通知は来ておりませんので、まだ出してはいないんです。いつでも出せるような形で書類は調べているという、そういう状況でございます。

ですので、財源内訳につきましては、今の段階ではそういう関係もありますので特定財源の中には入れさせていただいておらないんですけれども、申請は必ず行っていきます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）すみません、1点目の重光議員のふるさとの件で、皆さんご理解いただいているかと思うんですけれども念のために1点だけ補足させていただきますと、今、最終9号補正で

60億円実績ということで見込ませていただいております、11月末で50億円が上がっているというお話をさせていただきましたが、こちらの当然、経費率というのが熊取町は57%、先ほどの謝礼品費であったりとか公金システムの使用料であったりとかというのがございますので、残りの42、3%が要は実質手元に残る額ということでございます。60億円ですと大体25、6億円ベースが残る、要は基金に積める額という、そういったご認識でよろしくお願いいたします。

以上でございます。すみませんでした。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本2件について、討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第76号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第76号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第77号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第77号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第6 議案第78号 手数料条例の一部を改正する条例の件を議題いたします。

本件について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、議案第78号 手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書5ページをごらんください。

提案理由でございますが、大阪府地方分権推進制度に基づく事務移譲により、大阪府屋外広告物条例に定める事務の一部について、平成31年4月1日から本町が大阪府より権限移譲を受けて処理することから、当該事務に係る手数料を定めるため、この条例案を提出するものでございます。

6ページをごらんください。

こちらは改め文でございます。

説明につきましては、議案書ピンク色の分界紙の後ろ、資料1-1、新旧対照表にて説明いたしますので、そちらをごらんください。

手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表、右が現行、左が改正案でございます。

手数料条例第2条は、手数料を徴収する事項及びその金額を規定しておりますが、第2条の表中、54のその他の証明の項を55の項とし、53の項の次に54の項として、大阪府屋外広告物条例第3条第1項第8条の2第1項または第15条第1項もしくは第2項の規定に基づく許可の申請に対する審査について、アドバルーン1個650円、広告幕1枚350円、立看板1枚200円、張り紙または張り札100枚250円、広告塔または広告板として2平方メートル未満のもの1件450円、2平方メートル以上5平方メートル以下のもの1件1,000円、5平方メートルを超えるもの1件1,000円に5平方メートルを超える面積が5平方メートルまでごとに1,000円を加算した額を加えるものでございます。

資料1-2及び資料1-3をごらんください。

第4条第6号を削り、同条中「第5号」を「第8号」とし、「第4号」を「第7号」とし、同号の前に第6号として「前号の規定にかかわらず、第2条の表54の項に掲げる広告物及び当該広告物の掲出物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなし、当該広告物の掲出物件についての手数料を徴収する。」を加え、第4条中「第3号」を「第5号」とし、第2号の次に第3号として「第2条の表50の項及び51の項の交付について、両面に複写又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。」、また、第4号として「第2条の表54の項エの張り紙又ははり札の枚数の計算について、100枚に満たない端数は、100枚とする。」を加えるものでございます。

資料1-4をごらんください。

附則第2条による一部改正でございます。さきの平成30年9月議会においてご可決を賜り、既に交付しております手数料条例の一部を改正する条例につきましては、今回提案させていただいております手数料の一部を改正する条例の施行日より後の平成31年4月16日が施行日となる関係上、附則第2条において各条中における項ずれの改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書6ページにお戻りください。

下から5行目、附則でございます。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、7ページの附則第2条の規定は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第78号 手数料条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第7 議案第79号 事務分掌条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、議案第79号 事務分掌条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書8ページをごらんください。

提案理由でございますが、熊取町第3次行財政構造改革プランに基づき、より効率的な業務の推進を行うに当たり、組織・機構の一部を見直すため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、条例の改正内容についてご説明いたします。

9ページは改め文でございます。改正内容につきましては新旧対照表にて説明いたしますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料2-1をごらんください。

右が現行、左が改正案でございます。

平成31年4月1日付組織・機構の見直しの内容につきましては、11月20日開催の議員全員協議会において説明させていただいたところですが、第2条第1号は部の設置に係る改正で、現行「企画部」を「総合政策部」に名称変更するものでございます。

次に、第3条は事務分掌に係る改正で、現行「企画部」を「総合政策部」に改め、次の資料2-2にございます現行、住民部の第2号、協働に関すること、第3号、住民要望に関することを資料2-1の総合政策部の事務分掌第4号、第5号として改正し、住民部から総合政策部へ所管がえするものでございます。

次に、資料2-3から2-7は、企画部が総合政策部へ名称変更することによりまして、改正が必要となる条例の新旧対照表でございます。

まず、資料2-3は防災会議条例の改正で、第4条の庶務に関する規定中、現行「企画部危機管理課」を「防災主管課」に改正するものでございます。

次に、資料2-4は災害対策本部条例の改正で、第5条の庶務に関する規定中、現行「企画部危機管理課」を「災害対策主管課」に改正するものでございます。

次に、資料2-5は総合計画審議会条例の改正で、第8条の庶務に関する規定中、現行「企画部政策企画課」を「総合計画主管課」に改正するものでございます。

次に、資料2-6は国民保護協議会条例の改正で、第5条の庶務に関する規定中、現行「企画部危機管理課」を「国民保護対策主管課」に改正するものでございます。

次に、資料2-7は国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の改正で、第6条の庶務に関する規定中、現行「企画部危機管理課」を「国民保護対策主管課」に改正するものでございます。

恐れ入りますが、議案書9ページにお戻りください。

上から11行目、附則でございます。

第1項は施行期日で、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

第2項から第6項までは、企画部を総合政策部に名称変更するため、改正が必要となる条例を附則にて一括して改正するものでございます。

以上で、議案第79号 事務分掌条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。重光議員。2番（重光俊則君）この条例の改正で一つ、国民保護対策主管課というのができているわけですが、これは国からの指導とかそういうものによってやるのか、町本来の組織見直しが理由なのか、その辺を説明していただけますか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）今回は組織の名称が変わるといって、単純にそのものでございます。ですので、今までは今現在の課名とか部名を入れているんですけども、一旦組織の名称を変更するタイミングで、主管課という名称をただ単に変えているのみでございます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。佐古議員。

11番（佐古員規君）1つだけ、主管課というのは、もしかか組織変更で名前が変わったときも使える、もうこれは別に変えなくてもええということですよ。はい、その確認だけです。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第8 議案第80号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、議案第80号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書10ページをごらんください。

提案理由でございますが、平成30年8月10日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、条例の改正内容についてご説明いたします。

11ページから14ページまでは改め文でございます。

改正内容につきましては新旧対照表にて説明いたしますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料3-1をごらんください。

本条例の改正につきましては、施行期日が異なることから、同じ条項を2度改正する2条立ての手法をとってございます。

まず、第1条による改正でございます。右が現行、左が改正案でございます。

第21条第2項第1号は一般職に勤勉手当支給限度額に係る支給率の改正で、現行「100分の90」を「100分の95」に、第2号は再任用職員に係る勤勉手当支給限度額に係る支給率の改正で、現行「100分の42.5」を「100分の47.5」に改正するものでございます。

次に、資料3-2から3-7は一般職職員の給料表の改正であり、今回の人事院勧告に伴い平均0.2%の増額改正となっております。

次に、資料3-8をごらんください。

第2条による改正でございます。

第20条第2項は一般職の期末手当に係る支給率の改正で、現行6月に支給する場合においては「100分の122.5」、12月に支給する場合においては「100分の137.5」を6月、12月ともに同じ率の「100分の130」に改正し、第3項は再任用職員の期末手当に係る支給率の改正で、一般職と同様に、6月、12月ともに同じ率の100分の72.5に改正するものでございます。

次に、第21条第2項第1号は一般職の勤勉手当支給限度額に係る支給率の改正で、現行「100分の95」を「100分の92.5」に、第2号は再任用職員に係る勤勉手当支給限度額に係る支給率の改正で、現行「100分の47.5」を「100分の45」に改正するものでございます。

恐れ入りますが、議案書14ページにお戻りください。

上から8行目、附則でございます。

第1項は施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、遡及のための適用規定でございます。第1条の規定による改正後の一般職職員給与条例の規定は平成30年4月1日から適用するものとし、第21条第2項の改正規定は、平成30年12月1日から適用するものでございます。

第3項は、給与及び勤勉手当の内払規定でございます。第1条改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職職員給与条例の規定に基づいて支給された給与及び勤勉手当は、第1条改正後の給与条例の規定による給与及び勤勉手当の内払とみなすものでございます。

次に、第4項は、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める旨の委任規定でございます。

以上で、議案第80号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。
議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第9 議案第81号 土砂埋立て等の規制に関する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）議案第81号 土砂埋立て等の規制に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書15ページをごらんください。

提案理由でございますが、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例の対象外となる500平方メートル以上3,000平方メートル未満の土砂埋め立て等の行為について、災害の防止等を目的として一定の制限を規定する必要があることから、この条例案を提出するものでございます。

なお、この条例案の対象外となる3,000平方メートルを超えると、引き続いて大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例の規制対象となるため、基本的には大阪府の条例を準用するとともに、大阪府下の他市町の条例で定められている大阪府条例にない規制を本町も取り入れた内容となっているものでございます。

それでは、16ページをごらんください。

まず、第1条は、関係する者の責務を明らかにし、必要な規制を行うことにより、土砂埋め立て等の適正化を図り、災害防止及び生活環境の保全に資することをこの条例の目的であると規定しております。なお、大阪府の条例にはない土砂を運搬する者の責務を追記しております。

次に、第2条は定義でございます。第1項は土砂埋め立て等、第2項は埋め立て等区域、第3項は土砂を発生させる者の定義でございます。

次に、第3条は町の責務、第4条は土砂埋め立て等を行う者の責務で、第1項において、大阪府の条例では「周辺地域の住民の理解を得よう努めなければならない。」で終わっているところを、その後、「苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。」をつけ加えております。

第5条は土砂を発生させる者の責務、また、17ページの第6条は土地の所有者の責務で、直接土砂埋め立て等にかかわらない土地所有者に対しても土地の適正管理を求めています。

第7条は大阪府条例にはない土砂運搬者の責務で、沿道への粉じん飛散の防止、騒音・振動の低減を求めています。

次に、第8条は土砂埋め立て等の許可要件で、まず第1項では、許可を必要とする土地の最小基準を府内の条例制定済み市町と同様、500平方メートル以上かつ高さ1メートルと規定するものでございます。

なお、第2項は、国や地方公共団体など公共団体が行う土砂埋立て等や採石法など他の法律で規制がかかる土砂埋立て等については適用除外としております。

第9条は、大阪府条例にはない事前協議で情報をより早くキャッチするため、事前に協議を求めるものでございます。

第10条は、土砂埋め立て等の許可の申請予定者は土地の所有者の同意を必要とするもので、同意した土地所有者は第6条の責務が発生することとなります。

第2項や第3項では、土砂埋め立て等の変更や許可事業者に相続等が発生したときには認可及び承認が必要となり、その際も土地の所有者の同意を得なければならない旨の規定でございます。

第11条は、申請予定者は、許可申請するまでに周辺地域の住民に対して説明会を開催しなければならないとした周辺地域の住民への周知でございます。また、第2項では、住民へ周知した内容及び結果を記載した書面を作成しなければならないとしております。

第12条は申請書に記載する事項や添付資料などを定めた許可申請手続について定めたもので、19ページの第1項第6号では土砂埋め立て等の期間を記載するようにしており、第4項では、その期間について3年を超えて申請することができないとしているため、3年ごとに申請が必要となってきます。

第13条は、許可の基準等を定めたものです。内容は、第1項第1号では、過去3年間でこの条例による改善命令や土砂埋め立て等の停止処分、許可の取り消しを受けた者や暴力団排除条例に該当するなど個人的な事項が該当しないこと、また、第2号では申請に係る土砂埋め立て等を的確かつ

継続して行うに足る資力について、第3号では土地の所有者の同意、第4号では災害を防止するための対策、また、第5号では事業計画が埋立て等区域外への土砂崩落、飛散または流出による災害を発生させないよう構造上の基準の適合、第6号では、水質検査を行うための必要な措置として、それぞれがいずれも適合していると認められるときは許可しなければならないとしております。

21ページをお開きください。

第14条は、第12条による申請を行い、埋め立て等の許可を受けた後、申請内容に変更が生じた場合の変更の許可等について定めております。

第15条は、許可事業者は土地所有者が適正管理の責務を果たせるよう、許可を受けたら遅滞なく土地所有者に書面で土砂埋め立て等の内容を通知しなければならない。第2項では許可を受けた際何らかの条件が付されたとき、第3項は変更許可を受けたとき、第4項は相続の承認を受けたときも同様に、内容を通知しなければならないとするものでございます。

22ページの第16条は、許可事業者が土砂埋め立て等に着手したときは、10日以内に町長に届け出るものとしております。

第17条は、許可事業者は、土砂を運搬するときは土砂の発生場所及び土砂が汚染のおそれがないか確認しなければならないとし、その結果を町長に報告しなければならないとした土砂搬入の報告規定でございます。

第18条は、許可事業者に対して、土砂の量などを記載した土砂管理台帳の作成を義務づけております。

第19条は、許可事業者に対して土砂の量を定期的に報告させるよう定めております。

次に、第20条は水質検査等の規定で、第1項では生活環境に係る被害が生じるおそれがあるときなど、また、第2項では土砂埋め立て等が完了または廃止したときは、許可事業者は水質検査を行い、その結果を報告しなければならないとしております。また、第3項では、許可事業者が区域外への排水が水質基準に適合していないことを確認したときは、直ちに報告し、必要な措置を講じなければならないとしております。

第21条は、土砂埋め立て等が施工されている間、許可事業者は公衆の見やすい場所に標識を掲示させるものとし、第2項では、区域の境界を明らかにするため境界標を設けなければならないとしております。

第22条は、土砂埋め立て等に関し、災害防止または生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じて、関係書類の閲覧を許可事業者に義務づけているものでございます。

第23条は、第1項では、許可事業者は土砂埋め立て等が完了などしたときは遅滞なく町長に届け出るものとし、第2項では、町長は許可内容と適合しているか確認し、その結果を届け出した者に通知するものとしております。そして第3項では、土砂の崩落などにより災害を防止するための必要な措置を講じられていない旨の通知を受けた者は、災害を防止するために必要な措置を講じなければならないとしております。

第24条は、許可事業者が相続などにより地位を承継する際の手続を定めたものでございます。

24ページの第25条は、命令事項でございます。

まず、第1項では、町長は災害を防止するため緊急の必要があると認められるときは、許可事業者に対して相当の期限を定めて必要な措置を講ずるべきことを命じ、または相当の期間を定めて土砂埋め立て等の停止を命ずることができるとしております。

第2項は、変更も含めて無許可で土砂埋め立て等を行った者に対して、相当の期限を定めて土砂の全部または一部を撤去するとともに、災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるとしております。

第3項は土砂埋め立て等の完了時における確認で、災害を防止するための必要な措置が講じられておらなかったため必要な措置を求められていた者や、許可の取り消しを受け災害防止または生活環境保全上必要な措置を求められていた者が必要な措置を講じないときは、相当の期限を定めて必

要な措置を命ずることができるとしております。

第4項は、埋め立て等の許可の基準となっている土砂埋め立て等の施工中や土砂埋め立て等の最大堆積時及び完了時において、埋め立て等区域外への土砂の崩落、飛散または流出による災害を防止するための必要な措置や形状及び構造上の基準に適合していない場合は、災害を防止するため、相当の期限を定めて必要な措置を命じ、または土砂埋め立て等の停止を命ずることができるとしております。

第5項は、埋め立て等区域外への排水が水質基準に適合していないときは、その原因の調査や相当の期限を定めて必要な措置を講ずるべきことを命じ、または土砂埋め立て等の停止を命ずることができるとしております。

第26条は許可の取り消し等に関する規定で、不正の手段で許可を受けた者や正当な理由なく1年を経過しても土砂埋め立て等に着手しない者、暴力団排除条例に該当するに至ったときや本条例の規定に違反した者は、許可を取り消し、または相当の期間を定めて土砂埋め立て等の停止を命ずることができるとしております。

また、第2項では、この許可の取り消しを受けた者は、災害の防止または生活環境保全上必要な措置を講じなければならないとしております。

第27条は関係図書の保存期間を定めたもので、3年間は土砂管理台帳など関係図書を保存しなければならないとしております。

第28条は、土砂埋め立て等の同意をした土地の所有者に対して、定期的に土砂埋め立て等の施工状況の確認義務を行わせるとともに、第2項では、確認の結果、埋立て等の許可内容と明らかに異なる土砂埋め立て等が行われていることを知ったときは、直ちに土砂埋め立て等を行う者に対し、中止または原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を町長に報告しなければならないとしております。

また、第3項では、災害が発生し、またはそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を町長に通報しなければならないとしております。

26ページの第29条は、土地の所有者に対する勧告及び命令でございます。これは、町長が土砂埋め立て等の許可事業者に対して、土地所有者の許可を受けずに土砂埋め立て等を行った者に対する改善命令や停止命令を除く措置命令をしたにもかかわらず措置を講じない場合で、前条に規定する土地所有者の義務規定で土砂埋め立て等の許可内容と明らかに異なる土砂埋め立て等が行われているのに定期的な確認をしなかった場合や、明らかに異なる土砂埋め立て等が行われていることを知ったときは、速やかにその旨を町長へ報告する義務がございますが、その報告を怠った土地所有者に対しては必要な措置を講ずるよう勧告することができるとしております。

さらに、第2項では、その勧告に従わない場合で必要な措置を講じさせることが相当であると認められるときは、必要な措置を命ずることができるとしております。

第30条は、町長が土砂埋め立て等を行う者や土地の所有者に対して報告を求めることができる旨を明確に定めているものでございます。

第31条は、必要な限度において職員が立入検査をできることを規定しております。

第32条は、災害を防止するための措置命令を行ったときは、当該命令を受けた者の氏名や命令内容などを公表することができるとしたものでございます。

27ページの第33条は、許可承認や許可の取り消し処分などを行うとき、申請者等が暴力団密接関係者などの確認を要するときには、泉佐野警察署長の意見を聞くことができると規定しております。

第34条は、町長への委任規定でございます。

第35条から第39条までは罰則規定で、第35条は2年以下の懲役または100万円以下の罰金、第36条は1年以下の懲役または100万円以下の罰金、第37条は6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金、第38条は50万円以下の罰金、第39条は30万円以下の罰金について定めており、内容につきましては大阪府条例と同様でございますので、大阪地方検察庁とは指摘事項もなく、平成30年10月9日

付で協議を終えております。

第40条は両罰規定で、処分の対象は行為者のみではなく、会社や代表者等にも及ぶものとしております。

以上が本文でございます。

次に、附則でございますが、附則1としては、施行日は平成31年4月1日でございます。

附則2、3は経過措置でございますが、2は、施行日において土砂埋め立て等を行っている者については、許可の申請について6カ月間猶予を持たせるというもので、許可または不許可の処分があるまでの間も土砂埋め立て等を行うことができるものでございますが、現在そのような土砂埋め立て等を行っている者はございません。

3は、施行日において他の法令等による許可、認可等を受けている土砂埋め立て等がある場合は、3年の範囲内において許可期間が満了する日までは、第2章で規定する許可等を必要としないというものでございます。これも附則2と同様、現在そのような土砂埋め立て等を行っている者はございません。

以上、よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願いいたしまして、土砂埋立て等の規制に関する条例の説明を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第10 議案第82号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、議案第82号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書29ページをごらんください。

まず、提案理由でございます。

介護保険法の一部改正により、共生型サービス事業者の指定の特例が設けられたことから、共生型地域密着型サービスの事業者の指定基準等を追加するため、この条例案を提出するものでございます。

主な改正内容でございますが、障がい福祉サービスを利用している方が65歳以上になっても引き続き同じ事業所でサービスを利用できるなどの観点から、障がい福祉サービスの視点を持つ事業者が介護保険の指定を受けやすくなる共生型サービスが本年4月に新設されました。この共生型サービスに共生型地域密着型サービス事業者の特例基準が設けられたことから、本条例に引用条項を追加するものでございます。

それでは、30ページをごらんください。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

説明につきましては新旧対照表で行いますので、ピンクの分界紙の後ろにございます資料4をお開きください。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案となっております。

第1条につきましては、共生型地域密着型サービス事業者の特例を追加するため、引用条項を加

えるものでございます。

第2条につきましては、第1条と同じく、共生型地域密着型サービス事業者の特例の条項と準用条項を加えるものでございます。

それでは、議案書30ページにお戻りください。

附則でございます。

施行期日でございますが、この条例は平成31年1月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第82号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第11 議案第83号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、議案第83号 介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書31ページをごらんください。

まず、提案理由でございます。介護保険法の一部改正により、共生型サービス事業者の指定の特例が設けられたことから、共生型サービス事業者の指定の申請に係る事務手数料を追加するため、この条例案を提出ものでございます。

主な改正内容でございますが、共生型サービス事業者の指定の特例が設けられたことに伴い、当該指定の申請に係る審査事務が一部軽減されるため、広域福祉課の構成市町である3市3町で協議した結果、共生型サービスの指定申請に係る事務手数料を大阪府条例で定める手数料と同額の1件1万円とすることといたしましたので、当該指定申請に係る事務手数料を別表に追加するものでございます。

それでは、32ページをごらんください。

介護保険条例の一部を改正する条例でございます。説明につきましては新旧対照表で行いますので、ピンクの分界紙の後ろにございます資料5-1をお開きください。

介護保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

今回の改正は別表の改正となっておりまして、右が現行、左が改正案となっております。

法改正により共生型サービス事業者の特例が設けられたことから、別表4の項に共生型居宅サービス事業者または共生型介護予防サービス事業者の指定のいずれかの申請を行う場合の手数料1万円、5の項に共生型居宅サービス事業者の指定の申請と同時に共生型介護予防サービス事業者の指定の申請を行う場合の手数料1万円、8の項に共生型地域密着型サービス事業者の指定の申請を行う場合の手数料1万円をそれぞれ追加するものでございます。

1の項及び2の項につきましては、先ほどご説明しましたとおり、新たに共生型サービス事業者の手数を別に定めることから、共生型居宅サービス事業者及び共生型介護予防サービス事業者の指定の申請をしようとする者を除く旨を追加するものでございます。

6の項につきましては、共生型地域密着型サービス事業者の申請をしようとする者を除く旨を追加するもの及び今回の改正に伴う項ずれ対応を行うものでございます。

7の項及び9の項から13の項につきましては、今回の改正に伴う項ずれ対応を行うものでござい

ます。

それでは、恐れ入りますが、議案書32ページにお戻りください。

附則でございます。

施行期日でございますが、この条例は平成31年1月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第83号 介護保険条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、議案どおりご可決賜りますようお願いいたします。
議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第12 議案第84号 指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、議案第84号 指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）につきましてご説明申し上げます。

議案書の33ページをごらんください。

指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）について、下記のとおり指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称でございますが、熊取町立老人福祉センターでございます。

指定管理者となる団体の名称は公益社団法人熊取町シルバー人材センターで、所在地は大阪府泉南郡熊取町山の手台1丁目8番4号でございます。

最後に、指定の期間でございますが、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

以上で、議案第84号 指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。
議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第13 議案第85号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）それでは、議案第85号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）についてご説明申し上げます。

議案書の34ページをごらんください。

指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

下記といたしまして、施設の名称は熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンドでございます。

次に、指定管理者となる団体の名称は、東京都中央区新川1丁目21番2号、セントラルスポーツ株式会社、代表取締役社長後藤聖治でございます。

最後に、指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

以上で、議案第85号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）についての説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第14 議案第86号 民事調停の成立についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）それでは、議案第86号 民事調停の成立についてご説明させていただきます。

議案書の35ページをお開きください。

大阪地方裁判所平成29年（ユ）第508号保育所用地の有償化等請求調停事件について、下記のとおり調停を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、1の当事者でございます。申立人が大阪市中央区今橋2丁目3番21号、大阪府住宅供給公社、相手方が熊取町でございます。

次に、2の事案の概要でございますが、申立人が本町内に所有する土地に関して、本町との間で昭和50年8月1日付で使用貸借契約を締結して以降、保育所用地、こちらは現アトム共同保育園用地の一部でございます。として、無償での使用を継続してきましたが、申立人が社会環境の変化と経営改善を理由に有償化する方針に転じ、平成29年7月31日をもって無償での使用貸借契約を終了し、以降は有償化とする決定を本町に対して行ったところでございます。

本町としては、この決定を受け入れられず有償化に応じなかったことから、申立人が本町に対して、平成29年7月31日をもって使用貸借契約終了の通告を行うとともに、当該土地の有償化に応じなければ、土地の明け渡しと明け渡し済みまでの地代相当額の損害金の支払いを求める民事調停が平成29年11月24日付で申し立てられたものでございます。

上記の申し立てを受け、和解協議を行った結果、平成30年11月7日付で大阪地方裁判所から調停条項案が提示されたものでございます。

続いて、3の調停の内容でございます。

裁判所から示された調停条項につきましてご説明させていただきます。

なお、議案書の39ページには物件目録、40ページには別紙図面として地番図がございますので、恐れ入りますが、あわせてごらんいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、36ページにお戻りください。

調停条項の内容でございます。

（1）申立人と相手方は、別紙物件目録記載1の土地、所在が大阪府泉南郡熊取町長池、地番は621番3、地目は宅地、地積は2,140.00平方メートルでございます。別紙図面では本件土地と表記している部分となります。この本件土地に係る申立人、相手方間の土地使用貸借契約は、平成29年7月31日をもって申立人の更新拒絶により終了したことを確認する。

（2）前項の規定にかかわらず、申立人は相手方に対し、平成35年（2023年）3月31日までの間、相手方が本件土地を原契約と同様の条件で無償にて継続使用することを認める。

（3）申立人は相手方に対し、本件土地を次の条件で賃貸し、相手方はこれを貸借する。

①使用目的は、まずア、別紙物件目録記載2の土地、上記1記載の土地のうち、後記3記載の土

地を除く土地部分2,124平方メートルでございます。議案書の40ページの別紙図面では土地2と表記した部分となります。この土地2につきましては、保育所または認定こども園の事業の用に供すること。

次に、イ、別紙物件目録記載3の土地部分、上記1記載の土地のうち別紙図面記載のA、B、C、D、Aの各点を結ぶ範囲の土地部分、16平方メートルでございます。この土地3につきましては、放射線モニタリングシステム設置の用に供することとなっております。

②賃貸借期間は平成35年（2023年）4月1日から50年間。

③地代は後記（4）のとおりでございますので、後ほどご説明いたします。

④転借人は、ア、土地2については社会福祉法人アトム共同福祉会、イ、土地3については大阪府で、町がそれぞれに転貸するものでございます。

⑤その他の条件は、別紙一般定期借地権設定契約書記載のとおりとされており、内容につきましては後ほどご説明させていただきます。

次に、（4）新契約における地代の額は、次の方式により決定するもので、①地代（年額）は、純賃料に公租公課を加えて得た額とする。なお、この額は新契約に定めたところにより、原則として3年ごとに改定する。

②純賃料は、次の方式により算出するもので、まずア、算出式は更地価格に対して契約減価として0.5を差し引いた割合を乗じて基礎価格を算定し、その基礎価格に期待利回りの数値を乗じて算出するものです。

次に、イ、算出は、JLL森井鑑定株式会社に委託し、遅くとも平成34年（2022年）12月末までに結論を得るものとする。

ウ、前記イの委託者は申立人とし、その費用は申立人と相手方が折半とする。

③公租公課の額は、直近の1月1日時点の額によるとするものでございます。

（5）相手方は、申立人に対し、本件土地と同等の価値を有する相手方保有地との交換の申し出をすることができ、申立人は、この申し出があったときは交換について誠実に協議する。なお、相手方が土地交換の申し出をする場合には、平成33年（2021年）3月末までに行うよう努力する。

（6）申立人及び相手方は、本件調停の経緯及び内容を相手方ホームページへの議会議事録登載、情報公開請求に基づく開示等、正当な理由のある場合を除き、第三者に口外しない。

（7）申立人及び相手方は、申立人と相手方との間には、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

（8）調停費用は各自の負担とする。

以上が調停条項の内容でございます。

恐れ入りますが、議案書の41ページをお開きください。

46ページまでが、先ほどご説明いたしました調停条項中、その他の条件に記載されております一般定期借地権設定契約書となっております。

本契約書につきましては、申立人、相手方双方が調停条項の各項目を誠実に履行するために、その契約的な位置づけとして調停条項と同じく大阪地方裁判所から提示されたもので、今回の民事調停を成立するための内容となっております。

それでは、主な内容につきましてご説明させていただきます。

まず、第1条は契約の目的でございます。本件土地を保育所または認定こども園の事業の用に供すること、また、一部を放射線モニタリングシステムの設置の用に供することを目的として、借地借家法第22条に規定する一般定期借地権を設定し、本町が転貸することなどについて規定しております。

第2条は用途指定についてでございます。第2項では、第1項の用途以外にも別途協議の上、転用することができるよう規定しております。

第3条は存続期間についてでございます。本件借地権の存続期間は平成35年（2023年）4月1

日から平成85年（2073年）3月31日までの50年間とするものでございます。

第4条は賃料についてでございます。平成35（2023）年度分の年額につきましては純賃料のみで、平成36（2024）年度分以降の年額につきましては、純賃料に平成36年度の公租公課を加えた額となっております。

第2項は、賃料を3年ごとに見直す旨の規定でございます。

第5条は遵守事項についてでございます。当該土地の維持管理等については本町が負担する旨の規定でございます。

第6条は承諾事項についてでございます。第1号から第5号のいずれかの行為を行うときは、事前に大阪府住宅供給公社の承諾を得なければならない旨の規定でございます。

第7条は借地権の譲渡についてでございます。本町が借地権を第三者に譲渡する場合の規定でございます。

第8条は建物の譲渡及び賃貸借に関する措置についてでございます。第1項では、社会福祉法人アトム共同福祉会が建物を第三者に譲渡する場合、第2項では、同じく社会福祉法人アトム共同福祉会が建物を第三者に賃貸する場合の規定でございます。

第9条は土地の買い受け請求についてでございます。本町または社会福祉法人アトム共同福祉会は、本件借地権の存続期間中、大阪府住宅供給公社に対し土地を買い受ける旨を申し出ることができることとするものでございます。

第10条は底地の譲渡についてでございます。大阪府住宅供給公社が本件土地を第三者に譲渡する場合の規定でございます。

第11条は通知義務についてでございます。第1号及び第2号の変更があった場合の通知義務規定でございます。

第12条は契約解除についてでございます。大阪府住宅供給公社が契約を解除することができる場合についての規定でございます。

第13条は途中解約についてでございます。本町が途中解約を申し出る場合についての規定となっており、借地権の存続期間中であっても解約は可能とするものでございます。

第14条は土地の明渡しについてでございます。借地権の存続期間満了または契約が解除もしくは解約された場合の土地明け渡しに関する規定でございます。

第15条は費用償還請求権等の放棄についてでございます。本町、社会福祉法人アトム共同福祉会及び大阪府は、本件土地の返還に際し、民法に基づく有益費用の返還請求権等を行使しないこととする規定でございます。

第16条は遅延損害金についての規定、第17条は管轄裁判所についての規定でございます。

第18条は再契約についてでございます。本件借地権の存続期間満了1年前までに再度新たな一般定期借地権の設定を申し出ることができる旨の規定でございます。

第19条は、規定外事項についての内容となっております。

なお、本契約の締結につきましては、調停条項に定める賃料算出が平成34年（2022年）12月末までとなっておりますことから、契約締結日につきましては、早くとも賃料が定まって以降となりますので、平成35年（2023年）3月末ごろになる予定でございます。

以上で、議案第86号 民事調停の成立についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第15 議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、議案書47ページをごらんください。

議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定についてご説明申し上げます。

土地改良法第96条の4の規定により準用する同法第87条の5第1項の規定に基づき、応急工事計画の策定について議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、平成30年7月5日から8日の7月豪雨により発生した農業用施設の災害復旧事業を実施するため、応急工事計画案を提出するものでございます。

当日の雨の状況でございますが、24時間最大雨量は5日午後4時から6日午後4時までの191ミリ、1時間最大雨量は6日1時から2時までの27ミリとなっており、その影響で農業用施設が被災したもので、復旧工事が国庫補助事業の対象となるものでございます。

48ページをごらんください。

応急工事計画でございます。地区及び箇所番号は501/012、所在地は若葉2丁目地内でございます。事業量は、延長が9.0メートル、災害前後の状況は豪雨による水路崩壊でございます。工事計画につきましては、後ほど図面により説明させていただきます。工事着手及び完了予定時期につきましては、平成31年1月に着手し、平成31年3月の完了を予定してございます。事業費につきましては178万2,000円で、事業効果も同額でございます。

49ページの図面をごらんください。

上から被災箇所位置図、平面図、横断図でございます。

被災箇所は関西医療大学北側の農地にある農業用水路で、幅、深さともに30センチメートルの水路が法面とともに延長9メートルにわたり崩壊したもので、工事内容としましては、水路につきましては被災したプレキャストコンクリートU字溝を流用して、崩壊した法面は布団かご工3段と盛り土法面整形により、延長9メートルにわたり復旧するものでございます。

なお、これらの計画につきましては10月10日に国の災害査定を受検し認められた内容となっております。国の補助率につきましては65%となっております。

以上、議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第16 議案第88号 南部大阪都市計画道路熊取駅西1号線の区域外設置に関する協議についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）それでは、議案第88号 南部大阪都市計画道路熊取駅西1号線の区域外設置に関する協議についてご説明いたします。

議案書50ページをごらんください。

まず、提案理由でございますが、南部大阪都市計画道路熊取駅西1号線を熊取町の一部の区域に設置することに関して泉佐野市と別紙のとおり協議することについて、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案書の51ページをごらんください。

協議書でございます。

泉佐野市と熊取町とは、南部大阪都市計画道路熊取駅西1号線を熊取町の一部の区域に設置することについて、地方自治法第244条の3第1項の規定により、次のとおり協定するというものでございます。

それでは、協議書の内容をご説明いたします。

まず、第1条は区域外設置についてで、泉佐野市は、南部大阪都市計画道路熊取駅西1号線を熊取町の一部の区域に設置するというものです。

次に、第2条の設置区域についてですが、計画道路を設置する区域は別図のとおりにするというものです。

隣の52ページをごらんください。

地図の中央右側の旧住吉川と雨山川の合流地点、2点鎖線が行政界で、熊取駅西1号線が薄い網かけ部分である熊取町域に重なっている箇所となります。

当該計画道路は、現在、本町と泉佐野市とで進めている熊取駅西側地区の整備において本町が設置する駅西交通広場へのアクセス道路となるもので、現在、泉佐野市において整備が進められているものでございます。

恐れ入ります。議案書の51ページにお戻りください。

次に、第3条の経費の負担についてですが、計画道路の設置及び管理に要する経費は、泉佐野市が負担するというものです。

続いて、第4条、補則として、この協定に定めるもののほか、計画道路の設置及び管理について必要な事項は、泉佐野市長と熊取町長が協議して定めるというものでございます。

以上が協議書の内容でございます。なお、本議案につきましては、泉佐野市においても同内容で12月定例市議会に上程されているものでございます。

以上で、議案第88号 南部大阪都市計画道路熊取駅西1号線の区域外設置に関する協議についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第17 議案第89号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、議案第89号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第10号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、台風21号により被災した施設の復旧に係る経費、台風21号により被災した農業用施設の復旧支援経費、平成30年度人事院勧告対応による人件費補正などとなっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをお開きください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,139万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ167億2,899万円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては繰越明許費の補正、第3条につきましては債務負担行為の補正、第

4条につきましては地方債の補正でございますので、順次説明させていただきます。

5ページをお開きください。

第2表繰越明許費の補正でございます。

1の追加でございますが、款 土木費、項 道路橋りょう費、向田橋橋梁修繕事業3,210万2,000円ですが、工事に係る電柱等の支障物件の移設工事に想定以上の日数を要しており、年度内の工事完了が見込めないため、翌年度に繰り越すものでございます。

次の五門地区浸水対策事業260万円ですが、町道五門築留線の浸水対策として事前調査及び工法検討に日数を要することから、年度内完了が見込めないため、翌年度に繰り越すものでございます。

次の町道永楽線法面修繕事業4,000万円ですが、道路の法面崩壊部分の修繕を実施するもので、現状及び交通規制等の関係から年度内完了が見込めないため、翌年度に繰り越すものでございます。

次の項 河川費、河川維持事業246万5,000円ですが、フェンス修繕材料の納品に時間を要することから、年度内完了が見込めないため、翌年度に繰り越すものでございます。

次の款 教育費、項 小学校費、西小学校・南小学校・北小学校トイレ改修事業1,365万8,000円ですが、各小学校トイレの洋式化改修に係る設計業務に一定の作業時間を要することから、年度内完了が見込めないため、翌年度に繰り越すものでございます。

次の款 災害復旧費、項 公共土木施設災害復旧費、公園災害復旧事業1,299万円ですが、台風21号により被災した奥山雨山自然公園第1展望台の災害復旧工事が、災害査定等の手続に時間を要することから年度内完了が見込めないため、翌年度に繰り越すものでございます。

次の公共施設災害復旧費、熊取南中学校災害復旧事業1億2,940万2,000円、次の文化財災害復旧事業3,900万1,000円、次の庁舎等災害復旧事業847万7,000円、次の老人憩の家災害復旧事業1,189万9,000円ですが、全て台風により被災したものであり、災害復旧に一定の作業時間を要し、年度内完了が見込めないため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、6ページをごらんになってください。

第3表債務負担行為補正でございます。

1の追加でございます。大阪府議会議員選挙執行経費につきましては、平成30年度中に業務に係る契約等を締結するために行うもので、平成30年度から31年度までの期間で限度額を170万4,000円と設定するものでございます。

次に、2、変更でございますが、小学校給食調理等業務委託（平成30年度）及びその下、中学校給食調理等業務委託（平成30年度）につきましては、来年10月の消費税率引き上げや夏の長期休業期間短縮等による影響のため、限度額を小学校給食で2億8,375万6,000円に、中学校給食で1億4,231万1,000円に増額変更するものでございます。

その下のOA機器等賃貸借及び保守委託（平成30年度）につきましては、人事給与システム更新経費が消費税率引き上げの影響を受けるため、限度額を4,582万6,000円に増額変更するものでございます。

次に、7ページをごらんになってください。

第4表地方債補正でございます。

1の追加でございますが、農業施設災害復旧事業50万円につきましては、小谷水路災害復旧工事の財源として借り入れるものでございます。充当率については補助裏の90%でございます。

その下の公園災害復旧事業430万円につきましては、奥山雨山自然公園第1展望台災害復旧事業の財源として借り入れるものでございます。充当率につきましては補助裏の100%でございます。

その下の学校教育施設災害復旧事業5,410万円につきましては、南中学校災害復旧事業の財源として借り入れるものでございます。充当率につきましては補助裏及び起債対象事業費の100%でございます。

その下の庁舎等施設災害復旧事業840万円につきましては、庁舎等災害復旧事業の財源として借り入れるものでございます。充当率につきましては起債対象経費の100%でございます。

その下の社会福祉施設災害復旧事業1,180万円につきましては、東和苑老人憩の家災害復旧事業の財源として借り入れるものでございます。充当率につきましては起債対象経費の100%でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

次に、2、変更でございます。

永楽ダム周辺道路法面修繕事業につきましては、町道永楽線法面修繕工事の財源として借り入れるもので、限度額を2,770万円に増額変更するものでございます。

その下の社会教育施設災害復旧事業につきましては、中家住宅災害復旧事業の財源として借り入れるもので、限度額を5,490万円に増額変更するものでございます。

いずれも、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

8ページ、9ページは総括ですので省略させていただきます。

10ページ、11ページをごらんになってください。

なお、職員に係る人件費の補正につきましては、36ページ以降の補正予算給与費明細書の中で後ほど一括して説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金の子どものための教育・保育給付負担金2,303万9,000円の増額につきましては、民間保育所の入所児童数の増などに伴うものでございます。

その下の目 災害復旧費国庫負担金の公園災害復旧費負担金866万3,000円の増額につきましては、奥山雨山自然公園第1展望台災害復旧事業に対する負担金でございます。その下の中学校災害復旧費負担金7,597万7,000円の増額につきましては、熊取南中学校災害復旧事業に対する負担金でございます。

次に、項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金の地域生活支援事業費等補助金170万3,000円の増額につきましては、障害者自立支援給付支払等システム改修経費に対する補助金でございます。

その下の目 土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金2,000万円の増額につきましては、永楽ダム周辺道路法面修繕に対する補助金でございます。

その下の目 教育費国庫補助金の文化財保存整備費補助金2,223万円の増額につきましては、中家住宅災害復旧事業に対する補助金でございます。

次に、款 府支出金、項 府負担金、目 民生費府負担金の子どものための教育・保育給付費負担金1,152万円の増額につきましては、国庫負担金と同様に、民間保育所の入所児童数の増などに伴うものでございます。

次に、項 府補助金、目 民生費府補助金の施設型給付費等地方単独費用補助金235万6,000円の増額につきましても、民間保育所の入所児童数の増などに伴うものでございます。

その下の目 衛生費府補助金の大阪府造血細胞移植後定期接種ワクチン再接種費用補助金15万7,000円の増額につきましては、予防接種で得た免疫が造血細胞移植により失われた場合に行う再接種費用に対する助成金に充当するものでございます。

その下の目 農林水産業費府補助金の大阪府農業経営構造対策事業補助金2億849万9,000円の増額につきましては、台風21号により被災した農業施設の復旧に係る補助金に充当するものでございます。

その下の目 商工費府補助金の市町村観光振興支援事業補助金268万7,000円の増額につきましては、観光案内所の機能強化に対する補助金でございます。

その下の目 災害復旧費府補助金の農業施設災害復旧費補助金115万8,000円の増額につきましては、小谷水路災害復旧事業に対する補助金でございます。

次に、項 委託金、目 総務費委託金の府議会議員選挙委託金291万8,000円の増額につきましては、平成31年4月執行予定の府議会議員選挙に係る委託金でございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金1,980万円の増額とその下の目 財政調整基金繰入金9,852万4,000円の増額につきましては、財源調整分でございます。

その下の目 産業活性化基金繰入金147万2,000円の増額につきましては、産業活性化基金事業補助金に充当するため、繰り入れるものでございます。

次に、12ページ、13ページをごらんになってください。

項 特別会計繰入金、目 介護保険特別会計繰入金の介護保険特別会計繰入金6,000円の増額につきましては、平成27、28年度低所得者保険料軽減負担金の再確定によるものでございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の電算機使用負担金218万1,000円の増額につきましては、来年5月から新元号対応システム改修に係る各特別会計、企業会計からの負担金でございます。

その下の町村振興共催事業負担金につきましては、大阪府町村長会からの負担金で、くまとりロードレース運営経費に充当するものでございます。

最後に、款 町債につきましては、第4表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

14ページ、15ページをごらんになってください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の契約検査一般事務経費、臨時雇賃金33万9,000円の増額につきましては、正規職員の産休に伴うものでございます。

その下の目 企画費のシティプロモーション事業、社宅等誘致奨励金60万円の増額につきましては、社宅整備促進補助金制度の申請見込み分でございます。

その下の目 電子計算費の電子計算システム整備事業、電子計算システム開発委託料1,010万2,000円の増額につきましては、来年5月からの新元号に対応するためのシステム改修経費でございます。

次に、16ページ、17ページをごらんになってください。

項 選挙費、目 府議会議員選挙費の府議会議員選挙運営事業、投・開票管理者等報酬4万6,000円の増額から個人演説会場借上料7,000円の増額につきましては、来年4月予定の府議会議員選挙の執行経費でございます。

次に、18ページ、19ページをごらんになってください。

款 民生費、項 社会福祉費、目 後期高齢者医療費の後期高齢者医療事務事業、療養給付費負担金893万2,000円の増額につきましては、平成29年度後期高齢者医療定率負担金の精算追加分でございます。その下、後期高齢者医療特別会計繰出事業、後期高齢者医療特別会計繰出金22万5,000円の増額につきましては、人事異動、人事院勧告に伴う人件費補正などによるものでございます。

次に、20ページ、21ページをごらんになってください。

項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の子ども医療費助成事業、子ども医療費公費負担額1,785万5,000円の増額につきましては、所要見込み額の増によるものでございます。その下の民間保育所等助成事業、民間保育所運営委託料3,010万9,000円の増額及びその下の施設型給付費2,549万2,000円の増額につきましては、入所児童数の増などに伴う所要見込み額の増によるものでございます。

次に、目 児童福祉施設費の子育て支援事業、国・府支出金等返還金413万5,000円の増額につきましては、平成29年度子ども・子育て支援交付金等の確定による返還金でございます。

次に、項 国民健康保険費、目 国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出事業、国民健康保険事業特別会計繰出金289万4,000円の増額につきましては、人事異動、人事院勧告に伴う人件費補正などによるものでございます。

次に、項 介護保険費、目 介護保険費の介護保険特別会計繰出事業、介護保険特別会計繰出金190万6,000円の減額につきましては、人事異動、人事院勧告に伴う人件費補正などによるものでございます。その下の介護保険事業、国・府支出金等返還金6,000円の増額につきましては、平成27、28年度低所得者保険料軽減負担金の再確定によるものでございます。

22ページ、23ページをごらんになってください。

次に、款 衛生費、項 保健衛生費、目 予防費の子ども等予防接種事業、予防接種助成金15万7,000円の増額につきましては、造血細胞移植後の予防ワクチン再接種費用の助成金でございます。その下、母子保健事業、国・府支出金等返還金7万2,000円の増額につきましては、平成29年度母子保健衛生費国庫補助金の確定による返還金でございます。

次に、項 上水道費、目 上水道費の水道事業会計繰出事業、水道事業会計繰出金20万4,000円の減額につきましては、人件費補正によるものでございます。

次に、24ページ、25ページをごらんになってください。

款 農林水産業費、項 農業費、目 農業振興費の農業振興事業、普通旅費1万1,000円の増額から被災経営体育成支援事業補助金2億6,840万2,000円の増額につきましては、台風による被災農業者への支援に係る経費でございます。

次に、26ページ、27ページをごらんになってください。

款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費の地域活性化事業、修繕料320万1,000円及びその下の産業振興備品購入費253万1,000円の増額につきましては、観光案内所の機能強化に係る経費でございます。その下の果樹農園支援事業補助金760万円の増額につきましては、ブルーベリー農園に係る補助金でございます。その下の産業活性化基金事業、産業活性化事業補助金147万2,000円の増額につきましては、創業支援事業及びブランド創造支援事業における所要見込み額の増によるものでございます。

次に、28ページ、29ページをごらんになってください。

款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路維持費の道路維持事業、測量・設計・監理等委託料260万円の増額につきましては、五門地区浸水対策調査の費用でございます。その下の町道等維持修繕工事費4,360万円の増額につきましては、4,000万円が町道永楽線法面修繕工事分であり、残りの360万円が小谷地区及び野田地区内の排水施設修繕工事分でございます。

次に、項 河川費、目 河川維持費の河川維持事業、維持修繕工事費246万5,000円の増額につきましては、台風により被災した普通河川雨山川河川敷のフェンス修繕工事費でございます。

次に、項 都市計画費、目 下水道費の下水道事業会計繰出事業、下水道事業会計出資金262万4,000円の増額につきましては、人事異動、人事院勧告に伴う人件費補正及び公債費補正などによるものでございます。

次に、30ページ、31ページをごらんになってください。

款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費の小学校維持管理事業、測量・設計・監理等委託料1,365万8,000円の増額につきましては、町立西、南、北小学校のトイレの洋式化改修に係る設計費用でございます。

次に、目 教育振興費の小学校就学援助事業、要保護・準要保護児童就学援助費272万2,000円の増額につきましては、所要見込み額の増によるものでございます。

次に、項 中学校費、目 学校管理費の中学校運営事業、教師用指導書代38万4,000円の増額につきましては、平成31年度から教科化される道徳用指導書の経費でございます。下の中学校維持管理事業、維持修繕工事費483万5,000円の増額につきましては、熊取中学校グラウンドの防球ネット設置に係る工事費でございます。

次に、目 教育振興費の中学校就学援助費、要保護・準要保護生徒就学援助費143万1,000円の増額につきましては、小学校費と同様に、所要見込み額の増によるものでございます。

続いて、32ページ、33ページをごらんになってください。

項 社会教育費、目 図書館費の図書館施設管理事業、修繕料84万1,000円の増額につきましては、台風により被災した階段の手すりの修繕費でございます。

次に、項 保健体育費、目 体育施設費の体育施設維持管理事業、植木剪定等委託料48万6,000円の増額につきましては、台風により被災した町民グラウンド法面樹木の剪定などの費用ござい

ます。

次に、款 公債費、項 公債費、目 元金の町債元金償還事業、町債元金償還金54万円の増額と、次の34ページ、35ページにまいりまして、目 利子の町債利子償還事業の長期借入金利子228万2,000円の減額につきましては、28年度繰り越し分の借入額が確定したと臨時財政対策債の利率見直しなどによるものでございます。

次に、款 災害復旧費、項 農林水産施設災害復旧費、目 農林施設災害復旧費の農業施設災害復旧事業、災害復旧工事費198万6,000円の増額につきましては、7月豪雨により被災した小谷水路の災害復旧工事費でございます。

次に、項 公共土木施設災害復旧費、目 公園災害復旧費の公園災害復旧事業、災害復旧工事費1,299万円の増額につきましては、台風により被災した奥山雨山自然公園第1展望台の復旧工事費でございます。

次に、項 公共施設災害復旧費、目 学校教育施設災害復旧費の中学校災害復旧事業、災害復旧工事費1億2,940万2,000円の増額につきましては、台風により被災した熊取南中学校校舎屋根等の復旧工事費でございます。

次に、目 社会教育施設災害復旧費の文化財災害復旧事業、報償金4万4,000円の増額から災害復旧工事費3,017万2,000円の増額につきましては、台風により被災した重要文化財中家住宅の復旧に係る経費でございます。

次に、目 庁舎等施設災害復旧費の庁舎等災害復旧事業、修繕料111万4,000円の増額につきましては、台風により被災した公用車駐車場屋根等の復旧に要する経費であり、その下、災害復旧工事費847万7,000円の増額につきましては、同じく台風により被災した役場庁舎の屋根等の復旧工事費でございます。

次に、目 社会福祉施設災害復旧費の老人福祉施設災害復旧工事、災害復旧工事費1,189万9,000円の増額につきましては、台風により被災した東和苑老人憩の家の災害復旧工事費でございます。

次に、36ページの補正予算給与費明細書をごらんになってください。

まず、特別職でございますが、下段の比較の行のところ、報酬におきまして4万6,000円の増額となったものでございます。これは、府議会議員選挙運営事業において投・開票管理者等報酬において増額となったものでございます。

次に、37ページに移りまして、一般職でございます。

上段、給与費ですが、比較の行のところ、給料で2,658万1,000円の減、職員手当で2,223万2,000円の減、共済費で302万1,000円の減となり、合計で5,183万4,000円の減となっております。給料、職員手当、共済費につきましては、人事院勧告に準じた改定に伴う増、自己都合退職や育児休業等に伴う減及び人事異動等に伴う補正となっております。

次に、38ページの給料及び職員手当の増減額の明細をごらんになってください。

ここでは、給料、職員手当の区分に加え、給料改定に伴う増加分及びその他の増加分という区分で、人件費の補正について整理してございます。

なお、41ページの債務負担行為書と42ページの地方債調書につきましては、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第89号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第18 議案第90号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件及び日程第19 議案第91号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件、以上2件を一括議題といたします。

本2件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、議案第90号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）並びに議案第91号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

それでは、まず議案第90号につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費の増額補正並びに人事院勧告の実施及び人事異動等に伴う人件費、また、元号改正に伴うシステム改修による一般会計への電算機使用負担金の増額補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをお開きください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,561万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億8,426万8,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 府支出金、項 府補助金、目 保険給付費等交付金の保険給付費等交付金（普通交付金）につきましては、8ページ、9ページの歳出におけるいわゆる医療費である保険給付費の補正に伴うもので、この歳出と同額の2億7,272万4,000円が大阪府より町に対しまして交付されますので、歳入の増額補正を行うものでございます。

なお、これは、平成30年度より都道府県化に伴う新制度でございます保険給付費等交付金により、かかった医療費は全額大阪府より交付されるもので、これにより、従前のように保険料の予算を増額させる必要がなくなっております。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金の職員給与費等繰入金につきましては、8ページ、9ページの歳出における総務費の人件費及び元号改正に伴うシステム改修に伴うもので、歳出予算と同額の289万4,000円の増額とするものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、職員給与関係事業は、職員に係る人件費の補正でございますので、まず10ページの補正予算給与費明細書の総括で説明させていただきます。

10ページをごらんください。

まず、上段真ん中の給与費でございますが、比較いたしますと給料が133万7,000円の増、職員手当が78万4,000円の増、その横の共済費が68万2,000円の増で、合計280万3,000円の増額となっております。

給料でございますが、人事院勧告に準じた給料改定による増及び人事異動等に伴う増による補正となっております。また職員手当は、人事院勧告に準じた給与改定に伴う増及び勤勉手当の支給率を0.05月分引き上げたことに伴う増及び人事異動等に伴う増による補正となっております。共済費につきましても、同様に増額となったものでございます。

なお、11ページの給料及び職員手当の増減額の明細以降につきましては、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

恐れ入ります、8ページ、9ページにお戻りください。

同じ款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の一般管理経費、電子計算機使用負担金9万1,000円は、元号改正に伴うシステム改修に要する費用でございます。

次に、款 保険給付費、項 療養諸費、目 一般被保険者療養給付費2億226万6,000円及び款 保険給付費、項 高額療養費、目 一般被保険者高額療養費7,045万8,000円の増額でございます。これは、9月末時点で給付費の増額実績が当初想定した伸びを上回っており、以降も同水準で推移するものと見込んで、不足額2つを合わせまして2億7,272万4,000円の増額補正とするもので、歳入でもご説明申し上げましたとおり、その全額を大阪府支出金として歳入するものでございます。

以上で、議案第90号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第91号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、人事院勧告の実施に伴う人件費及び元号改正に伴うシステム改修による一般会計への電算機使用負担金の増額補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをお開きください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,125万2,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金の事務費繰入金につきましては、8ページ、9ページの歳出における総務費の補正に伴うもので、歳出予算と同額の22万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、職員給与関係事業は職員に係る人件費の補正でございます。10ページの補正予算給与費明細書の総括で説明をさせていただきます。

10ページをごらんください。

まず、上段真ん中の給与費でございますが、比較いたしますと給料が2万7,000円の増、職員手当が3万9,000円の増、その横の共済費が4万円の増で、合計10万6,000円の増額となっております。

給料でございますが、人事院勧告に準じた給与改定による増額補正となっております。また職員手当は、人事院勧告に準じた給与改定に伴う増及び勤勉手当の支給率0.05月分を引き上げたことに伴い、増額となったものでございます。共済費につきましても同様、増額となったものでございます。

なお、11ページの給料及び職員手当の増減額の明細以降につきましては、後ほどお目通しいたしますようお願いいたします。

恐れ入ります、8ページ、9ページにお戻りください。

同じく、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の後期高齢者医療事務事業、電子計算機使用負担金11万9,000円は、元号改正に係るシステム改修に要する費用でございます。

以上で、議案第90号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第91号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただ

きます。よろしくご審議いただきまして、いずれも原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第20 議案第92号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、議案第92号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の主な補正内容につきましては、元号改元による電子計算機使用負担金の増額に伴う予算、人事異動及び人事院勧告実施による人件費のための予算、介護給付費等の再確定による国・府支出金の返還のための予算でございます。

まず、1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ37万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億9,028万9,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）19万1,000円の増額、その下の目を1つ飛ばしていただきまして、次の款 府支出金、項 府補助金、目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）9万6,000円の増額、次の款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）9万6,000円の増額につきましては、歳出における包括的支援事業・任意事業の49万7,000円の増額補正に伴う法定負担割合に応じて、国が38.5%、府19.25%、町19.25%の増額補正をするものでございます。

恐れ入りますが、2つ上に戻っていただきまして、先ほど飛ばしました款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 介護保険事業費補助金67万円の増額につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修に対する国庫補助金確定に伴う補正でございます。

次に、2つ飛ばしまして、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 その他一般会計繰入金のうち、節 職員給与費等繰入金の159万9,000円の減額につきましては、歳出における一般管理費の人件費159万9,000円の減額に伴う補正でございます。その下の節 事務費繰入金の減額につきましては、歳出におけるシステム改修に係る経費26万7,000円から先ほど説明しましたシステム改修費、改修補助金67万円を相殺しますと、一般会計から繰り入れる事務費が40万3,000円減額になるものでございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金57万1,000円の増額につきましては、今回の補正予算における財源調整のため補正を行うものでございます。

次に、歳出予算でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、職員給与関係事業の159万9,000円の減額

及び、1つ飛ばしていただきまして、その下の款 地域支援事業費、項 包括的支援事業・任意事業費、目 包括的支援事業・任意事業費の職員給与関係事業の49万7,000円の増額につきましては人件費の補正となりますので、10ページ以降の補正予算給与費明細書でご説明させていただきます。10ページをごらんください。

一般職でございます。まず給与費ですが、比較のところ、給料で40万7,000円の減、職員手当で75万5,000円の減、共済費で6万円の増となり、合計で110万2,000円の減額となっております。給料につきましては、人事院勧告に準じた給与改定に伴う増及び人事異動等に伴う減による補正となっております。

また、職員手当につきましては、人事院勧告に準じた給与改定に伴う増、勤勉手当の支給率0.05月分の引き上げに伴う増及び人事異動等に伴う減による補正となっております。

次に、共済費につきましても、人事院勧告の増及び人事異動等に伴う減による補正となっております。

なお、11ページの給料及び職員手当の増減額の明細以降につきましては、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

恐れ入りますが、8ページ、9ページにお戻りください。

先ほどの続きでございます。款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、介護保険事務事業の電子計算機使用負担金26万7,000円の増額につきましては、新元号対応に係るシステム改修に伴う電子計算機使用負担金の増額によるものでございます。

次の款を1つ飛ばしていただきまして、款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金、国・府支出金等返還事業の国・府支出金等返還金45万円の増額につきましては、平成28年度の介護給付費負担金の再確定に伴い超過交付となった介護給付費を返還するものでございます。

次に、款 諸支出金、項 繰出金、目 一般会計繰出金、一般会計繰出事業の一般会計繰出金7,000円の増額につきましては、平成27年度及び平成28年度の低所得者保険料軽減繰入金の再確定に伴い、超過交付分を一般会計へ返還するものでございます。

以上で、議案第92号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第21 議案第93号 平成30年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）それでは、議案第93号 平成30年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の内容ですが、人事院勧告及び人事異動等に伴う人件費の補正を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の総則でございます。平成30年度熊取町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条の収益的収入及び支出の補正でございます。平成30年度熊取町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入として、第1款 事業収益、第2項 営業外収益の既決予定額から19万円を減額し、補正後の額を1億8,525万4,000円とするものでございます。それにより、第1款 事業収益の補正後の額を9億9,422万3,000円とするものでございます。

支出として、第1款 事業費、第1項 営業費用の既決予定額から555万5,000円を減額し、補正後の額を9億736万4,000円とするものでございます。それにより、第1款 事業費の補正後の額を9億5,626万8,000円とするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出の補正でございます。

予算第4条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,429万円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,348万8,000円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金6,086万8,000円」を「過年度分損益勘定留保資金6,006万6,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出として、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の既決予定額から80万2,000円を減額し、補正後の額を5億1,589万1,000円とするものでございます。それにより、第1款 資本的支出の補正後の額を6億4,525万1,000円とするものでございます。

次に、第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費を次のとおり補正するものでございます。職員給与費の既決予定額から635万7,000円を減額し、補正後の額を1億3,674万1,000円とするものでございます。

次の2ページは、平成30年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画でございます。

詳細については8ページからの説明書でご説明いたしますので、8ページをお開きください。

収益的収入の表をごらんください。

第1款 事業収益、第2項 営業外収益の他会計補助金の19万円の減額は、人事院勧告及び人事異動等への対応に伴い、一般会計から繰り入れています児童手当に係る負担金20万4,000円の減額並びに下水道事業会計から繰り入れています上下水道部長に係る兼務職員人件費負担金1万4,000円の増額補正を行うものでございます。

以上により、収益的収入合計の既決予定額9億9,441万3,000円から補正予定額19万円を減額し、9億9,422万3,000円とするものでございます。

続きまして、収益的支出の表をごらんください。

第1款 事業費、第1項 営業費用の原水及び浄水費302万8,000円の減額、配水及び給水費236万1,000円の減額、総係費16万6,000円の減額は、人事院勧告及び人事異動等に伴うものでございます。

以上により、収益的支出合計の既決予定額9億6,182万3,000円から補正予定額555万5,000円を減額し、9億5,626万8,000円とするものでございます。

次の9ページの資本的支出の表をごらんください。

第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の建設費80万2,000円の減額は、人事院勧告及び人事異動等に伴うものでございます。

以上により、資本的支出合計の既決予定額6億4,605万3,000円から補正予定額80万2,000円を減額し、6億4,525万1,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

平成30年度熊取町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正（第1号）でございます。

また、4ページから6ページまでは補正予算給与費明細書でございます。

また、7ページは平成30年度熊取町水道事業予定貸借対照表補正（第1号）でございます。

いずれも、このたびの補正に伴うものでございますので、後ほどお目通しくさせていただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第93号 平成30年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）についてのご説明を終

われます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。
議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第22 議案第94号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、議案第94号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の内容ですが、1つ目が人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の補正、2つ目が下水道ビジョン策定の延伸に伴う業務委託料の減額、3つ目が新元号対応に係る住民情報システム使用負担金の増額、4つ目が台風21号により被災した流域下水道施設の災害復旧に係る経費の計上、5つ目が住民訴訟に係る損害賠償金の納入等に伴う町債元金繰上償還金の増額補正を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の総則でございます。平成30年度熊取町の下水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条の業務の予定量の補正でございます。平成30年度熊取町下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正するものでございます。

第3項 主要な建設改良事業の流域下水道建設費負担金の既決予定額に58万5,000円を増額し、補正後の額を1,301万5,000円とするものでございます。

次に、第3条の収益的支出の補正でございます。予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用の既決予定額から147万1,000円を減額し、補正後の額を9億3,525万円とするものとし、第3項 特別損失の既決予定額に17万9,000円を増額し、補正後の額を511万6,000円とするものでございます。それにより、第1款 下水道事業費用の補正後の額を10億9,069万2,000円とするものでございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の補正でございます。

予算第4条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,715万9,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,845万1,000円」に、「引継現金500万円」を「引継現金2,113万7,000円」に、「当年度分消費税資本的収支調整額1,208万2,000円」を「当年度分消費税資本的収支調整額1,212万5,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金2億5,007万7,000円」を「当年度分損益勘定留保資金2億3,518万9,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入として、第1款 資本的収入、第1項 企業債の既決予定額に50万円を増額し、補正後の額を4億2,400万円とし、第4項 他会計出資金の既決予定額に262万4,000円を増額し、補正後の額を1億3,088万8,000円とするものでございます。それにより、第1款 資本的収入の補正後の額を6億5,639万4,000円とするものでございます。

支出として、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の既決予定額に243万5,000円を増額し、補正後の額を3億2,881万円とし、第2項 企業債償還金の既決予定額に198万1,000円を増額し、補正後の額を5億9,603万5,000円とするものでございます。それにより、第1款 資本的支出の補正後の額を9億2,484万5,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

次に、第5条の特例的収入及び支出の補正でございます。

予算第4条の2本文中、「当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額は、それぞれ5,723万2,000円及び1億7,541万8,000円である」を「当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額は、それぞれ1億3,366万4,000円及び1億1,182万9,000円である」に補正するものでございます。

次に、第6条の債務負担行為の補正でございます。

予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正するものでございます。

表に記載のとおり、下水道ビジョン策定業務委託を削除するものでございます。これは、当該業務委託について、提案型プロポーザルの公募を8月と9月の2回にわたり実施いたしましたが、先般の大阪北部地震及び台風21号の災害復旧の影響により、建設コンサルタント業界において業務担当者の確保が困難となり応募者がなかったため、翌年度の発注に延伸したところでございます。

次に、第7条の企業債の補正でございます。

予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について次のとおり補正するものでございます。

表に記載のとおり、流域下水道分の災害復旧事業債を追加するものでございます。

次に、第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費を次のとおり補正するものでございます。職員給与費の既決予定額に628万2,000円を増額し、補正後の額を8,629万円とするものでございます。

次の3ページは、平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画でございます。

詳細については9ページからの説明書でご説明いたしますので、9ページをお開きください。

収益的支出の表をごらんください。

第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用の管渠費の374万9,000円の増額は、人事院勧告及び人事異動等に伴うものでございます。

次の総係費の522万円の減額は、人事院勧告等に伴う61万2,000円及び新元号に対応する住民情報システム使用負担金170万4千円の増額がございまして、また、下水道ビジョン策定の延伸に伴い委員報酬9万4,000円、業務委託料744万円及び食糧費2,000円の減額を行うものでございます。

次の第3項 特別損失のその他特別損失の17万9,000円の増額は、人事院勧告及び人事異動に伴うものでございます。

以上により、収益的支出合計の既決予定額10億9,198万4,000円から補正予定額129万2,000円を減額し、10億9,069万2,000円とするものでございます。

10ページの資本的収入の表をごらんください。

第1款 資本的収入、第1項 企業債の50万円の増額は、台風21号により被災した流域下水道施設災害復旧に係る起債でございます。内容につきましては、支出でも負担金を計上しておりますが、中部水みらいセンター内の門型クレーンの転倒、ドーム型移動副蓋等の破損並びに磯ノ上送泥ポンプ場内の受電施設の損傷及びチューブ送泥管の管理用通路安全柵の破損の災害復旧工事となっております。

第4項 他会計出資金の262万4,000円の増額は、現金確保のため一般会計から財源調整を行うものでございます。

資本的支出の表をごらんください。

第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の下水道建設事業費243万5,000円の増額は、人事院勧告に伴う185万円、流域下水道施設災害復旧負担金58万5,000円となっております。

第2項 企業債償還金の198万1,000円の増額は、住民訴訟に係る損害賠償金の納入等に伴う町債

元金繰上償還金となっております。

以上により、資本的支出合計の既決予定額 9 億 2,042 万 9,000 円に補正予定額 441 万 6,000 円を増額し、9 億 2,484 万 5,000 円とするものでございます。

恐れ入りますが、4 ページへお戻りください。

平成 30 年度熊取町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正（第 1 号）でございます。

5 ページ、6 ページは、補正予算給与費明細書でございます。7 ページは債務負担行為に関する補正調書、8 ページは平成 30 年度熊取町下水道事業予定貸借対照表補正（第 1 号）でございます。いずれもこのたびの補正に伴うものでございますので、後ほどお目通しくださいませようお願い申し上げます。

以上で、議案第 94 号 平成 30 年度熊取町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第 38 条第 1 項の規定により、事業厚生常任委員会に付託します。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第 23 請願第 2 号 義務教育就学援助の充実を求める請願の件を議題とします。

本件の請願書の朗読をいたします。北川議会事務局長。

議会事務局長（北川雄彦君）請願第 2 号 義務教育就学援助の充実を求める請願。

請願代表者、くまとり社会保障推進協議会会長、伊藤 守氏、事務局長、大浦正義氏。

紹介議員は、江川議員、鱧谷議員でございます。

それでは、朗読いたします。

【請願の趣旨】

「子育て支援」の町づくりに逆行する就学援助の「所得基準見直し」（所得金額の引き下げ）の 2019 年 3 月実施を中止し、次のとおり就学援助を充実するよう請願します。

（1）町は、就学援助の利用を削減する「所得基準見直し」（裏面参照：「例●4人世帯・夫婦と子ども2人」では、所得額 370 万円から 52 万円引き下げ 318 万円に）を中止すること。

（2）教育委員会は、保護者に就学援助や町の認定基準の所得金額を分かり易く説明すること。

（3）町は、児童扶養手当を受ける世帯などに就学援助の利用を促すこと。

【請願の理由】

1. 「子育て支援」の町への期待が大きく、熊取町は「子育て支援」の施策を充実し、ベッドタウンとして発展してきた。ところが、この十年余、町は「財政難」を理由に「子育て支援」施策を後退させてきたため、町の特徴が色あせて、子どもと子育て世代・若年層の人口減少が進んだ。

2. 町長は、2018 年 3 月議会に就学援助の所得基準を見直し、利用数の大幅削減を見込む平成 30 年度予算案を提出した。議会は予算を可決したが、「就学援助の所得基準見直しが、保護者への説明がないまま実施されようとしていることに対し『・・・新年度は現行どおりとし、保護者に十分な説明をした上で見直しは来年度から』」（議会だより No.42）とする内容の付帯決議を可決した。そして、町は 2018 年 4 月実施を断念した。

3. 下表は平成 29 年度決算と 30 年度予算との比較です。平成 29 年度利用率は泉州 12 自治体（8 市 4 町）の平均 20.3%（5 人に 1 人）だが、熊取町は 17.9% でした。平成 30 年度（予算）予測では泉州平均は 20.6% に拡大するが、熊取町は「見直し」を実施すれば生徒数合計が 60 名減る中で利用数は 161 名減少、利用率は 14.0% に下落し、就学援助から 2 割余りを排除する見込みであった。一方、泉佐野市は子ども・子育て世代を増やすため子育て支援を拡充し、就学援助の利用率 20% を目標に

所得額を毎年引き上げた。熊取町が来年「見直し」を実施すれば、認定基準の所得額はトップから岸和田市や泉佐野市などより下落する。（裏面参照）。表については朗読を省略します。

4. 非正規雇用の拡大などにより、子育て世帯の貧困化と少子化が同時に進み、熊取町でも就学援助の利用率は年々拡大していた。この状況で、町が「見直し」大きな削減を実施することは、新たな「子育て支援」の後退であり、いっそう若年層の人口減少を招くものである。

以上です。

議長（坂上巳生男君）以上で請願書の朗読を終わります。

本件は、議会会議規則第91条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）以上で、本日の日程は終了しました。よって、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（「13時02分」散会）

12 月熊取町議会定例会（第 4 号）

平成30年12月定例会会議録（第4号）

月 日 平成30年12月19日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	南 和仁
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	
総 務 部 理 事	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 章
住 民 部 長	藤原 伸彦	健 康 福 祉 部 長	小山 高宏
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事		健 康 福 祉 部 理 事	
兼 子 育 て 支 援 課 長	木村 直義	都 市 整 備 部 長	泉谷 徹
都 市 整 備 部 理 事	阪上 敦司	都 市 整 備 部 理 事	大西 宏
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷ゆかり	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
教 育 次 長	貝口 良夫	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	野津 恵

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第78号 手数料条例の一部を改正する条例
議案第79号 事務分掌条例の一部を改正する条例
議案第80号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例
議案第85号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）について
議案第89号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第10号）
議案第81号 土砂埋立て等の規制に関する条例
議案第82号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第83号 介護保険条例の一部を改正する条例
議案第84号 指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）について
議案第86号 民事調停の成立について
議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定について
議案第88号 南部大阪都市計画道路熊取駅西1号線の区域外設置に関する協議について
議案第90号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第91号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第92号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第93号 平成30年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第94号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）

請願第2号 義務教育就学援助の充実を求める請願

追加付議議案

議案第95号 工事請負契約の締結について（平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事）

委員会提出議案第1号 議会委員会条例の一部を改正する条例

議員提出議案第8号 認知症施策の推進を求める意見書

議員提出議案第9号 義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書

議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年12月熊取町議会定例会第4日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（坂上巳生男君）本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る12月11日午後1時30分から、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、平成30年12月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、理事者提出議案として、工事請負契約の締結について（平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事）の件1件、委員会提出議案として、議会委員会条例の一部を改正する条例についての件1件、また、議員提出議案として、認知症施策の推進を求める意見書のほか1件、以上4件を追加議案といたします。

なお、委員会提出の1件については委員会に付託せず、また、理事者提出の1件及び議員提出の2件につきましては委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、理事者提出議案1件、委員会提出の議案1件、議員提出議案の意見書2件及び議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上5件を日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本5件を日程に追加することに決定いたしました。

議長（坂上巳生男君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第78号 手数料条例の一部を改正する条例の件、日程第2 議案第79号 事務分掌条例の一部を改正する条例の件、日程第3 議案第80号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件、日程第4 議案第85号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）についての件、日程第5 議案第89号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の件、以上5件を一括議題といたします。

本5件は、12月7日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。佐古総務文教常任委員会委員長。
総務文教常任委員会委員長（佐古員規君）それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る12月7日の本会議において本委員会に付託されました議案5件の審査を行うため、12月13日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第78号 手数料条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号 事務分掌条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第85号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第89号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第78号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第78号 手数料条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第79号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第79号 事務分掌条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第80号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第80号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第85号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第85号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第89号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第89号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第89号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第6 議案第81号 土砂埋立て等の規制に関する条例の件、日程第7 議案第82号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第83号 介護保険条例の一部を改正する条例の件、日程第9 議案第84号 指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）についての件、日程第10 議案第86号 民事調停の成立についての件、日程第11 議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定についての件、日程第12 議案第88号 南部大阪都市計画道路熊取駅西1号線の区域外設置に関する協議についての件、日程第13 議案第90号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件、日程第14 議案第91号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件、日程第15 議案第92号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件、日程第16 議案第93号 平成30年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）の件及び日程第17 議案第94号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）の件、以上12件を一括議題といたします。

本12件は、12月7日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。阪口事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長（阪口 均君）それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る12月7日の本会議において本委員会に付託されました議案12件の審査を行うため、12月11日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもと、事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第81号 土砂埋立て等の規制に関する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号 介護保険条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第84号 指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第86号 民事調停の成立についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定についての件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号 南部大阪都市計画道路熊取駅西1号線の区域外設置に関する協議についての件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第90号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第91号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第92号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第93号 平成30年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第94号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第81号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第81号 土砂埋立て等の規制に関する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第82号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第82号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第83号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第83号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第84号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第84号 指定管理者の指定(熊取町立老人福祉センター)についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第86号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第86号 民事調停の成立についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第86号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第87号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第87号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第88号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第88号 南部大阪都市計画道路熊取駅西1号線の区域外設置に関する協議についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第88号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第90号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第90号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第90号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第91号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第91号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第91号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第92号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第92号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第92号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第93号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第93号 平成30年度熊取町水道事業会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第93号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第94号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第94号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第94号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第18 請願第2号 義務教育就学援助の充実を求める請願の件を議題といたします。

本件は、12月7日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。佐古総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長(佐古員規君) それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る12月7日の本会議において本委員会に付託されました請願第2号 義務教育就学援助の充実を求める請願の件の審査を行うため、12月13日開催の総務文教常任委員会に紹介議員及び請願代表者の出席のもと審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

請願第2号 義務教育就学援助の充実を求める請願につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長(坂上巳生男君)以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、請願第2号 義務教育就学援助の充実を求める請願の件について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本件に賛成の方の発言を許します。江川議員。

13番(江川慶子君) 義務教育就学援助の充実を求める請願について、日本共産党熊取町議会議員団を代表して、私から賛成討論を行います。

くまもり社会保障推進協議会から出されたこの請願は、子育て支援のまちづくりに逆行する就学援助の所得基準の見直し、所得金額の引き下げの2019年実施を中止し、就学援助を充実するように求めたものです。

まず、1つ目は、町は就学援助の利用を削減する所得基準見直しを中止すること、2つ目に、教育委員会は、保護者に就学援助や町の認定基準の所得金額をわかりやすく説明すること、3つ目に、町は、児童扶養手当を受ける世帯などに就学援助の利用を促すことです。

平成30年2月に提案された第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の中に、要保護・準要保護就学援助費の見直し、周辺市町村の状況を踏まえ就学援助費の認定基準を見直す、熊取町の効果額は年607万7,000円、5年間で3,038万5,000円の数字が計上され、私は目を疑いました。それから1年余り、就学援助の見直しやめよとの質問を続けてまいりました。この間のやりとりの中で一番怒りに感じたのは、必要でない世帯まで援助しているとの答弁や説明があったことです。これは、町政が子どもたちに対して対応する施策であり、町長の姿勢が問われる問題だと何度も指摘してまいりました。

日本国憲法第26条には、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」第2項には、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と位置づけられています。また、児童の権利に関する条約、子どもの権利条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童、子どもを権利をもつ主体と位置づけ、大人と同様、一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。

熊取町は、昔から教育のまち、子育てのまちとして町政が行われてきました。しかし、財政難の折、保育料等近隣並みの水準に合わせた結果、町の魅力をだんだんと失ってきた経過があります。どこに住んでも子どもたちが安心して成長できるための施策は、本来、国が国政すべきことではありますが、熊取町に住んでいる限り安心だ、子どもを育てるなら熊取町へ、子育てのまち熊取として発展する取り組みを強化することがこれから大切ではないでしょうか。

今回の請願の1点目の就学援助の見直しは中止となりました。しかし、2つ目の認定基準をわかりやすく説明すること、3つ目の児童扶養手当を受ける世帯に対しては、一声かけ、受けていなければ手続を促すようにすべきだと思います。

今回の見直し撤回をきっかけに、議会と町がますます子育て支援へ一層力を注いでまいりましょう。

以上のことを申し上げまして、本請願に対して日本共産党熊取町会議員団の賛成討論といたします。

議長（坂上巳生男君）次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、請願第2号について討論を終わります。

それでは、請願第2号 義務教育就学援助の充実を求める請願の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（起立 13名）

起立全員であります。よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

議長（坂上巳生男君）次に、追加議事日程第1 議案第95号 工事請負契約の締結について（平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、議案第95号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

追加議案書の1ページをごらんください。

平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

まず、契約の目的ですが、平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事です。

次に、契約の方法は、制限付一般競争入札による契約です。

契約の金額は、1億1,890万6,920円です。

契約の相手方は、大阪府堺市西区浜寺船尾町西5丁6番地、株式会社橋本建設、代表取締役橋本紀和です。

次に、入札の結果につきましてご説明いたします。

熊取町制限付一般競争入札要項に基づきまして、平成30年10月25日付で熊取町告示第129号により本件工事について公告し、熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づく郵便入札を実施し、平成30年12月4日執行の応札業者7者による開札において同価の最低価格を提示した6者について、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじ引きで順位を決定し、第1位から第7位までの落札候補者を決定しました。

また、開札終了後、落札候補者順位が第1位の株式会社橋本建設について、一般参加資格要件を満たしているのか審査を行い、落札候補者として決定し、同社から翌12月5日午後1時を期限に必要な書類の提出を求め、事後審査資料について同日開催の第12回熊取町建設工事等業者選定委員会において審査した結果、落札者として決定したところです。

次に、工事概要についてご説明いたします。

議案書に添付しております資料、桃色の分界紙以降にございます資料追-1をお開きください。

工事概要ですが、工事名称は平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事です。

工事箇所は熊取町美熊台2丁目地内、工事概要は、ブロック積工81.8平方メートル、大型ブロック積工282.4平方メートル、工所用仮設道路工64.6メートル、植生工818平方メートル、グラウンドアンカー工44本、除草工6,738平方メートルとなっております。

次に、工期ですが、議決日から平成32年3月2日までです。

工事施工箇所の位置図及び標準横断図を資料としてあわせてお示ししております。

植生工なんですが、518平方メートルの誤りでございます。訂正をお願いします。

以上で、議案第95号 工事請負契約の締結について説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議していただきます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）7月豪雨で法面崩壊した美熊台のところが災害の復旧工事ですが、ちょっと教えていただきたいんです。

工事概要のところなんですけれども、横断図のところで法面のところはブロックを積んでという形になっているかと思うんですが、今まで土であった斜面、その法面というんですか、その辺はこ

の図ではちょっとわからないんですが、どういう形態になるんですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）崩壊した部分と申しますのがかなり軟弱な土質でございまして、その部分が滑ったというところもございまして、今回、大型ブロック積みの背面に、蜂の巣のような記号で書かせていただいているものですが、この部分を良質な碎石に置きかえて土質を強化するというところでございます。あわせて、大型ブロック積みの裏面の排水についても適正に処理できるように、碎石土砂というところで表示をさせていただいております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。

その斜面のところ、亀裂が入っていたと思うんです。だから、そういうところをしっかりと穴埋めさせていただいて碎石という形になるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）亀裂が入っている部分もこういった良質土に置きかえるというところで、今のところ考えてございます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。こういうことのないようにまたしっかりと工事していただきたいんですが、工事概要というものについての住民への説明というのはどういうことになっているんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）一応、工事の概要が決まった時点で、地元には10月20日に自治会及び住民に一応本工事の内容と今後のスケジュールについてご説明申し上げたところでございます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。その説明を聞いて住民からご意見等、またご要望等あったんでしょうか。これで了解していただいているんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）ご了解はいただいております。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。しっかりとまた取り組んでいっていただきたいと思います。早期にこういうふうに復旧工事を進めていただけるようになったこと、よかったかなというふうに思っております。

これは災害認定ということで、国からの補助もありますよね。ちょっとその辺の確認をさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）9月18日及び20日に国の災害査定を受検いたしまして、補助率といたしましては0.667というところで採択を受けてございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）今、工事概要図で説明していただきましたけれども、かなり広範囲にわたる工事になりますよね。それで、この間3月までとなりますと、5、6月の豪雨が予想される時期、それから秋の台風の来る時期が予想されますよね。それと、工事範囲が一番川底からやっていくということで、法面を上げていかなあかんということで、工事を3月2日までに完了させるためにはかなりの期間の猶予といたしますか、工事できないであろうという時期も予測されて日程を立てられていると思うんですけれども、そのことと、工事自体は一番下面から全部いくのか、長いスパンを何分割かにして少しずつやっていくのか、その辺はどういう状況ですか。どういう計画でしょう。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）一応、工期といたしましては平成32年3月2日までということで、約1年2カ月とってございます。

工事の手順としましては、まず現場に入っていくため、隣接する府道1号から仮設の道路工を施工していきまして、その後、議員おっしゃったように一番下の河川のブロックから順次上のほうに、次に一番下のブロック積みで終われば次の大型ブロック積みを施工する、それで法面を仕上げていると。それで、これ以外に被災箇所の上流部につきましても、今回土質試験を実施した結果、かなり地盤が緩いということもございまして、その部分につきましてはここに記載のグラウンドアンカー工というところでも予定してございますので、続いてグラウンドアンカー工の施工という順序で現在のところは考えてございます。

それと、先ほど渡辺議員のご質問で、一応査定は被災箇所については受けて、その部分については国費が乗るというところでございますけれども、被災箇所の上流部のグラウンドアンカー部分につきましては被災していない状況でございまして、あくまでも補強、防災の防除という観点から、この部分は単費工事になります。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）広範囲で非常に難しい工事になると思われるんですけれども、この1月、2月が勝負かなというぐらい、準備作業ができて6月までにどこまで工事が進めるかということと、そのときの状況で、上の碎石を入れる部分の取り外しと碎石を入れる分で上の住宅部の土が落ちてこないということを確認しながらやっていくということが必要になってくると思うんですが、その辺は業者に安全評価は任せるのか、町自体も、工事の進捗状況に応じてその状態をチェックできる技術のある人を現場に派遣して、町が確認しながら、あるいは評価しながらやっていく、その辺はどういう体制になりますか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）本工事につきましては、監督員というのを指定してございますので、常時進捗状況、安全性、これらについては現場に赴いて監督員と業者と常に協議をしながら、安全確保には努めてまいりたいと考えてございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）非常に難しい大きな工事になると思いますけれども、万全を期してできるだけ早く、工期短縮して復旧工事ができるように実施をお願いしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第95号 工事請負契約の締結について（平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、追加議事日程第2 委員会提出議案第1号 議会委員会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）委員会提出議案第1号 議会委員会条例の一部を改正する条例について説明いたします。

追加議案書の追-2ページをお開きください。

この条例案につきましては、地方自治法第109条第6項及び議会会議規則第13条第3項の規定により、議会運営委員会から提出するものでございます。

提案理由ですが、事務分掌条例の一部が改正されることに伴い、議会委員会条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものです。

改正内容ですが、説明につきましてはピンク色の分界紙の後ろの資料追-2、議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表により行います。

それでは、資料追-2をごらんください。

右が現行、左が改正案となっております。

現行の第2条第1号中下線部分「企画部」を、改正案の下線部分「総合政策部」に改めるものです。

本文の追-2ページにお戻りください。

附則ですが、この条例は平成31年4月1日から施行すると規定するものです。

以上で、委員会提出議案第1号 議会委員会条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号 議会委員会条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、追加議事日程第3 議員提出議案第8号 認知症施策の推進を求める意見書及び追加議事日程第4 議員提出議案第9号 義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議員提出議案第8号 認知症施策の推進を求める意見書についてご説明申し上げます。

追加議案書の追-4ページをお開きください。

議員提出議案第8号 認知症施策の推進を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川	慶子
賛成者	熊取町議会議員	浦川	佳浩
同じく		文野	慎治
同じく		鱧谷	陽子
同じく		二見	裕子
同じく		矢野	正憲

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをごらんください。

認知症施策の推進を求める意見書。

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けている。2015年に推計で約525万人であったものが、2025年には推計で700万人を突破すると見込まれている。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。

また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳をもって生きることができ、社会の実現をめざし、当事者の意思を大切に、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、「若年性認知症」など、これまで十分に組み込まれてこなかった課題にも踏み込んで行く必要がある。さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。

よって政府におかれては、認知症施策のさらなる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れた、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

1. 国や自治体をはじめ企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。

2. 認知症診断直後は、相談できる人がいないといった人が多く存在しており、診断直後の空白期間が生じている。この空白期間については、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成することによる支援体制の構築を図ること。

3. 若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。

4. 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたりハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、議員提出議案第9号 義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書についてご説明申し上げます。

追加議案書の追－6ページをお開きください。

議員提出議案第9号 義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者 熊取町議会議員 江川 慶子

賛成者 熊取町議会議員 浦川 佳浩

同じく 文野 慎治

同じく 鱧谷 陽子

同じく 二見 裕子

同じく 矢野 正憲

同じく 佐古 員規

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをごらんください。

義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書。

「義援金差押禁止法」とは、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや義援金として交付された金銭を差し押さえすることを禁止した法律であり、2011年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務や借金返済を抱えていても、義援金が震災の被災者の手元に残るようにするため議員立法で成立させたものである。

また、2016年の熊本地震や、2018年の大阪北部地震、西日本豪雨災害の際にも同様に法的枠組みを作り、国会会期中に速やかに成立させている。

しかし、これまでの法律は台風や地震など個々の災害に対応した時限立法として、災害発生のたびに立法化されてきた経緯があり、近年の我が国の自然災害の頻度を考えると、災害発生時、常に対応可能な恒久法としての制定が求められているところである。

そこで国としては、近年、災害が頻発化する中、災害が起こるたびに立法措置するのではなく、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、「義援金差押禁止法」の恒久化を早急に進めるべきである。

記

1. 「義援金差押禁止法」については、近年、自然災害が頻発化する中、災害が起こるたびに立法措置するのではなく、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、恒久法としての立法化を早期に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上2件について、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本2件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、本2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

よって、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第8号 認知症施策の推進を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第9号 義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、追加議事日程第5 議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申

出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む。）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、平成30年12月定例会閉会から平成31年3月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、平成30年12月定例会閉会から平成31年3月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（坂上巳生男君）以上で、本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、本定例会においてご指摘、ご要望いただきました点につきましては、今後の町政運営の中で十分留意し、さらなる町政発展、また住民皆様に明るい希望と楽しみを持っていただけるよう努力してまいりたいと存じますので、議員皆様方のより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、ことしも残すところあと10日余りとなりました。議員皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、輝かしい新年を健やかに迎えられますようご祈念申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。よいお年をお迎えください。

議長（坂上巳生男君）これをもちまして、平成30年12月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「11時09分」閉会）

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成30年12月19日

熊取町議会

議 長

坂 上 巳生男

議 員

渡 辺 豊 子

議 員

服 部 脩 二